

# 大学評価のメタ評価に関する 調査研究報告書

2012年4月

独立行政法人 大学評価・学位授与機構  
研究開発部

林 隆之、野田文香、渋谷 進



## はじめに

本調査は、大学評価を実施する機関や、その機関が行う大学評価作業ならびに評価結果を対象とした評価（評価の評価）のあり方を、海外の事例から検討することを目的としている。本調査ではこのような「評価の評価」を、「メタ評価」と総称する。

大学評価は大学の教育研究の質を保証し、向上するとともに、大学の教育研究活動について社会からの理解と支援を得ることを目的として行われる。しかし、そのような大学評価という営み自体が適正な質を確保していなければ、評価結果は大学の改善のために活用されることもなければ、社会から認知され、信頼を得ることもないであろう。また、大学評価が多くで行われるようになり、さらに、学生の流動性が増すとともに、国境を越えて提供される教育が増加することによって、大学評価結果の海外諸国との相互承認などの新たな課題も生じている。その際には、日本において行われている大学評価が、国際的にも通用する質を有することを示さなければならない。

では、大学評価を行う機関は、自らが実施する評価の質をいかに保証し、向上させていくべきであろうか。また、国レベルでは、そのためにいかなる構造を有しているべきであろうか。本調査では、海外のいくつかの国、ならびに国際的な協会組織を対象として、メタ評価に該当する活動を、その位置づけや、実施体制・方法、メタ評価の基準などの点から分析し、日本への含意を検討するものである。

本報告書では、第1章を総論として、各国・国際機関におけるメタ評価の概要と比較分析の結果を述べ、日本への含意を指摘する。続く各章では、米国、オランダ、英国の事例をより詳細に紹介する。総論には含まれない、機関の内部での質保証活動や評価方法の自己分析、近年の評価基準改訂への外的要求の事例なども説明する。また、報告書の後半では、大学評価に関する各国や国際的な協会組織等のガイドラインや基準など、メタ評価に関する資料の翻訳を掲載している。これらに適合していることを示すことが日本の大学評価の国際通用性を示す一つの方法となりうると考える。

本調査の内容が、日本に複数存在する大学評価機関における質保証・質向上のための一つの資料となれば喜びである。

なお、本調査では、外部研究協力者として下記の先生方よりご講演をいただくとともに、議論へ参加いただき、調査の焦点を定めていった。ここに記すことで、深く御礼を申し上げたい。

大場 淳 広島大学 高等教育研究開発センター 准教授  
齊藤 貴浩 大阪大学 大学教育実践センター 准教授  
杉本 和弘 東北大学 高等教育開発推進センター 准教授  
(当時は鹿児島大学教育センター)



# 目次

はじめに .....	iii
第1章 大学評価機関に対する質保証・質向上の枠組み ..... 林 隆之、野田文香、渋井 進	1
第2章 米国ア krediyteeshonにおけるメタ評価システム .....	野田文香 37
第3章 オランダにおけるメタ評価の複合的構造 .....	林 隆之 55
第4章 イギリスにおけるメタ評価 .....	渋井 進 67
翻訳資料1 米国 CHEA 「ア krediyteeshon団体の認証 方針と手続き」 .....	81
翻訳資料2 英国 QAA 「『機関別監査の結果』第1シリーズ総括」 .....	95
翻訳資料3 INQAAHE 「優良実践ガイドライン 2007」 .....	107
翻訳資料4 ENQA 「欧州高等教育圏における質保証の基準とガイドライン」 ..... 杉本和弘・東北大学准教授（監訳）	113
翻訳資料5 ENQA 「欧州高等教育圏における質保証機関の外部レビューのためのガイド ライン」 .....	133
翻訳資料6 EQAR 「申請者ガイド」 .....	167
翻訳資料7 ECA 「優良実践規範」 .....	181



## 第1章 大学評価機関に対する質保証・質向上の枠組み

林隆之、野田文香、渋井進

**要旨** 本稿では、大学評価機関や大学評価の方法・結果に対する評価（メタ評価）を通じた、大学評価機関の質保証や質向上の枠組みのあり方を検討する。日本の認証評価の課題としては、自主規制を基礎とする認証評価に対する信頼の確保や、認証評価機関が競争する環境下での評価の質の確保、評価の有効性や効率性の向上が挙げられる。それらへの対応としてメタ評価を位置づけた上で、米国、オランダ、ドイツ、英国、ならびに、INQQAHE、ENQA と EQAR、ECA といった国際協会におけるメタ評価に該当する活動を整理・比較する。各事例からは、政府、大学、評価機関のバランス関係の中で様々な形態でメタ評価が行われていることが明らかとなった。これらを参考にして、日本においても定期的な質管理を行うことが望まれる。また、各種の国際的なガイドライン等に照らして、日本の大学評価機関の対応が必要となる事項としては、1)評価機関の内部質保証システムの構築、2)評価機関の意思決定の独立性の明示、3)評価実施後のフォローアップ、4)大学セクターなどのシステムレベルの分析、5)国内外の機関との連携や国境を越えた教育の扱い、などが挙げられる。定期的な質管理を通じてこれらを保証・促進することにより、大学評価の国際通用性を向上させることが求められる。

### 1. はじめに

日本の認証評価制度は 2004 年に導入され、機関別認証評価および専門職大学院認証評価ともに、既に第一サイクルを終了した。機関別認証評価の第二サイクルが開始される前には、中央教育審議会大学分科会に設置された質保証システム部会を中心に、国の公的な質保証システムの全体像が検討され、認証評価制度の改善方向についても論点整理が行われた。特に設置基準等の法令適合性の確認を明確な形で行い示すことや、大学の内部質保証システムの重視などを課題に挙げ<sup>1</sup>、既に機関別認証評価機関の第二サイクルの評価基準に反映されている。また、法科大学院に関しては、同分科会の法科大学院特別委員会にて教育の質向上の方策が検討され<sup>2</sup>、第二サイクルの認証評価のあり方が提言されており、既にその内容も反映されている。

このように制度としての認証評価の見直しは行われているが、個々の評価機関が行った評価作業や評価結果の妥当性は十分に検討されてきた状況ではない。大学評価が社会に認知されて尊重されるためには、評価作業やその結果の質を担保することは不可欠であるが、それらの質管理はいかになされるべきであろうか。米国では、金銭を支払えば安易に学位を授与する「ディグリー・ミル」と呼ばれる高等教育機関が、自ら評価機関をも設立してアクレディテーションを行う「アクレディテーション・ミル」と呼ばれる問題の可能性が指摘されている<sup>3</sup>。日本では、学校教育法第百十条において、認証評価機関になろうとする者は事前に

<sup>1</sup> 中央教育審議会大学分科会「中長期的な大学教育の在り方に関する第二次報告」平成 21 年 8 月 26 日

<sup>2</sup> 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」平成 21 年 4 月 17 日

<sup>3</sup> “Degree Mills: an old problem and a new threat”, CHEA.  
<http://www.chea.org/degreemills/default.htm>

文部科学大臣の認証を受けることとなっており、「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」に基づいて審査を受けなければならないため、このような事態には至らないと考えられる。しかし、一度認証された後に、評価作業や評価結果の質をいかなる構造のもとで担保すべきかは明らかでない。

本調査では、海外における大学評価機関やその評価活動・評価結果の評価や質管理を行う活動を「メタ評価」と総称し、その分析を行う。国のシステムの中での位置づけ、実施体制と方法、具体的な基準内容を分析し、日本への示唆を検討する。海外における大学評価機関やその活動への要求事項を把握することは、日本の大学評価の国際通用性を向上させる検討の材料となることも期待される。

本章では、第2節で日本の大学評価の質管理の原理的な課題を議論し、第3節ではいくつかの国の事例を、第4節では国際機関による取り組みを概観する。第5節でそれらを踏まえて、日本への含意を検討する。

## 2. 評価のメタ評価が求められる原理的課題

評価機関ならびにその評価活動や評価結果を評価することは「屋上屋を架す」ことでもあり、全体コストの上昇にもつながる。そのため、評価の評価（メタ評価）が必要とされる理由を検討し、その原因への対応方法を検討することが求められる。以下では、特に日本の認証評価の文脈の中でメタ評価が必要となる理由を、評価実施体制の構造上の問題、ならびに、評価作業の運用上の問題から検討する。

### (1) 自主規制に対する信頼の確保

日本の認証評価は、評価される大学とは独立の評価機関が実施する第三者評価である。しかし、評価方法としてはピアレビュー方式が尊重され、多くの評価者は大学教員である。また、評価機関の運営を審議する組織も大学代表者を中心とする場合が多い。その点において認証評価は、大学セクターがその構成員に対して評価を行い、質の維持・向上を図る「自主規制」の一つであると見ることができる<sup>4</sup>。

自主規制を公法学の見地から論じた原田(2007)は、行政府による直接規制に代わり、自主規制を採用するメリットとデメリットを整理している。メリットとしては、第一に憲法に内在する限界を克服できることを挙げ、特に、学問の自由や表現の自由への直接介入を回避しなければならない場合や、規制対象が絶えず激しく変動し、それに即応する必要がある場合への対応方法となりうることを指摘している。第二に、規制内容の専門化・個別化への対応が可能であり、被規制者の行動自由を確保しながら、最低限の規制基準を上回るコンプライ

<sup>4</sup> 原田(2007)によれば、自主規制とは「ある私的法主体に対して外部からインパクトが与えられたことを契機に、当該法主体の任意により、公的利益の実現に適合的な行動がとられるようになること」と定義される。これを日本の認証評価に当てはめれば、学校教育法に基づいて第三者評価を受けることが義務づけられたことを受け、評価を受ける大学の任意により評価機関が設立され、教育の質保証という公的利益に向けた活動が実施されていることになる。



アンス活動を誘導できることや、被規制者の置かれている状況に応じた規制内容の個別化を可能にすることが挙げている。第三に、国家の負担軽減が可能となることを挙げている。これらの諸点は高等教育にも当てはまる。学問の自由への行政の直接介入を制限する必要があり、また、大学の教育内容は高度に専門的で、かつ各大学によって特徴が異なるため、それらに適合した評価を、行政コストを直接支払わずに実施できるメリットがある。

一方で、原田(2007)は自主規制のデメリットをも指摘する。第一に公法的制約から逃れるための潜脱手段として使われ、被規制者・利害関係者の権利・利益が侵害されうる。第二に被規制者側が微温的な措置・過小規制で済ませるという民主制プロセスに対する特権性・閉鎖性がある。第三には自主規制の名の下に独占が生じたり、どのようなコンプライアンス行動をとるべきかの情報収集のコストが被規制者に発生するなど、自主規制の非効率性・高コスト性があることを指摘している。中でも第二点目は規制される側が規制内容や規制方法を定めるために、厳しい内容・方法を回避する可能性があり、自主規制は信頼に値しないとする批判が生じると説明されている。

この整理に即すれば、大学評価においては、政府の直接規制ではない自主規制を採用することには合理的なメリットはあるが、外部からの信頼という点では、評価への不信が生じる構造が内在していることになる。このような傾向は米国のアクレディテーションでも顕著である。米国のアクレディテーション団体は大学や専門職団体が組織したボランタリーな団体であり、大学を評価することで当該団体自身への加盟判定を行ってきた。Weissburg & Ranville (2007)は、前ブッシュ政権におけるスペリングス教育庁長官の委員会による質保証機関への介入は、自主規制として設立されているアクレディテーションが十分な説明責任を果たさない構造になっていることに由来する衝突であると指摘する。その上で、このような構造的問題には、チェック・アンド・バランス体制により対外的な説明が可能な構造形成が必要である旨を指摘する。

## (2) 評価機関間の競争構造における質の確保

第二に、日本では認証評価を行う機関が複数存在し、競争関係として制度設計されている。他国でも評価機関が複数存在する場合は見られるが、実際には、評価対象となる大学の地域や、評価対象の組織レベル（機関単位か専門分野プログラムか）、学問分野の違い、対象機関の法的地位（大学か専門職業大学か）により棲み分けがなされている場合が多い。ENQAによる欧州の質保証機関に対する調査では、回答した48機関のうち28機関は「当該国において質保証に責任を有する唯一の機関」である。それ以外には国際的に活動する機関が含まれるほか、「質保証機関が同じ責務を担って競争環境にあるのはドイツ、オランダ、ならびにスペインがこれに入るとも言える。複数機関があるその他の国では、機関ごとに別の責務を負っており、互いが競合することは無い」と述べられている(Costes et al., 2008, p.22)。

これに対して日本では、認証評価機関は大学機関別では3機関あり、専門職大学院の認証評価でも同じ分野に複数の評価機関が存在する。このような制度設計の背景としては、中央教育審議会の答申(平成14年)では「大学の理念や特色は多様であるため、各々の評価機関が

個性輝く大学づくりを推進する評価の在り方に配慮するとともに、様々な第三者評価機関がそれぞれの特質を生かして評価を実施することにより、大学がその活動に応じて多元的に評価を受けられるようにすることが重要である<sup>5</sup>と述べており、その議論において考慮された総合規制改革会議の報告（平成 13 年）には「評価認証機関については、互いに質の高い評価認証サービスを提供することを競い合う環境を整えるため、株式会社も含め設立できることとし、特定の機関の独占としない」<sup>6</sup>とされている。

大学が評価機関を自ら選択するという市場原理に基づく競争環境のもとでは、評価機関は顧客である大学を獲得するために、顧客の意向に沿った評価サービスを適切な料金で提供することが要請される。そのため、顧客である大学側の意向に沿った評価へと誘導されやすい構造が内在する。仮に大学が自らの特質を踏まえた質向上を評価によって実現することを重視していれば、認証評価機関はそのような点からサービスの質を競うことになる。他方、仮に多くの大学が評価を安易に終わらせたいという意向を有すれば、評価はそのような方向へ誘引される構造が原理的に存在する。このような構造下では、顧客である大学の意向のみが過度に反映されないような質管理の構造を確保することが求められる。

### （3）評価の有効性・効率性の確保

大学評価にかかる費用は、日本においては大学が手数料や会費によって評価機関に支払う。また大学は自己評価を行う過程で多大な機会費用を評価に費やしている。そのため、評価に支払ったコストに見合う効果が得られているのかという、サービスの費用対効果の視点から大学評価のメタ評価が求められる。日本の認証評価はその目的が法律に明確に定められていないが、教育の質保証、改善、アカウンタビリティが目的として認識されており、それら間のトレードオフ関係は問題となる。これは海外においても同様であり、Harvey & Williams (2010)は大学評価に関するいくつかの先行研究をレビューし、改善とアカウンタビリティ間のバランスの問題が多く指摘されており、特にアカウンタビリティへの要求がある場合に改善の促進がうまくいかないことが指摘されていると述べている。

また、大学のみならず社会にとっても評価結果の情報の有効性は課題となる。評価結果が学生の進路選択や政策形成などの各種の意思決定に用いることが可能なものとなっているかは検証が求められる。これは一国内にとどまらず、学生の国際流動性が増し、大学間の連携・共同も増すことによって、海外学生が大学評価の情報をもって国際的に大学を比較して意思決定ができる状況となっているか、海外大学が提携先の選択や学位の相互承認を可能とする評価情報となっているかも課題となる。

以上のように、大学評価の自己規制や競争環境という構造面から生じる課題と、評価の実際の運用における有効性の課題が挙げられる。前者については、実際にいかに優れた評価がなされていようとも、構造上の理由から社会的な信頼が得られにくい可能性がある。それを

<sup>5</sup> 中央教育審議会「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について（答申）」平成 14 年 8 月 5 日

<sup>6</sup> 総合規制改革会議「規制改革の推進に関する第 1 次答申」平成 13 年 12 月 11 日

解消するためには更なる構造的な対応が求められる。また、後者では、実際の評価結果や評価結果がもたらす効果を分析することによって、評価の有効性を改善するシステムを組み込むことが望まれる。

上記の問題意識をもとに、次節・次々節では、海外諸国および国際機関において、大学評価機関や評価方法を対象とするメタ評価がどのような社会的位置づけで構築されているのか、実際にどのようなメタ評価体制やメタ評価方法がとられているのか、ならびに、どのような基準によりメタ評価がなされているかを概観する。

### 3. 各国におけるメタ評価の状況<sup>7</sup>

#### 3.1 米国におけるア krediteーション団体の認証<sup>8</sup>

米国では一般的に連邦政府は合衆国憲法に列挙された権限のみを行使し、それ以外の権限は州と国民に留保されている。そのため、高等教育のア krediteーション団体も連邦政府関連機関ではなく、高等教育機関が設立した民間の非政府組織となっている。米国では、7,000の高等教育機関を19の機関別ア krediteーション団体(6つの地域別ア krediteーション団体と、宗教関連や職業関連の団体など)が評価し、18,000のプログラムを63の専門分野別ア krediteーション団体が評価している。これらのア krediteーション団体は、連邦教育省長官と高等教育ア krediteーション協会(CHEA)の2者により、それぞれに認証される(詳細は本報告書の第2章を参照)。

##### 3.1.1 米国の連邦教育省長官による認証

###### a) 位置づけ

教育省長官は、国に承認されたア krediteーション団体のリストを公表することが高等教育法(Higher Education Act)により定められている<sup>9</sup>。高等教育法のTitle IVによる財政支援プログラム等、学生が連邦政府からの資金援助を受給するためには、所属する高等教育機関が教育省長官により認められたア krediteーション団体による認証を受けていることが条件となっている。このような連邦政府による認証は、朝鮮戦争退役軍人奨学金プログラムが開始された1952年より行われていると言われる。ア krediteーション団体は、認証を受けずとも評価活動を行うことはできるが、その評価では高等教育機関が資金援助受給の対象となるための条件とはならない。

ア krediteーション団体は、後述する基準を遵守していることを示すことができれば、

<sup>7</sup> 本稿の各国概説においては、「大学評価」、「認証評価」、「外部質保証」、「ア krediteーション」などの類似しているが異なる用語を、各国での使用に即して用いる。ただし、本稿ではこれらを区別して議論することせず、これらの総称としての「大学評価」に対する評価(メタ評価)を議論する。

<sup>8</sup> 米国のア krediteーションの状況については、大学評価・学位授与機構(2010)「諸外国の高等教育質保証システムの概要 アメリカ合衆国」参照。

[http://www.niad.ac.jp/english/overview\\_us\\_j.pdf](http://www.niad.ac.jp/english/overview_us_j.pdf)

<sup>9</sup> <http://www2.ed.gov/admins/finaid/accred/index.html>

認証が与えられる。また、5年ごとに再認証を受けることが求められ、さらにその間、モニタリングによりアクレディテーション団体の評価活動の中間報告が求められる。

#### b) 実施体制と方法

現時点では認証作業は、連邦教育省の中等後教育局(Office of Postsecondary Education)の中のアクレディテーション団体評価事務局 (The Accrediting Agency Evaluation Unit) が運営を行い、1992年に成文化された委員会組織である「高等教育機関の質と健全性に関する諮問委員会(National Advisory Committee on Institutional Quality and Integrity: NACIQI)」<sup>10</sup>が判断を行って教育省長官に提言を行う。

具体的には認証を受けようとする機関は、NACIQIの会議の半年前までに申請書を提出する。申請書には、その団体が認証されようとしている範囲、認証基準への遵守の証拠、補足文書を示す。ただし、そのための統一的な様式が存在するわけではない。認証作業はまずアクレディテーション団体評価事務局のスタッフが申請書の分析を行うとともに、申請の事実が連邦広報に掲載され、コンプライアンスに関するパブリックコメントが求められる。また、事務局スタッフはアクレディテーション団体の訪問調査に同行したり、最終判定会議を査察する。また、アクレディテーション団体のスタッフや関係者に対するヒアリングを行う。それらをもとに認証の提案を含めた分析を作成する。それが NACIQI の会議に提出され、NACIQIにて承認の是非が判断される。最終的に認証の承認が教育省長官に求められる。

#### c) メタ評価の基準

アクレディテーション団体の認証のプロセスと基準は、連邦規則集 34 卷 602 条 (34 CFR Part 602) において定められている。申請するアクレディテーション団体は、その Subpart B に記された認証基準 (Criteria for Recognition) を遵守していることを示さなければならない。

表 1 米国教育省による認証の基準

基本的な適格性要求事項
602.10 連邦プログラムとの連携
602.11 アクレディテーション活動の地理的範囲
602.12 アクレディテーションの経験
602.13 他者による機関の受容
組織的・管理的要求事項
602.14 目的と組織
602.15 管理運営と財政的責任
要求される基準とその適用
602.16 アクレディテーションとプレ・アクレディテーションの基準(standard)
602.17 アクレディテーションの決定への基準の適用
602.18 意思決定の一貫性(consistency)の保証

<sup>10</sup> <http://www2.ed.gov/about/bdscomm/list/naciqi.html>

- 602.19 アク্রেディテーションをした機関やプログラムのモニタリングや再評価
- 602.20 基準の実施
- 602.21 基準のレビュー

要求される運営方針と手続き

- 602.22 実質的变化
- 602.23 全ての機関が満たすべき運営手続き
- 602.24 特定の機関別アクレディテーション団体が満たすべき追加手続き
- 602.25 適正手続き
- 602.26 アクレディテーションの決定の通知
- 602.27 アクレディテーション団体が教育省に提供すべき他の情報
- 602.28 州や他のアクレディテーション団体の決定の考慮

### 3.1.2 米国 CHEA

#### a) 位置づけ

CHEAは、3000に及ぶ大学・カレッジと、CHEAが認証する60のアクレディテーション団体の協会組織であり、アクレディテーションを通じた教育研究の質の自己規制についての意見表明（アドボカシ）や、会合開催・情報提供などの各種活動を行う<sup>11</sup>。

CHEA設立の経緯は、1949年にアクレディテーション関連の2つの協会組織が設立された時点に遡る(Bloland, 2001)。一つは高等教育機関団体などから構成されたNational Commission on Accreditationであり、地域別と専門職業別のアクレディテーション団体が重複して存在することによる高等教育機関の負担軽減を目指した団体であった。もう一つは地域アクレディテーション団体の協会であるNational Commission on Regional Accrediting Agenciesであり、団体間の調整を目的としていた(後者は1964年にFederation of Regional Accrediting Commissions of Higher Educationへ改組)。1975年に、政府の介入に対抗できる団体が存在する必要があるという認識から、この2つの組織が合併してCouncil on Postsecondary Accreditation (COPA)を設立し、このCOPAがアクレディテーション団体の認証を主たる業務として行うようになった。その目的はアクレディテーション団体が高等教育機関との適切な関係を構築するようにするため、ならびに、アクレディテーション団体の数が多いというという見方に対抗することにあつたとされる(Brittingham, 2009)。しかし、1992年の高等教育法の再受権時に、一部の高等教育機関による連邦学生奨学制度の不正やローン焦げ付き等の問題の顕在化に伴い、高等教育の信頼が大きく揺らぎ、ゲートキーパーとしてのアクレディテーションへの信頼も低下した。この改正に対するCOPAの対応においてCOPAの組織としての機能不全が問題となり、1993年にはCOPAの内部で解散が決議された。その後の2年間は、COPAの認証機能は後継のCommission on Recognition of Postsecondary Accreditation (CORPA)によって維持されてきたが、National Policy Board等での議論を経て、アクレディテーションを受ける大学やカレッジをメンバーの中心にしてアクレディテーション団体を含む新たな協会組織として、1995年にCHEAが設立されることが議決された。

<sup>11</sup> CHEA:At-A-Glance. [http://www.chea.org/pdf/chea\\_glance\\_2006.pdf](http://www.chea.org/pdf/chea_glance_2006.pdf)

CHEA によるア krediyteeshon 団体の認証は連邦政府による認証と異なる立場を保持している。すなわち、認証を通じて、ア krediyteeshon が高等教育の教育研究の質を高め、アカウンタビリティを明確にし、高等教育機関が改善のための自己調査や計画策定を促進するような基準を有していることを確認することであるとされる。

CHEA によるア krediyteeshon の団体の再認証は 10 年ごとに実施され、その間、3 年目および 6 年目に中間報告を行うことが課されている。

#### b) 実施体制と方法

認証されようとするア krediyteeshon 団体は「ア krediyteeshon 団体の認証：方針と手続き (*Recognition of Accrediting Organizations Policy and Procedures*)」に定められた基準を満たしていることを示す申請書類を提出する。CHEA のスタッフによる書面審査の後に、CHEA により任命されたピアによる訪問調査が行われる。実際に、ア krediyteeshon の意思決定プロセスを視察することにより、ア krediyteeshon が適切に実施されているかを確認する。この訪問調査報告書が CHEA 内部の認証委員会において審議され、CHEA 理事会で最終的に承認される。

#### c) メタ評価の基準

CHEA では「ア krediyteeshon 団体の認証：方針と手続き」により、申請資格と認証基準を定めている。申請資格により、CHEA による認証を受けるア krediyteeshon 団体は、学位を授与する高等教育機関のア krediyteeshon を行っている団体に限定される。

表 2 CHEA 「ア krediyteeshon 団体の認証：方針と手続き」  
における申請資格と認証基準

<p>9. 申請資格 CHEA 認証の申請資格を持つためには、ア krediyteeshon 団体は、</p> <p>A. その団体によってア krediyteeshon を受けている高等教育機関・プログラムの大部分が高等教育の学位を授与しているという条件を含め、その団体のミッションとその範囲が CHEA の『機関の申請資格と認証の方針』(添付資料 B) に一致していることを明確に示さなければならない。この『方針』の中で、認証作業は、高等教育機関またはプログラムの教育研究の質を保証する上でのア krediyteeshon 団体の有効性に今後いっそう強調点をおくよう規定している。</p> <p>B. 非政府組織でなければならない。</p> <p>C. 米国の高等教育機関か海外の高等教育機関であるかに関わらず、高等教育学位を授与する法的な権限を持つ高等教育機関やその内部のプログラムを対象とするア krediyteeshon を行っていないなければならない。</p> <p>D. 一般に認められた高等教育のレベルにある高等教育機関またはプログラムのア krediyteeshon を行っていないなければならない。</p> <p>E. 正式かつ公に文書で以下を記した手続きを定めていなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ア krediyteeshon 実施の基礎となる、その団体の意思決定のプロセス、方針、手続き</li> <li>2. 与えられるア krediyteeshon の範囲、用いられる評価基準 (基準または特徴)、与えられるア krediyteeshon ・ステータスのレベル</li> </ol> <p>F. 高等教育機関・プログラムによる自己評価、および現地調査チームによる現地審査を含む手続きを確立しているか、CHEA が妥当であると判断する他のプロセスを確立していなければならない。</p> <p>G. ア krediyteeshon 活動とア krediyteeshon ・ステータスの決定において親組織や後援組織から独立していることを明確に示さなければならない。</p> <p>H. 実際に活動が行われており、提出されたア krediyteeshon 範囲説明書に明記されている学位レ</p>
--

ベルまたはプログラムのタイプごとに、アクレディテーションの意思決定組織による判断を含め、複数のアクレディテーション審査を完了していなければならない。

12. 認証基準 CHEA の認証を申請するアクレディテーション団体には次の 6 つの基準が適用される。
- A. 教育研究の質の向上
  - B. アカウンタビリティの明示
  - C. 必要な変化や改善のための自己精査および計画の奨励
  - D. 意思決定における適切かつ公正な手続きの採用
  - E. アクレディテーション審査の継続的なレビューの明示
  - F. 十分な資源の保有

### 3.2 オランダにおけるVBIの認証<sup>12</sup>

#### a) 位置づけ

オランダでは 1980 年代後半より教育プログラムの評価制度が構築されてきたが、1999 年以降のボローニャ・プロセスへの対応の中で、教育プログラムの評価を統一的なアクレディテーション制度へと変更することを決定し、2002 年に高等教育・研究法 (WHW) を改正した。その結果、オランダと、オランダ語圏であるベルギーのフランダース地方を対象とする新たなシステムが構築された (Dittrich, Frederiks, & Luwel, 2004; Jeliazkova & Westerheijden, 2004)。

この制度の特徴はアクレディテーション作業が二重構造で行われていることである。新設プログラムを除けば実際の評価作業を行うのは複数の民間の訪問評価機関 (Visiterende en Beoordelende Instanties: VBI) であり、それらの評価結果を基に政府出資の独立機関であるオランダ・フランダース・アクレディテーション機構 (NVAO) がアクレディテーションの判断を行う。この二重構造において、NVAO は VBI に求められる条件を設定し、それを満たしていると判断した機関のリストを公表することが高等教育・研究法に規定されている。この規定に基づき、NVAO は VBI の認証や監査をこれまで実施している。2010 年 1 月時点で VBI は 7 機関あり、オランダ国内の 4 機関、ドイツに所在する 2 機関、1 つの国際機関である<sup>13</sup>。高等教育機関は、どの VBI に評価作業を委託するかを自ら選ぶことができ、高等教育機関自身がその評価費用を支払う。

また、アクレディテーションの判断のために NVAO は VBI の評価パネルが作成した評価報告書を対象とした二次的分析を行っており、評価結果に対するメタ評価に相当する。二次的分析の結果、問題が見られる場合には追加調査を実施したり、検証委員会を開催する。

なお、2011 年からはアクレディテーションは第二サイクルに入っており、機関単位の質保証評価が導入され、それを任意で受審し「妥当である」という結論を得ればプログラム評価はより簡素な評価 (limited program assessment) で済ませることができる。この簡素なプログラムレベルの評価では、高等教育機関が評価パネルを招集するが、第一サイクルと同様に

<sup>12</sup> オランダのアクレディテーションの状況については大学評価・学位授与機構(2011)「諸外国の高等教育質保証システムの概要 オランダ」参照。

[http://www.niad.ac.jp/english/overview\\_nl\\_j\\_ns.pdf](http://www.niad.ac.jp/english/overview_nl_j_ns.pdf)

<sup>13</sup> NVAO(2009), *Verbouwen en vernieuwen Jaarverslag 2009*.

[http://www.nvaio.net/page/downloads/NVAO\\_JAARVERSLAG\\_2009\\_enkel.pdf](http://www.nvaio.net/page/downloads/NVAO_JAARVERSLAG_2009_enkel.pdf)

外部の評価機関 (Evaluatiebureaus と呼ばれる) にパネル招集などの評価作業を委託することもできる。

#### b) 実施体制と方法

NVAO は、オランダとベルギーのフランダース地方を対象にアクレディテーションを行う機関であり、両国の国際協定により設立されたが、両国政府からは独立した意思決定を行う機関として存在している。NVAO による VBI の認証は、「VBI プロトコル(Protocol VBI's)」に基づいて実施される。各 VBI は NVAO による VBI 認証リストに掲載されるために毎年申請書を提出し、Protocol VBI's に適合していることを示さなければならない。

また、毎年の申請だけでなく、2年に1回の監査が実施される。監査チームは、NVAO の職員から構成され、一名或いは複数名の外部者が加わる。監査チームは、アクレディテーションの申請書をランダムに選択して精査を行うとともに、VBI の組織的側面の調査を行う。監査の訪問は約半日行われ、VBI の担当秘書官、パネルのメンバー、VBI の質管理システムの責任者や幹部と面会を行う。

VBI から提出されたパネルによる評価報告書については、NVAO はアクレディテーションの判断を行うために十分な基礎が提供されているかの分析のみを行う。評価報告書に示された情報が不十分である場合には、NVAO は大学に対して追加で質問や情報要求を行い、大学から VBI に連絡するように求める。また、評価報告書に多大な情報の不足が見られるなど、全体的な質が不十分である場合には、評価報告書を拒絶する。2003-2006 年には 9 件の評価報告書が内容が不十分であるために拒絶されている<sup>14</sup>。また、評価報告書に情報の不足はないが、パネルによる判断に疑義がある場合には、パネルに対してヒアリングを実施する。ヒアリングにおいても解決しない場合には、NVAO は検証委員会を任命し、検証委員会が疑義のある部分についての訪問調査および評価報告書の作成を行う。2003-2006 年の間に 7 回、検証委員会が任命されている。

しかし、このような二次的な評価について、大学団体や VBI からは不評であることも NVAO の外部レビュー報告書では指摘されている<sup>15</sup>。どのような場合に追加質問がなされるのか、など NVAO の作業の一貫性が見えないことや、NVAO が介入することによって VBI が大学の批判や提言を書くことを躊躇する懸念が指摘されている。

#### c) メタ評価の基準

VBI の認証は Protocol VBI's の第 2 項に示された基準により行われる。特に VBI や評価パネルの独立性、ならびに、NVAO が設定しているアクレディテーション・フレームワーク

---

<sup>14</sup> NVAO(2007), *Report of the committee for the review of the Accreditation Organization of The Netherlands and Flanders (NVAO)*. 6.4.2 節

[http://www.nvaio.net/page/downloads/Report\\_External\\_Review\\_NVAO\\_and\\_Self-evaluation\\_Report\\_2007.pdf](http://www.nvaio.net/page/downloads/Report_External_Review_NVAO_and_Self-evaluation_Report_2007.pdf)

<sup>15</sup> NVAO(2007), 前掲書



に即した評価プロトコルが形成されているかが確認される。

表3 Protocol VBI's (2007年10月)における評価機関リスト掲載要件

<p>2. VBI のリスト</p> <p>2.1 リストに載せるための基準</p> <p>2.1.a VBI の独立性 VBI は、高等教育機関や教育プログラムから独立して機能する。</p> <p>2.1.b パネルの構成 パネルの独立性、専門性、幅広さ、権限</p> <p>2.1.c VBI の質管理システム VBI は内部質管理のシステムを有する。</p> <p>2.1.d 評価プロトコル VBI は、次の内容を含む評価プロトコルを常に有する。 - アクレディテーション・フレームワークの基準の適用 - 決定規則の適用(評価スケールを含む) - 訪問調査の方法 (閲覧する書類のリスト: 自己評価書、過去の評価、その他) - 教育プログラムの比較方法 - 特定の質的特徴が検討される方法 - 報告の方法</p> <p>2.1.e 国際的な認証手続き VBI は、国際的次元を含む教育プログラムの評価の設計においては、NVAO と共に行う。</p> <p>2.1.f 参照枠組み VBI は、領域ごとの参照枠組みに適合しているかについての記述を有する。</p> <p>2.2 VBI の実績経験</p> <p>2.3 リストに載せる作業方法</p> <p>3 調査報告書の評価</p> <p>3.1 パネル人員及び評価の過程の独立性 全てのパネルメンバーは、NVAO が許可した独立性に関する宣言文書に署名していること。その うえ、パネルの議長は、調査及び評価が完全な独立性のもとで実施されたことを宣言していること。</p> <p>3.2 パネルの構成 パネルの構成及び作業方法は、NVAO の規定に基づいて実施されなければならない。</p> <p>3.3 評価プロトコル パネルは、評価プロトコルに基づき、それに一致して調査が行われたことを宣言する。</p> <p>3.4 準拠枠 パネルは、調査が領域特有の準拠枠に基づき、それに一致して行われたことを宣言する</p>
---

### 3.3 ドイツのアクレディテーションカウンシルによる認証・モニタリング

#### a) 位置づけ

ドイツにおいても、評価業務を実際に行う複数の機関と、それらの認証ならびに評価の共通の枠組みを形成する中央機関との2層構造がとられている。連邦制であるドイツでは高等教育に対する責任は16の州にあり、高等教育政策の調整を行う組織として各州文部大臣会議(KMK)が存在する。1990年代後半に欧州のボローニャプロセスによって新たに学士・修士の学位プログラムの導入が求められる中で、1998年に各州文部大臣会議と大学長会議(HRK)は新たな学位プログラムの質・透明性・比較可能性を保証するため、アクレディテーション・システムを導入することを決議した。翌年にそのシステムの中央機関として、アクレディテーションカウンシル(Akkreditierungsrat (Accreditation Council))を設立して3年間の試行実施を開始し、2002年からは恒常的なシステムとした(Schade, 2004)。

アクレディテーションカウンシルは、実際のアクレディテーション業務を行う機関を認証し、それらの機関が学士・修士課程の教育プログラムのアクレディテーションを行う。2008年からは、大学レベルでの内部質保証システムの評価である「システム・アクレディテーション」を開始し、その実施をしようとする機関はその認証も受ける。認証された機関は、教育プログラムに対してアクレディテーションカウンシルの品質証紙（Quality Seal）を授与することができる。オランダではVBIの評価報告書をもとにNVAOが一元的にアクレディテーションの判断を行っているのとは、構造が異なる。2011年7月現在、スイスやオーストリアに所在する機関を含めて10機関がアクレディテーションカウンシルによる認証を受けている<sup>16</sup>。

#### b) 実施体制と方法

アクレディテーション機関の認証はアクレディテーションカウンシルが行う。アクレディテーションカウンシルは2005年2月からは、ドイツ教育プログラムアクレディテーション財団(Stiftung zur Akkreditierung von Studiengängen in Deutschland (Foundation for the Accreditation of Study Programmes in Germany))の意思決定機構という形で法人格を有している。財団の設置法には、その主要業務として以下の4つが記されている<sup>17</sup>。

- 1) アクレディテーション機関の認証・再認証
- 2) 設計仕様に関し、全州に共通な事項と各州に特有な事項とをアクレディテーション機関への指示として取りまとめ
- 3) アクレディテーション手続きの最低限の要求事項の規定
- 4) 機関によって行われたアクレディテーションのモニタリング

このうち、メタ評価に直接関係するのは、1)と4)である。アクレディテーション機関の認証・再認証は、後述の「アクレディテーションカウンシルによるアクレディテーション機関の認証規則 (*Regeln des Akkreditierungsrates für die Akkreditierung von Agenturen (Rules of the Accreditation Council for the Accreditation of Agencies)*)」<sup>18</sup>をもとにして、アクレディテーション機関からの申請にもとづいて行われる。規則によれば、認証の評価者は最低5人であり、アクレディテーションカウンシルのメンバー、高等教育機関・学生・専門職業団体の代表者などを含み、2名は海外の評価者とされる。申請するアクレディテーシ

---

<sup>16</sup> Akkreditierungsrat (2009), *Activity report 2009*, p.4.  
[http://www.akkreditierungsrat.de/fileadmin/Seiteninhalte/Veroeffentlichungen/Taetigkeitsberichte\\_englisch/2009\\_Taetigkeitsbericht\\_eng.pdf](http://www.akkreditierungsrat.de/fileadmin/Seiteninhalte/Veroeffentlichungen/Taetigkeitsberichte_englisch/2009_Taetigkeitsbericht_eng.pdf)

<sup>17</sup> *Establishment of a Foundation for the Accreditation of Study Courses in Germany, 15.02.2005*  
[http://www.akkreditierungsrat.de/fileadmin/Seiteninhalte/Stiftung/recht.Grundlagen/Foundation\\_Law.pdf](http://www.akkreditierungsrat.de/fileadmin/Seiteninhalte/Stiftung/recht.Grundlagen/Foundation_Law.pdf)

<sup>18</sup> Akkreditierungsrat(2010), *Regeln des Akkreditierungsrates für die Akkreditierung von Agenturen, Akkreditierungsrat*, 2010.12.10.  
[http://www.akkreditierungsrat.de/fileadmin/Seiteninhalte/Beschluesse\\_AR/Beschluss\\_Regeln\\_Agenturen\\_10122010.pdf](http://www.akkreditierungsrat.de/fileadmin/Seiteninhalte/Beschluesse_AR/Beschluss_Regeln_Agenturen_10122010.pdf)

なお、英語版は2009年12月8日版が公開されている

[http://www.akkreditierungsrat.de/fileadmin/Seiteninhalte/Beschluesse\\_AR/englisch/2009\\_12\\_Rules\\_Agencies.pdf](http://www.akkreditierungsrat.de/fileadmin/Seiteninhalte/Beschluesse_AR/englisch/2009_12_Rules_Agencies.pdf)

オン機関は後述する認証基準を遵守していることを文書にて実証する。それをもとに評価者は、申請の合理性の分析、前回認証期間終了までの間の活動の把握、アクレディテーション機関への訪問調査（最終決定を行う委員会との面会を含む）、事務局、被雇用者、評価者、必要であれば高等教育機関の代表者との議論、（最初のアクレディテーションであれば）アクレディテーション機関が行う訪問調査への同行、（必要であれば）前回のアクレディテーションカウンシルによる評価の考慮、を行う。

この評価を経て、プログラム・アクレディテーション、および／あるいは、システム・アクレディテーションを実施する権利が決定される。機関の認証期間は5年である。アクレディテーションカウンシルの外部レビュー報告書によれば、認証・再認証については、そのプロセスは妥当であるとアクレディテーション機関から認識されているが、評議会のスタッフが十分な情報や経験をもって認証のための分析を行えていないことへの批判もある<sup>19</sup>。

また、アクレディテーションカウンシルは設置法の定めにより、継続的な質管理としてモニタリングを実施している<sup>20</sup>。アクレディテーション作業をモニタリングする目的は実際のアクレディテーション作業についての洞察を得て、外部の視点からコミュニケーションすることである。

モニタリングでは、各機関について年間4件をランダムサンプリングで抽出して分析を行い、作業に問題があるときや機関が非合法的な決定を行っているときは、特定目的分析が行われる。これらの分析は、アクレディテーションカウンシルの事務局メンバーにより行われる。機関からアクレディテーション作業に関する文書群（高等教育機関の自己評価書、評価者の選定・任命の情報、訪問調査の実施の情報、機関の評価報告書、高等教育機関の反応、アクレディテーションの決定）を得て精査するとともに、アクレディテーション作業の観察による監査も行う。モニタリングの結果は、アクレディテーションカウンシルの理事会に送られ、理事会はアクレディテーション機関の活動の修正指導、特定のアクレディテーションの決定の変更の命令、罰金、さらには、アクレディテーション方法がアクレディテーションカウンシルのルール・基準に対して継続的で重大な違反がある場合には認証の取り消しがなされる。

アクレディテーションカウンシルの2009年次報告書によれば、同年には36件のサンプルを文書によって分析し、5件に重要な指摘がなされ、18件はアクレディテーションの質には直接影響しないような手続き上の懸念が見つかった<sup>21</sup>。4件実施した特定目的評価では3件に問題があり、2件ではアクレディテーションの取り消しにつながりうるもので、1件は事後的な分析が要求された。ただし、既にアクレディテーション機関からの反論があり、異議

---

<sup>19</sup> *Report on the Evaluation of the Foundation for the Accreditation of Study Programmes in Germany (German Accreditation Council)*, 2008

<http://www.enqa.eu/files/GAC%20review%20report.pdf>

<sup>20</sup>実施方法は、Akkreditierungsrat(2009), *Verfahren des Akkreditierungsrates zur Überprüfung der seitens der Agenturen durchgeführten Akkreditierungen* に記されている

[http://www.akkreditierungsrat.de/fileadmin/Seiteninhalte/Beschluesse\\_AR/Ueberpruefung\\_08\\_12\\_09.pdf](http://www.akkreditierungsrat.de/fileadmin/Seiteninhalte/Beschluesse_AR/Ueberpruefung_08_12_09.pdf)

<sup>21</sup> Akkreditierungsrat (2009)、前掲書

申し立て委員会での検討を得て、評議会からの指摘を取り消したケースもある。問題点として指摘される割合は高いが、その数は減少傾向にあり、このようなモニタリングは効果的であると評議会は述べている。

また、ア krediyteshonkounsil (財団) の設置法には補足的な業務も規定されており、その一つとして、ア krediyteshonkounsil の外部レビューにおいても一つの論点となった。すなわち、ア krediyteshonkounsil が競争環境にあることが、ア krediyteshonkounsil の質の向上へと向かっているのか、価格低下へと向かっているのか、である。外部レビューパネルが関係者と議論した結果では、ア krediyteshonkounsil は教育プログラムが法律で定められた最低水準を満たすことを同等に実証しなければならないが、そこに価格競争が存在するために問題が生じる。すなわち、市場価格の低下傾向によって、ア krediyteshonkounsil の質も低下する懸念を、ア krediyteshonkounsil やア krediyteshonkounsil、HRK、KMK の代表者が有している (同様の指摘は Schade, 2004)。具体的には、評価者の数を減らす、必要な学問分野の専門家全ては評価者に含まないなどの可能性である。そのため、最低限の質の保証を超える水準の評価を促進していくなどで、ア krediyteshonkounsil の差別化を図る必要があることが指摘されている。

### c) メタ評価の基準

前述のようにア krediyteshonkounsil の認証は「ア krediyteshonkounsil によるア krediyteshonkounsil の認証規則 (*Regeln des Akkreditierungsrates für die Akkreditierung von Agenturen*)」に即して行われ、3 章構成の第 2 章が基準を示している。以下に第 2 章を示す。

表 4 ア krediyteshonkounsil によるア krediyteshonkounsil の認証規則

<p>2. 基準</p> <p>2.1 – ア krediyteshonkounsil 業務の自己認識・理解</p> <p>2.1.1 ア krediyteshonkounsil 業務の基礎となる質について、機関の認識を公的に文書として有していること。機関の活動が質の向上という目的に適合したものであり、教授・学習の質や特徴に対して高等教育機関が有する主要な責任に基づくものになっていること。</p> <p>2.1.2 プログラム・ア krediyteshonkounsil を行うことが認められた場合、機関は全てのタイプの高等教育機関、全ての分野のア krediyteshonkounsil を行うこと。</p> <p>2.2 – 組織構成・手続き</p> <p>2.2.1 プログラム・ア krediyteshonkounsil、および/あるいは、システム・ア krediyteshonkounsil を行うことが認められるためには、現行版の「教育プログラムのア krediyteshonkounsil およびシステム・ア krediyteshonkounsil のためのア krediyteshonkounsil の規則」を正しく一貫した形で適用することを保証するように、内部構造や手続きを定めていることを立証する必要がある。機関やそのスタッフの責任は適切であり、法的に規制されている。</p> <p>2.2.2 機関は、業務実施に関連する利害関係者グループ (各学問分野、学生、専門職の実務家) の代表者の参加を得ていること。</p> <p>2.2.3 プログラム・ア krediyteshonkounsil あるいはシステム・ア krediyteshonkounsil の評価手続きに関連</p>
---

する全ての領域について、手続きに参加する者の能力は適切な人選手続きや事前説明によって確保されている。

2.2.4 機関の手続きの一部を他の組織が実施する場合には、信頼できる規則や手続きによって適正な実施が保証されなければならない。

## 2.3 独立性

2.3.1 機関は独自に法人格を有していること。

2.3.2 営利目的で活動しておらず、全原価を基礎にアクレディテーション手続きを実施していること。

2.3.3 個別事案に関して機関の部署の独立性が確保されていること。また、当該機関に勤務する者についても、同様に独立性と公平性が確保されていること。

## 2.4 設備

機関は、全ての必要な機能領域において、人的・物的資源をその機能を持続的かつ十分に行い得るほど備えていること。

## 2.5 内部質マネジメント

機関は、制度化された内部質マネジメントシステムを継続的に用いており、それは内部管理プロセスの有効性を評価するのに適して、活動の質を保護し継続的に改善することを保証するものであること。内部質マネジメントシステムは、一般が情報を得ることができるものであり、内部・外部の体系的なフィードバック・プロセスを含むこと。

## 2.6 内部苦情処理手続

機関は、高等教育機関からの申請に応じて、アクレディテーションの決定を再検討するための、公表され制度化された内部手続きを有していること。

## 2.7 説明責任

機関はその手続や評価基準を十分詳細に渡って明記し、公表していること。専門家パネルの名前、専門家パネルによる報告書、実施されたアクレディテーション手続きの決定内容を公表すること。

さらに、上記規則の 1.10 節において、ENQA のメンバーシップ基準である ESG への適合をも加えて評価することを述べている (ESG については本稿 4.2 節参照)。これは、アクレディテーションカウンシルが新たな法的地位を得てアクレディテーション基準を変更し始めた時期と、ESG が採択された時期がほぼ同じであったため、2005 年 12 月の改訂の際に、アクレディテーションカウンシルが自身の基準のみでエージェンシーをレビューするのではなく、ESG とアクレディテーション基準を統合させることを決めたことによる (Hopbach, 2006)。この措置により、アクレディテーションカウンシルによる認証評価が ENQA のメンバーシップや EQAR への登録の基礎としても利用することができ、無用な重複が避けられることが意図されている。

## 3.4 イギリスにおける質保証枠組みのレビュー<sup>22</sup>

イギリスは上記の国のように外部質保証や第三者評価を行う機関が複数存在するわけではなく、高等教育質保証機構(Quality Assurance Agency for Higher Education, QAA)がその業務を担っている。そのため、メタ評価は QAA の活動を含めたイギリスの「質保証枠組み」のレビューという形で行われ、また個別の評価結果については、QAA 内部でその総括を行っ

<sup>22</sup> イギリスの質保証の状況については、大学評価・学位授与機構(2010)「諸外国の高等教育質保証システムの概要 英国」参照。

[http://www.niad.ac.jp/english/overview\\_uk\\_j.pdf](http://www.niad.ac.jp/english/overview_uk_j.pdf)

ている（詳細は本報告書第4章参照）。以下では「質保証枠組み」のレビューについて概説する。

#### a) 位置づけ

イギリスでは1992年継続・高等教育法(Further and Higher Education Act 1992)の第70条において、高等教育への資金配分機関(HEFCs)が、高等教育機関が行う教育の質の評価への資金提供を行うとともに、Quality Assessment Committee という名称の委員会を設置すべきことを述べている。この条文により、HEFCs は自らが資金配分を行っている高等教育の質管理を行う責任が法的に定められている。実際にはこの責任業務は QAA へ委託することによって実現されている。QAA は登録チャリティ (registered charity) かつ有限責任保証会社 (Company Limited by Guarantee: CLG) という形態のイギリスに特有の非営利組織である。

イギリスの質保証制度は「質保証枠組み(Quality Assurance Framework, QAF)」と呼ばれる基盤的なフレームワークに基づいており、これは2001年から、QAA や英国高等教育財政審議会(Higher Education Funding Council for England, HEFCE)他の高等教育セクターとの共同で開発されてきたものである。QAF は下記の3つの要素から成り立っている。

- ・ 機関別監査 (Institutional Audit)
- ・ 共同教育プログラム監査 (Collaborative Provision Audit)
- ・ 教育の質に関する情報 (Teaching Quality Information)

HEFCE は質保証の責任を有する機関として、この「質保証枠組み」が始まって3年が経過した後、この3つの要素それぞれについて検証を行っている。

#### b) 実施体制と方法

上記3つの要素を検証するために検証委員会を HEFCE 内に組織した。さらに、委員会はコンサルティング会社等に調査を依頼し、その資料をもとに議論を行った。

3つの中でも「機関別監査」に関するレビューについては、委託された調査会社である JM コンサルティングが行った報告書「機関別監査における、費用と効果の分析」[12]をもとにして、機関別監査に投入された費用と、それに見合うだけの効果が得られているかに焦点をあてた分析が行われた。

ここで行われた調査とは、機関別監査を受けた50程度の大学の中から12の大学をサンプリングして、費用と効果についての調査をおこなったものである。それぞれの教育機関に対して約二日間を費やし、質保証に関わっている職員へのヒアリング、学生へのヒアリング、また各教育機関が外部質保証の見直しや準備、管理に必要な取り組みに関する全体像を把握することを目的として、調査を行った。

報告の中では、機関別監査が費用に見合った機能を持っているかについて、全体としては満足のいくものであるとの結論を示している。しかし、プロセスには問題がある点も含まれていると指摘し、特に分野別監査証跡(Discipline Audit Trails, DATs) が教育機関において費

用がかかりすぎ、また目的も果たしていないと指摘しており、中止する事により大幅な監査費用の削減が可能になるとしている。DATs とは、機関単位のオーディットにおいて内部質保証システムが機能していることの実例として、フルタイム学生数の 10%以上の数に相当する、一般的に 4-6 程度の教育プログラムをサンプルとして抽出し、細かな自己評価書作成に関する客観的な資料を高等教育機関に要求し、監査チームはこれらの有効性を検証するというものであった。この報告書を受け 2006 年以降は、1 機関あたり 2 つ程度のプログラムに DATs を減少した。

これらの報告書に基づき、委員会では 18 の提案を行っている。これは、HEFCE, 高等教育カレッジ連合 (GuildHE), 第 1 シリーズでは GuildHE の前身である高等教育カレッジ学長会議 (Standing Conference of Principals, SCOP), 英国大学協会 (UUK) といった評価システムを設計する機関および、その他のステークホルダー、およびその他の出資機関に向けて示されている。

#### 4. 国際機関におけるメタ評価活動

##### 4.1 INQAAHE による優良実践ガイドライン

###### a) 位置づけ

高等教育質保証機関国際ネットワーク (International Quality Assurance Agencies in Higher Education: INQAAHE) は、1991 年に設立された、高等教育の質保証を行う機関のボランティアな国際的ネットワーク組織である。INQAAHE では 1999 年の第 5 回会合を「質のフレームワーク：評価を評価する (A framework for Quality: Evaluating Evaluation)」と題し、評価機関の質を評価することの必要性を提起した (Vroeijenstijn, 2004; Costes et al. 2010)。INQAAHE、国際大学学長協会 (IAUP)、ユネスコ、欧州大学協会 (EUA) の代表者によるタスクフォースのもと、外部質保証機関の質のスタンダードを作るためのワーキンググループが設置され、その結果、2003 年に「優良実践の原則 (Principles of Good Practice)」が作成され、2005 年には「原則と言うよりは、より良い実践へと大学評価機関を導くための文書である」ことから、「優良実践ガイドライン (Guidelines of Good Practice: GGP)」へと名称変更を含め改訂された (Harvey, 2006; Lemaitre, 2004; Morse, 2006)。2007 年には更なる改訂版が公表されている。

GGP は 65 カ国の全ての外部質保証機関の取り組みの指針となることを意図したガイドラインであり、何らかの強制力を伴うものではない。目的には、以下の 4 点が挙げられている。

- ・新たな外部質保証機関設立の指針となる枠組みを制定すること
- ・外部質保証機関の自己／外部評価のために使用される基準を提供すること
- ・外部質保証機関及びその職員の専門性の発展を促進すること
- ・外部質保証機関による社会への説明を促進すること

すなわち、質保証機関の自己評価・外部評価においてガイドラインとの関係の分析を行い、質保証機関間での相互理解の基盤となることが目指されている。また、高等教育機関向けの

ガイドラインではなく、質保証機関向けの基準を作成することによって、各高等教育機関の個性を保持しながら、国際的な質を促進することができるとされる(Morse, 2006)。

GGP の位置づけについては、外部質保証機関に遵守を求めることや、登録制度を作ること、INQAAHE の加盟条件とすることなどの案が議論されたが、2006 年の INQAAHE ワークショップにて、加盟条件とすることは支持されなかった。その代わりに GGP には「INQAAHE メンバー機関へのサービスとして、メンバー機関からの要請に応じて、INQAAHE はガイドラインを総合的に遵守していると認められた機関を、INQAAHE ウェブサイトに掲載する」と定められている。

#### b) 実施体制と方法

質保証機関は任意で GGP を自己評価や外部評価に用いることができる。これまでチリの評価機関 (Comision Nacional de Acreditacion: CNAP) の外部評価や、豪州の Australian Universities Quality Agency(AUQA)の外部評価の一部として用いられてきた (Lemaitre & Kristoffersen, 2006; Morse, 2006)。

前述のようにGGPを遵守している機関は申請に基づいてウェブサイトに掲載されること  
ができる。「GGP適合(Alignment)プロセス」には申請手続きが定められており、機関はGGP  
に適合していることを示す独立した証拠とともに、申請をINQAAHE事務局に提出し、GGP  
Alignment Groupがそれを精査して、INQAAHE Boardへ提言を行い、理事会が適合性 (ウ  
ェブサイトへの掲載可否) を決定する。証拠として求められる内容に特別な定めは示されて  
いない<sup>23</sup>。2011年5月現在では5つの機関がウェブサイトに掲載されている<sup>24</sup>。

#### c) メタ評価の基準

基準内容は改訂されてきているが、現在(2007年改訂)の GGP 基準は 12 項目から構成され  
る。GGP は「各質保証機関はその固有の文脈の中で発展し、文化的・歴史的な文脈に影響を受  
けていたことを考慮する」としており、多様性を許容するために抽象化・一般化された基準  
内容となっている。一方で、INQAAHE が質保証機関の「クオリティマーク」を開発しよう  
とするならば、抽象的な基準ではなく、国際的に用いることが可能なパフォーマンス基準を  
設立することが望まれる。しかし、そのような基準があれば、個々の質保証機関の比較や評  
価が促進されることにもなり、多くの質保証機関はそれを望まなかったために現在の GGP  
のような基準になったという見方もされている (Blackmur, 2008, p.724)。

---

<sup>23</sup>

[http://www.inqaahe.org/admin/files/assets/subsites/1/documenten/1237977230\\_conditions-for-ggp-alignment.pdf](http://www.inqaahe.org/admin/files/assets/subsites/1/documenten/1237977230_conditions-for-ggp-alignment.pdf)

<sup>24</sup> <http://www.inqaahe.org/main/capacity-building/guidelines-of-good-practice-51/ggp-aligned-agencies>



表 5 INQAAHE の優良実践ガイドライン(GGP)2007 の構成

<p>第 1 部 外部質保証機関：説明責任、透明性、資源</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 外部質保証機関のガバナンス</li> <li>2. 資源</li> <li>3. 外部質保証機関の質保証</li> <li>4. 社会への情報公開</li> </ol> <p>第 2 部 高等教育機関と外部質保証機関：関係、標準、内部レビュー</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>5. 外部質保証機関と高等教育機関の関係</li> <li>6. 外部質保証機関が教育機関／プログラムの実績に求めるべき要件</li> <li>7. 外部質保証機関が教育機関の自己評価報告書に求めるべき要件</li> </ol> <p>第 3 部 外部質保証機関による教育機関のレビュー：評価、決定、異議申し立て</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>8. 教育機関及び／またはプログラムに対する外部質保証機関評価</li> <li>9. 決定</li> <li>10. 異議申し立て</li> </ol> <p>第 4 部 外部活動：他の機関との協力及び国家／国境を越える教育</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>11. 協力</li> <li>12. 国家／国境を越える高等教育</li> </ol>
---

## 4.2 ENQA の ESG に基づくメンバー認証と EQAR

### a) 位置づけ

欧州質保証協会(The European Association for Quality Assurance in Higher Education: ENQA)は 2003 年 3 月にワークショップ「自らの薬を飲む：質保証機関の業務への信頼と高等教育への信頼を得るために、いかに質保証機関を評価するか("Taking our own medicine: How to evaluate quality assurance agencies in order to create trust in their work and thereby in higher education")」を開催し、質保証機関自身の質保証をテーマとして扱った。このワークショップの一つの結論として、ENQA 加盟機関の周期的な外部レビューを行うべきという提言をまとめた。この流れを踏まえて、同 2003 年 9 月にベルリンで開催されたボローニャ・プロセスの教育担当大臣会合において、ENQA に「EUA, EURASHE, ESIB との協力の下に、加盟団体を通して質保証に関して合意された基準・手続・ガイドラインを開発すること」を求めた。その結果として作成されたのが、2005 年に採択された「欧州高等教育圏における質保証の基準とガイドライン(*Standards and Guidelines for Quality Assurance in the European Higher Education Area: ESG*)」である。

ENQA は 2004 年に協会組織となった際に、ESG を ENQA 規則のメンバーシップ条項に組み込むことで合意した。そのため、ENQA メンバー機関は、少なくとも 5 年に 1 度、ESG を実質的に遵守しているか (substantial compliance) について外部レビューを受けることが求められている。

さらに、2003 年のベルリンコミュニケは「質保証および (または) アク্রেディテーションの組織・団体に対する適切なピアレビュー・システムを確保する方法を探る」ことが要請された。これを受けて、2005 年に ESG の中で欧州の高等教育界で活動する外部質保証機関の認証登録制度「欧州質保証登録簿(European Quality Assurance Register for Higher Education: EQAR)」<sup>25</sup>の創設が提案され、2007 年のロンドン会合での合意を受けて 2008

<sup>25</sup> <http://www.eqar.eu/home.html>

年3月4日にE4グループにより設立された。2012年3月現在で、28機関が登録されている。EQARが果たすことが期待される機能としては、高等教育機関の信頼を増すことによる学生の流動性促進、ア krediteーション・ミルの可能性の減少、高等教育機関が任意の質保証機関を選択し、あるいは政府が認めるための基礎、質保証機関の質向上や相互信頼の促進などが挙げられている。

登録簿に登録される審査では、ENQAのメンバーシップと同様に、第三者による外部レビューによって質保証機関がESGを「実質的」に遵守しているかが確認される。言い換えれば、ENQAのメンバーシップがEQAR登録の要件であるということである。

ここで「実質的」の意味は、「規定された原則が実際の活動の中で重んじられていれば、申請者は実質的に遵守しているとみなされる場合もあり得る」と説明されており（「EQAR申請者ガイド(*Guide for Applicants*)」）、必ずしも厳格な遵守までは要求されないということである(大佐古, 2011)。具体的には、国の法律で異なるアプローチが要求されている場合や、目的達成に別の方法を利用している場合、その他の正当な理由がある場合が想定されている。

#### b) 実施体制と方法

ESGに即した外部レビューは、EUの補完性原則（できる限り加盟国に権限を委ね、加盟国では十分にできないと認められたことのみをEUが行う原則）を重視して、可能な限り各国にて行うことと定められた。そのため、通常は各国の高等教育の責任省庁などが国の質保証活動の一環として、外部レビューの実施を主導する（自ら実施するのではなく、独立した評価委員会が行う）。国の責任省庁が統括できない場合など国内での対応が不適切あるいは不可能な場合には、ENQAあるいはその他の独立した国際的な質保証機関に外部レビューの統括を依頼することができることとされてきた。ただし、一巡が終わり、外部レビューの均質性を高める必要があることから、2011年7月からはENQAがレビューを統括するように方針変更がなされた。

ENQAのメンバーシップもEQARへの登録も、ESGへの「実質的遵守」の度合いを評価することが求められる。そのために、外部レビュー作業は3段階のステップを経て行われる。①質保証機関による自己評価、②外部レビュー委員会による独立した評価、③その結果をENQA理事会のレビュー委員会が精査して理事会への勧告を作成し、それに基づいて理事会がメンバーシップの認証を審議し決定する。自己評価書の作成や外部レビューアーによる評価作業を支援するために、「欧州高等教育圏における質保証機関の外部レビューのためのガイドライン(*Guidelines for external reviews of quality assurance agencies in the European Higher Education Area*)」が用意されている<sup>26</sup>。さらに、レビューを実施する際の厳格さ、公正さ、透明性、一貫性を高めるため、各機関のレビューアーはENQAの主催する研修会に参加することが推奨されている。

<sup>26</sup> ENQA(2009), *Guidelines for external reviews of quality assurance agencies in the European Higher Education Area*.

<http://www.enqa.eu/files/Guidelines%20for%20external%20reviews%20of%20quality%20assurance%20agencies%20in%20the%20EHEA.pdf>

c) メタ評価の基準

ESG は主に 3 部構成となっており、第 1 部は高等教育機関向けであり、第 2 部が外部質保証に関する基準、第 3 部が外部質保証機関に関する基準となっている。このうちで ENQA のメンバーシップ基準となっているのは第 3 部であるが、基準 3.1 および 3.3 において実際の外部質保証活動を評価する際に第 2 部も考慮に入れるとされており、あわせて対象となる。

ESG 本文によれば、ESG は基本的に「明細な要件ではなく一般的な原則を採用している」ものであり、欧州大学協会 (EUA) の「2003 年 7 月グラーツ宣言」、すなわち、「欧州レベルでの質保証の目的は、各国の背景と学問領域の多様性を尊重しながら、相互の信頼を促進し、透明性を高めることである」という精神を支持していると述べている。

表 6 欧州高等教育圏における質保証機関の外部レビューのための  
ガイドライン (ESG) の構成

第 2 部：高等教育の外部質保証に関する欧州基準とガイドライン
2.1 内部質保証手続の利用
2.2 外部の質保証プロセスの開発
2.3 意思決定の規準
2.4 目的適合的なプロセス
2.5 報告
2.6 フォローアップの手続
2.7 定期的レビュー
2.8 システムレベルの分析：
第 3 部：外部質保証機関に関する欧州基準とガイドライン
3.1 高等教育の外部質保証手続の利用
3.2 公的地位
3.3 活動
3.4 資源
3.5 ミッション・ステートメント (使命声明書)
3.6 独立性
3.7 質保証機関の用いる外部質保証の規準とプロセス
3.8 アカウンタビリティの手続

2011 年には、2005 年から 2009 年までに実施された外部レビュー報告書 34 冊の分析が ENQA によりなされている (Crozier, Grifoll, Harris, Kekäläinen, & Malan, 2009)。変則的な報告書を除いた 26 件を対象とした分析結果では、ESG 第 3 部に関する評価結果は以下の表のようになっている。すなわち、「3.2 公的地位」や「3.3 活動」はほぼ全ての機関が「完全に遵守」という評価結果であるが、他の項目は 6 割程度に下がる。

ただし、分析レポートではこのことは大きな問題があることを示しているのではないと説明している。理由としては、機関が評価を受けた時点での「成熟度」の違い、各国の法的背景、評価を受けた時期の違い (遅ければ前に受けた他機関のレポートを参考にできる) などが影響したとともに、外部レビューアーの間で判定基準についての認識が統一されていない状況があったと説明されている。一方で、外部レビュー報告書からは、質保証機関の外部評価を行うことにより、ESG が欧州の高等教育質保証に対して多大なインパクトを与えてきた

ことが明らかであると分析されている。

表 7 2005-2009 年までの外部レビュー報告書の結果

	完全に遵守	実質的に遵守	一部遵守	不遵守
3.1 高等教育の外部質保証手続の利用	15 (68.2%)	6	1	0
3.2 公的地位	23 (95.8%)	0	1	0
3.3 活動	23 (95.8%)	1	0	0
3.4 資源	16 (66.7%)	5	3	0
3.5 ミッション・ステートメント (使命 声明書)	16 (66.7%)	8	0	0
3.6 独立性	16 (61.5%)	5	5	0
3.7 質保証機関の用いる外部質保証の 規準とプロセス	14 (58.3%)	8	2	0
3.8 アカウンタビリティの手続	15 (65.2%)	7	1	0

(Crozier et al., 2009)

### 4.3 ECA の優良実践規範

#### a) 位置づけ

欧州アクレディテーションコンソーシアム(European Consortium for Accreditation: ECA)は、ボローニャプロセスの中で欧州高等教育圏の構築や学生の移動の促進をはかるために質保証機関間の協力が不可欠であるという認識から、10カ国の15アクレディテーション機関により2003年に設立された。その目標は、参加アクレディテーション機関の間でアクレディテーションの認定結果を相互承認(mutual recognition)することにある。相互承認を進めることにより、学生の資格認定の障害が解消され、学生や教員の国際移動がすすむと考えられるとともに、国境を越えた教育において生じる問題(たとえば、共同学位プログラムが参加大学の複数の国によって重複して評価される問題)が解消されると考えられている(Heusser, 2006)。

ECAは2007年から相互承認の開始を目指してロードマップを作成している。そこでは相互承認のためには相互信頼が必要であり、そのためには相互理解と合意された共通のガイドラインが必要であると考えられている。このことから、ガイドラインである「優良実践規範(Code of Good Practice)」の作成がすすめられ、2004年に作成され、合意された。

ECAの協力合意<sup>27)</sup>にはメンバーシップの条件が4項目定められており、その一つが「ECAのCode of Good Practiceおよび/あるいはESGを満たしていること」とされている。すなわち、メンバー機関は2006年末までにCodeの17項目全てを実施しなければならないとされた。

<sup>27)</sup>

[http://www.eaconsortium.net/admin/files/assets/subsites/1/documenten/1270202515\\_eca-agreement-of-cooperation-2008.pdf](http://www.eaconsortium.net/admin/files/assets/subsites/1/documenten/1270202515_eca-agreement-of-cooperation-2008.pdf)

## b) 実施体制と方法

ECA の Code に関しても、ECA 自らが直接メタ評価を実施するのではない。メンバーシップの申請書において、ECA を満たしていることの説明をすることが求められている。実際には ENQA のメンバーシップのためにも行われている各質保証機関の外部レビューにおいては、ESG の遵守とともに ECA の Code への遵守も評価されている場合も見られる（具体的なオランダ NVAO の外部レビューの事例については本報告書の第 3 章を参照）。

## c) メタ評価の基準

Code of Good Practice は下記の 17 項目から構成されている。

表 8 ECA の優良実践規範（Code of Good Practice）の構成

アクレディテーション組織は、
1. 明確なミッション・ステートメントを有する
2. 関係公共機関により国家的アクレディテーション組織として承認されている
3. 政府および高等教育機関、企業、産業および専門職組織から十分に独立していなければならない
4. 意思決定において正確、公平および一貫していなければならない
5. 十分に信頼しうる人的および金銭的資源を有する
6. 質の向上を重視する内部質保証体制を有する
7. 周期的に外部評価を受けなければならない
8. 公的な説明責任を行なうことができ、方針、手続き、ガイドラインおよび基準が正式に公表されている
9. アクレディテーションの決定について適切な方法で一般社会に伝える
10. 本組織の決定について、異議申し立てする方法が提示されている
11. 国内外および／または専門の他のアクレディテーション組織と協力する
アクレディテーション手続きについて、
12. アクレディテーション手続きおよび方法は、アクレディテーション組織自身によって定義されなければならない
13. 組織レベルおよび／またはプログラムレベルで、定期的にあクレディテーションを実施していなければならない
14. 高等教育機関による自己作成書類または自己評価、および外部調査（通例、現場視察）が含まれなければならない
15. 外部パネルやグループの独立性および能力を保証するものでなければならない
16. 質向上に焦点を当てたものでなければならない
アクレディテーション基準について、
17. 基準が公開されており、合意を受けた一連の質基準の発展を考慮に入れた欧州基準と矛盾のないものであること

## 5. 大学評価のメタ評価構造の比較と日本への示唆

### 5.1 比較分析

以上のように評価機関ならびに評価方法や評価結果のメタ評価に類する活動は、各国ならびに国際レベルで様々に行われている<sup>28</sup>。それらの実施目的、実施者、メタ評価基準は異なる。そこで、まずは実施目的と実施者について各国の事例を整理すると表9のようになる。

実施目的としては、第一には評価実施機関を認証する場合がある。認証にも、国の評価制度の中で評価業務を実施すること自体を認可する場合や、評価は自由に行うことができるが実施した評価が奨学金受給資格等の公的な意思決定の要件として認められるかを判断する場合がある。この実施目的における実施者としては、米国や日本のように教育を所管する行政府が直接認証を行う責任を有する場合と、評価機関を認証する機関が政府からは独立する形で存在している場合がある。

実施目的の第二には、大学評価機関の協会組織が更なる自己規制の手段として、協会メンバーとしての認証を行うことである。メンバーシップ制度を構築することによって、職業団体としての質保証体制を構築し、質の低い機関を排除することが可能となる。米国では行政府の認証とのカウンターバランスとして、大学やア Kreditation 団体の協会組織である CHEA が存在しているが、それ以外は国際的な機関がこの分類に当てはまる。その場合には、各国の評価機関の多様性が前提とされているため、評価基準は一般的な事項にとどめられているとともに、ENQA や EQAR では「実質的」遵守を求めることにより、厳格な遵守による標準性を求めている。また実施においては、協会組織が直接評価を実施するのではなく、各国で外部評価委員会を設置して行う設計がこれまでなされてきた。

第三の目的としては、協会組織においてメンバー認証の条件とはせずとも、定められた基準を遵守していることを優良実践として認証することで、質向上を促進することがある。INQAAHE ではメンバーシップへの条件とすることは内部の議論において認められず (Morse, 2006)、このような任意の申請に基づく認証という、緩やかな方法でガイドラインが使用されている。

上記のような個別の大学評価機関のメタ評価以外にも、第四の目的として、大学評価制度の監査としてのメタ評価が行われている。イギリスでは資金配分機関が教育の質の責任を法的に有しており、制度の監査を行う。本稿では取り上げていないが、研究評価においては、オランダではアカデミー(KNAW)に研究評価制度の検証委員会が設置されている(林, 2006)。イギリスの研究評価である Research Assessment Exercise (RAE: 2014 年からは Research Excellence Framework に変更) については実施者である HEFCE 内部に検証委員会が置かれたとともに(HEFCE, 2003)、議会においても検証が行われてきた(House of Commons Science and Technology Committee, 2002, 2004; 林, 2009)。制度の監査の場合には、行政府や大学関連団体だけでなく、アカデミーや議会といった各種のステークホルダーの関与が

---

<sup>28</sup> 本稿で取り上げた国以外でも、大学評価機関の外部レビューは、既に 1990 年代よりニュージーランド、デンマーク、香港、ハンガリー、カナダ、欧州大学協会などで行われてきており、大学評価機関の質保証・質向上のための有効な手段であると分析されてきた(Szanto, 2005; Costes et al., 2010)。

ありうる。

第五の目的としては、評価機関の評価を行うのではなく、評価結果の二次的な分析を何らかの意思決定に用いるために行う場合がある。事例の中でこれに当たるのは、オランダのアクレディテーションの二重構造の中での評価結果の分析である。実施者は意思決定主体である NVAO となる。

さらに本章では取り上げていないが、第六には、評価方法や評価結果を評価機関内部で検証し機関自身のその後の活動の改善へ資することがある。英国QAAでは *Outcomes from Institutional audit and review* として評価作業の要素ごとに 20 編以上にものぼる検証レポートが作成されており<sup>29</sup>（本報告書の第 4 章参照）、日本の大学評価・学位授与機構でも検証のためのアンケート調査が行われている。また、大学評価機関の内部質保証システムの構築も行われており、オランダのNVAOはその一例であるとともに、ENQAでも内部質保証システムを相互学習するネットワークが構築されている（本報告書の第 3 章参照）。

表 9 メタ評価の実施主体

実施目的	実施者	事例
評価機関の認証	政府	米国教育省 日本の中央教育審議会
	独立した認証機関	オランダ NVAO ドイツ Akkreditierungsrat
協会組織へのメンバーシップ	協会組織	米国 CHEA
	協会組織（外部評価の実施は個別の委員会）	ENQA ECA
優良実践の報償的認証	協会組織（外部評価の実施は個別）	INQAAHE
制度監査	監査責任組織	英国 HEFCE
	議会	（英国研究評価）
	アカデミー	（オランダ研究評価）
意思決定のための評価結果の分析	アクレディテーション機関	オランダ NVAO
評価活動の省察、内部質保証	評価機関自身	英国 QAA オランダ NVAO

一方、メタ評価に使われる基準については、異なるメタ評価においてもある程度の整合性は見られる。これまでも Aelterman (2006) は、国際的な協会組織で用いられている基準・ガイドライン・規範等を比較し、整合性があることを示している。実際には、ESG の説明には、ECA の「優良実践規範」などを参考にして形成したとともに、INQAAHE の「優良実践ガイドライン」と比較することによって国際的な視点も含めた旨が述べられている。そのため、ある程度の整合性があることは当然とも見られる<sup>30</sup>。

表 10（章末）には日本の学校教育法第百十条ならびに「学校教育法第百十条第二項に規定

<sup>29</sup> <http://www.qaa.ac.uk/ImprovingHigherEducation/Pages/Outcomes.aspx>

<sup>30</sup> ただし、Hopbach (2006) は ESG と INQAAHE のガイドラインを比べ、後者は質保証機関に対する基準であるのに対し、ESG は高等教育機関への基準も第一部として含んでいる点で包括的であるという違いがあり、高等教育システムへの効果も大きいと述べている。

する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」も含めて、本章でとりあげた基準を整理した。Aelterman (2006)による比較を踏まえながら、対応関係をより詳細に整理したとともに、各国内の基準との比較も行った。

含まれる内容として、まず、機関の組織体制がある。ミッションの明確化、評価活動の範囲、組織の公的地位、過去の実績、資源（資金、人材）、さらに内部質保証システムの有無が観点として入る。

次に、評価プロセスに関する基準がある。まず外部質保証の位置づけがあり、特に高等教育機関に質の責任が存在することや、質向上を目的に評価を行うことを求める基準がある。さらに、高等教育機関への期待の明文化としての評価基準の設定、法律や外部のガイドライン等の活用・反映、自己評価実施方法の設定が求められている。同様に外部評価においては、外部評価実施方法の設定、評価委員会の構成や独立性・利益相反・研修、意思決定の独立性、異議申し立て方法の設定、基準や結果の公表が求められている。また、評価後のフォローアップを行うこと、ならびに、大学セクター全体の課題の分析などシステムレベルの包括的分析を行うことを求めている基準もある。

さらに、国内外の他の評価機関との連携、国際的な高等教育に関する事項を要求している基準がある。

実際には、メタ評価基準の文章の書きぶりは多様であるため、各内容の有無を明確には判別しづらい場合もある。そのような制約はあっても、表からは多くのメタ評価基準は同一の内容を含んでいる傾向にあり、大学評価を実施する機関に要求される事項には共通性が見られるようになっていると考えられる。

## 5.2 日本への含意

上記の海外諸国ならびに国際的状況を踏まえて、日本への含意を以下で検討したい。

日本では、学校教育法第百十条において、認証評価機関になろうとする者は文部科学大臣の認証を受けることとなっており、その認証の基準は同条に概略が定められているとともに、「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」において、より具体的に評価基準に含まれるべき項目が設定されている。この法令を踏まえて、中央教育審議会大学分科会におかれた認証評価機関の認証に関する審査委員会が審査作業を行っている。しかし、日本のこのような制度は海外の状況と比して十分であるとは言えない。

### a) 定期的な質管理システムの導入

日本での大学評価機関の認証は、基本的には事前認可であり、認証評価機関となった後に定期的に質の管理を行う枠組みは存在しない。認証後の評価基準の改訂についても、届出制度に留まる。川嶋(2010)が米国でのア krediyteshon 団体の認証の更新の事例を引きながら「認証後の評価機関の評価の質の点検や維持、向上に関する規定は明示されていない。認証評価の質を高めていくためには、それぞれの評価機関と大学のさらなる努力とともに、



評価機関の評価の質の確認・点検を定期的に行う仕組みの導入が必要と思われる」<sup>31</sup>と指摘しているように、何らかの質管理のシステムを導入する可能性は検討されてもよい。

このことは国際的な関係からも求められる。欧州ではENQAのメンバーシップやEQARへの登録のためには、ESGに基づいて5年に一度の外部評価を受けることが必須条件となっている。本稿では扱っていないが、アジア・パシフィック地域の協会組織であるThe Asia-Pacific Quality Network (APQN)のメンバーシップ基準も他の基準と強く整合しており、その中では「8.質保証」として「質保証機関が質保証の手段を有するとともに、定期的なレビューを受けること」という形で、何らかの外部評価の実施を求めている<sup>32</sup>。現時点ではAPQNに日本から加盟している機関は2機関にとどまっているなど、国際的な協会組織への加盟が進んでいる状況ではないが、将来的に評価結果の相互承認などの課題が生じることを想定すれば、外部評価を国内でも進め、国際的な要求事項へ対応することは必要であろう。

ただし、定期的な質管理をいかに誰が実施するのかは、いくつかの選択肢がありうる。前述のようにメタ評価の実施体制は、行政府、独立した認証組織、協会組織、国の教育の質の監査責任組織があるとともに、大学評価機関自身の内部質保証としての取り組みもありうる。海外の事例からは、外部からの信頼確保を可能とする体制と評価作業の実態を理解した体制のバランス、ならびに、政府と高等教育機関や大学評価機関の間のバランスが考慮された設計がなされていることがうかがえる。信頼の確保という点では、大学評価機関の協会組織によるメタ評価は更なる自己規制の構築としかならないために、十分な対応とはなりにくい。他方で、外部からの監査的評価は、実態についての理解が十分でない者による監査を引き起こす可能性がドイツの事例からは指摘される。さらに、政府が直接的な認証を通じて大学評価への要求事項を示すことは、大学自治への介入とも解されうる。

このような問題のため、米国では政府機関による認証が存在するのに対し、協会組織が教育の質改善を目的として別のメタ評価を組織することによって、バランスがとられている。ただし、このような二極構造では、行政府から大学評価機関への要求が示され、それに対する反論が協会組織から提示されるなどの緊張関係は生まれやすくなる（本報告書の第二章参照）。オランダやドイツでは政府機関からは独立した公的な認証組織を構築している。これにより自己規制ではない外部からの視点が入ることで信頼確保の構造がとられる。同時に、政府からは一定の距離を確保して大学セクターの自律性を尊重することも可能としている。国際的な協会組織の場合も、ENQAの外部レビューの一巡目では、各国の関係行政府が外部評価を主導することを定めることで公的な信頼性を確保しながらも、実際の外部評価作業は他国の外部質保証機関の代表者などが構成員となる外部評価委員会が実施する構造を形成している。

これらの状況に比して、日本においては現時点では文部科学省の中央教育審議会の委員会による認証という形のみであるため、行政府の直接評価ではない形での質管理を模索する必

<sup>31</sup> 川嶋太津夫(2010)「認証評価 2.0 2 サイクル目の課題」アルカディア学報 No.404.  
<http://www.shidaikyo.or.jp/riihe/research/arcadia/0404.html>

<sup>32</sup> <http://www.apqn.org/membership/criteria/>

要もあるだろう。たとえば、一つには、行政府が外部評価の必要性を定めたとしても、一定の外部評価基準を行政府や大学評価機関および大学団体などの各ステークホルダーが共同した委員会により作成し、それに基づいて各大学評価機関において外部評価作業を行う委員会を設置する方法があるだろう。また別の方法としては、大学評価機関の外部質保証作業を行う独立した組織を各ステークホルダーの共同により設置することも検討することができるであろう。米国のように協会組織を設置する方法もありうるが、日本では認証評価機関が競争構造にあることが前提とされているために、競合する者が集う協会組織が直接外部評価を実施することは、談合的な性格を有するようにも外部から見られかねず、信頼確保の点では十分とはなりにくいことには注意が必要であろう。

#### b) 国際的な通用性があるメタ評価基準への適合

前述のように、国際あるいは各国で行われているメタ評価基準にはある程度の整合性が認められる。特に国際的な基準においては、各国の多様性を尊重しつつ一般原則のみを定めている。その抽象性への批判も見られるが(Blackmur, 2008a)、一般原則にとどめることにより、現時点でこれらの基準への遵守を国際的に求めることが可能となり、ENQA ではメンバーシップの要件となり、ECA では評価結果の相互承認をすすめていくための前提として位置づけられている(Heusser, 2006)。ドイツでは国内の評価機関の認証作業において、ESG の遵守の確認もあわせて実施することにより、国内及び国際のメタ評価の整合性を意図的に図っている。

そのため、日本においてもこれらの基準への適合性を検討していく必要がある。基準の比較表で示されているように、日本の大学評価機関の認証では検討されていない内容はいくつかある。

一点目は、大学評価機関の内部質保証システムである。大学評価機関が定期的に自らの基準の妥当性や評価方法・結果を検証し、改善に活かしていくシステムを構築することである。

二点目は、評価機関の意思決定の独立性の明示である。評価者の独立性は明記されているが、評価機関が行う意思決定の独立性や一貫性については「認証評価の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれがないこと」(学校教育法第百十条二項六号)と記されているにとどまり、独立した判断が行われていることを対外的に明示することが求められる。

三点目は、評価実施後のフォローアップである。ただし、これは海外でも基準として採用していない場合は多い。日本では専門職大学院についての定めはあるが、機関別認証評価においてはたとえば大学に大きな改編があった場合の報告義務や再評価の実施、評価で指摘した事項の改善状況の把握は十分に実施されていない。

四点目は、大学セクターなどのシステムレベルの分析である。ESG においては複数の評価結果を横断して得られる課題や特徴を分析することを求めている。日本では複数の認証評価機関が分担して評価作業を実施しているため、大学セクター全体の状況を分析しにくいという前提はあるが、評価を行った結果の横断的分析は今後の評価基準の見直しの際にも必要となる。

五点目は、国内外の機関との連携や、国境を越えた教育の扱いである。今後、このような国際的な教育が増加していく可能性が高いことを踏まえれば、それらをいかに扱うかは課題となる。

#### c) 評価結果の質の確保

評価結果の質については、実際にメタ評価において評価結果そのものを精査している事例は少ない。オランダではアクレディテーションの判断のために評価報告書の二次的な分析をおこなっているが、「判断を行うために十分な基礎が示されているか」に焦点が置かれている。また、監査やモニタリングはオランダやドイツで行われ、ランダムサンプルによって評価作業や意思決定の観察を含めて精査することは行われている。

しかし、オランダでは実際に評価結果の二次的な分析を行うことで、評価作業の重複負担という問題が一部の大学に生じているとともに、アクレディテーション機関と評価実施機関との信頼関係の不十分さが問題となることも外部レビューでは指摘されている。評価結果自体を二次的に質管理することは作業負担の点からも困難は多いと予想され、その適切な実施が可能かはさらなる検討が必要である。

## 6. おわりに

本章では、各国のメタ評価に類する取り組みの状況を概観・比較し、日本への課題を検討した。自己規制という大学評価への信頼性を確保するためには、大学評価に対する何らかの外部質保証体制が構築される必要があり、そこでは行政府、大学評価機関、大学の適切な関係バランスを考慮した体制の構築が必要である。

また、評価機関間の競争的環境がある場合に、価格やコスト面での競争が誘引されることにより、評価の質が低下する懸念はオランダやドイツでも同様に議論されている。そのため外部からのメタ評価がその歯止めとして機能することは期待される。評価機関の競争的環境があっても、評価機関が用いる評価基準が政府などにより標準的に定められた最低限の基準に強く影響されるものである場合には、価格面での競争しか生まれにくくなる。そのため、質保証を超えた質向上を評価に積極的に組み込むなどして、質向上の面での競争をより実現させ、評価の有効性も向上させることが望まれる。

また、大学評価の国際通用性という点からは、大学評価の国際的協会組織における必要事項の中で日本において新たに検討すべき事項も少なくないことが明らかとなった。メタ評価などを通じて、大学評価機関がそれらの内容を促進できる体制を構築していくことが今後の課題であろう。

#### 参考文献

Aelterman, G. (2006). Sets of Standards for External Quality Assurance Agencies: A comparison. *Quality in Higher Education*, 12(3), 227-233.

- Amaral, A., Rosa, M. J., & Tavares, D. A. (2009). Supra-national accreditation, trust and institutional autonomy: Contrasting developments of accreditation in the United States and Europe. *Higher Education Management and Policy*, 21(3), 23-40.
- Blackmur, D. (2008a). A critical analysis of the INQAAHE Guidelines of Good Practice for higher education quality assurance agencies. *Higher Education*, 56(6), 723-734.
- Blackmur, D. (2008b). Quis Custodiet Ipsos Custodes? The Review of the Australian Universities Quality Agency. *Quality in Higher Education*, 14(3), 249-264.
- Bloland, H. G. (2001). *Creating the Council for the Higher Education Accreditation (CHEA)*. Ace/Oryx Press.
- Brittingham, B. (2009). Accreditation in the United States: How did we get to where we are? *New Directions for Higher Education*, 145, 7-27.
- Costes, N., Crozier, F., Cullen, P., Grifoll, J., Harris, N., Helle, E., Hopbach, A., et al. (2008). *Quality Procedures in the European Higher Education Area and Beyond – Second ENQA Survey*. ENQA. Retrieved from <http://www.enqa.eu/files/ENQA Occasional papers 14.pdf> (2012年4月30日アクセス)
- Costes, N., Curvale, B., Kraft, M. G., Llavori, R., Malan, T., & Szanto, T. (2010). *First external evaluations of quality assurance agencies – lessons learned*. ENQA. Retrieved from <http://www.enqa.eu/files/ENQA workshop report 10.pdf> (2012年4月30日アクセス)
- Crozier, F., Grifoll, J., Harris, N., Kekäläinen, H., & Malan, T. (2009). *Evaluation of the reports on agency reviews (2005–2009)*. ENQA. Retrieved from [http://www.enqa.eu/files/ENQA Occasional paper\\_16.pdf](http://www.enqa.eu/files/ENQA Occasional paper_16.pdf) (2012年4月30日アクセス)
- Dittrich, K., Frederiks, M., & Luwel, M. (2004). The Implementation of “Bologna” in Flanders and the Netherlands. *European Journal of Education*, 39(3), 299-316.
- HEFCE. (2003). *Review of research assessment: Report by Sir Gareth Roberts to the UK funding bodies*.
- 原田大樹 (2007) 『自主規制の公法学的研究』有斐閣.
- Harvey, L. (2006). Guidelines of Good Practice: International Network of Quality Assurance Agencies in Higher Education. *Quality in Higher Education*, 12(3), 221-226.
- Harvey, L., & Williams, J. (2010). Fifteen Years of Quality in Higher Education. *Quality in Higher Education*, 16(1), 3-36.
- 林隆之 (2006) 「オランダにおける大学の研究評価の展開」『大学評価・学位研究』4, 37-50.
- 林隆之 (2009) 「大学の研究評価の変容と科学研究のガバナンス」『研究技術計画』24(3), 231-242.
- Heusser, R. (2006). Mutual Recognition of Accreditation Decisions in Europe. *Quality in Higher Education*, 12(3), 253-256.
- Hopbach, A. (2006). The European Standards and Guidelines and the Evaluation of Agencies in Germany. *Quality in Higher Education*, 12(3), 235-242.

- House of Commons Science and Technology Committee. (2002). *Science and Technology - Second Report*. (岩田末廣監訳(2005)「UK 下院 科学・技術委員会 2002 年第 2 報告 (2001RAE に関して) の要約および提言と結論」『大学評価・学位研究』3, 137-144).
- House of Commons Science and Technology Committee. (2004). *Research Assessment Exercise: a re-assessment - Eleventh Report of Session 2003-04*. (岩田末廣監訳(2007),「研究評価事業(RAE) : その再評価(HEFCE の RAE2008 「初期決定」に関する審議と文書による証言」『大学評価・学位研究』5, 161-217).
- Jeliazkova, M., & Westerheijden, D. F. (2004). The Netherlands: A Leader in Quality Assurance Follows the Accreditation Trend. In S. Schwarz & D. F. Westerheijden (Eds.), *Accreditation and Evaluation in the European Higher Education Area*. Kluwer Academic Publishers.
- Lemaitre, M. J. (2004). Postscript: INQAAHE principles of good practice. *Quality in Higher Education*, 10(2), 167-169.
- Lemaitre, M. J., & Kristoffersen, D. (2006). The GGP and the external evaluation CNAP—Chile. Retrieved from <http://www.nvao-event.net/inqaah/proceedings.php> (2012 年 4 月 30 日アクセス)
- Morse, J. A. (2006). The INQAAHE Guidelines of Good Practice for External Quality Assurance Agencies: Assessment and next steps. *Quality in Higher Education*, 12(3), 243-252.
- 大佐古紀雄. (2011)「欧州高等教育質保証機関登録機構(EQAR)の現状と課題」日本高等教育学会 第 13 回大会、関西国際大学.
- Schade, A. (2004). Shift of Paradigm in Quality Assurance in Germany: More Autonomy but Multiple Quality Assessment? In S. Schwarz & D. F. Westerheijden (Eds.), *Accreditation and Evaluation in the European Higher Education Area*, 175-196. Kluwer Academic Publishers.
- Szanto, T. R. (2005). Evaluations of the Third Kind: External evaluations of external quality assurance agencies. *Quality in Higher Education*, 11(3), 183-193. Taylor & Francis.
- Vroeijenstijn, T. (2004). International network for Quality Assurance Agencies in Higher Education: Principles of Good Practice for an EQA agency. *Quality in Higher Education*, 10(1), 5-8.
- Weissburg, P., & Ranville, M. R. (2007). The Self-Regulation of Higher Education : Accreditation under Attack by. *The Second Annual Conference on Institutional Foundations for Industry Self-Regulation*. Retrieved from [http://www.hbs.edu/units/tom/conferences/docs/Weissburg\\_Ranville.pdf](http://www.hbs.edu/units/tom/conferences/docs/Weissburg_Ranville.pdf) (2012 年 4 月 30 日アクセス)

表 10 メタ評価基準の比較

	INQAAHE Guidelines of Good Practice	ENQA ESG	ECA Code of Good Practice	米国教育省	米国 CHEA	オランダ NVAO	ドイツ Akkreditierungsrat	日本 学校教育 法・細目省令
ミッションの 記述	1. 外部質保証機 関のガバナンス	3.5 ミッション ・ステートメン ト	1. 明確なミッショ ン・ステートメン トを有する	602.14 目的と 組織	申請資格 A			
活動内容・範 囲・継続性		3.3 活動 2.7 定期的レビ ュー	13. 組織レベルおよ び／またはプログラ ムレベルで、定期的 にアクレディテー ションを実施してい なければならない	602.11 アクレデ ィテーション活 動の地理的範囲	基準 E. 継続的な アクレディテー ション審査が行 われていること の明示 申請資格 C,D		2.1.2 機関は全てのタイ プの高等教育機関、全 ての分野のアクレディ テーションを行うこと。	
公的地位		3.2 公的地位	2. 関係公共機関によ り国家的アクレディ テーション組織とし て承認されている	602.10 連 邦 プ ログラムとの連 携 602.13 他 者 に よる機関の受容	申請資格 B		2.3.1 機関は独自に法人 格を有していること。 2.3.2 営利目的で活動し ておらず、全原価を基礎 にアクレディテーショ ン手続きを実施してい ること。	第百十条二項四 号、五号
実績の明示				602.12 アクレ ディテーション の経験	申請資格 H	2.2 VBI の実績 経験、VBI との 実績経験		細目省令第三条 一項三号
資源	2. 資源	3.4 資源	5. 十分に信頼しうる 人的および金銭的資 源を有する	602.15 管理 運 営と財政的責任	基準 F. 十分な資 源の保有		2.4・設備：機関は、全 ての必要な機能領域 において、人的・物的 資源をその機能を持 続的かつ十分に行い 得るほど備えている こと。	第百十条二項二 号、四号
質保証機関の 質保証 (フレキシビ リティ、有効 性、質改善への 貢献)	3. 外部質保証機 関の質保証	3.8 アカウンタ ビリティの手續	6. 質の向上を重視す る内部品質保証体制 を有する 7. 周期的に外部評価 を受けなければならない	602.21 基準の レビュー		2.1.c VBI の質管 理体系	2.5 - 内部質マネジメ ント：機関は、制度化 された内部質マネジメ ントシステムを継続 的に用いており、そ れは内部管理プロセ スの有効性を評価す るのに適して、活動 の質を保護し継続 的に改善することを 保証するものである こと。内部質マネジ メントシステムは、 一般が情報を得る ことができ	

							るものであり、内部・外部の体系的なフィードバック・プロセスを含むこと。	
外部質保証の位置づけの明確化（高等教育機関の関係、目的）	5. 外部質保証機関と高等教育機関の関係	2.1 内部質保証手続の利用	16. 質向上に焦点を当てたものでなければならない		基準 A. 教育研究の質の向上 基準 C. 必要な変化や改善のための自己精査および計画の奨励		2.1.1 アク্রেディテーション業務の基礎となる質について、機関の認識を公的に文書として有していること。機関の活動が質の向上という目的に適合したものであり、教授・学習の質や特徴に対して高等教育機関が有する主要な責任に基づくものになっていること。	細目省令第一条 一項三号 評価の対象となる大学における特色ある教育研究の進展に資する観点からする評価に係る項目が定められていること
評価基準の設定	6. 外部質保証機関が教育機関／プログラムの実績に求めるべき要件	3.7 質保証機関の用いる外部質保証の規準とプロセス	17. 基準が公開されており、合意を受けた一連の質基準の発展を考慮にいたした欧州基準と矛盾のないものであること	602.16 アクレディテーションとプレ・アクレディテーションの基準(standard)	基準 A. 教育研究の質の向上 基準 B. アカウンタビリティの明示	2.1.f 準拠枠 3.4 準拠枠		第百十条二項一号 細目省令第一条 二項
外部のガイドラインの活用		3.1 高等教育の外部質保証手続の利用				2.1.d 評価プロトコル 3.3 評価プロトコル	2.2.1 現行版の「教育プログラムのアクレディテーションおよびシステム・アクレディテーションのためのアクレディテーションカウンシルの規則」を正しく一貫した形で適用することを保証するように、内部構造や手続きを定めていることを立証する必要がある。	細目省令第一条 一項一号
自己評価実施方法の設定	7. 外部質保証機関が教育機関の自己評価報告書に求めるべき要件	2.1 内部質保証手続の利用	14. 高等教育機関による自己作成書類または自己評価、および外部調査（通例、現場視察）が含まれなければならない		基準 C. 適切な場合、変化および必要な改善のための自己詳細調査とプランニングの奨励 申請資格 F	2.1.d 評価プロトコル 3.3 評価プロトコル		細目省令第一条 一項四号
外部評価実施方法の設定	8. 教育機関及び／またはプログラムに対する外部質保証機関評価	2.2 外部の質保証プロセスの開発 2.4 目的適合的なプロセス 3.7 質保証機関の用いる外部質保証の規準とプロセス	12. アクレディテーション手続きおよび方法は、アクレディテーション組織自身によって定義されなければならない 14. 高等教育機関による自己作成書類または自己評価、および外部調査（通例、現場視察）が含まれなければならない	602.17 アクレディテーションの決定への基準の適用 602.24 特定の機関別アクレディテーション団体が満たすべき追加手続き 602.25 適正手続き	基準 A. 教育研究の質の向上 申請資格 E,F			第百十条二項一号 細目省令第一条 一項四号

			ばならない	602.26 アクレ ディテーション の決定の通知				
評価委員会の 構成・独立性・ 研修		2.4 目的適合的 なプロセス	15. 外部パネルやグ ループの独立性およ び能力を保証するも のでなければなら ない			2.1.b パネルの 構成		細目省令第二条
意思決定の独 立性・一貫性	9. 決定	2.3 意思決定の 規準 3.6 独立性	3. 政府および高等教 育機関、企業、産業お よび専門職組織から 十分に独立していな ければならない 4. 意思決定において 正確、公平および一貫 していなければならない	602.18 意思決 定の 一 貫 性 (consistency) の 保証	基準 D. 意思決 定における適切 かつ公正な手続 きの採用 申請資格 G	2.1.a VBIの独立 性 3.1 パネル人員 及び評価の過程 の独立性 3.2 パネルの構 成	2.3.3 個別事案に関して 機関の部署の独立性が確 保されていること。また、 当該機関に勤務する者 についても、同様に独立 性と公平性が確保されて いること。 2.2.2 機関は、業務実施 に関連する利害関係者 グループ（各学問分野、 学生、専門職の実務家） の代表者の参加を得て いること。 2.2.3 プログラム・ア クレディテーションある いはシステム・アクレ ディテーションの評価 手続きに関連する全 ての領域について、手 続きに参加する者の 能力は適切な人選 手続きや事前説明に よって確保されている。	(第百十条二項 六号)
異議申し立て 方法の設定	10. 異議申し立 て	3.7 質保証機 関の用いる外部質 保証の規準とプ ロセス	10. 本組織の決定に ついて、異議申し立 てする方法が提示さ れている	602.25 適正手 続き	基準 D. 意思決 定における適切 かつ公正な手続 きの採用		2.6 ・ 内部苦情処理手 続：機関は、高等教 育機関からの申請に 応じて、アクレディ テーションの決定を 再検討するための、 公表され制度化さ れた内部手続きを有 していること。	第百十条二項三 号
情報公開 (基準・方法・ 結果の公表)	4. 社会への情 報公開	2.5 報告 3.7 質保証機 関の用いる外部質 保証の規準とプ ロセス	8. 公的な説明責任 を行なうことができ 、方針、手続き、ガ イドラインおよび基 準が正式に公表され ている	602.23 全ての 機関が満たすべ き運営手続き 602.27 アクレ ディテーション	基準 B.アカウン タビリティの明 示		2.7 - 説明責任：機 関はその手続や評価 基準を十分詳細に 渡って明記し、公 表していること。専 門家パネルの名前、 専門家パネルによる 報告書、実	細目省令第三条 一項一号



			9. アク্রেディテーションの決定について適切な方法で一般社会に伝える	機関が教育省に提供すべき他の情報			施されたアクレディテーション手続きの決定内容を公表すること。	
フォローアップ		2.6 フォローアップの手續		602.19 アクレディテーションをした機関やプログラムのモニタリングや再評価 602.20 基準の実施 602.22 実質的变化				(専門職大学院については細目省令第三条2項)
システムレベルの分析		2.8 システムレベルの分析						
他の国内外の評価機関との連携	11. 協力		11. 国内外および／または専門の他のアクレディテーション組織と協力する	602.28 州や他のアクレディテーション団体の決定の考慮	基準 B.アカウントビリティの明示		2.2.4 機関の手續きの一部を他の組織が実施する場合には、信頼できる規則や手續きによって適正な実施が保証されなければならない。	
国際的な教育に関する事項	12. 国家／国境を越える高等教育				基準 B.アカウントビリティの明示	2.1.e 国際的な認証手續き		



## 第2章 米国アクレディテーションにおけるメタ評価システム

野田文香

**要旨** 米国では、連邦教育省と高等教育アクレディテーション協会(CHEA)の二大組織がアクレディテーション団体に対し、「認証」という形でアクレディテーションに類似する活動を行うことにより、評価の妥当性や有効性を確認するメタ評価のメカニズムが確立されている。近年、連邦政府の規制強化とともに評価プロセスの情報公開や評価者研修が義務づけられるなど、アクレディテーション団体に対するアカウンタビリティ明示の要求はより一層強くなっている。本稿は、米国のメタ評価システムの動向や課題を概観し、日本における評価検証のあり方を検討する際の一助となることを目的とする。

### はじめに

日本における評価機関の認証に関わる基準は、学校教育法第110条第2項に規定されている。この規定には、文部科学大臣に新規の認証を求める際の評価機関の要件や審査に関わる内容が示されており、認証を受けた評価機関のその後の評価活動の点検・評価に関わる法的規制はまだ確立されていない。このように初期の認証以降の更新制度など体系だったものが存在していない現状に対し、評価機関の評価が公正で適切な水準で実施されているかを第三者の立場として監督・点検し続ける機能を検討する必要性を指摘する声もあがっている(川嶋、2010; 前田、2007)。

本章では、評価機関による高等教育機関および教育プログラムへのアクレディテーションが適切に行われているか否かを第三者の立場から監督・点検・評価する機能を「メタ評価」と位置づけ、先進的な取組を示す米国のメタ評価の構造や課題について概観する。米国調査にあたっては、米国連邦教育省中等後教育局・アクレディテーション団体評価部(U.S. Department of Education, Office of Postsecondary Education, Accrediting Agency Evaluation)および高等教育アクレディテーション協会・認証サービス部(Council for Higher Education Accreditation: CHEA, Recognition Services)を訪問し、アクレディテーション団体に対する認証ーメタ評価ーについてヒアリングを実施した。本章では、(1)米国アクレディテーションの組織構造、(2)メタ評価 - アクレディテーション団体への認証、(3)評価者の研修、(4)連邦政府による規制強化の動きと課題、(5)日本への示唆と今後の課題、について整理を行った。

### 1. 米国アクレディテーションの組織構造

米国のアクレディテーション団体は、政府によるトップダウンによって生まれたものではなく、高等教育のコミュニティにより設立されたものとして、民間あるいは非政府組織として位置づけられている。そのため、アクレディテーション団体は、アクレディテーションの対象となる高等教育機関や学部・学科等の教育プログラムから資金提供を受けており、ピアとの相互信頼の上で成り立っているといてもよい。

図1は米国のアクレディテーションの基本構造を示したものである。第一に、アクレディテーションを成り立たせるにあたり、アクレディテーション団体に「認証 (recognition)」を与える第三者組織として連邦教育省(U.S. Department of Education)と高等教育アクレディテーション協会(Council for Higher Education Accreditation: CHEA, 以下 CHEA と記す)が監督機関として存在する。米国アクレディテーションは、この監督機関と、それにより認証されたアクレディテーション団体、そのアクレディテーション団体により点検・適格認定(アクレディテーション)を受ける高等教育機関および教育プログラムの3つの組織構造で成り立っている。

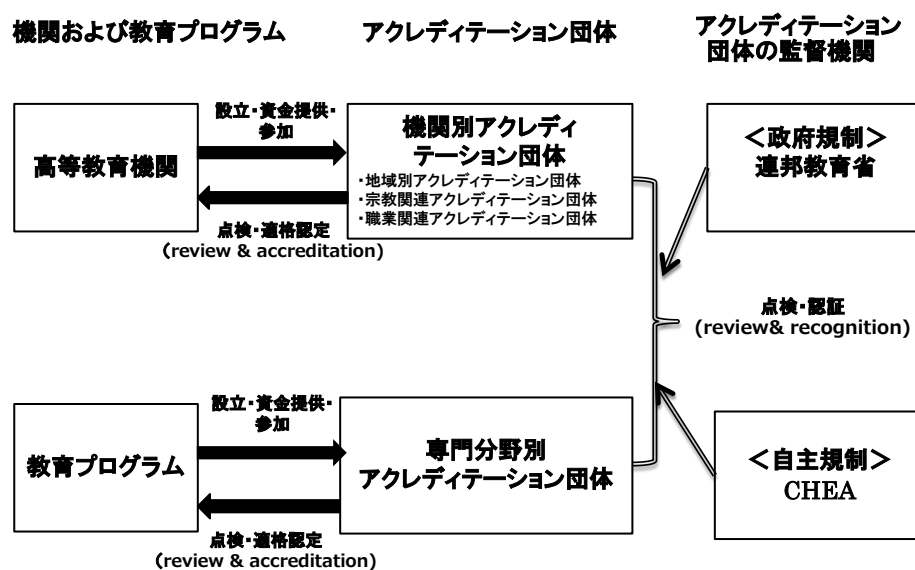


図1 米国におけるアクレディテーションのシステム  
Eaton, J.S. (2008) を参照し作成

米国のアクレディテーション団体は大きく分けて、機関別(institutional) アクレディテーション団体と専門分野別 (programmatic/specialized) アクレディテーション団体に種別される。機関別アクレディテーション団体は、機関全体をアクレディテーションの対象としており、さらにその中で、地域別(regional)アクレディテーション団体、宗教関連(faith-related)アクレディテーション団体、職業関連(career-related)アクレディテーション団体が存在する。専門分野別アクレディテーション団体は、通常、ある地域別アクレディテーション団体によりアクレディテーションを受けた高等教育機関のプログラムや学部、学科 (program, department, college, school) 等といった学内組織 (ユニット) を対象とすることが多いが、中には、独立した経営体系をもつ専門大学院や専門学校、あるいは病院などの教育機関ではないプログラムのアクレディテーションを行うところもある。また、専門分野別アクレディテーション団体の場合は、同じ専門分野に複数の団体が存在しており、対象となる学部や学

科などの申請を巡って競合する場合もある。

機関別アクレディテーション団体と専門分野別アクレディテーション団体の住み分けについては、それぞれのアクレディテーションで評価される基準は基本的に類似する項目を有するものの、その内容は対象となる機関や教育プログラムによって異なるものであるため、原則、両者は独立していることとなる。よって、仮に、同一の高等教育機関において、機関別アクレディテーション団体の不適格認定を受けたからといって、専門分野別アクレディテーション団体の適格認定を受けられない（また逆もしかりである）ということは起こらないこととされている。

## 2. メタ評価 - アクレディテーション団体への認証 (recognition)

米国では、アクレディテーション団体による評価活動が適切に機能しているかどうか、あるいは評価者(creditor)の質が妥当かどうかを検証するため、連邦教育省と CHEA の二つの監督機関により「認証 (recognition)」と呼ばれる評価活動のメタ評価が行われている。アクレディテーション団体は、この認証を得るために、連邦教育省あるいは CHEA (あるいは両者) に申請を行い、この二つの監督機関によって定められた認証基準に基づいて定期的に自己点検を実施している。アクレディテーション団体は、連邦教育省のみの認証、あるいは CHEA のみからの認証、そして両方からの認証を受けているところと様々である(表 1)。

表 1 連邦教育省・CHEA による認証を受けている  
米国アクレディテーション団体の種類と数 (2011 年 5 月現在)

	連邦教育省・CHEA 両方による認証	連邦教育省のみ による認証	CHEA のみによ る認証
地域別アクレディ テーション団体 (8)	7	1	0
宗教関連アクレディ テーション団体 (4)	4	0	0
職業関連アクレディ テーション団体 (7)	2	5	0
専門分野別アクレデ ィテーション団体 (63)	18	20	25
合計 (82)	31	26	25

(CHEA, 2011)

連邦教育省および CHEA の両者の認証活動は並行して行われるが、内容は同一というわけではなく、それぞれの認証機能の目的の違いにより異なる位置づけを有している。つまり、認証受審にあたり、連邦教育省によるものか、CHEA によるものかの違いは、それぞれが認証しているアクレディテーション団体の対象となる高等教育機関や教育プログラムの特徴に依拠している(表 2)。連邦教育省から認証を受けているアクレディテーション団体は、連邦政府による学資援助や関連プログラムの連携を求める高等教育機関に限定している。ただし、

海外分校は含んでいない。海外分校は例外的に認証を受けることはできるが、原則的に連邦奨学金やローンなどに関わるプログラムを利用することはできないこととされている。さらに、連邦教育省による認証を受けたア krediteーション団体は、学位授与権をもたない高等教育機関もア krediteーションの対象としているため、専門学校等の学位ではなくサーティフィケートなどの資格授与を行う機関に在籍していても、連邦教育省による奨学金の受給資格を得ることができる。一方で、CHEA による認証を受けているア krediteーション団体の対象となるのは、学位を授与する高等教育機関に限定される。この場合、海外分校も含まれる。このように、米国のア krediteーション団体の認証は、連邦教育省による政府規制と CHEA による自主規制の二重構造の連動により成り立っている。

表 2 連邦教育省と CHEA の認証構造に関する比較

	連邦教育省	CHEA
認証開始（設立）年	1952 年（開始）	1996 年（設立）
認証担当部署	Office of Postsecondary Education	Recognition Services
財源	米国議会	CHEA に認証されたア krediteーション団体からア krediteーションを受けている高等教育機関による会費（メンバーシップ制）
認証の特性	政府規制	自主規制
認証の主目的	連邦資金（奨学金などの学資援助）が高等教育機関や教育プログラムの質に結びついているかどうかを検証	高等教育機関や教育プログラムの質の保証と向上
認証しているア krediteーション団体の対象高等教育機関・教育プログラムの特徴	連邦政府による学資援助や関連プログラム連携を求める高等教育機関・プログラムに限定（ただし、海外分校は含まない。例外的に認証を受けることはできるが、連邦奨学金やローンなどのプログラムを利用することはできない）	学位を授与する高等教育機関や教育プログラムに限定（海外分校を含む）
認証周期	5 年周期の認証＋中間報告	10 年周期の認証＋中間報告（3 年目および 6 年目の 2 回）

## 2.1 連邦政府によるメタ評価システム

連邦教育省による認証は、一説によると、朝鮮戦争の退役軍人に対する連邦奨学金プログラム(第 2 の GI Bill)の活用成果に対するアカウントビリティの要求への対応として 1952 年に始まったとされている (CHEA, 2010a)。米国の連邦教育省は、一般的には教育について直接的に関与することはせず、高等教育機関の設置認可なども各州政府が責任を負っている。連邦政府によるア krediteーション団体の認証は、米国議会が資金源となって規定しているものであり、認証作業は、連邦教育省の中等後教育局(Office of Postsecondary Education)で実施され、認証の最終承認は教育省長官によって行われる。

前述のように、連邦教育省による認証を受けたア krediteーション団体からア krediteーションを受けている高等教育機関や教育プログラムは、連邦奨学金やローンなど、連邦

政府による学資援助や各種プログラムとの結びつきが強い。つまり、学生側にとっては、連邦教育省に認証されているア krediteーション団体からア krediteーションを受けている高等教育機関に所属していないと、連邦政府による奨学金やローン等を得ることができないことになる。

図2は連邦教育省による認証のプロセスを示したものである。認証の申請にあたり、ア krediteーション団体は、新規の場合も継続の場合も、所定の手続きを踏まなければならない。申請については、統一された様式があるわけではなく、各ア krediteーション団体が教育省長官が定める認証基準の一つ一つに対して簡潔な説明を記した自己点検評価報告書およびそれを証明するエビデンス（根拠資料）を提出することになっている。これは、いわゆるコンプライアンスに関わる審査で、認証を進める上で連邦政府が定める最低基準が満たされていることが確認される。

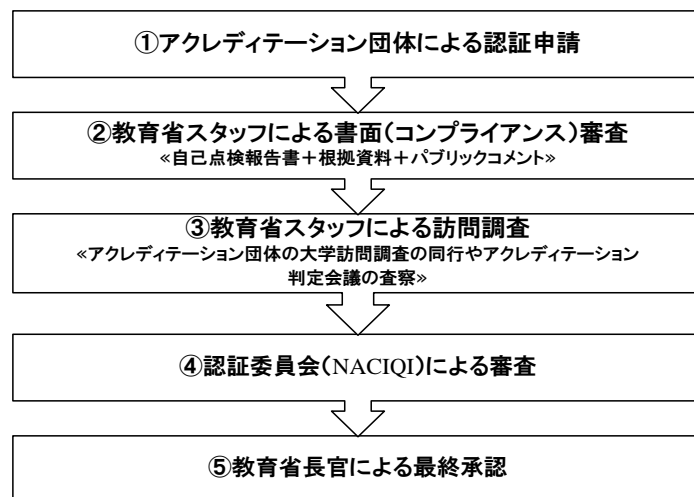


図2 連邦教育省における認証プロセス

申請書類は連邦教育省・ア krediteーション団体評価(Accrediting Agency Evaluation: AAE)事務局へ届けられ、教育省職員による書面調査が進められる。それと同時に、ア krediteーション団体から認証の申請があった事実が「連邦広報 (*Federal Register*)」に公開され、各団体のコンプライアンスに関してパブリックコメントが求められる。

連邦教育省は、この第三者のコメントに加えて、ア krediteーション団体に寄せられた各種クレームなども点検項目としている。さらに、教育省職員は、ア krediteーション団体や、いくつかの高等教育機関あるいは教育プログラムに対して訪問調査を実施する。具体的には、ア krediteーション団体による大学訪問調査に同行したり、ア krediteーションの最終判定会議を査察するなどして、ア krediteーションに関わるプロセスや意思決定が公平性かつ一貫性をもって行われているか否かを点検する。この現地査察は、ア krediteーション団体との調整により行われるが、事前予告なしに実施されることもある。

次の段階としては、NACIQI(National Advisory Committee on Institutional Quality and

Integrity)と呼ばれる認証委員会による審査が行われる。NACIQI は 1992 年より成文化された委員会であり、2008 年の高等教育機会法の改正にともない委員の構成内容が変容している。従来は、教育省長官が任命した 15 名の委員から成り立っていたが、現在は、上院・下院・教育省長官に公平に任命される 18 名の委員で構成されている。委員は、大学学長、教学担当副学長、教授など主に大学関係者から成り立っており、学生も委員に含まれている。NACIQI の審査においては、ア krediyteshon 団体からの書類に対する連邦教育省の分析結果、その分析に関するア krediyteshon 団体とのやり取りの記録、ア krediyteshon 団体に寄せられた各種クレームなどの第三者の情報などが点検される。この認証委員会は、年に最低 2 回（春・秋）開かれ、最後に教育省長官に対し、ア krediyteshon 団体への認証の最終承認を求める。さらに NACIQI は、ミッションとして以下の 6 点に関し、教育省長官に提言を行う。

- ① 高等教育法第 4 章(Title IV) H 条第二項に基づいて、ア krediyteshon 団体への認証(recognition)基準の策定および執行。
- ② 特定のア krediyteshon 団体、あるいは特定の州の承認機関への認証。
- ③ 認証されている全米のア krediyteshon 団体のリストの作成および公表。
- ④ 高等教育法 4 章に基づいた高等教育機関の適格性や認証過程。
- ⑤ (1) 高等教育機関へのア krediyteshon および認証 (certification) や適格性 (eligibility) と、(2) 当該高等教育機関に対して州の免許を供与する責任との関係性。
- ⑥ その他教育省長官が指示した場合におけるア krediyteshon や機関の適格性についての助言。

以上が連邦教育省による認証の大まかな流れである。連邦教育省の認証基準 (criteria for recognition) は、連邦規則集 34 卷 602 条 (34 CFR Part 602) において厳格に定められている (表 3)。



表 3 連邦教育省による認証基準

<b>基本的な適格性要求事項</b>	
602.10	連邦プログラムとの連携
602.11	アクレディテーション活動の地理的範囲
602.12	アクレディテーションの経験
602.13	他者による機関の受容
<b>組織的・管理的要求事項</b>	
602.14	目的と組織
602.15	管理運営と財政的責任
<b>要求される基準とその適用</b>	
602.16	アクレディテーションとプレ・アクレディテーションの基準(standard)
602.17	アクレディテーションの決定への基準の適用
602.18	意思決定の一貫性(consistency)の保証
602.19	アクレディテーションをした機関やプログラムのモニタリングや再評価
602.20	基準の実施
602.21	基準のレビュー
<b>要求される運営方針と手続き</b>	
602.22	実質的变化
602.23	全ての機関が満たすべき運営手続き
602.24	特定の機関別アクレディテーション団体が満たすべき追加手続き
602.25	適正手続き
602.26	アクレディテーションの決定の通知
602.27	アクレディテーション団体が教育省に提供すべき他の情報
602.28	州や他のアクレディテーション団体の決定の考慮

認証の申請に求められる必要書類およびエビデンスについても公開されている（表 4）。

表 4 認証の申請に求められる必要書類およびエビデンス

<ol style="list-style-type: none"> <li>1. アクレディテーション基準とプロセス</li> <li>2. アクレディテーション団体の方針と手続き</li> <li>3. 最新の財務監査報告書</li> <li>4. 適格認定した機関やプログラムの公表リスト</li> <li>5. 自己点検のガイドライン</li> <li>6. 訪問調査団に対するガイダンスや研修に活用した資料</li> <li>7. 自己点検報告書のサンプル</li> <li>8. 訪問調査報告書のサンプル</li> <li>9. 訪問調査に対する高等教育機関の反応（報告書）のサンプル</li> <li>10. アクレディテーションの最終審議会の議事録サンプル</li> <li>11. アクレディテーション団体に寄せられた申し立てのリスト、各申し立てに関する課題説明とそれに対する処理内容と現況</li> <li>12. アクレディテーション団体の規約</li> </ol>
--

特に、連邦教育省は、認証基準の「602.16：アクレディテーションとプレ・アクレディテーションの基準（表 3）」において、以下の 10 項目に基づき、各アクレディテーション団体がそれぞれの類型や特質に合わせたアクレディテーション水準（standards）を策定することを求めている（表 5）。機関別アクレディテーション団体と専門分野別アクレディテーシ

ン団体とが、この 10 の同項目にしたがって、それぞれの水準を設けるため、いずれの文脈にも合わせやすいように幅のある項目内容となっている。そして、策定された水準内容が適切であるか、妥当であるかについて教育省から点検を受ける必要がある。

表 5 連邦教育省の認証に求められるア krediyteeshon 水準

<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 機関のミッションに基づき、学生の成果が優れていること。課程修了、州の資格試験合格率や就職率を考慮するなど、異なる機関やプログラムが定めたそれぞれに見合った水準を含む。</li> <li>2. カリキュラム</li> <li>3. 教員</li> <li>4. 施設・設備・供給品</li> <li>5. 組織の運営規模に応じた財務・運営能力</li> <li>6. 学生支援サービス</li> <li>7. 学生募集、入試業務、学校暦、大学案内、出版物、採点、広報活動</li> <li>8. 教育プログラムの期間や学位・証明書の目的</li> <li>9. ア krediyteeshon 団体に寄せられた学生のクレームに関する記録</li> <li>10. 教育省長官が提供する最新の学生ローンの債務不履行率、財務監査・法令監査の結果、プログラムレビュー、あるいはその他の情報に基づいた、高等教育法第 4 章に基づく機関の教育プログラムに対する法令遵守記録</li> </ol>
---

認証は 5 年ごとに行われ、さらにその間、モニタリングによりア krediyteeshon 団体の評価活動の中間報告が求められる。その際に要求されるエビデンスとしては、年次報告書、ア krediyteeshon 活動のリスト（適合・不適合の新規大学および教育プログラム）やア krediyteeshon に関わる全ての会議の議事録などがあげられる。このような書面調査に加えて、連邦教育省は訪問調査も行っている。特に、高等教育機関から申立てがあった時など訪問が必要な場合は、ア krediyteeshon に関するファイルを点検したり、機関訪問調査に実際に同行するなどしてア krediyteeshon 団体の評価活動を視察する。さらに、訪問調査内容の計画案、調査のプロセス、内容、訪問調査チームへの研修に使用した資料などを通して、訪問機関の抱える問題およびどのような訪問調査を行ったのかそのプロセスや内容を詳細に点検する。提出された資料の内容が不明瞭であったり、問題が見つかった場合は、さらなる資料提出を要求し、実際に視察を行うこともある。

## 2.2 CHEA によるメタ評価システム

1952 年以来、連邦教育省によるア krediyteeshon 団体の認証が進められていた中、ア krediyteeshon システムに対する政府の介入に大学側から批判の声があがるようになる。そこで、大学学長をはじめとした大学現場に精通した大学関係者のメンバーシップによるボランティア団体として、高等教育ア krediyteeshon 協会(Council for Higher Education Accreditation: CHEA)が 1996 年に新たに設立された。CHEA は、大学現場の声を反映させた質保証システムを目指しており、連邦政府の財政に基づくア krediyteeshon を展開し

たい連邦教育省とは異なる位置づけを貫いている。図3は、CHEAによる認証のプロセスを示している。

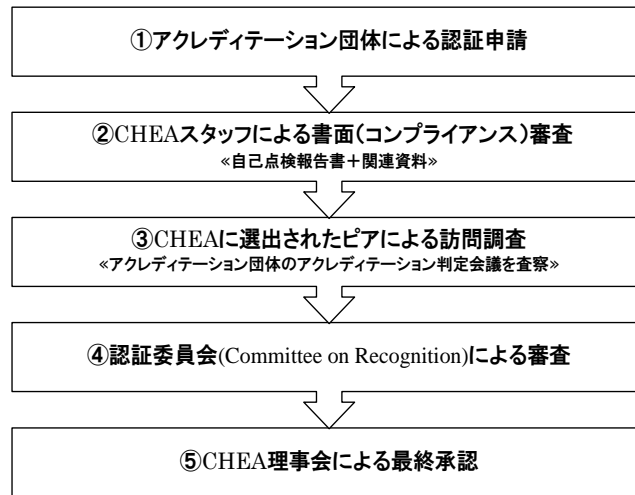


図3 CHEAにおける認証プロセス

ア krediyeteyshon taidai ni yoru ninyu no shinsei shuho ga teishu sareru toki, CHEA ga taimeta ninyu kishun ni mita shiteiru koto o shisu ebidenisu mo kuni teishu suru koto ga motomerareru. CHEA wa akrediyeteyshon taidai o ninyu suru ni atatte, ika no 6 no kishun o kashiteiru (表6)。

表6 CHEAによる認証基準

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 教育研究の質の向上</li> <li>2. アカウンタビリティの明示</li> <li>3. 必要な変化や改善のための自己精査や計画の奨励</li> <li>4. 意思決定における適切かつ公正な手続きの採用</li> <li>5. ア krediyeteyshon shinsa no zetsuteki na rebyuu no hoshu</li> <li>6. 十分な資源の保有</li> </ol> |
|---|

CHEA の認証基準は、この6領域に基づいたア krediyeteyshon kaku no kishun ya hanchi, tenjiki ga shusai sareteiru koto o ebidenisu to shite shisu koto o kashiteiru ga, kaku akrediyeteyshon taidai wa, sorezore no kishun no yonryo ni dokuni no bunpu o awase, koutou kyokyo kikan ya kyokyo puroguramu ni taisuru akrediyeteyshon no neiryaku o sakutei shiteiru.

① 教育研究の質の向上

ここで定義される教育研究の質とは、ア krediyeteyshon no taigai to naru koutou kyokyo kikan ya kyokyo puroguramu no mishon ni kizuita kyokyo, shugaku, kenkyu, shakai kyokyo ni tsunagu seiko no koto o shi

す。CHEA は、ア krediyeteshon 団体が対象となる高等教育機関や教育プログラムの教育研究の質について明確に説明し、教育の質の水準を満たしているかどうかを自ら判断できるプロセスを有する内容を示すことを課している。

## ② アカウンタビリティの明示

ア krediyeteshon 団体は、対象機関や教育プログラムに対し、社会の信頼や投資を促進すべく、教育研究の質や学生の学習成果に関して信頼のおける一貫した情報提供を求めていることが要求される。つまり、学生の学習到達を含む成果について、社会に対して信頼性のある情報を提供できるようなア krediyeteshon 水準や方針を執行していることや、対象機関が適格認定された教育プログラムと認定されていないプログラムの違いを明確に示すようなア krediyeteshon 水準および方針があること等を基準に加えている。これは、ア krediyeteshon ミルの蔓延を防ぐため、特に注意が喚起されているものである。また、意思決定や方針策定について社会の代表者を含む方針や手続きがあることや、ア krediyeteshon の状況および判定の理由について社会に公示するための方針や手続きを執行していることが求められている。その他、ア krediyeteshon を求める高等教育機関や教育プログラムを管理する州や地方の法律との間に衝突が生じた際の解決策などについて、適切なコンサルテーションを求める方針や手続きの明確化を含んでいること、また、ア krediyeteshon 団体が国際的活動を行っている際、他国の適切な政府・非政府のア krediyeteshon 団体あるいは質保証団体との情報交換やコンサルテーションに努めることを保証する水準、方針あるいは手続きを執行していることを認証条件の項目にいれている。

2010 年 5 月には、CHEA の認証基準に改正の動きがみられ、以下の 2 項が追加された。

- a. (追加事項) ア krediyeteshon 団体が国際的活動を行っている際、米国および米国以外の高等教育機関や教育プログラムに対する水準や方針について一貫した申請を求める方針を執行していること。
- b. (追加事項) ディグリーミルおよびア krediyeteshon ミルの弊害について社会に警告を発する実践を行っていること。

さらに、ア krediyeteshon 団体が策定した方針や手続きは、ア krediyeteshon の判定結果のみならず、その判断理由についても言及し、意思決定や政策策定には市民代表を含むことも追加された (CHEA, 2010b)。

## ③ 必要な変化や改善のための自己精査や計画の奨励

ア krediyeteshon 団体は、対象機関や教育プログラムに対し、必要に応じた改善や変化を促すことを強調している。具体的には、当該機関の理念に基づき、機関や教育プログラムが改善のために自己点検や自己分析を行うことを要求している。また、学生の達成目標に

到達するため、ア krediyteeshon の対象となる機関やプログラムが組織化し、資源を最大活用し、必要とされる人事やその他諸々の方針や手続きを決定するために創造的かつ多様であること、改革や試行を行うことを奨励している。

#### ④ 意思決定における適切かつ公正な手続きの採用

ア krediyteeshon の判定にあたっては、適切性や公平性を保つために高等教育の専門職と社会の参加が必要であること、対象機関や教育プログラムの点検にあたっては、それぞれのミッションを尊重しつつ一貫性をもつこと、ア krediyteeshon を取り消したり、不適格認定する際のプロセスを公正なものにし、それを該当機関や教育プログラムに周知することなどが盛り込まれている。

#### ⑤ ア krediyteeshon 審査の継続的なレビューの明示

対象機関や教育プログラムの自己点検だけでなく、ア krediyteeshon 団体自身も自らのア krediyteeshon 活動に対して、自己点検を行う必要がある。例えば、評価者の対象機関への影響や、ア krediyteeshon コミュニティや高等教育界に対する対応力などが挙げられる。また、認証を受けるにあたり、以下の点について、エビデンスを示すことを課している。一つは、ア krediyteeshon 団体が高等教育機関や教育プログラム、社会とかわるにあたって、自らの活動に対する点検がさらなる対応力や柔軟性、説明責任を促進するような厳格なものであるか。二つ目は、高等教育機関や教育プログラムに対するサービスの効率と有効性を高めるような率先力があるか。三つ目は、高等教育界にとって、ア krediyteeshon 団体の価値はいかなるものであるかを検証しているか。四つ目は、ア krediyteeshon 団体の定める基準や手法が、高等教育機関や教育プログラムに対してどのような影響をおよぼしているかについて財源内で検証をおこなっているか。最後に、ア krediyteeshon に必要な財政、人事、運営に必要な資金があるかどうかということである。

#### ⑥ 十分な資源の保有

ア krediyteeshon 活動を効果的・効率的に進めるにあたり、十分なリソース（財政、スタッフ、運営）を有していることが重要である。ア krediyteeshon のミッションを支えるだけの運営力があるかどうかの点検を行い、自立した組織として機能し、活動にあたっての資源配分を行う能力があるかを示すエビデンスが課せられる。

以上、これらの認証基準を満たしていることのエビデンスとなり得る資料の例としては、基準を明文化した方針に関する文書、ア krediyteeshon の結果報告書、ア krediyteeshon 活動の報告書、結果、ア krediyteeshon 最終判定状、自己点検や訪問調査のプロトコルなどが挙げられる。ア krediyteeshon の水準や方針・手続きが実践されたことを示す情報や、ア krediyteeshon 団体や高等教育機関、あるいは教育プログラムが CHEA の認証基準を満たすためにどのような活動を行ったかということを示す根拠資料が必要とさ

れる。

第三の段階では、ピアによる訪問調査が実施される(図 3)。ア krediteーションの経験をもつピアは訪問調査員(Observation visitor)として CHEA に任命され、さらに、ア krediteーション団体との協議により選出される。この訪問調査に関しては、何を重点的に観察するかについては CHEA がガイドラインを用意しており、特に、CHEA が定める認証基準を十分に満たすような内容について査察を行っている。

訪問調査においては、ア krediteーション団体によるア krediteーションの最終判定会議に参加し、意思決定のプロセスを視察する。とりわけ、訪問調査員は、この意思決定プロセスが CHEA が要求する認証申請前提基準および認証基準に則しているか否かを点検している。この訪問調査は、CHEA とア krediteーション団体の双方の合意によって実施されるもので、両者間で具体的な日程などの調整が行われる。CHEA は訪問調査の報告内容をア krediteーション団体に提示し、ア krediteーション団体からもフィードバックが返される。CHEA とア krediteーション団体間でのやり取りに加えて、第三者コメントが付記される。CHEA は、ア krediteーション団体の活動について、ホームページを一般に公開し、その是非についてパブリックコメントを求める。そして、ア krediteーション団体の報告書に対するフィードバックと自己点検評価書が認証委員会に提出される。この認証委員会は、CHEA に任命された 9 名の構成員(任期 3 年)で成り立っており、委員は専門分野別ア krediteーション団体、宗教関連ア krediteーション団体、職業関連ア krediteーション団体、さらに高等教育機関から選出された外部の有識者等によって構成され、CHEA の president の推薦を経た後、最終的に Board of Directors に任命される。委員には CHEA の職員は含まれておらず、当委員会の主な責務は、ア krediteーション団体の認証について新規あるいは継続の可否を検討することである。最後に、ア krediteーション団体は、認証委員会に対しプレゼンテーションを実施し、その後、認証委員会が Board of Directors に認証の推薦を言い渡す、という流れである。

さらに、CHEA によるア krediteーションの団体の再認証は 10 年ごとに実施され、その間、3 年目および 6 年目に中間報告を行うことが課されている。この中間報告は、ア krediteーション団体の経営、財務、支援団体との関係、CHEA の認証申請前提基準および認証基準に関する水準、方針、手続きに大きな変化があるか否かに焦点を当てている。連邦教育省による認証と同様に、ア krediteーション団体により提出された自己点検報告書の書面調査を行い、CHEA の定める認証基準が適切に満たされているかどうかを検証する。

### 3. 評価者の研修

2009 年 10 月 27 日に発表された高等教育機会法 (Higher Education Opportunities Act, 2008) におけるア krediteーションに関する改正案の内容に、ア krediteーション団体がア krediteーションの実施メンバーに対して、研修を行うことを義務付けることが議題として挙げられた。これに応じて、連邦教育省と CHEA はともに、ア krediteーション団体の評価スキルの向上を目的として組織内で自立的かつ定期的に研修を行うことを義務づ

けている。この評価者研修は、認証を与える際の判断材料の一つであり、研修のスケジュール、内容、使用した資料などの提出が求められる。それにより、各ア krediteーション団体は少なくとも年に一度は研修に関するコンフェレンスを開催し、ワークショップをはじめとした厳格なトレーニングを行っている。特に、ア krediteーションの基準に変更があった場合などには関係職員を招集し研修を行ったり、自己点検報告書のピアレビューチームや訪問調査チーム、ア krediteーション最終判定チームなど、評価の活動内容別に集中的な研修を実施している。また、昨今は、営利目的の企業大学やオンライン教育などの新たな教育形態に関する評価の研修も必要とされてきている。

#### 4. 連邦政府による規制強化の動きと課題

従来、連邦教育省による認証は大学の財務や経営に関することに重点が置かれていたが、近年はアカデミック領域に対する要求がますます高まってきている。これは、経済不況が深まる中、連邦の学生支援資金として年間 1,750 億ドルを超える額が高等教育機関に投入されているにもかかわらず、その資金が不当に使用されている問題や、連邦奨学金やローンを返済できない学生が急増している実態等を受け、連邦政府が高等教育機関に対し、教育および学習成果のアカウントビリティの提示を強く求めていることが背景にある。とりわけ、いくつかの営利大学においては、ア krediteーションを確保するために非営利の高等教育機関を買収している問題や、今後 3 年以内に学生の 4 人に 1 人が連邦学生ローンの返還滞納を起こすことの可能性等が報告されており、ア krediteーションのより一層の厳格化が喫緊の課題となっている。

近年、米国のア krediteーションをめぐって緊迫した議論となっているのは、2010 年 10 月 29 日に連邦教育省が発表した高等教育法 (1965) 第 4 章 (Higher Education Act, Title IV) 下における「教育課程のインテグリティ」に関する最終規則の改正内容である。特に、①履修単位時間の最低基準に関する連邦定義の導入、②連邦政府による州認可の強化、の 2 点の是非については、議会、連邦政府、ア krediteーション団体、高等教育機関、関係団体などの様々なステークホルダー間で激しい議論が繰り広げられた。この改正案は、2011 年 7 月 1 日より施行されるものとして提出された。

##### 4.1 履修単位時間

履修単位時間は連邦の学生支援資金の受給資格を判断する基準の一つである。米国高等教育の従来システムにおいては、履修単位時間の統一定義は明確に存在しておらず、各州や高等教育機関がそれぞれの定義や配分を定めることが通例であった。しかしながら連邦教育省は、その自由と多様性が引き起こす様々な問題に懸念を抱いており、莫大な資金投下に対するアカウントビリティの強化のため、より厳格な規則の導入に踏み切った。

履修単位時間の最終規則案に関する議論の背景の一つに、ア krediteーション団体である北中部大学学校協会高等教育委員会 (The Higher Learning Commission of the North Central Association of Colleges and Schools: HLC) による評価の不適合性の問題があげら

れる。2009年5月、アメリカンインターコンチネンタル大学（American Intercontinental University）というオンラインの営利大学が、連邦資金を多く得るためにある教育プログラムの履修単位時間の合計を2倍に水増しして報告したにもかかわらず、HLCが適格認定を与えてしまったことが問題の発端とされている。また、カプラン大学をはじめとした複数の営利大学で、連邦資金獲得に有利となるよう学生に過剰に履修単位を与える「単位インフレ（credit inflation）」が起きている問題が取り上げられ、履修単位時間の乱用が度々指摘されていた。

連邦教育省は、履修単位時間は学習成果を反映する学習量であり、学生の学習到達を知る根拠材料だとし、連邦資金（Title IV）の援助を受ける全ての教育プログラムや授業の履修単位時間の見直しを求めた。最終規則による履修単位時間は、カーネギーユニットに基づいており、1時間の授業内学習（または教員による直接指導）と2時間の授業外学習（2～3学期制では15週間、4学期制では10～12週間）、あるいはそれに相当する学習量を1単位として定義づけられた。これはあくまでも最低基準であり、各高等教育機関が独自の目標に合わせてそれ以上の学習時間数を1単位と定義づけることも可能であり、必ずしも他機関と同一の基準を設ける必要はないとしている。しかしながら、この新規基準の定義があまりにも曖昧で不明確だとし、ア krediteーション団体や高等教育関連団体、大学側は痛烈な批判を表明した。特に、授業内学習時間は、「シートタイム（seat time）」とも表現され、いわば、座学の時間のみを有効な学習時間と見なすような一律的な発想に疑問の声があがり、教室内で授業を行わない教育実習や、企業でのインターンシップ、オンライン教育、週末の集中講義等の多様な学習形態に対する履修単位時間の定義については明確にガイドラインが示されておらず、上記の定義説明でいうところの、「それに相当する学習量」とした場合、果たして連邦定義に遵守できているのか否かを判断する基準が不明瞭であるとし、ア krediteーションや高等教育機関の現場ではこの新定義の導入は実現不可能と捉えられていた。

これまで機関別ア krediteーション団体は、履修単位時間の公式な定義や配分に関する最低基準を設けておらず、機関の履修単位時間に関わる点検については、当該機関の教育目的、科目内容や範囲などが記載されている履修要項を確認し、オンライン教育については実施されている授業内容に関するシラバスの確認、受講している学生の実際のレポートを点検すること等を行っていた。この新規規則においては、ア krediteーション団体はア krediteーションのプロセスに履修単位時間に関する評価の方針や手順、基準を策定することが課され、それが認証条件の一つとされた。これにより、ア krediteーション団体は、対象高等教育機関が Title IV を受ける教育プログラムや授業の履修単位時間の定義や配分を明確にし、さらにそれを現場に反映させるために適切な方針や手順を踏んでいるか否かを点検していくことが求められることとなった。

この履修単位時間の最終規則案に関し、西部学校大学協会（Western Association of Schools and Colleges: WASC）をはじめとしたア krediteーション団体の懸念は、(1) 全教員に連邦定義を強要することで、各教員の学問の自由や教育の意図が侵害されること、(2) 質の評価にあたり、教室内時間の重視という発想が時代にそぐわないこと、(3) 莫大なコストが



かかること、(4)今後、高等教育が連邦政府の統制下に移行してしまうことへの危惧、に集約される。この新規規則の導入は、連邦定義に合わせた履修単位時間の互換作業や報告書作成などに時間と労力を費やすこととなり、本来の目的である教育の効率化や学生の学習成果の向上には何ら利益をもたらさないものだと指摘されている。

## 4.2 州認可の強化

州認可の強化に関する最終規則案では、州政府は高等教育機関の認可プロセスにあたり連邦政府の定めた水準に従う方針が示されている。特に、近年急増する営利目的のオンライン大学が、教育投資に対する効果（特に学生の有給雇用に結びつく教育を適切に提供しているかどうか）を出しているかどうかを点検するため、より厳格な規則が導入された。従来、オンライン教育については、その教育を提供している高等教育機関自体が物理的に位置する州の独自の規則に従って認可が行われていた。2010年10月に発表された連邦の最終規則案においては、オンライン教育プログラムを提供する高等教育機関は、それを受講している学生が居住する全ての州の認可を得なければ連邦資金を受給できないという内容が記されており、仮にある州において当該プログラムを受講する学生が僅か一名であったとしても、その州の認可を得なければならないこととされた。ア krediteーション団体、高等教育機関および関連団体は、学生の流動は事前に予測不能のため、結局は50州全ての認可を求めることとなり、それに対する負担は大きいとし、連邦教育省に抗議内容を示す意見書を提出した(2011年3月)。

連邦政府による規制強化に関しては、複数の営利大学が引き起こしている連邦資金の返済不履行や不正使用の問題が直接的な背景として指摘されてきたが、この最終規則改正案の対象がこれらの営利大学だけでなく、一般のすべての州立大学や私立大学も含まれていることで、高等教育界全体からは反発の声が大きい。それぞれの異なる自律的な規則をもつ各州だけでなく、ア krediteーション団体や高等教育機関にとっては大きな負担になるからである。

この2つの事項をめぐり、高等教育の聖域といわれるアカデミック領域に連邦政府が介入することで学問の自由や柔軟性が侵害されることへの懸念だけでなく、財政的に厳しい現状で、限られた資源や労力を学生のニーズに対する教育改革ではなく、連邦政府のコンプライアンス遵守のために注いでいくことに疑問を抱く高等教育関連団体やア krediteーション団体は否定的な反応を示している。2011年2月には、高等教育関連団体およびア krediteーション団体（計60～70団体）からは連邦政府への抗議の意を示した意見書が提出され、同年3月には連邦教育省はその回答として、ア krediteーション法令の改正内容の定義の再確認とともに、この最終規則に変更がないことを発表した。ア krediteーション団体および高等教育機関は、ア krediteーションが連邦政府の支配下に置かれ、高等教育機関の理念であるオートノミーが侵害されることに対する危機感を抱いている。ア krediteーション団体と高等教育機関は相互の情報共有をはじめとした協働を重視しており、特に今回の

連邦政府による規制強化を受け、より両者間の連携を強める動きである。

さらに、連邦教育省による規制強化について、議会側も否定的な見解を見せている。これまで民間団体やピアレビューにより実施されてきたア krediyteeshyon によって、個別機関が定めた定義に応じて評価が進められてきたところに連邦水準を導入し、全ての機関に一つの固定的な枠をはめようとするのは、現場に混乱をもたらすだけでなく、学生の要求に応じたカリキュラム改革を実施する際に大きな弊害となり得ることの懸念が示された。連邦資金が適切に使われ、高等教育の質が保証される理念自体に異論はないが、議会は連邦教育省に対し、この最終規則案を撤回し、代わりに議会と協働して連邦学生支援資金のあり方について解決策を模索していく必要性を唱え、新規規則施行直前の 2011 年 6 月に当該 2 項目の撤廃を訴える法案（米国上院には S.1297、米国下院には H.R. 2117）が提出された。2011 年 7 月にこの最終規則は止む無く施行に至ったが、その後のア krediyteeshyon 団体や高等教育関連団体の訴えもあり、2012 年 2 月には下院においてこの撤廃法案（H.R. 2117）が可決されることとなった。一方、2012 年時点では上院による S.1297 の可決の可能性は低いことが指摘されており、今後の結果に注目する必要がある。

## 5. 日本への示唆と今後の課題

米国では、連邦教育省と CHEA の二大監督機関がア krediyteeshyon 団体に対し、「認証」という形でア krediyteeshyon に類似する活動を行うことで、ア krediyteeshyon の妥当性や有効性の検証を行うメタ評価のメカニズムが確立されている。特に、認証条件の一つに、ア krediyteeshyon 団体が自らの活動に対しても、アカウントビリティを促進するような厳しい自己点検を行っているか否かを確認させる内容を入れていることや、ア krediyteeshyon の最終判定結果だけでなく、その判断理由やプロセスを監督機関が自ら視察することで確認し、なおかつ世間に公開を求める点については学ぶところが多い。この公平で適切なプロセスの重視は、昨今、米国で問題になっているア krediyteeshyon ミルの被害防止のためといった位置づけが大きく、今後、このメタ評価システムはますます厳格化されることが予想される。また、評価者の研修も認証における評価対象となっており、さらに、評価の活動内容別に研修が細分化・集中化されていることは注目に値する。このような点から、ア krediyteeshyon 団体の認証評価活動を第三者の立場として、監督・点検する体制をシステムとして保持している面において、米国のメタ評価システムは先駆的といってもよいであろう。

ただ、体制的な面で日本への示唆をもたらす一方で、実質的な機能の面でいくつかの課題を抱えていることも指摘できる。一つに、構造上の問題として、財政援助とメタ評価を実施する権利を有する連邦教育省と、ア krediyteeshyon 団体および高等教育機関との間で少なからず対立関係が存在していることがあげられる。高等教育法第 4 章（Title IV）の最終規則改正案についても、連邦政府の規制強化やア krediyteeshyon 内容の一部画一化は、ア krediyteeshyon 活動の負担増加を懸念するア krediyteeshyon 団体や、自律性を保守してきた高等教育機関にとっては受け入れ難いものである。高等教育への財政投資に対す

るアカウントビリティを強く求める連邦政府と、財政支援を切り札とされている高等教育機関、そしてその仲介的立場として連邦政府からのメタ評価を受けるア krediyteshon 団体との間で様々な摩擦が起こっていることは事実として否めない。特に、ア krediyteshon 団体に対する情報公開の要求強化については、現在大きな課題となっている。連邦教育省だけでなく、非政府組織の CHEA から認証を受けたア krediyteshon 団体も、公共のリソースとされる高等教育機関の質保証にあたり、十分にその内容とプロセスを社会に公表していく必要性が求められている。CHEA は認証基準において、ア krediyteshon のプロセスを社会に情報開示することを義務づけているが、ア krediyteshon 団体は自らの活動に関する情報を公表することに対しては非常に否定的であり、メタ評価機能の信頼を構築することと、ア krediyteshon 団体の負荷を考慮することとのバランスが問われている。

また、連邦教育省が抱える課題として、近年増加している営利目的の企業大学やオンライン大学などの非伝統的な高等教育機関のア krediyteshon に対し、同じ認証基準を設けられるか否かという問題がある。さらに、最低基準を満たしているかどうかを評価する現行のコンプライアンスモデル(Compliance model)の限界も指摘しており、今後のア krediyteshon のあり方を高等教育機関や教育プログラムの改善度から評価する継続的改善モデル(Continuous improvement model)に移行していくべきかどうか議論のテーマとなっている。

高等教育を取り巻く環境が変化する中、ア krediyteshon のあり方、そしてそのメタ評価のあり方もその変化に常に対応していくことが求められる。米国のメタ評価システムをめぐっては、ア krediyteshon 団体に対する監督機関(連邦教育省および CHEA)・ア krediyteshon 団体・高等教育機関の3つの組織間の様々な摩擦を抱えながらも、社会に対する説明責任を果たすべく相互の点検・評価機能を高める努力を続けていることは、日本の高等教育に対してもなんらかの示唆を与えるものであると考えられる。

## 参考文献

川嶋太津夫(2010) 「認証評価 2.0 2 サイクル目の課題」アルカディア学報

<http://www.shidaikyo.or.jp/rihe/research/arcadia/0404.html>

前田早苗(2007) 「大学評価の主役は誰か 注目されるメタ評価機関」アルカディア学報

<http://www.shidaikyo.or.jp/rihe/research/arcadia/0296.html>

福留東土(2010) 「米国におけるア krediyteshon のアウトカム評価」『高等教育質保証の国際比較』(羽田貴史・米澤彰純・杉本和弘編著)、pp. 239-264、東信堂

文部科学省(2011) 「資料2 評価機関の認証にあたっての基準について」

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo4/siryo/attach/1291987.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/siryo/attach/1291987.htm)

- CHEA. (2012). Federal update: House of representatives votes to repeal credit out and state authorization regulations. Council for Higher Education Accreditation, CHEA, Washington DC. [http://www.chea.org/Government/FedUpdate/CHEA\\_FU24.html](http://www.chea.org/Government/FedUpdate/CHEA_FU24.html)
- CHEA. (2011). Recognized accrediting organizations (as of May 2011). Council for Higher Education Accreditation, CHEA, Washington DC.
- CHEA. (2010b). Recognition of Accrediting Organizations: Policy and Procedures. Council for Higher Education Accreditation, CHEA, Washington DC.
- CHEA. (2010a). CHEA, Recognition Services, Leah Matthews 氏のヒアリング調査に基づく (2010年5月)。
- CHEA, (2009). The condition of accreditation: U.S. Accreditation in 2007. Council for Higher Education Accreditation, CHEA, Washington DC.
- CHEA, (2009). Final regulations implementing accreditation provisions in the Higher Education Opportunity Act of 2008 (HEOA). Council for Higher Education Accreditation, CHEA, Washington DC. [http://www.chea.org/Government/FedUpdate/CHEA\\_FU07.html](http://www.chea.org/Government/FedUpdate/CHEA_FU07.html)
- Eaton, J.S. (2009). Accreditation in the United States. *New Directions for Higher Education*, 145, pp. 79-86.
- Eaton, J.S. (2008). Accreditation and recognition in the United States. Council for Higher Education Accreditation (CHEA). Washington DC.

### 第3章 オランダにおけるメタ評価の複合的構造

林 隆之

**要旨** オランダではメタ評価に類する活動が複合的に行われている。第一には、評価の第1サイクルにおける、ア krediteーション機関(NVAO)による訪問調査・評価作業実施機関(VBI)の認証、ならびに、VBIによる評価報告書の二次的分析によるア krediteーションの判断である。第二は、ア krediteーション機関やいくつかのVBIはENQAのメンバーとなるためやEQARに登録されるために、ENQAが定めた基準のもとで外部レビューを受けている。第三には、ア krediteーション機関内部での内部質保証システムの確立の取り組みがあり、ENQAを通じて相互学習も計られている。本稿では、これらの内容を概説し、日本で検討するための参考情報を提供する。

#### 1. はじめに

オランダでは、これまで評価機関ならびに評価結果の評価（メタ評価）に該当する営みは複合的に行われてきた。

第一に、評価実施機関の認証や監査がある。オランダでは2003年から教育プログラムのア krediteーションを2段階で行うようになった。すなわち、実際に評価パネルを構成して訪問調査を行い評価報告書を作成する複数の評価実施機関（訪問評価機関：VBIと呼ばれる）と、それらによる評価報告書をもとにして教育プログラムのア krediteーションの判断を行う政府出資機関（オランダ・フランダース・ア krediteーション機構：NVAO）が存在するようになった。この構造の中でVBIの認証や監査をNVAOが行ってきた。また、ア krediteーションの判断のためにVBIが作成した評価報告書の妥当性の二次的分析がNVAOにより行われてきた。現在の第二サイクルでは機関レベルの評価を受審すればプログラムレベルの評価はより簡素なものとなっているが、パネルによる評価報告書をもとにア krediteーションの判断が行われることは変わらない。

第二に、ア krediteーション機関や訪問評価機関の外部評価がある。大学評価を行う機関が欧州質保証協会(ENQA)ならびに欧州ア krediteーションコンソーシアム(ECA)の正式メンバーとなるためには、定期的に外部評価を受けることが求められている。さらに、この外部評価は大学評価機関の「ホワイトリスト」である欧州質保証機関登録簿(EQAR)に登録されるための要件ともなっている。外部評価を通じてENQAやECAが定めたガイドライン等を実質的に遵守することが求められる。

第三に、ア krediteーション機関の内部質向上の取り組みがある。NVAOの中では内部質保証システム(IQA)の構築が2006年より進められてきた。また、ENQAでは「内部質保証ネットワーク」というプロジェクトが形成され、各国の質保証機関の間で内部質保証についての相互学習が図られている。

これらの他にも、オランダでは研究評価は教育評価とは異なる枠組みで行われおり、そ

のような評価制度の検証は制度化されている。すなわち、研究評価は大学協会 (VSNU)、オランダ科学研究機構 (NWO) オランダ王立人文・科学アカデミー (KNAW) が作成した「公的研究機関の標準的評価プロトコル(Standard Evaluation Protocol for Public Research Organization)」に即して、各大学が外部評価委員会を設置して(あるいは外部の評価機関を利用して)評価を行う。この制度の検証のための委員会が KNAW の中に置かれている(林, 2006, 2009)。

本稿では研究評価については扱わず、主に教育評価に焦点をおいて上記の3つのメタ評価関連の取り組みの状況を概観する。

## 2. アク্রেディテーションの2段階構造とメタ評価

オランダでは、2003年までは高等教育機関の教育プログラムの評価は、大学協会(VSNU)や高等職業教育機関協会(HBO-raad)により行われていた。だが、1999年以降のボローニャ・プロセスの中で学位課程をバチャラーとマスターといった標準的なシステムへ変更するとともに、教育プログラムの評価を統一的なアクレディテーション制度へと変更することを決定し、2002年に高等教育・研究法(WHW)を改正した。その結果、オランダと、オランダ語圏であるベルギーのフランダース地方を対象とする新たなシステムが構築された(Dittrich, Frederiks, & Luwel, 2004; Jeliazkova & Westerheijden, 2004)。

2003年以降の評価システムの特徴は、評価作業とその結果を基にしたアクレディテーションの判断とを別の組織が担う2段階構造にある。すなわち、新設プログラムを除けば、実際に評価パネルを構成して訪問調査や評価報告書作成などの作業を担うのは訪問評価機関(VBI: Visiterende en Beoordelende Instanties)と呼ばれる複数の民間の評価機関である<sup>1</sup>。それらVBIが作成した評価報告書をもとにして、オランダとフランダース政府が国際協定に基づいて設立したオランダ・フランダース・アクレディテーション機構(NVAO)が最終的なアクレディテーションの判断作業を行う。後述のNVAOの自己評価書・外部評価書には、これに大学自身も含めて、オランダのアクレディテーションは大学、VBI、NVAOの3層システムであると説明されている。

このようなシステムが構築された背景としては、教育プログラムの評価は年間750件にもおよび、小規模の政府関連機関が行うことは物理的に不可能であることや、当時の行政改革の流れの中で高等教育の評価についても市場機構を導入することが目指されたことが挙げられる<sup>2</sup>。

高等教育機関は、どのVBIに評価作業を委託するかを自ら選ぶことができ、高等教育機関自身はその評価費用を支払う。2010年1月時点でVBIは7機関あり、オランダ国内の4

<sup>1</sup> ベルギーのフランダース地方では、VLIR(フランダース大学協議会)とVLHORA(フランダース高等職業教育協議会)とフランドル単科大学会といった大学協会組織が評価作業を行う。このようにフランダース地方とオランダでは体制や方法が異なる部分があるため、本稿ではオランダの状況を中心に述べる。

<sup>2</sup> NVAOのHenri Ponds氏へのヒアリング(2011年2月9日)による。

機関、ドイツに所在する 2 機関、1 つの国際機関である<sup>3</sup>。

1. QANU: Quality Assurance Netherlands Universities
2. NQA: Netherlands Quality Agency
3. Hobéon: Hobéon Certificering bv
4. Certiked VBI bv: Lloyd's Register Nederland B.V.
5. ASIIN: Akkreditierungsagentur für Studiengänge der Ingenieurwissenschaften, der Informatik, der Naturwissenschaften und der Mathematik e.V
6. FIBAA: Foundation for International Business Administration Accreditation
7. EAPAA: European Association for Public Administration Accreditation

このうち QANU (大学協会の評価部門が独立して設立された組織) は研究大学に焦点を置いているが、それ以外は高等職業教育機関 (応用科学大学) に焦点をおいている。また、QANU と NQA は教育プログラムの内容を重視したピアレビュー方式をとっており、他はプロセスを重視したオーディット式の評価という特徴がある。

このような二段階構造において、NVAO は評価実施機関である VBI の認証を行う。高等教育・研究法 (Wet op het hoger onderwijs en wetenschappelijk onderzoek: WHW) により、NVAO は VBI に求められる条件を設定し、それを満たしていると判断した機関のリストを公表することが規定されている。VBI は毎年、申請書を提出し、*Protocol VBI's* に適合していることを示さなければならない。表 1 に、認証の基準を示した *Protocol VBI's* の主要部分の構成を示す。

表 1 *Protocol VBI's* (2007 年 10 月)における評価機関リスト掲載要件

<p>2. VBI のリスト</p> <p>2.1 リストに載せるための基準</p> <p>2.1.a VBI の独立性 VBI は、高等教育機関や教育プログラムから独立して機能する。</p> <p>2.1.b パネルの構成 パネルの独立性、専門性、幅広さ、権限</p> <p>2.1.c VBI の質管理システム VBI は内部質管理のシステムを有する。</p> <p>2.1.d 評価プロトコル VBI は、次の内容を含む評価プロトコルを常に有する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>- アクレディテーション・フレームワークの基準の適用</li><li>- 決定の規則の適用(評価スケールを含む)</li><li>- 訪問調査の方法 (閲覧する書類のリスト: 自己評価書、過去の評価、その他)</li><li>- 教育プログラムの比較方法</li><li>- 特定の質的特徴が検討される方法</li><li>- 報告の方法</li></ul> <p>2.1.e 国際的な認証手続き VBI は、国際的な次元を含む教育プログラムの評価の設計においては、NVAO と共に行う。</p> <p>2.1.f 参照枠組み VBI は、領域ごとの参照枠組みに適合しているかについての記述を有する。</p>
--

<sup>3</sup> NVAO, *Verbouwen en vernieuwen Jaarverslag 2009*.  
[http://www.nvaio.net/page/downloads/NVAO\\_JAARVERSLAG\\_2009\\_enkel.pdf](http://www.nvaio.net/page/downloads/NVAO_JAARVERSLAG_2009_enkel.pdf)

- 2.2 VBI の実績経験
- 2.3 リストに載せる作業方法

### 3 調査報告書の評価

#### 3.1 パネル人員及び評価の過程の独立性

全てのパネルメンバーは、NVAO が許可した独立性に関する宣言文書に署名していること。そのうえ、パネルの議長は、調査及び評価が完全な独立性のもとで実施されたことを宣言していること。

#### 3.2 パネルの構成

パネルの構成及び作業方法は、NVAO の規定に基づいて実施されなければならない。

#### 3.3 評価プロトコル

パネルは、評価プロトコルに基づき、それに一致して調査が行われたことを宣言する。

#### 3.4 準拠枠

パネルは、調査が領域特有の準拠枠に基づき、それに一致して行われたことを宣言する

表1に示されているように、認証の基準としては、VBIならびに評価パネルの独立性が重要な項目としてあげられている。特に*Protocol VBI's*においては、高等教育機関とVBIが多年に渡って継続して契約を結ぶ場合、さらにパネルのメンバーがその評価機関と雇用関係にある場合に独立性に懸念が生じることが指摘されている。評価作業の経費は高等教育機関が支払うものであり、評価を行うパネルメンバーはVBIにより選ばれるため、資金提供者である高等教育機関の意向が評価結果に影響する可能性がある。特に、VBIが一度否定的な評価結果を出し、その後、高等教育機関が改善措置を行った後の二回目の視察で、再度否定的な評価結果を出すことが心情的に難しくなることが指摘される<sup>4</sup>。そのため、パネルの独立性を示すことが手続き上、求められている。なお、後述する2011年以降のシステムでは、高等教育機関がパネルを構成するがNVAOが評価作業に入る前にそのメンバー構成を承認する方法がとられ、より直接的な形でパネルの独立性が確認されるようになった。

また、*Protocol VBI's* においてはVBIによる評価の実施に関しては、NVAOが設定したア krediyteeshyon・フレームワークに基づいて評価プロトコルが作成されているかが確認されることになる。2003年からの第一サイクルでは、ア krediyteeshyon・フレームワークに示された評価項目は、①学位課程の目的と目標、②プログラム、③スタッフの配置、④施設と支援サービス、⑤内部の質保証システム、⑥成果、の6項目である。これらを基礎にしながらも、VBIが独自に解釈をする余地は残されており、VBIによる評価プロトコルがそれぞれ作成される。VBIは独自の評価プロトコルと事実の分析に基づいて結論を実証しなければならない。

2005年からは、VBIの認証だけでなく、VBIの監査も隔年でNVAOにより行われている。監査チームは、NVAOの職員から構成され、一名或いは複数名の外部者が加わる。監査チームは、ア krediyteeshyonの申請書をランダムに選択して精査を行うとともに、VBIの組織的側面の調査を行う。監査の訪問は約半日行われ、監査チームは、VBIの担当秘書官、パネルのメンバー、VBIの質管理システムの責任者や幹部と面会を行う。

<sup>4</sup> NVAOのHenri Ponds氏へのヒアリングによる。



VBIから提出されたパネルの評価報告書については、NVAOはアクレディテーションの判断を行うために十分な基礎が提供されているかの分析のみを行う。大学の自己評価書はNVAOには提出されない。評価報告書に示された情報が不十分である場合には、NVAOは大学に対して追加で質問や情報要求を行い、大学からVBIに連絡するように求める。また、評価報告書に多大な情報の不足が見られるなど、全体的な質が不十分である場合には、評価報告書を拒絶する。NVAOの2007年4月の自己評価書によれば、2003-2006年に9件の評価報告書が内容が不十分であるために拒絶されている<sup>5</sup>。また、評価報告書に情報の不足はないが、パネルによる判断に疑義がある場合には、パネルに対してヒアリングを実施する。ヒアリングにおいても解決しない場合には、NVAOは検証委員会を任命し、検証委員会が疑義のある部分についての訪問調査および評価報告書の作成を行う。2003-2006年の間に7回、検証委員会が任命されている。

しかし、大学団体やVBIからはNVAOがしばしば再度評価パネルのような確認作業をすることで過剰に介入することについては不評であることが、後述のNVAOの外部評価レポートに指摘されている。特にどのような場合に追加質問がなされるのか等NVAOの作業の一貫性が見えないことが問題視されている。さらに、NVAOが介入することによってVBIが大学への批判や提言を書くことを躊躇するようになる懸念も指摘されている。NVAOがそれを大学の欠点とみて質問したり、否定的な判断を下す可能性があるためである。

オランダでは2011年からアクレディテーションは2巡目に入り、新たな大綱 (*Assessment frameworks for the higher education accreditation system*<sup>6</sup>) に基づいた評価が開始されている。新たな評価フレームワークでは、高等教育機関はNVAOによる機関レベルでの質保証評価(*institutional quality assurance assessment*) を任意で受けることができ、それが妥当(*positive*)であると判定されれば、プログラムレベルの評価は学習成果に焦点を絞ったより簡素な方法 (*limited program assessment*)で済ませることができる。機関レベルの質保証評価を受けない場合や妥当だと判定されなかった場合には、これまで同様の詳細なプログラム評価を受ける必要がある。

この簡素なプログラムレベルの評価においては、高等教育機関が評価パネルを招集するとともに、NVAOに認証された担当秘書官(*secretary*)を指名する。第一サイクルと同様に外部の評価機関 (*Evaluatiebureaus*) にパネル招集などの評価作業を委託することもできる<sup>7</sup>。担当秘書官はNVAOの訓練コースを毎年受講することで認証され、実際には外部評価

---

<sup>5</sup> *NVAO Self-evaluation Report 2007*, 6.4.2 節

[http://www.nvao.net/page/downloads/Report\\_External\\_Review\\_NVAO\\_and\\_Self-evaluation\\_Report\\_2007.pdf](http://www.nvao.net/page/downloads/Report_External_Review_NVAO_and_Self-evaluation_Report_2007.pdf)

<sup>6</sup>

[http://nvao.com/page/downloads/DEFINITIEVE\\_KADERS\\_BIJZ\\_KENMERK\\_22\\_november\\_2011\\_English.pdf](http://nvao.com/page/downloads/DEFINITIEVE_KADERS_BIJZ_KENMERK_22_november_2011_English.pdf)

<sup>7</sup> *Requirements regarding panel composition within the framework of the accreditation system*, NVAO, 2011

[http://www.nvao.net/page/downloads/Leidraad\\_eisen\\_panelsamenstelling\\_aug\\_2011\\_Engels.pdf](http://www.nvao.net/page/downloads/Leidraad_eisen_panelsamenstelling_aug_2011_Engels.pdf)

機関の職員が担当秘書官として認証されている状況である。また、パネルメンバーは事前にNVAOの承認を得ることが新たに求められている。パネルによる評価報告書をもとにNVAOはアクレディテーションの決定を行う。

### 3. 質保証機関の国際ネットワークへの加盟条件としての外部評価の実施

欧州では、各国の質保証機関の協会組織である欧州質保証協会(The European Association for Quality Assurance in Higher Education: ENQA)が存在しており、その正式メンバーとなるための条件として、ENQA が定めた「欧州高等教育圏における質保証の基準とガイドライン(Standards and Guidelines for Quality Assurance in the European Higher Education Area: ESG)」に基づいて、5年に一度の外部評価を受けることが義務づけられている。この ESG の実質的遵守は「欧州質保証登録簿(European Quality Assurance Register for Higher Education: EQAR)」への登録のための条件にもなっている。また、アクレディテーション機関のコンソーシアムである欧州アクレディテーションコンソーシアム (European Consortium for Accreditation in Higher Education : ECA) のメンバーシップのためには「欧州高等教育アクレディテーション協議会(ECA)メンバーのための適正実施規準(Code of Good Practice for the Members of the European Consortium for Accreditation in Higher Education)」を満たすことが求められている。ただし、いずれも ENQA や ECA 自身やそれらが指定する評価者が評価をするのではなく、評価機関の国の当局が外部評価を主導することになっている。

NVAO は 2007 年に外部評価を実施し、それを受けて上記メンバーシップを更新している。また、VBI である QANU も同様に外部評価を 2010 年に実施している。

以下では、NVAO の外部評価レポート(*Report of the committee for the review of the Accreditation Organization of The Netherlands and Flanders (NVAO) Self-evaluation Report 2007*)から、いかに、どのような点について外部評価が行われ、どのような点が指摘されたかを概観したい。

NVAO の外部評価は、オランダとフランダースの高等教育担当大臣ら (Committee of Ministries)が 2007 年中に外部評価を行うことに同意して行われた。外部評価委員は、高等教育担当大臣らが国際的な専門家 7 人を任命し、欧州大学協会(EUA)や英国質保証機構(QAA)からのメンバーを含む構成となっている。

外部評価は自己評価書に基づいて行われ、訪問調査が実施される。ENQA や ECA のメンバーシップ更新の要件を満たすため、ESG や Code of Good Practice を遵守しているかを確認することを一つの主要な目的として行われている。そのため、外部評価レポートでは表 2 に示すような ESG の 2 章 (外部質保証)・3 章 (外部質保証機関) の項目ごと、ならびに、Code of Good Practice の項目ごとに遵守しているか、部分的に遵守しているのみ

---

なお、NVAO のウェブサイト <http://www.nvaio.net/evaluatiebureaus> に Evaluatiebureaus の一覧が掲載されており、2011 年 10 月 31 日現在、8 機関が掲載されている。

<http://www.nvaio.net/evaluatiebureaus>

かが判断される。

表2 ESGの第2部・3部の構成

ESG2.1: 内部質保証手続きの利用
ESG2.2 外部の質保証プロセスの開発
ESG2.3: 意思決定の基準
ESG2.4: 目的適合的なプロセス
ESG2.5: 報告
ESG2.6: フォローアップの手続き
ESG2.7: 定期的レビュー
ESG2.8: システムレベルの分析
ESG3.1: 外部質保証手続きの利用
ESG3.2: 公的地位
ESG3.3: 活動
ESG3.4: 資源
ESG3.5: ミッションステートメント
ESG3.6: 独立性
ESG3.7: 外部質保証の基準とプロセス
ESG3.8: アカウンタビリティの手続き

NVAOは結論としてはENQAやECAのメンバーシップを取得するに足りると外部評価者からは判断されたが、様々な課題も詳細に指摘されている。以下に、主なものを抜粋してまとめる。

- **ESG2.1 内部質保証手続きの利用：**  
内部質保証と学習成果との関係の扱いが不明である。プログラムレベルでなく機関レベルで内部質保証が改善しているかを確認できない。
- **ESG2.3 意思決定の基準：**  
パネルの評価報告書に対する NVAO の評価の方法に一貫性がないという不満がある。
- **ESG2.5 報告：**  
大学の管理運営者以外には、評価の判断やパネルの評価報告書は広く読まれていないという印象を強く受ける。
- **ESG2.8 システムレベルの分析**  
大学協会や学生代表からは、各プログラムやその比較により得られる情報が乏しいという点が指摘されている。特に、質のレベルや、定められた基準を超えたレベルの質の特徴について明らかとするシステムが求められている。
- **ESG3.4 資源**  
大学はプログラムごとに 50,000 ユーロを用いており、システムの全体コストが課題である。
- **ESG3.8 アカウンタビリティの手続き**  
NVAO の助言委員会(Advisory Council)との関係を明確にするとともに、理事会に学生代表を入れるべきである。

同様に、ECAのCode of Good Practiceへの準拠についても確認されている。上記のESGに関する指摘事項と重複しない内容としては以下が課題として指摘されている。

・6.16 アク্রেディテーションプロセスが質の向上を進めるべき：

既に一度アクレディテーションを受けているプログラムに対する改善機能は弱い。評価の費用対効果は通減し、優良事例の情報を公表することが求められる。

さらに、上記のような国際的基準の遵守のみでなく、オランダの大学評価システムについても以下の4点から指摘がなされている。

(1) アカウンタビリティと質改善の関係

アクレディテーション制度の導入は、学内の内部質保証システムの実施・開発、プログラムの内省や改善への貢献、質の基準を通過できないプログラムの廃止などの効果があったが、基準を超えるレベルでの質改善が意識されていない。評価が法律主義的になり、評価報告書が一般には読みづらいものになっている。学生の学習を評価し、それを質改善に使うようなインセンティブを提供することが課題である。

(2) VBIの市場

高等教育機関はVBIを自由選択するが、実際には市場になっていない。その理由としては、市場の小ささ、分野特有の知識を要するという市場参入の条件の高さ、国際的な評価機関が参入するには国内フレームワークが障害となっていること、投資収益率が低いこと、実際には高等教育機関のタイプにより差別化されていること、作業方法についてVBI間で差別化しにくいことが挙げられる。さらに、市場が小さく差別化されていると、VBIから大学への依存関係ができ、独立性が危うくなる可能性がある。

(3) 3層システムの課題

NVAOによる二次的な評価のあり方について、再度評価パネルのような確認作業をすることも不評であり、アクレディテーションの意思決定を行うシステムティックな方法が必要である。

(4) オランダとベルギーとの二国間にまたがるシステムとしての調和

学位授与の法的位置づけ、アクレディテーションのサイクル、非認定の場合の措置など両国で異なる事項が多くあり、調和が必要である。

このように外部評価では、国際基準の実質的遵守の確認をしながらも、大学評価システム全体への改善提言がなされている。オランダの場合には、VBIによる評価のメタ評価をNVAOが行うというシステムに対して、その妥当性をさらにメタ評価している重層構造となっている。すなわち、NVAOの二次評価の方法が標準化されていないことが指摘されており、さらに、このような2段階構造のシステムについては、VBIの位置づけが大学側の委託業務実施者となりがちであり、NVAOのためのデータ収集者としてNVAOとVBIの信頼関係が低いことが指摘されている。

また、評価作業の点からも、質保証システムを構築した大学は、NVAO の判断のもとにアクレディテーションの実施間隔を長くできる「self-accrediting institution」のステータスを導入することが推奨されている。実際に第二サイクルでは、機関レベルの内部質保証の評価が開始され、それによってプログラムレベルの評価が簡素化されたこと、パネルを独立性の点から事前に承認することなどの変更が加えられている。

#### 4. NVAO における内部質保証と ENQA の IQA network

##### 4.1 NVAO における内部質保証システム

評価機関自身の内部質保証システムの構築は、NVAO のみならず、欧州の評価機関における一つの課題として認識されている。

NVAO では 2006 年春より内部質保証システムの構築を始めた。その背景として、年間 750 件のプログラム（オランダ 600 件、ベルギー 150 件）のアクレディテーションを行うほか、それ以外の業務もあるなど、業務負担は大きく、体系的な質保証システムが必要であると考えられたためである。

NVAO では、EFQM（欧州経営品質財団）の卓越性モデル(excellence model)を NVAO に適合するように改変することで、内部質保証システムの基礎となるフレームワークとした。EFQM モデルはマネジメントを行う者が自組織を全体的な見方で見ることができるよう、図に示すように 9 つの項目から組織を概念化するものである。そのうちの 5 つの項目は「実現因子(enablers)」と分類され、組織が何をいかに実施しているかを示す。4 つの項目は「結果(results)」であり、組織が何を成し遂げたかを示す。この両者の因果関係が検討される。EFQM モデルの特徴は、組織学習を促し、ステークホルダーやスタッフのニーズを把握し、質の実現方策を把握し、期待される結果を把握し、パフォーマンスを測定することが可能となることにある。

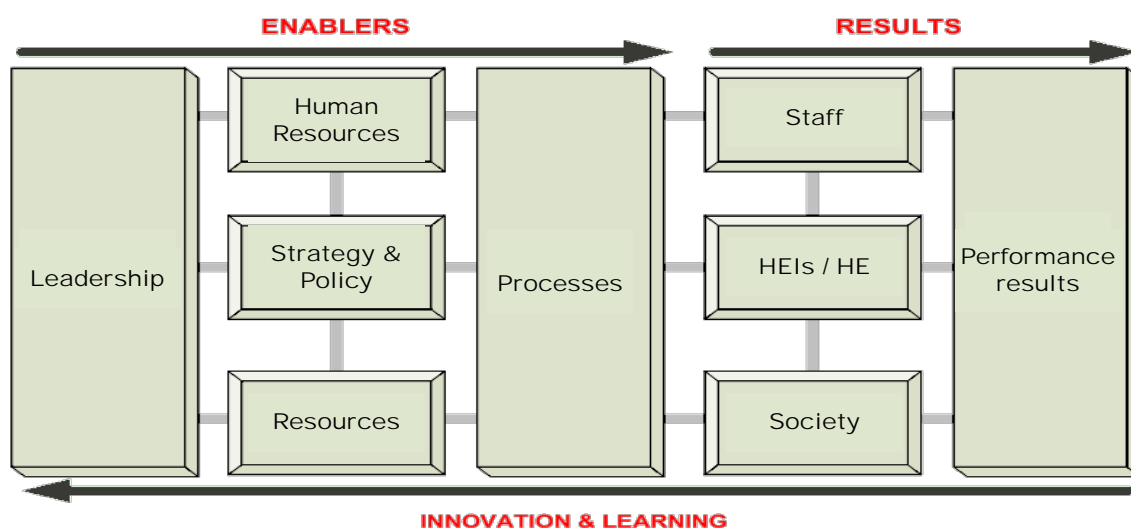


図1 EFQM モデル

NVAO においては、図中の「プロセス」としては、パネルの評価報告書に対して適切な意思決定が可能かということが該当する。一方、「結果」としては、ステークホルダーである高等教育機関が NVAO の業務に満足しているかが該当するが、実際にはアクレディテーションを否決する場合もあるので、全ての高等教育機関が満足するわけではない。そのため、NVAO では EFQM モデルの中でもプロセスの妥当性を焦点の中心とし、特に NVAO が目標としている全ての申請を 3 ヶ月以内に判断することができているかを高等教育機関に問うなどしてステークホルダーの意見を得ることにしている。

実際には NVAO では EFQM モデルを基礎にしながらも、内部の組織プロセスを下記の表 3 のように区分して内部質保証システムを構築している<sup>8</sup>。

表 3 NVAO における内部質保証のための組織プロセス項目

1. リーダーシップ、戦略、政策	
プロセスマネジメント	2. (初期) アクレディテーション、法的問題、追加的評価業務
	3. 国際業務
	4. コミュニケーション
	5. 支援サービス
	6. 内部質保証
	7. 人材
スタッフマネジメント	7. 人材
資源マネジメント	8. 一般的サービス業務
	9. 財政
	10. 情報技術

これらの各組織プロセス項目について、まず、理事会における責任者、スタッフの中の責任者、ならびに、関与するスタッフを指定する。その上で、2 年ごとの計画文書を作成し、組織プロセスごとの戦略目標、来年の目標指標、評価活動、改善のための手法などを設定する。それらについて、2 年後には達成レポートを作成し、それらをまとめて NVAO 全体のレポートとして理事会に提出する。理事会からは次の改善への方策が提言され、それが組織プロセスへと組み入れられていく。

実際にこのシステムの運用の結果、2011 年はアプリケーションを一貫性をもって扱うことが重要であることを認識し、毎週、NVAO のアクレディテーション担当者である「ポリシーアドバイザー」が 1 時間の会合をもつことにした。また、定められた機関内に全てのアプリケーションを処理することも課題となっており、いかにアクレディテーション作業を行うかを示したマニュアルを作成した。これは特に新たな職員が赴任してきた場合に重要となっている。さらに、高等教育機関に NVAO の付加価値に関する調査を実施している。

このような内部質保証システムの構築の効果は、総合的に業務を把握し、ステークホルダーと共有することができることであり、小さな組織としてはすぐに質改善に結びつくこ

<sup>8</sup> 2007 年には 13 の組織プロセス項目（「質に関する領域」）が設定されていたが、2011 年には 10 項目に削減されている。

とであると認識されている。しかし、IQA システムを日々の業務と結びつけるのが課題となっている。

#### 4.2 ENQA の IQA network

上記のような質保証機関自体の内部質保証(IQA)システムの国際的な相互学習の場として、ENQA では Internal Quality Assurance Network を形成し、定期的な会合をもっている(Señal, González, Fischer, Hansen, & Ponds, 2008)。

上記ネットワークは、2007年に非公式(informal)のネットワークとして開始されたが、現在は公式な組織として運営グループ(steering group)を設置し、5人のメンバーにより運営されている。その目的は、ENQA メンバー機関の中で内部質保証をさらに開発することで、質保証機関の強化を図るとともに、相互に経験を共有し良好な事例を共有・相互学習することにある。

毎年セミナーを開催しており、2007年にコペンハーゲンにてキックオフ会合が開かれた。2008年にはバルセロナにて、各国の内部質保証の共有や ESG の取り扱い方に焦点がおかれた。2009年には質保証機関のプロセスや結果をいかに測定するか、外部評価委員会による提言をいかに扱うかが論点となっている。また、小グループでは、1) 評価パネルの構成、2) 専門知識(分野と評価、教育の3つの専門知識)のトレーニング、3) 判断の整合性、4) アク্রেディテーション結果のインパクトとそのコミュニケーション、5) 外部からの視点、が議論されている。2010年には「質の文化」、2011年には「ベンチマーキング」がテーマで行われている。

#### 5. おわりに

オランダでは、大学評価という営みに対するメタ評価や質保証の方法を複合的に構築してきた。すなわち、アクレディテーション機関内部の質保証システムが構築され、さらにアクレディテーション機関や評価実施機関の外部評価は欧州の協会組織への加盟条件として実施されている。これらはオランダだけでなく欧州全体の展開でもあり、日本でも、将来的には評価結果の国際的な相互承認が行われる可能性を踏まえれば、評価の国際通用性を意識した内部質保証システムの構築や外部評価の実施の検討も今後必要となろう。

また、オランダでは、評価実施機関はアクレディテーション機関により認証され、定期的に監査され、評価報告書はアクレディテーションの判断のために二次的に分析されてきた。このような評価実施機関の認証・監査や評価報告書の二次分析は、評価実施機関とアクレディテーション機関が分かれているというオランダ特有の構造に由来する部分もある。しかし、評価実施機関が複数あり、認証され、競争的な構造がとられていることは日本でも同様である。そのため、オランダで焦点が置かれている評価機関やパネルの独立性は同様に構造的課題として日本でも課題となりうるものである。一方、評価結果である評価報告書の分析を体系的に行うことはオランダにおいても課題となっている。オランダでも、

十分な基礎が提供されているかのみを確認しているが、それでも二次的な評価負担が生じることが大学やVBIから指摘されている。評価結果自体の質をいかに分析できるかは、今後の検討が必要である。

#### 参考文献

- Dittrich, K., Frederiks, M., & Luwel, M. (2004). The Implementation of “Bologna” in Flanders and the Netherlands. *European Journal of Education*, 39(3), 299-316.
- 林隆之(2006)「オランダにおける大学の研究評価の展開」『大学評価・学位研究』4号、pp.37-50.
- 林隆之(2009)「大学の研究評価の変容と科学研究のガバナンス」『研究技術計画』Vol.24, No.3、pp.231-242.
- Jeliazkova, M., & Westerheijden, D.F. (2004). The Netherlands: A Leader in Quality Assurance Follows the Accreditation Trend. In S. Schwarz & D. F. Westerheijden (Eds.), *Accreditation and Evaluation in the European Higher Education Area*. Kluwer Academic Publishers.
- NVAO (2007a). Protocol VBI's.
- NVAO (2003)Protocol for the assessment of the procedure followed by visitating and assessing institutions, The Netherlands Accreditation Organization, 2003
- NVAO(2007b), *Report of the committee for the review of the Accreditation Organization of The Netherlands and Flanders (NVAO): Self-evaluation Report 2007*.
- NVAO(2010a), *Assessment frameworks for the higher education accreditation system*, NVAO(2010b), *Support and cooperation, Annual Report 2010 Summary*
- Señal, N. C., González, C. de la R., Fischer, F. P., Hansen, S. P., & Ponds, H. (2008). *Internal Quality Assurance and the European Standards and Guidelines the European Standards and Guidelines. European Association for Quality Assurance in Higher Education*.



## 第4章 イギリスにおけるメタ評価

渋井 進

**要旨** イギリスにおけるメタ評価は、評価の検証としてそれまでの評価の妥当性を恒常的に検討し、評価システムを改善している活動と捉えられる。そこでは、評価に投入されているコストと、それに見合った効果が得られているかという視点が重視されている。そのプロセスおよび結果については、膨大な量の報告書が、WEB上で入手可能な資料として公表されている。本稿では、イギリスの評価システムについての簡単な説明及び、その評価システムの検証の実施体制、方法、結果の概略等について、日本での評価の検証を進めて行くための参考情報として提供する。

### 1. はじめに

イギリスにおける高等教育制度は、行政区分の違いと同様に文化的、歴史的な違いに基づいて、イングランド、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドの間で独立しており、それに伴い質保証制度にも異同が見られる。本稿では、英国全体の166の高等教育機関のうち、130の高等教育機関が存在するその規模から見て、英国の中で代表的と捉えられるイングランドの高等教育における質保証制度を中心に扱う。具体的には、資源配分機関である英国高等教育財政審議会(Higher Education Funding Council for England, HEFCE)および、質保証機関である高等教育質保証機構(Quality Assurance Agency for Higher Education, QAA<sup>1</sup>)の活動について扱う。

イングランドにおける高等教育制度および、質保証システムについての現状や歴史的展開およびその意味などの解説については、多数の研究や文献がある([1]-[3]など)。また、制度が日々変化する中で、HEFCEおよびQAAのウェブサイトにおいては過去の制度の解説から、最新の状況まで多くの情報が公開されている[4],[5]。以上のような状況ではあるが、本稿では、一般的な質保証システムの解説ではなく、質保証制度の中でもメタ評価と捉えられる、評価システムの検証と改善への活動に特に着目して解説を行う。なお、研究評価(Research Assessment Exercise, RAE)については本稿では扱わず、基本的にQAAの行う教育の評価に話を限定して進める。なお、HEFCEは、資金を提供する大学等において、法的には高等教育の質について責任を負っているが、評価の遂行に対しては、QAAに委託をしている。

### 2. イングランドにおける質保証制度の概観

最初に、メタ評価を解説する前提として、関連する質保証制度の全体像について、最低

<sup>1</sup> QAAの活動範囲はイングランドのみならず、英国全土にわたっている。

限の解説を簡潔に行う。詳細については、前述した参考文献等を参照願いたい([1]-[5]など)。

イングランドにおける質保証制度は、質保証枠組み(Quality Assurance Framework, QAF)と呼ばれる要素によって構成されている。これは、次のような目的があると、定義されている[6]。

- 高等教育機関に助成される公的資金の使用に対する説明責任の手段を提供する。
- 他の仕組みとの連携によって、教育及び学習における高い質及び水準の向上に資する。
- 高等教育機関において、学生、企業経営者及び他の関係者に信頼できる一貫性のある情報を提供する。
- 十分な質および水準が保証されていないところで、その状況を改善するための迅速な行動を保証する基盤として、高等教育プログラムを明確化する。

現在では、2011年度にその枠組みは一部更新<sup>2</sup>され、新たなサイクルに入っている。ここでは、過去の評価システムに対するメタ評価を扱うため、2002年度に始まった3年間の過渡的なサイクルおよび、2005年度から始まった6年間のサイクル、計9年間のシステムについて説明する。この質保証枠組みのシステムは、2001年から、QAAおよびHEFCE他の高等教育セクターとの共同で開発されたものであり、下記の3つの要素から成り立っている。

- 機関別監査 (Institutional Audit)：公共の利益のために、高等教育資格が適切な水準で運営されることを守り、高等教育の質の管理において継続的な改善を促し、必要な情報を提供する事を目的として、ピア・レビューを通じて行われる評価である。
- 共同教育プログラム監査 (Collaborative Provision Audit)：これは大規模で複雑なプログラムを備えた高等教育機関を対象とし、機関別監査を補うための共同プログラム監査である。共同教育プログラムについては、機関別監査の中で行う場合もあるが、プログラムが複雑で大規模な場合には、別に行うこととなっている。
- 教育の質に関する情報 (Teaching Quality Information, TQI) のサイトを通じた質及び水準に関する情報提供：これは高等教育機関の質と水準に関する情報公開を求めるものであり、全国学生調査 (National Student Survey, NSS)、卒業後の進路調査 (Destination of Leavers from Higher Education, DLHE)の結果も含まれる。現在では、TQI のサイトは Unistats と名称が変わっている。

上記の中で、機関別監査は中心的な役割を果たしていると捉えられる。機関別監査の仕

---

<sup>2</sup> 機関別監査(Institutional Audit)から機関別レビュー(Institutional Review)へと変更され、最低限の学術水準の設定や情報公開など4つを観点とするとともに、評定結果の段階判定の表現など、いくつかの変更点が見られる。最新の情報は QAA の HP[5]で確認されたい。

組みや他の評価システムと比較しての位置づけに関しては、いくつかの議論があり他の文献([7],[8]など)に譲るが、大まかな枠組みとして捉えると、機関レベルで自己評価に基づき、訪問調査を含めて評価チームが評価を行う点では、日本の認証評価との類似点があるとも考えられる。

QAA は、機関別監査を実施する際、アカデミック・インフラストラクチャー(Academic Infrastructure)という基準となる枠組みを用いている。これは、英国の高等教育セクターと共同で開発したものであり、4つの構成要素を持つ(図1)。そのうちの1つである Code of practice は教育の質の管理に関連するものであり、他の3つは水準の設定について機関に助言を与えるものである。下記に、それぞれについて簡潔に示す。

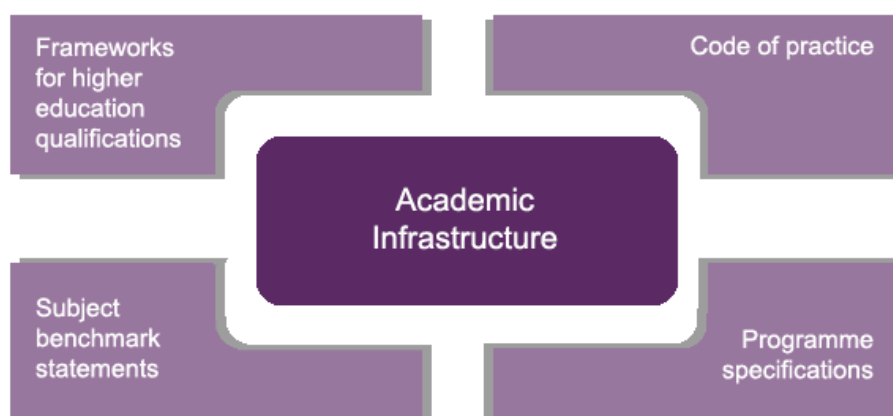


図1 アカデミック・インフラストラクチャーの概念図(QAA ウェブサイト[5]より抜粋)

- **Code of practice (実施規範)**：高等教育機関が、さまざまな活動への個々の取り組みの有効性を検討できる枠組みを検証する事により、教育水準と質の保証の責務を果たすことを支援することを意図したもの。
- **Frameworks for higher education qualifications (高等教育資格水準の枠組)**：高等教育が与える学位・資格を5段階に分けて、その水準と、学修程度を記述したもの。
- **Subject benchmark statements (専門分野別資格水準)**：科目の学術的特徴、学位・資格を授与されるのに必要な知識、技能及び理解の程度等を定義したもの。
- **Programme specifications (教育プログラム要綱)**：各高等教育機関が作成する教育プログラムについて、学生が修得すべき学習の成果と、その達成手段が記述されたガイドライン

なお、本稿執筆現在、アカデミック・インフラストラクチャーは見直しがなされ、質の規範(UK Quality Code for Higher Education)としてこれまで枠組みを拡充するように、再構築がされているところである。

以上、簡単にイングランドにおける教育の質保証の構造について説明を行ったが、メタ

評価としての評価システムの検証に関連する取組には、下記の2つが挙げられる。

- HEFCEによるQAFの検証
- QAAによる機関別監査の検証

本稿では、以下でそれぞれについて解説して行く。

### 3. HEFCEによるQAFの検証

HEFCEは、2002年度に始まった3年間の過渡的なサイクルにおける質保証枠組みの検証を行っており、それらの結果はHEFCEのホームページにて公開されている。それらは3つの文書にまとめられており、それぞれが、QAFを構成する3つの要素である、機関別監査、教育の質に関する情報、共同教育プログラム監査、と対応している。以下では、2005年から2008年にかけて発行された、これら3つの文書([9]-[11])の内容についてまとめることにする。これらの文書は、HEFCE、英国大学協会(UUK)、高等教育カレッジ連合(GuildHE、第1シリーズではその前身であるSCOP)の連名で、HEFCEから資金援助を受けている高等教育機関の責任者、HEFCEから資金援助を受けている高等教育カレッジの責任者、および北アイルランドの学長へ向けて報告を行ったものである。

いずれの文書においても、QAFを検証するための委員会を組織し、委員会はコンサルティング会社等に調査を依頼し、その資料をもとに議論を行い、これまでのQAFの改善へ向けた具体的な提案を行っている。高等教育機関へ向けた文書の位置づけは、第1シリーズ(機関別監査)では、情報提供を目的としたものとされている。第2シリーズ(教育の質に関する情報)では、教育の質に関する情報公開等に関連して、必要な行動を求めるように要請されている。第3シリーズ(共同教育プログラム監査)では行動措置を求めてはいないが、高等教育機関とQAAの間での議論の必要性等に関して必要な行動を示している。委員会の構成メンバーは、3シリーズにおいてほぼ共通であり、例として第3シリーズの委員会メンバーを表1に示す。

表1 QAF検証チームのメンバーリスト([11]より抜粋)

メンバー	
委員長	Dame Sandra Burslem
HEFCE質保証及び学習教育委員会	Philip Jones、シェフィールド・ハラム大学副学長 Helen Higson、アストン大学アストン・ビジネス・スクール副学長
UUK	Robert Burgess、レスター大学副学長
GuildHE	David Vaughan 教授 Ruth Farwell、バッキンガムシャー・ニュー・ユニバーシティー副学長兼実務最高責任者
全英学生組合	Mark Leach、教育研究アシスタント
職能団体・法定機関代表	Kirsty White、英国医事委員会大学学部教育質保証プログラムマネージャー
任命委員	Roger Brown、サザンプトン・ソレント大学副学長
カレッジ協会	Debbie Ribchester、カレッジ協会カリキュラム・マネージャー
大学学位認定カウンシル	David Bonner 大学学位認定カウンシル委員長
特別委員	
HEFCE	Richard Blackwell 学習及び教育部門代表

北アイルランド雇用学習省	Dominic McCullough
オブザーバー	
QAA 職員	Peter Williams
イノベーション・大学・技能省 (DIUS)	Philip Lomas
ウェールズ高等教育財政カウンシル (HEFCW)	Cliona O' Neill 博士
スコットランド財政カウンシル	Lesley Sutherland
高等教育アカデミー	Paul Ramsden 教授
事務局	
HEFCE	Emma Creasey, Chris Taylor
UUK	Viv Stern
GuildHE	Helen Bowles

以下に、それぞれの報告書ごとに、議論のもととしてコンサルティング会社が行った調査の内容および、それらをもとに委員会が議論した結果として記している具体的な提案について紹介する。

### 3.1. 第1シリーズ（機関別監査）

第1シリーズでは、委託された調査会社である JM コンサルティングが行った報告書「機関別監査における、費用と効果の分析」[12]をもとに委員会で議論を行っている。このタイトルが示す様に、内容は機関別監査に投入された費用と、それに見合うだけの効果が得られているかに焦点をあてた分析となっている。

ここで行われた調査は、機関別監査を受けた 50 程度の大学の中から 12 の大学をサンプリングして、費用と効果についての調査をおこなったものである。それぞれの教育機関に対して約二日間を費やし、質保証に関わっている職員へのヒアリング、学生へのヒアリング、また各教育機関が外部質保証の見直しや準備、管理に必要な取り組みに関する全体像を把握することを目的として、調査を行ったものであった。

報告の中では、機関別監査が費用に見合った機能を持っているかについては満足いくものであるとの結論を示している。しかし、プロセスには問題がある点も含んでいると指摘し、特に分野別監査証跡(Discipline Audit Trails, DATs)が教育機関において費用がかかりすぎ、また目的も果たしていないと指摘しており、中止する事により大幅な監査費用の削減が可能になるとしている。DATs は、フルタイム学生数の 10%以上の数に相当する、一般的に 4-6 程度の教育プログラムをサンプルとして抽出し、機関単位の監査に加え、細かな自己評価書作成に関する客観的な資料を高等教育機関に要求し、監査チームはこれらの有効性を検証するというものであった。この報告書を受け 2006 年以降は、1 機関あたり 2 つ程度のプログラムに減少した。報告書では、それを反映させた、将来の監査へ向けた必要な費用の具体的な数値を、政府および高等教育機関別に、表として示している。

これらの報告書に基づき、委員会では 18 の提案を行っている。これは、HEFCE, SCOP, UUK といった評価システムを設計する機関および、その他のステークホルダー、およびそ

の他の出資機関に向けたものであり、表 2 に示す。

表 2 第 1 シリーズに示された検証結果の提案([9]より抜粋)

HEFCE、SCOP 及び英国大学協会 に対して	
1.	QAA による次回の機関別監査を 2005 年から 2006 年に開始し、予定通り 2010 年から 2011 年に終了させ、六年ごとの移行プロセスを設けるべきです。最初の年は共同教育プログラム監査に重点を置き、機関別監査の全体プログラムはそれ以降の五年間に実施し、機関別監査プロセスの改善案について適切に協議し履行していくことができるようにすることが重要です。
2.	QAA に対して、監査チームの構成及び管理の強化、また機関別監査期間中の監査チームと教育機関とのより効果的な連携強化を求めていくことが重要です。
3.	QAA に対して、監査チームを強化し続けるために、メンバーの訓練及び評価のレベルを高めていくなど、機関別監査プロセスを合理化することによって生まれる機会を増やすように求めていくことが重要です。また、各教育機関に対しても、監査チームのメンバーとしてしっかりと役割を果たすことができるように、最高の能力を持った職員を選ぶように求めていくことが必要です。
4.	QAA に対して、DATs に替わる柔軟性のある監査方法を開発するように求めていくことが必要です。新たに導入されるべき方法は、主題及び分野に基づいたものであるべきであり、また現行の DATs ほど高等教育機関の負担にならないようなものでなければなりません。機関別監査の証跡の目的は、各機関内部の質保証プロセスを検証し、それぞれの質及び水準に関する全般的な判定結果を公表することであり、さらにもっと強化策に重点を置いた議論と開発努力の機会を増やしていくことです。監査証跡の範囲に含めるべき側面は、QAA と各教育機関との間で議論すべきです。
5.	QAA に対して、監査証跡の範囲に関する合意を得るための基準を設ける提案を進めていくように求めることが必要です。またその際、QAA はその基準が認識されているリスクにどの程度関連する可能性があるのかについて考えることが必要です。
6.	QAA に対して、既存の資源を利用し、各教育機関による最小限の追加準備をともなつたより詳細な中間連携計画を策定するように求めることが必要です。至急は正措置が必要であるという勧告を受けた場合以外は、教育機関が機関別監査の一年後に QAA に対して報告書を提出する必要はありません。
7.	機関別監査やその他の妥当な理由によって学術的な見直し作業が行われる可能性は、今後も引き続き考慮していくべきです。QAA が教育機関の質及び水準管理に関して重大だと立証された問題を特定した場合、適切な検証作業を実施すべきです。
8.	学生の機関別監査に対する参画は、重要な成功事例であり、これからも全力で推進・支援していくべきです。
9.	QAA に対して、「全体にわたって問題なし」という表現を「問題なし」に改善するように求めることが必要です。
10.	QAA に対して、個々の教育機関及び高等教育全体に対して、もっと有用な監査結果発表と情報提供の仕組みを構築するように求めることが必要です。
11.	高等教育アカデミーは、QAA の見直し報告及び「学習シリーズ」に沿って、高等教育業界との質強化策について情報を発表すべきです。
12.	各教育機関は、機関別監査に向けた準備に関する戦略を検証し、適切な準備に基づいた適切な実践モデルを共有すべきです。
13.	QAA に対して、機関別監査準備の必要条件に関する指導に曖昧な点がなく、教育機関の知識及び信頼性醸成を支えることができるものにするように求めることが必要です。QAA が各教育機関に対して、どの程度の準備をすれば監査の必要条件を満たすことができるかについて指導することが重要です。
14.	QAA に対して、高等教育の質保証を調査・検証している職能団体・法定機関・監督機関 (PSRBs) などの団体と密接に連携し、機関別監査及び高等教育指標 (AI) との整合性を高めるプロセスを支援していくように求めることが必要です。
他のステークホルダーたちに対して	
15.	教育技能省 (DfES) は、高等教育の検証及び調査を管理している公的機関に対して、連携を促し、機関別監査及び AI との整合性を高めていくように強く働きかけるべきです。
16.	高等教育機関の質見直しプロセス及びデータ収集に関する負担を最小限に軽減するための協定を構築しようという意図を含めて、高等教育規制監査グループ (HERRG) の高等教育における質保証機関同士の密接な協力関係を築こうとする取り組みを支援すべきです。
17.	英国健康管理分野の評価及び継続質管理強化 (OQME) の開発と評価は、QAA 及び教育機関によって実施されている他の質保証プロセスとの連携の可能性を考慮すべきです。
その他の出資機関に対して	
18.	いかなる改善案についても協議し、意見の一致が図られるように、QAF の目的やその影響と効果は、第一段階の最後の年よりも以前に検証する必要があります。

### 3.2. 第 2 シリーズ (教育の質に関する情報)

第 2 シリーズは、教育の質に関する情報 (Teaching Quality Information, TQI) および、全国学生調査 (National Student Survey, NSS) に対する検証結果であり、改善するための提案及び計画を含んだものであった。ここでは、3 報の委託された調査会社や大学、研

究所における報告書をもとに委員会で議論を行っている。それら 3 報の内訳は、1. 調査会社 Ipsos MORI 及び英国放送大学教育技術研究所が行った「教育の質に関する情報サイト: 質に関する利用者の評価」[13]、2. コンサルティング会社 Alan Brickwood & Associates による「教育の質に関する情報対策の高等教育機関への影響」[14]、3. サセックス大学教育学部による「高等教育機関の質及び水準に関する情報を巡る企業経営者及び関連組織のニーズ」[15]である。

これらの内容は、いずれも TQI や NSS を利用する受益者として想定される高校教員、高校生、高等教育機関関係者、企業、一般人、などの幅広い視点からどのような利用が望まれており、今後の改善へ向けてどのような問題があるかを調査した内容となっている。

具体的な調査内容は、具体的な内容を把握するためのヒアリング調査を中心に、信頼性を高めるための質問紙調査を含めたものであった。

これらをもとに、委員会での議論を行っているが、結論としては TQI および NSS は学生の選択に大きく貢献するものである一方、多くの改善点を残しているというものであった。その改善のために、高等教育機関の志願者のニーズに関する TQI のサイトを利用者の立場から情報提供をするように再構築を求めるものであった。さらに、費用対効果の視点から TQI のサイトに投入されている費用の割に価値が少ない事を指摘している。また、サイトの改善に加え、教育機関が学生代表と外部監査員と情報共有し、どのような情報を公開する事が適切であるという事を見直して行くべきであると提案している。具体的に示された 13 の改善案について、表 3 に示す。

表 3 第 2 シリーズに示された検証結果に基づく改善案([10]より抜粋)

1. TQI データ及びウェブサイトの主要な目的は、入学見込み学生が、質及び水準に関する学術情報を使って、どの学校に入学するかについて入手した情報を基にして決断できるようにすることです。
2. 情報の信憑性及び正確性を維持しながら、TQI・NSS 実行委員会はサイトの開発を必ずこの目的に沿って行うべきです。
3. 既存の量に関するデータベースは価値のあるものであり、これからも続けて公開していくべきです。
4. TQI・NSS 実行委員会は HESA と連携して、JACS のコードに関する具体的な問題及び方法を特定し、高等教育機関及び UCAS のシステム運用の方式をより適合させる努力を続けていくべきです。
5. 質に関するデータ（外部監査員の報告書のサマリー、学習及び教育戦略のサマリー、定期検証のサマリー及び企業経営者との関係に関する文書のサマリー）が入学見込み学生たちには魅力がなく、データ提供元の間で利用に関して一貫性に欠け、高等教育機関の費用負担が重いことを考えた上で、これらのデータを TQI のサイトから削除するべきです。
6. 教育機関が、例えば教育機関職員と学生の委員会を通じて、外部監査員の報告内容を機関の学生代表と共有する必要がある。
7. TQI のサイトから質に関する情報が削除される結果として、教育機関は別の方法で情報を公開する必要があります。それには、付属資料 F に記載されたデータに対する考慮も含まれており、教育機関は自らの情報公開計画について見直すべきです。
8. NSS は当分の間、毎年実施されるべきです。
9. QAF 監査チームは保健省に対して、上記のような学生を NSS の対象に含めるようにして、調査範囲拡大の便益を図るように求めています。
10. QAF 監査チームは TQI・NSS 実行委員会に対して、次のような点を考慮した上で、TQI のサイトを実質的に作成し直すことを求めています。
a. 目的が明確にわかるように、サイトの名称を変える。

b. データにより一層アクセスしやすくするために、ユーザーインターフェースを改善する。その際、用語の変更が必要である。
c. サイト上にその使い方及びデータ（データの制限に関する情報とともに）の解釈に関する案内を掲載する。
d. 的確なマーケティングを通じて、サイトを想定利用者及びそのアドバイザーが利用することができるようにする。
e. UCAS のサイト及びその他の関連サイトから TQI のサイトにアクセスできるようにリンクを張る。
11. HEFCE 及びその他の機関は、TQI 及び NSS に関して、便益と釣り合いがとれるようになるように、その負担及び費用をこれからも注視し続けていくべきです。
12. QAF 監査チームは TQI・NSS 実行委員会に対して、高等教育機関が自らの TQI データの利用について管理・評価できるように TQI のサイトに関する制度を設計するように求めています。
13. TQI サイト掲載のデータを 利用者が見て比較することができるようにするために、QAF 監査チームが本報告書の中で行った提案は、高等教育機関及び継続教育カレッジのデータベースのどちらにも同様に適応されるべきです。

### 3.3. 第3シリーズ（共同教育プログラム監査）

第3シリーズは、共同教育プログラム監査(Collaborative Provision Audit)に対する検証結果であり、改善するための提案及び計画を含んだものであった。ここでも、委託されたコンサルティング会社（SQW コンサルティング）によって行われた報告書[16]をもとに委員会で議論を行っている。

SQW コンサルティングの報告書の内容は、以下の内容を確認するためのものであった。高等教育機関が関わる共同教育プログラム支援及びその基礎となる監査制度の適格性。QAA の共同教育プログラム監査体制に機関別監査と重複する部分があり、高等教育機関によけいな負担や費用がかかっているかどうか。標準的な機関別監査に含めた場合と比べて、共同教育プログラム監査を別々に実施した場合、何か特定の便益が生まれるかどうか。

そのための方法として、下記のような調査を行っていた。高等教育業界の代表として、できる限り広い範囲にわたって高等教育機関が選んだ15のサンプル事例における機関職員に対する詳細なインタビュー。イングランド及び北アイルランド全土におけるその他の高等教育機関に対するネットを使った調査。分析結果について情報発信・議論するための二回の協議セミナー。重要な利害関係者に対するインタビュー。QAA 及びその他の機関から提出された資料に関する書類調査。

これらをもとに、委員会での議論を行っているが、結論としては共同教育プログラム監査のプロセスは、質強化及び機関プロセスの改善に対して便益が比較的少ないと見られており、教育機関は、共同教育プログラム監査及びその他の監査プロセスに必要な情報には重複部分があると考えているというものであった。調査対象のサンプルである15の高等教育機関は、大規模で複雑なプログラムをともなった共同教育プログラム監査を別々に実施することにわずかに賛成する向きがありましたが、業界全体では意見が割れており、調査回答者の33パーセントが別個の監査方式には便益がないと答えており（便益があると答えた人たちは29パーセント）、多くの高等教育機関にとって、監査員の訪問に備えた事前準備のほうが、監査そのものよりも効果的に問題に取り組む機会となっている結果も得られている。このような議論を行った結果得られた具体的に示された15の改善案について、表4に示す。



表 4 第 3 シリーズに示された検証結果に基づく改善案([10]より抜粋)

1. HEFCE は、協力活動によって生じる戦略的・財政的なリスクを特定し、それに対処する上で、高等教育機関とどう協働するか考えるべきです。
2. QAA は、教育機関がどうすれば協力プログラム管理に対するリスクに基づいたアプローチを実証することができるかについて、高等教育業界ともしっかりと協議するべきであり、それは監査を通じて評価されることになります。高等教育機関も、自らのリスク評価及びリスク管理プロセスにおける手助けとなる協力プログラムに関して、リスクに関するさらに洗練された指導を望んでいます。
3. 監査に必要な書類の量を減らすために、QAA は機関別監査と共同教育プログラム監査に必要な情報をもっと密接に関連づけ、同じ基本情報を両方のプロセスに利用することができるようにすることによって、作業の重複を減らすべきです。
4. 共同教育プログラム監査の新しい体制において、QAA は、その条件が IQER (統合質強化監査) の条件と重複しないように対策を講じるべきであり、それには IQER から得られた証拠を適宜協力プログラム監査にも用いるなどの方策も含まれます。
5. 機関別監査とのつながりをさらにはっきりさせるために、QAA は、教育機関の海外における協力活動の外部質保証を検証すべきです。このような監査においては、プログラムは本質的によりリスクの高いものになることを認識する必要があります。
6. 教育機関同士の比較可能性を確保しながらも、QAA は将来、個々の教育機関の多様な協力関係とそのリスク、この分野における教育機関のリスク管理へのアプローチにさらに注目した共同教育プログラム監査に対するカスタマイズされたアプローチを導入すべきです。
7. QAA は、「大規模で複雑」なプログラムはどんな構成要素から成り立っているのかについてのさらなる指導が必要なのかについて考えるべきです。
8. 学生の利益を高めるために、QAA は、HEFCE 主導の学生参画プロジェクトのいかなる結果をも考慮し、監査プロセスの改善を共同教育プログラムに関わっている学生たちにより効果的に反映させるにはどうすればいいかを考えるべきです。
9. QAA は HEFCE 及びその他の代表団体との協議を通じて、「共同教育プログラム」の定義について再検討すべきです。それには、高等教育業界全体におけるより一貫性のある情報の照合及び公開と、異なったリスクレベルの特定の補助を可能にするシステムの開発が必要です。これに関しては、QAA の実施規範の第二節を次回改定するときが、検討するための絶好の機会といえる。
10. 教育機関は、自らが関わっている協力関係の範囲において持っている情報を見直し、その情報が包括的で最新のものであり、要請に応じて QAA に提供することができるように保証すべきです。
11. 高等教育機関は、自らが関与している他のプロジェクトに関する情報、例えば、PSRBs (職能団体、法定機関、監督機関) との活動に関する情報を QAA と共有すべきです。QAA は、いかなる監査の結果にも注目し、これらの活動がプログラムの質に及ぼす可能性のあるリスクについてもっと明確にする必要があります。こうすることによって、QAA のプログラムに対する焦点が、教育機関の監査に直接向けられ、負担及び重複が軽減される。
12. より良い規制の原則に則って、監査条件に関する同じような基準を決める上での PSRBs 同士の調整作業は、過剰な負担及び業務の重複を避けるために重要です。PSRBs に対して、その活動をできる限り合理化し、QAA やその他の団体の活動と重複しないように求める必要があります。
13. 監査チームは保健省に対して、関連委員及び規制団体は、保健プログラムの質保証に向けた新しい方法を開発する際、HERRG (高等教育規制監査グループ) の協定の条件を全面的に考慮に入れるようにすべきだと働きかける必要があります。
14. QAA は引き続き、他の組織による高等教育機関への監査に関する情報条件を簡素化する上で、HERRG の協定の一部として引き受けた作業を進めるべきです。この一環として、QAA は、調印に興味を示している PSRBs との間で覚書に調印することを考えるべきです。
15. 新設された英国雇用・技能委員会が QAA、HEFCE 及びその他の高等教育団体と提携し、SSCs (分野別技能委員会) と高等教育機関との間で積極的に協体制度を築き、SSCs に対して「最小限の規制」アプローチを取るよう働きかけることによって、高等教育機関の条件が必ずしも負担にならず、他の条件とも重複しないようにすることを、監査チームは望んでいます。

#### 4. QAA による機関別監査の検証

QAA は、2005 年 4 月に 2002 年から 2004 年の 70 の機関に対して実施した機関別監査に関して第一シリーズとして検証結果の報告書を、2008 年 3 月には第二シリーズとして 2004 年から 2006 年までの 60 機関に対しての検証結果の報告書を作成している。現在さらに第三シリーズとして 2007 年から 2011 年までの機関別監査を対象として検証中である。また、共同教育プログラム監査についても 2010 年から別途検証を行っている。これらの検

証結果は全て QAA のウェブサイト”Outcomes from Institutional audit and review”[17] (機関別監査の成果) に掲載されている。

シリーズ 1 および 2 は、全て既に完結しており、ここではそれらについて解説を行う。参考に、機関別監査の評価報告書 (自己評価書) の章立ては表 5 に示す通りとなっている。

表 5 機関別監査の評価報告書 (自己評価書) の章立て

第 1 章 序文及び背景
第 2 章 教育水準の管理
第 3 章 学習機会の管理
第 4 章 質向上への取組み
第 5 章 共同教育プログラムの仕組み
第 6 章 大学院研究課程の仕組み
第 7 章 情報公開
(第 8 章 提言及び優れた取組み)

検証報告書はこれらの基準に沿って行われているという訳ではなく、アカデミック・インフラストラクチャーについての検証や、独自の視点を持って検証がなされている。それらの章立ての数はそれぞれのシリーズで各 25 にも至り、分冊として刊行されている (表 6)。

表 6 検証報告書のタイトルの項目と内容

概観
学外審査員およびその報告書
教育プログラム要綱
教職員支援および教育の措置
学生からの意見やフィードバックの管理運営
教育課程のモニタリング
学生の評価
学習支援資源、バーチャル学習環境など
新しい教育プログラムの妥当性確認と承認および定期的見直し
職場学習および雇用適性
国外からの学生に対する措置
進級と修了の統計
機関別監査報告書における共同教育プログラム
イングランド・ウェールズ・北アイルランドにおける高等教育資格水準の枠組
専門分野別資格水準の枠組
複合的、共同的および集学的優等学位に対する措置
雇用主および職能団体・法定機関・監督機関との各機関の作業
教育上の指針、支援、監督および個人的な支援と指針
e ラーニングに対する教育機関の支援
機関における質と教育水準の管理体制
高等教育への参加と利用拡大のための機関の支援
学生意見書の機関別監査に対する貢献
学習成果の採用と利用
機関別監査における自己評価文書
総括

このような膨大な検証を行っているが、方法については共通している。大量の大学の評価報告書を基に、QAAのスタッフや監査チーム員が、テキストデータを全て読むのではなくテキスト分析支援ソフトを用いてある程度要約されたデータをもとに、それぞれの観点の妥当性を検証している事がわかる。これらの手法は共通しており、ほぼ同じ内容が全てのシリーズの文末のAppendix4に記載されている。ここでは、参考として関連部分を抜粋して記す(表7)。

表7 Appendix4 – 方法

機関別監査報告書を分析するにあたって用いた手法では、機関別監査ハンドブック：イングランド編(2002)の付録Hで説明されている見出しを使い、機関別監査報告書の要約編、基本報告書編および結果編を広範な分野に細分化している。基本計画書からの例としては、「共同教育プログラムを含む、機関における質と教育水準の管理体制」が挙げられる。公表された各報告書に関しては、テキストはQAAウェブサイト上で公表されたAdobe Acrobat®文書から取り込み、プレーンテキスト形式に変換された。その結果作成されたファイルは正確性を点検され、機関別監査報告書を構成するのに用いられる雛形に従い、各項にコード化された。さらに、各報告書のテキストは、報告書の公表日と当該機関の基本特性のいくつか(ベースデータ)を含む情報でタグ付けされた。報告書は次に定性的研究ソフトウェアパッケージであるQSR N6®で処理された。当該ソフトウェアはインデックス化や探索をサポートする広範なツールを提供し、さらなる調査のために関心のある要点をコード化することができる。

監査チームの判断、優れた取組みの確認およびその提言は、機関別監査報告書の2箇所、即ち要約と結果の最後の箇所に記載されている。ただし基本報告書の各節への相互参照があるのは後者のみであり、優れた取組みを明らかにし、提言を提供し判断を下す根拠が説明されているのはここである。これらの相互参照は、優れた取組みと提言を参照されている報告書の特定の箇所に位置づけるのに用いられてきた。

「結果」シリーズの個々の論文はQAAのスタッフおよび経験豊富な機関の監査員によって編集される。論文のまとめを手助けするため、QSR N6®によって作成された報告書は、監査チームが見た特定の分野における優れた取組みと提言を全体的に配分するという広範な状況を提供すべく利用可能となっている。

このような手法に基づいて過去の評価報告書データを分析している。いずれも詳細な分析で端的に説明する事が難しい。ここでは、参考としてシリーズ1の総括[18]の和訳を翻訳資料2として添付する。

#### 参考文献

- [1] 大学評価・学位授与機構. (2010). 『諸外国の高等教育分野における質保証システムの概要 英国』, [http://www.niad.ac.jp/english/overview\\_uk\\_j.pdf](http://www.niad.ac.jp/english/overview_uk_j.pdf)
- [2] 秦由美子 (編著). (2005). 『新時代を切り拓く大学評価—日本とイギリス—』, 東信堂
- [3] Universities UK (2007). Quality and standards in UK universities: A guide to how the system works.
- [4] HEFCE ウェブサイト, <http://www.hefce.ac.uk/>

- [5] QAA ウェブサイト, <http://www.qaa.ac.uk/>
- [6] Higher Education Funding Council for England, Quality Assurance Agency for Higher Education, Universities UK, Standing Conference of Principals. (2001). Quality assurance in higher education: Proposals for consultation, (HEFCE 01/45).
- [7] Quality Assurance Agency for Higher Education (2006). 『Handbook for institutional audit: England and Northern Ireland.』 (大学評価・学位授与機構 (訳). (2008). 『機関別監査ハンドブック: イングランド・北アイルランド版』 2006.)
- [8] 田中弥生 (大学評価・学位授与機構編著) ”国際的通用性を持つ第三者評価システム”『大学評価文化の定着-日本の大学教育は国際競争に勝てるか?』大学評価・学位授与機構大学評価シリーズ, ぎょうせい, 2010, pp.121-154
- [9] Higher Education Funding Council for England, Quality Assurance Agency for Higher Education, Universities UK, Standing Conference of Principals. (2005). Quality Assurance Framework: Phase one outcomes, (HEFCE 05/35).
- [10] Higher Education Funding Council for England, Quality Assurance Agency for Higher Education, Universities UK, GuildHE. (2006). Review of the Quality Assurance Framework: Phase two outcomes, (HEFCE 06/45).
- [11] Higher Education Funding Council for England, Quality Assurance Agency for Higher Education, Universities UK, GuildHE. (2006). Quality Assurance Framework Phase three outcomes: Assessment of the impacts of reviews of collaborative provision, (HEFCE 08/21).
- [12] JM Consulting Ltd. (2005). The costs and benefits of external review of quality assurance in higher education, A report by JM Consulting Ltd to HEFCE, Universities UK, SCOP, the DfES and the Quality Assurance Framework Review Group
- [13] Ipsos MORI and the Open University. (2006). Teaching Quality Information web-site: qualitative user evaluation.
- [14] Alan Brickwood & Associates. (2006). Impact of the Teaching Quality Information initiative on higher education institutions.
- [15] University of Sussex School of Education. (2006). Needs of employers and related organisations for information about quality and standards of higher education.
- [16] SQW Consulting. (2007). Assessing the impact of reviews of collaborative arrangements on higher education institutions.
- [17] Outcomes from Institutional audit and review, <http://www.qaa.ac.uk/improvinghighereducation/pages/outcomes.aspx>
- [18] Quality Assurance Agency for Higher Education (2008). Outcomes from institutional audit: Series 1: Closing overview.





# 翻訳資料 1 アクレディテーション団体の認証 方針と手続き

## 米国 高等教育アクレディテーション協議会(CHEA)

### アクレディテーション団体の認証 方針と手続き 高等教育アクレディテーション協議会

### 認証の方針と手続き 目次

CHEA 理事会により承認  
1998年9月28日  
CHEA 理事会により改訂  
2006年1月23日  
CHEA 理事会により改訂  
2010年6月28日

注：2010年10月および2011年3月の会議にて評価を受ける予定のアクレディテーション団体は、2006年1月23日の方針にて行われる。

©Copyright 2010. 著作権所有。出版者の書面による許可がない限り、いかなる形態であれ、また写真複写、録音、情報保存検索システムを含む電子的もしくは機械的ないかなる手段であれ、本書のいかなる部分も複製または送信することはできません。

高等教育アクレディテーション協議会  
One Dupont Circle NW Suite 510  
Washington DC 20036-1135  
電話：202-955-6126  
FAX：202-955-6129  
電子メール：chea@chea.org  
www.chea.org

#### 背景

##### CHEA の認証の目的と要件

教育研究の質を高めること

アカウンタビリティを明確に示すこと

必要な変化や改善のための精査および計画を奨励すること

##### 認証申請資格の基準

認証申請資格

##### 認証の範囲

認証されるアクレディテーションの範囲

認証アクレディテーション範囲の変更

##### 認証基準

認証基準

基準 A：教育研究の質の向上

基準 B：アカウンタビリティの明示

基準 C：必要な変化や改善のための自己精査および計画の奨励

基準 D：意思決定における適切かつ公正な手続きの採用

基準 E：アクレディテーション活動の継続的なレビューの明示

基準 F：十分な資源の保有

##### 認証委員会

構成

会議の開催

認証委員会と理事会の関係

##### 認証プロセス

認証審査の頻度

中間報告

順序外の審査

申請の取り下げ

申請資格の否認後の申請

CHEA への CEO による申請意向書

認証申請資格の検討

費用

公表

自己評価

現地視察

第三者コメント

認証委員会に対する公開プレゼンテーション

認証の申請または認証アクレディテーション範囲の変更申請に関する認証委員会の審査措置

認証委員会の文書による通知

アクレディテーション団体の回答書

理事会による審査

事実の正確性の仮定

認証申請資格、認証または認証アクレディテーション範囲の変更を承認または延期する審査措置

認証申請資格、認証または認証アクレディテーション範囲の変更を却下する審査措置

否認証や取り下げ後の申請

理事会による書面での通知

理事会による再考

公表

CHEA による認証の取り消し

追加規定

CHEA との連絡および面会

利益相反

個人的利益

情報伝達と秘密保護

改訂

添付資料 A : アクレディテーションの定義

添付資料 B : 機関の認証申請資格と認証の方針

添付資料 C : 認証審査のステップ

添付資料 D : 『CHEA 認証の方針と手続き』の用語説明

1997-1998 年認証特別部会 < 翻訳では省略 >

2003-2006 年認証委員会 < 翻訳では省略 >

2009-2010 年認証委員会 < 翻訳では省略 >

## アクレディテーション団体の認証 方針と手続き

### 背景

1. 高等教育アクレディテーション協議会 (CHEA) は、高等教育機関およびプログラムのアクレディテーションにかかわる全国組織の適切な役割に関する広範な議論と探求が行われたのちに、1996 年に設立された。CHEA を設立したのは、米国の大学・カレッジの学長たちであり、高等教育機関のアクレディテーションを強化することを通して高等教育を拡充しようとした。CHEA のミッション・ステートメントには次のように記されている。「CHEA は、高等教育アクレディテーション団体の正式な認証を通して教育研究の質を促進することにより、学生とその家族、カレッジ・大学、後援組織、政府、雇業者に奉仕し、アクレディテーションを通じた自主規制を進めるための調整と活動を行う。」

2. CHEA は、アクレディテーション団体の認証は高等教育の質、アカウントビリティ、改善を確保するための主要な手段であると早くから認識してきた。CHEA の認証を受けることにより、アクレディテーション団体の基準とプロセスが CHEA の定める質、改善、アカウントビリティの期待に一致していることが確認される。CHEA は地域別、専門分野別、全国および、専門職業別のアクレディテーション団体を認証する。

3. 一方、アクレディテーションは、アクレディテーション団体の認証とは異なり、高等教育機関に焦点を合わせたものである。アクレディテーションは、教育研究の質とアカウントビリティを確保し、改善を奨励することを目的としている。アクレディテーションは高等教育界による自発的な非政府のピアレビュー・プロセスであり、分権的で多様な高等教育組織内部での合議的ガバナンスの伝統が拡張されたものである。アクレディテーション団体の活動には、年間数百件にのぼる自己評価と現地調査を伴い、何千人ものボランティアの高等教育の教職員が関与し、高等教育機関、アクレディテーション団体、およびボランティアの時間と労力の多大な投資が必要とされる。添付資料 A にアクレディテーションのより詳しい定義が記されている。

4. CHEA による認証は、その団体が CHEA の認証基準を満たしているということを意味するにすぎないと理解されるべきである。そのような認証は、いかなる形でも、教育研究機関がいずれかのアクレディテーション団体と関係を持つかどうかを自ら決定する権利を侵害するものではない。

認証とアクレディテーションはそれぞれの審査の中で実行される。また、連邦政府も、連邦教育省を通してアクレディテーション団体の認証を行っている。連邦の認証の目的は、CHEA の認証と異なり、高等教育機関・プログラムが学生支援といった連邦の活動に参加するための期待事項を満たしていることを確認することである。また、州の免許交付審査も、



高等教育の分野における消費者保護をはじめ、重要な公共の目的に貢献している。

## CHEA の認証の目的と要件

5. CHEA のア krediyteeshon 団体認証には3つの基本的な目的がある。

- 教育研究の質を高めること。ア krediyteeshon 団体が、高等教育における教育研究の質を高める基準を持ち、それらの基準が学生の学習到達度および教育、学習、研究、サービスの高い期待を強調し、それらの基準が各機関のミッションの枠組みの中で定められていることを確認する。
- アカウンタビリティを明確に示すこと。ア krediyteeshon 団体が、教育活動の結果について明確、論理的かつ一貫した形で市民および高等教育界に伝達することを通してアカウンタビリティを確保する基準を持っていることを確認する。アカウンタビリティには、ア krediyteeshon の意思決定に市民を関与させるというア krediyteeshon 団体の責任が含まれる。
- 必要な変化や改善のための精査および計画を奨励すること。必要な変化や改善の計画を立て、必要な変化を予測し、それに対応する活動を立案・維持し、学生の学習到達度を強調するよう高等教育機関を促す基準をア krediyteeshon 団体が設けていることを確認する。

6. CHEA はア krediyteeshon 団体のミッションを認識し、尊重し、その拡充に尽力する。CHEA は認証のプロセスを通して、ア krediyteeshon および認証されたア krediyteeshon 団体の質を高め、それに関する国民の理解を深める責任を有する。

7. CHEA の活動の主眼は質の保証と向上である。CHEA の認証を求めるア krediyteeshon 団体は、それぞれの活動の質、および高等教育と市民の利益に対するその活動の適切性と価値を明確に示さなければならない。

8. ア krediyteeshon 団体は、CHEA の認証申請資格と認証基準を満たしていることを明確に示す必要がある。

## 認証申請資格の基準

9. 認証申請資格 (Eligibility) CHEA 認証の申請資格を持つためには、ア krediyteeshon 団体は、

- A. その団体によってア krediyteeshon を受けている高等教育機関・プログラムの大部分が高等教育の学位を授与しているという条件を含め、その団体のミッションとその範囲が CHEA の『機関の認証申請資格と認証の方針』(添付資料 B) に一致していることを明確に示さなければならない

ない。この『方針』の中で、認証作業は、高等教育機関またはプログラムの教育研究の質を保証する上でのア krediyteeshon 団体の有効性に今後いっそう強調点をおくよう規定している。

- B. 非政府組織でなければならない。
- C. 米国の高等教育機関か海外の高等教育機関であるかに関わらず、高等教育学位を授与する法的な権限を持つ高等教育機関やその内部のプログラムを対象とするア krediyteeshon を行っていないなければならない。
- D. 一般に認められた高等教育のレベルにある高等教育機関またはプログラムのア krediyteeshon を行っていないなければならない。
- E. 正式かつ公に文書で以下を記した手続きを定めていなければならない。
  1. ア krediyteeshon 実施の基礎となる、その団体の意思決定のプロセス、方針、手続き
  2. 与えられるア krediyteeshon の範囲、用いられる評価基準 (基準または特徴)、与えられるア krediyteeshon ・ステータスのレベル
- F. 高等教育機関・プログラムによる自己評価、および現地調査チームによる現地審査を含む手続きを確立しているか、CHEA が妥当であると判断する他のプロセスを確立していないなければならない。
- G. ア krediyteeshon 活動とア krediyteeshon ・ステータスの決定において親組織や後援組織から独立していることを明確に示さなければならない。
- H. 実際に活動が行われており、提出された認証ア krediyteeshon 範囲説明書に明記されている学位レベルまたはプログラムのタイプごとに、ア krediyteeshon の意思決定組織による判断を含め、複数のア krediyteeshon 審査を完了していないなければならない。

## 認証の範囲

10. 認証されるア krediyteeshon の範囲 認証申請資格と認証の審査の一部として、認証申請団体は、認証が正当であるか否か、およびどのような範囲のア krediyteeshon が認証されるかを CHEA が判断できるようにするため、以下を含む情報を提供する。

- 提出するア krediyteeshon 活動の範囲に関する明確な記述
- ア krediyteeshon 団体の目的、およびこれらの目的が公共の利益に適う理由に関する明確な記述

<sup>1</sup> 学位を授与する法的権限が無い海外の国の高等教育機関については、地域社会や関心を有する者 (高等教育機関を支援する著名な専門職業団体やその他の著名な機関) の中で地位を有し多大な支援を得ている高等教育機関のみをア krediyteeshon していることを、ア krediyteeshon 団体が示すことができれば、この要件を満たしているとする。

- アク্রেディテーション団体とその活動、これらの活動の質、適切性、価値、およびこれらの活動が高等教育と公共の利益にどのように貢献するかに関する説明

この情報を提供するにあたり、申請団体は以下を明確に示す。

- 提出する範囲に関する記述に、高等教育機関のタイプ、審査されるプログラム、学位のレベル、アクレディテーション活動の地理的な境界、国外のアクレディテーションを行っている場合にはその範囲が記されていること
- 提出された範囲に関する記述が、その団体のミッションステートメント、憲章、規約、候補資格要件 (candidacy requirements)、アクレディテーションと加盟に関するその他の要件と一致していること
- 申請団体が適切な後援組織との協議を行っていること

11. 認証アクレディテーション範囲の変更 CHEA 認証委員会 (以下「認証委員会」) は、通常の認証審査とは別に、認証されたアクレディテーション範囲の変更の要請を審査する。アクレディテーション団体は、

- A. 論理的根拠、アクレディテーション決定組織の承認、審査実施の時間的スケジュールを含め、その意図を認証委員会に通知する。
- B. 新たに認証されるアクレディテーション範囲に基づいてアクレディテーション審査を行う能力を示すため、試験的にアクレディテーション審査を行う。
- C. 認証されたアクレディテーション範囲の変更に関する正式な要請を提出する。

## 認証基準

12. 認証基準 CHEA の認証を申請するアクレディテーション団体には次の 6 つの基準が適用される。

- A. 教育研究の質の向上
- B. アカウンタビリティの明示
- C. 必要な変化や改善のための自己精査および計画の奨励
- D. 意思決定における適切かつ公正な手続きの採用
- E. アクレディテーション活動の継続的なレビューの明示
- F. 十分な資源の保有

12A. 教育研究の質の向上 教育研究の質の向上は自発的なアクレディテーションの核心である。「教育研究の質」とは、高等教育機関のミッションの枠組みの中で、教育、学習、研究、サービスに伴う成果を意味する。認証を受けるためには、アクレディテーション団体は、以下を備えているという証拠を提出しなければならない。

1. 高等教育機関・プログラムのミッションに即した教育研究の質についての明確な説明

2. 質の基準が満たされているかどうかを判断するためのプロセスを高等教育機関・プログラムが備えているという基準または方針
3. 学生の学習到達度を含め、ミッションに一致した高等教育機関・プログラムの質の期待を含む基準または方針
4. 高等教育機関自身が優先事項を決め、高等教育機関・プログラムの構造と運営をコントロールするという高等教育機関の責任を尊重しながら、教育の質に重点をおき、高等教育機関の幅広い目的の中で各プログラムがどのように機能するかに関する認識を取り入れた基準または方針
5. 望ましい、もしくは必要とされる学生の学習到達度を促進するために作成され、学生が適切な能力を身につけて高等教育機関・プログラムを卒業するためや、プログラム実施において健康と安全の問題に対応するために必要な範囲で資源に言及している基準または方針

12B. アカウンタビリティの明示 アクレディテーション団体は 2 つの方法で公的なアカウンタビリティを明示する。第 1 に、教育研究の質と学生の学習到達度に関する一貫した情報を提供することを高等教育機関に求め、それによって市民の継続的な認識、信頼、投資を促進することを高等教育機関に求める基準をもつことである。第 2 に、アクレディテーション団体が、自身から独立した見方を得るためにアクレディテーション活動へ市民が関与していることを示すことである。市民の代表には、学生、保護者、産業界や各種の専門職業の人々、公選および任命された役職者が含まれる。認証を受けるためには、アクレディテーション団体は、以下を実行しているという証拠を提出しなければならない。

1. 高等教育機関・プログラムによって定められた学生の学習到達度を含め、実績に関する信頼できる情報を定期的に市民に提供することを高等教育機関・プログラムに求めるアクレディテーションの基準または方針
2. アクレディテーションを求める高等教育機関・プログラムだけに照準を合わせ、その他の機関・プログラムにまで拡大しないというアクレディテーションの基準または方針
3. アクレディテーションを受けたプログラムと受けていないプログラムを正確に区別するよう高等教育機関に求めるアクレディテーションの基準または方針
4. 意思決定と方針の設定に市民の代表を含むという方針と手続き
5. 高等教育機関やプログラムとの適切な協議を通して、アクレディテーションの認定や再認定の最終判断の基礎を市民に伝える方針または手続き。アクレディテーションの否認定や取り下げの場合には、決定の特定の理由を、その決定に関する高等教育機関やプログラムからの応答とともに提供する方針または手続き。
6. 市民の正当な憂慮や苦情に実体的でタイムリーな対応をするよう要求する方針または手続き

7. アクレディテーションの基準とアクレディテーションを求める高等教育機関・プログラムに適用される州や地方の法律との関係について、適切な協議や矛盾の解決を要求する方針または手続き
8. アクレディテーション団体が国際的な活動を行っている場合、他国の適切な政府および非政府のアクレディテーション組織または質保証組織と意思疎通および協議を行う合理的な努力を確実にする基準、方針または手続き
9. 米国と米国以外の高等教育機関やプログラムに対して、実質的に同等に基準や方針を適用することを要求する方針
10. ディグリーミルやアクレディテーションミルの害を市民に情報提供する活動

12C. *必要な変化や改善のための自己精査および計画の奨励*  
 アクレディテーション団体は、必要に応じて、継続的な自己精査と変化の計画を奨励する。そのような自己精査と計画を行うには、高等教育機関のミッションに照らした思慮深い質（特に学生の達成度）のアセスメントが必要である。そのような自己精査と計画の奨励は、単純に追加資源を要求しているのと混同されてはならず、高等教育機関やプログラムが自身の目的を達成する効果的な方法に焦点をおくことを可能にするものでなければならない。そのような自己精査と計画は、高等教育機関とプログラムにとってのアクレディテーションの有用性を高める手段である。認証を受けるためには、アクレディテーション団体は、以下の基準または方針を実行している証拠を提出しなければならない。

1. 必要に応じて、高等教育機関のミッションに照らして、変化および必要とされる改善のための計画を行うことを目的として、高等教育機関・プログラムによる自己精査と自己分析を行うことを強調する基準または方針
2. 構造的な組織編成のあり方、資源の最良の使い方、および学生の成果目標を達成するために必要な人事その他の方針や手続きを決定するにあたり、高等教育機関・プログラムが創造的かつ多様であることを可能にする基準または方針
3. 高等教育機関・プログラムが革新的または実験的であることを奨励する基準または方針
4. アクレディテーションのために必須の行為と、改善のために考慮すべき行為を明確に区別することを、アクレディテーションを行った高等教育機関に要求する基準または方針

12D. *意思決定における適切かつ公正な手続きの採用*  
 アクレディテーション団体は、効果的なチェック・アンド・バランスを含め、適切で公正な方針と手続きを維持する。アクレディテーションのプロセスには、アクレディテーションの方針と手続きに関する意思決定への高等教育の教職員および一般市民の継続的な参加が含まれる。認証を受けるためには、アクレディテーション団体は、以下の基準、方針または手続きを実行している証拠を提出しなければならない。

1. 高等教育の教職員および一般市民の参加を必要とする基準、方針または手続き

2. 高等教育機関・プログラムのさまざまな目的とミッションを尊重しながら、高等教育機関・プログラムの審査における合理的な一貫性を促進する基準、方針または手続き
3. アクレディテーションの申請を却下する、またはアクレディテーションを取り消すプロセスが具体的かつ公正であることを確実にし、適用されるプロセスと取られる審査措置について高等教育機関・プログラムに知らせる基準、方針または手続き
4. アクレディテーションの申請を却下する、またはアクレディテーションを取り消す審査措置がある場合、具体的で公正な不服申し立てのプロセスを確保し、その申し立てが実行されるプロセス、申し立ての根拠、それに伴う費用について高等教育機関・プログラムに通知し、不服申し立てに対する決定がなされるまで当該機関・プログラムの現在のアクレディテーションの地位が継続されるという基準、方針または手続き

12E. *アクレディテーション活動の継続的なレビューの明示*  
 高等教育機関・プログラムが質を維持および改善するために継続的な自己精査を行うとともに、アクレディテーション団体もアクレディテーション方法の自己精査を行うことが必要である。そのようなレビューには、アクレディテーション団体が高等教育機関に及ぼす影響、およびアクレディテーション全般と高等教育界に対する感性の調査も含まなければならない。認証を受けるためには、アクレディテーション団体は、以下を維持しているという証拠を提出しなければならない。

1. アクレディテーション団体が高等教育機関・プログラムおよび市民とともに活動する際に、感性、柔軟性、アカウントビリティを促進することができる継続的で批判的な自己レビュー
2. 高等教育機関・プログラムへのサービスの効率と有効性を高める継続的なイニシアチブ
3. 高等教育機関全体および高等教育界に対するアクレディテーション団体の価値に関する継続的なレビュー
4. 高等教育機関・プログラムに対するアクレディテーション団体の基準と手続きの影響に関して、資源の範囲内で行う継続的なレビュー

12F. *十分な資源の保有*  
 アクレディテーション団体は、高等教育機関、プログラムおよび一般市民の期待に応えようとするならば、予測可能で安定した資源を保有および維持しなければならない。認証を受けるためには、アクレディテーション団体は、以下の証拠を提示しなければならない。

1. アクレディテーション機能を効率的かつ効果的に実行するのに十分な資金、スタッフ、運営資源を持っていること
2. アクレディテーションのミッションを支える能力に関する継続的なレビューを行っていること
3. ミッションを実施する上で資源を活用するための独立した権限と能力を有していること。

## 認証委員会

13. **構成** 認証委員会は、CHEA の認証を受けたア krediyteeshon 団体との協議に基づき、CHEA 会長の推薦に従って、CHEA 理事会（以下「理事会」）によって任命される。認証委員会は、新規および継続しているア krediyteeshon 団体の認証申請資格と認証ステータスを検討する責任を負う。委員会は、理事会に対してアカウンタビリティを持ち、認証申請資格と認証について理事会に勧告を行う。認証委員会は 9 名の委員で構成され、それぞれの任期は 3 年である。認証委員会には、一般市民、地域別・専門分野別・全国・専門職業別のア krediyteeshon 団体の構成員、および大学の構成員が含まれる。CHEA は、認証委員会への関与にア krediyteeshon 団体と高等教育機関の多様性を反映させるよう努める。

14. **会議の開催** 認証委員会は、CHEA 会長と協議の上、会議の時間、場所、手続きを定める。認証委員会は、認証審査によって作成される資料のうち、妥当と思われるものすべてを検討する。認証委員会は、定期的にスケジュールされた会議でア krediyteeshon 団体の審査を行う。

15. **認証委員会と理事会の関係** 認証委員会は、ア krediyteeshon 団体の認証申請資格、認証、認証ア krediyteeshon 範囲の変更に関して、理事会に助言する。理事会は、認証委員会の助言を正当に考慮した上で、認証委員会の報告書と勧告を検討し、ア krediyteeshon 団体の認証申請資格、認証、認証ア krediyteeshon 範囲の変更について最終的な判断を下す。理事会の理事は、認証委員会の委員を務めることができない。

## 認証プロセス

16. **認証審査の頻度** ア krediyteeshon 団体は少なくとも 10 年に一度、認証審査を受ける。

17. **中間報告** 認証されたア krediyteeshon 団体は、通常 3 年目の終わりと 6 年目の終わりに、中間報告書を提出する。この報告書は、ガバナンス、後援組織との関係、基準、方針または手続きなど、CHEA の認証申請資格と認証の基準に関連した主な変更点であり、引き続き基準を満たしていることを証明する事項に焦点が絞られる。中間報告のタイムテーブルから外れる時にア krediyteeshon 団体が大きな変更を行った場合には、ア krediyteeshon 団体は CHEA に変更点に焦点をおいた追加の報告書を提出する。

18. **順序外の審査** CHEA は、以下の場合、通常の順序から外れて認証ア krediyteeshon 団体の審査を行うことを選択できる。

- A. ア krediyteeshon 団体が、認証の範囲の変更、またはガバナンス、後援組織との関係、基準、方

針、手続きの大きな変更など、組織のその他の基本的側面や認証活動について CHEA の認証申請資格または認証基準を満たす能力に影響を及ぼす可能性のある変更を提案したとき

- B. ア krediyteeshon 団体によるア krediyteeshon 審査の後に、高等教育機関・プログラムから CHEA に対して、CHEA の認証申請資格または認証基準に関連した一定の傾向の問題点を示した文書が提出され、高等教育機関・プログラムがア krediyteeshon 団体の不服申し立て手続きを利用したとき
- C. ア krediyteeshon 団体が CHEA の認証申請資格または認証基準の 1 つ以上を満たしていないことを意味すると認証委員会が判断する問題点が文書にて示されているとき

19. **申請の取り下げ** ア krediyteeshon 団体は CHEA 理事会が検討を行う前ならば認証プロセスのどの時点でも、認証申請資格または認証の申請を取り下げることができる。認証委員会の審査措置が取られる前に申請が取り下げられた場合、非公開の会議で認証委員会と理事会にその旨が通知される。認証委員会の審査措置が取られた後に申請が取り下げられた場合には、CHEA 理事会の次の公開会議でその取り下げと認証委員会の審査措置が報告される。

ア krediyteeshon 団体が申請資格を取り下げた場合には、その団体は取り下げの日から 1 年間は再申請ができない。

20. **申請資格の否認後の申請** 過去に CHEA の認証への申請資格を申請し認められなかったア krediyteeshon 団体は、CHEA 理事会による否認の日から 1 年間は申請できない。

21. **CHEA への CEO による申請意向書 (letter of intent)** ア krediyteeshon 団体の CEO は、申請料を添えて、CHEA に申請意向書を送付する。CHEA のスタッフは、申請意向書の受領を通知し、認証のプロセスに関する情報、スケジュール、および『CHEA 認証の方針と手続き』の写しを提供する。認証委員会は申請意向書について通知を受ける。

22. **認証申請資格の検討** CHEA による認証を求めるア krediyteeshon 団体は、CHEA の資格基準を満たしていることを認証委員会に対して証明しなければならない。認証委員会は、ア krediyteeshon 団体の文書を審査し、それらが認証申請資格の基準を満たしているかどうかを検討する。

23. 認証委員会は、ア krediyteeshon 団体の認証申請資格について理事会に勧告を行い、その勧告から 30 日以内にア krediyteeshon 団体にそれを通知する。当該ア krediyteeshon 団体が CHEA の認証申請資格を有すると認めべきではないと認証委員会が勧告したときには、その通知には、その勧告の理由が含まれ、当該ア krediyteeshon 団体が満たしていない具体的な認証申請資格の基準が明示される。

24. ア krediyteeshon 団体が CHEA の認証申請資格を

有すると認められるべきであると認証委員会が勧告し、当該団体に認証申請資格があると理事会が決定したとき、認証プロセスが進められる。

25. **アクセディテーション団体の申請資格が保留されるべき、あるいは認証申請資格を有すると認めるべきではないと認証委員会が勧告した場合、アクセディテーション団体は、その勧告を検討し直すよう理事会に求めることができる。**アクセディテーション団体は、認証委員会の勧告の通知を受け取ってから 30 日以内に、再検討の要求を書面にて CHEA の会長宛てに提出しなければならない。再検討の要求には、認証プロセスに手続き上の誤りがあるという主張、および認証委員会の勧告における事実または解釈に誤りがあるという主張が述べられ、認証委員会によって提起された問題点に対応する追加情報が含まなければならない。認証委員会は、理事会による再検討のあと、当該アクセディテーション団体が CHEA の認証申請資格を有すると判断されない限り、認証プロセスを停止する。理事会は、下記の第 36-44 段落に示した手続きに基づき、認証委員会の勧告を検討する。

26. **認証委員会と理事会は、アクセディテーション団体の CHEA 認証申請に関して行動する前に、アクセディテーション団体の CHEA 認証申請資格が継続していることを確認する。**

27. **費用** 認証審査にかかわるすべての手数料と経費は申請団体が負担する。これには、審査の手数料、現地視察の経費、コピー代、郵送料、その他すべての関連費用が含まれる。

28. **公表** CHEA は、認証申請資格と審査料の支払いが確認された時点で、CHEA の出版物を通して、アクセディテーション団体が認証審査を求めていることを公表する。この通知はアクセディテーション団体に送られ、発表される。CHEA は、アクセディテーション団体が認証委員会に対して公開プレゼンテーションを行う日付と場所も公表する。

29. **自己評価** CHEA の認証には、申請者が第 12A 段落から第 12F 段落に記された 6 つの基準を満たすことを示す自己評価が必要とされる。CHEA は自己評価を行うプロセスおよび期待される証拠を提出するプロセスの範囲を検討する。

30. **現地視察** 認証委員会は、認証審査のあいだにアクセディテーション団体の意思決定会議の視察が行われることを要求する。視察の目的は、CHEA の認証申請資格と認証基準に関連したその団体の意思決定活動を視察し、関連する情報を認証委員会に報告することである。

アクセディテーション団体との協議の上、CHEA のスタッフによって指定され、認証委員会が満足できる視察者が CHEA によって選ばれる。アクセディテーション団体には、視察報告書を検討してコメントを付す機会が与えられる。コメントが記された視察の完全な報告書が認証委員会に配布される。現地視察の報告書は、法によって要求されない限り、CHEA と当該アクセディテーション団体以外には公表されないことが期待される。

31. **第三者コメント** 第三者コメントは口頭でも文書でもよく、その内容は CHEA の認証基準を満たすためのアクセディテーション団体の努力に限定される。アクセディテーション団体の認証審査に関連してコメントを述べる機会を要求するすべての第三者は、CHEA スタッフにその旨を通知し、第三者コメントを述べる機会を要求する者の氏名と所属、およびコメントの対象である団体の説明を提出する。CHEA スタッフは、口頭または文書でのコメントを求める第三者の要求書に欠落がないか、およびそれが認証申請資格と認証基準に当てはまるものであるかどうかを点検する。

CHEA 認証委員会に出席して口頭でコメントを述べたいと考える第三者は、提案される口頭でのコメントの概要を提出する。それが有益であると認証委員会が判断した場合には、その第三者が認証委員会に招かれる。アクセディテーション団体には、招かれた第三者が提案した口頭でのコメントの概要が送付される。アクセディテーション団体には、提案された口頭でのコメントを検討し、それに対応する機会が与えられる。

文書でコメントを提出したいと考える第三者は、第三者コメントの本文を提出する。その文書は、CHEA スタッフによる点検を受けた上で、認証委員会とアクセディテーション団体に提供される。アクセディテーション団体には、文書でのコメントを検討し、それに対応する機会が与えられる。

第三者は、口頭でのコメントの概要または文書でのコメントの本文が CHEA スタッフによる点検、およびアクセディテーション団体による検討と対応を受けた上で認証委員会に提供されるのに十分な時間が確保されるよう、適切な時期にそれらを提出しなければならない。

CHEA のスタッフは、公開プレゼンテーションの場所と日時をすべての関連当事者に通知する。

32. **認証委員会に対する公開プレゼンテーション** 認証委員会は、CHEA 認証を受けるアクセディテーション団体の資格に関して、アクセディテーション団体、および該当する場合には上記第 31 段落の要件を満たす第三者が口頭でのプレゼンテーションを行う、公開会議を開く。認証委員会のメンバーはアクセディテーション団体および第三者に質問をすることができ、アクセディテーション団体および第三者にはそれに対応する機会が与えられる。認証委員会は、現地視察者の参加が有益であると判断する場合には、現地視察者に対し、この会議に出席して視察報告書に関連した質問に答えるよう要請することができる。認証委員会はこの公開会議の筆記録を作成する。アクセディテーション団体からは通常、アクセディテーション部署の役員および意思決定機関の長が出席する。

33. **認証の申請または認証アクセディテーション範囲の変更申請に関する認証委員会の審査措置** 認証の申請に関して、認証委員会は、アクセディテーション団体による公開プレゼンテーションの後、当該アクセディテーション団体の認証申

請資格が継続していることを確認し、委員会に提示された記録に基づいて CHEA 認証の可否を検討するために、非公開の会議を開く。認証ア krediyteeshon 範囲の変更の申請に関しては、認証委員会は、ア krediyteeshon 団体から提出されたその申請書類の審査を行う。認証委員会は、それぞれのア krediyteeshon 団体に関して、以下の審査措置のうちのいずれかを取る。

- A. ア krediyteeshon 団体の認証または認証ア krediyteeshon 範囲の変更の承認を勧告する。
- B. CHEA の認証基準の1つ以上、および該当する場合には CHEA の認証を受けたア krediyteeshon 範囲の変更手続きに対応する1つ以上の報告書を認証委員会に提出することを条件として、ア krediyteeshon 団体の認証または認証ア krediyteeshon 範囲の変更の承認を勧告する。
- C. ア krediyteeshon 団体から追加情報を受け取り、CHEA がその審査を行って審査措置を決めるまで、認証または認証ア krediyteeshon 範囲の変更に関する審査措置を延期することを勧告する。必要とされる情報は、CHEA の6つの認証基準の1つ以上、および該当する場合には CHEA 認証ア krediyteeshon 範囲の変更に関連するものであり、認証委員会によって明確に特定される。延期には、追加情報の提出期限、および認証委員会による対応の期限が指定される。
- D. 認証申請の却下、またはア krediyteeshon 範囲の変更の否認を勧告する。これには適用される CHEA の方針に従った却下の理由が含まれる。

34. **認証委員会の文書による通知** 認証委員会は、第 33 段落に記された審査措置に関する勧告をア krediyteeshon 団体に通知し、勧告の理由を含め、委員会の勧告の完全な本文を提供する。ア krediyteeshon 団体が認証基準の1つ以上を満たしていないときには、その理由の説明において、当該団体が満たしていない認証基準が明らかにされ、その決定の理由が示される。認証ア krediyteeshon 範囲の変更が勧告されない場合、その理由を含め、委員会の勧告の完全な本文が提供される。認証委員会による改善の提案やその他の意見は、CHEA の認証基準に基づく認証の要件とは区別される。ア krediyteeshon 団体への通知は、認証委員会の会議から 30 日以内に送付される。

35. **ア krediyteeshon 団体の回答書** ア krediyteeshon 団体は、認証委員会の報告書を受け取ってから 30 日以内に、それへの回答書を CHEA の事務局に送付することができる。この回答書は以下のいずれかである。

- A. 認証プロセスにおける手続き上の誤りを主張するもの
- B. 報告書における事実の誤りまたは解釈の誤りを主張するもの
- C. 認証委員会によって提起された問題点に対応する追加情報を含むもの

36. **理事会による審査** 理事会は、認証委員会の勧告に基づき、認証申請資格、認証または認証ア krediyteeshon 範

圍の変更に関して以下のいずれかの措置を取る。

- A. 勧告を受け入れる。
- B. 勧告を拒否する。
- C. 認証委員会に勧告を差し戻し、問題点をさらに検討するよう求める。
- D. 理事会が適切であると判断するその他の行動を取る。

37. **事実の正確性の仮定** ア krediyteeshon 団体の認証申請資格、認証または認証ア krediyteeshon 範囲の変更を検討するにあたり、理事会は、認証委員会の勧告、ア krediyteeshon 団体の回答、および認証委員会に提出された記録を考慮する。理事会は、認証委員会に提出された記録に基づき、認証委員会の勧告の重大な事実所見に明らかな誤りがあるとア krediyteeshon 団体が明示しない限り、認証委員会の事実所見は正しいものと仮定する。ア krediyteeshon 団体が認証委員会の事実の判断に関連した追加情報を提出したいと考える場合、理事会は、それを認証委員会に戻し、さらに検討するよう求める。

38. **認証申請資格、認証または認証ア krediyteeshon 範囲の変更を承認または延期する審査措置** 理事会は、認証委員会の勧告に基づき、ア krediyteeshon 団体の申請資格、認証、認証ア krediyteeshon 範囲の変更を受け入れるか、延期するかを決める。ア krediyteeshon 団体の申請資格が継続してあるかを理事会が決めることの支援とするために、提出物や会議への出席を理事会自身が任意で要求できることを前提とすれば、理事会はさらなる提出物や会議への出席無しに、受け入れや延期の決定をすることができる。

39. **認証申請資格、認証または認証ア krediyteeshon 範囲の変更を却下する審査措置** 理事会は、認証申請資格を認めない、認証しない、もしくは認証ア krediyteeshon 範囲の変更を承認しないという勧告に基づく措置、または認証申請資格を認める、認証する、もしくは認証ア krediyteeshon 範囲の変更を承認するという勧告を却下する前には、ア krediyteeshon 団体に対し、その旨の通知、および理事会に意見を述べる機会を与える。ア krediyteeshon 団体の理事会への意見陳述には、認証委員会の勧告に対する文書での回答、およびア krediyteeshon 団体が提出したいと考えるその回答への補足を提出する機会が含まれる。ア krediyteeshon 団体が要求し、理事会が同意すれば、ア krediyteeshon 団体には理事会の会議に直接出席する機会が与えられる。ア krediyteeshon 団体は、理事会の席で意見を陳述する際に弁護士も同席させてその助言を得ることができるが、弁護士は理事会によって発言が求められない限り、発言することはできない。

40. **否認や取り下げ後の申請** 以前に CHEA の認証を申請したが認証されなかったア krediyteeshon 団体は、CHEA 理事会による否認の決定の日から1年以内には再申請はできない。

ア krediyteeshon 団体が認証の申請を取り下げた場合には、申請取り下げの日から1年以内には再申請はできない。

41. **理事会による書面での通知** 理事会は、認証申請資格、認証または認証ア krediteーション範囲の変更に関する認証委員会の勧告に対する措置について、ア krediteーション団体にその措置から 30 日以内に通知する。理事会がア krediteーション団体を認証する場合には、その通知により、ア krediteーション団体の認証の範囲(望ましい場合には、地理的な範囲、当該ア krediteーション団体がア krediteーションを与える高等教育機関・プログラムのタイプ、当該ア krediteーション団体によってア krediteーションを与えられた高等教育機関による学位および修了資格が含まれる)と認証期間が指定される。理事会の措置が認証申請資格、認証または認証ア krediteーション範囲の変更の却下である場合には、この通知にはその措置の理由の説明が含まれる。この理由の説明により、当該ア krediteーション団体が満たしていない認証申請資格もしくは認証の基準、または認証ア krediteーション範囲の変更が承認されない理由が明らかにされる。

42. **理事会による再考** ア krediteーション団体は、認証委員会の勧告に対する理事会の措置から 30 日以内に、理事会による再考を書面にて要求することができる。理事会は、再考に正当性があるかどうかを自らの判断で決定する。通常、審査に明白かつ重大な誤りがある、またはプロセスの乱用である、またはその両方であると考えらるのに十分な理由をア krediteーション団体が明示しない限り、問題を再考しない。理事会が措置を再考する場合、ア krediteーション団体は、その見解を文書で提出するよう求められ、理事会の席で意見陳述する機会が与えられる。ア krediteーション団体は、理事会の席で意見陳述する際に弁護士も同席させてその助言を得ることができるが、弁護士は理事会によって発言が求められない限り、発言することはできない。

43. **公表** ア krediteーション団体の新規認証と継続認証、および認証ア krediteーション範囲の変更を含め、ア krediteーション団体を認証する、認証しない、または認証を延期するという理事会のすべての決定は公表される。CHEA は決定の理由の要約を含め、理事会の措置を公表する。

44. **CHEA による認証の取り消し** CHEA は、ア krediteーション団体が認証申請資格または認証基準の要件を満たさなくなったという CHEA の判断を含め、十分な理由があるならば、ア krediteーション団体の認証を取り消すことができる。認証を取り消す際、CHEA は、ア krediteーション団体に適切な通知とそれに対応する機会を与えるのに十分であると CHEA が判断する手続きに従う。

## 追加規定

45. **CHEA との連絡および面会** あるア krediteーション団体のア krediteーションを受けた 1 つ以上の高等教育機関やプログラムが大きな問題を経験している場合には、CHEA は詳細な情報を得るためにア krediteーション団体との面会を要求できる。

46. **利益相反** CHEA は、認証委員会、理事会のメンバー、および情報の読み手や現地視察者などのコンサルタント (本段落では集合的に「CHEA 代表」とよぶ) はア krediteーション団体の認証申請資格と認証を検討するにあたって公平かつ客観的であるという原則を維持する。

- A. 実際に利益相反がある場合、または利益相反があると思われる場合、CHEA は、個人的および専門的な誠実性の問題として、当該 CHEA 代表がア krediteーション団体の検討から外れるものと期待する。
- B. CHEA 代表は、CHEA 認証を申請しているア krediteーション団体から被雇用者やコンサルタントなどとして金銭的報酬を得ている場合、または有給か無給かを問わず、委員会のメンバー、理事、役員などとして当該ア krediteーション団体に権限やガバナンスの役割を持っている場合には、当該団体の検討から外れる。
- C. 利益相反の問題に対応するにあたり、CHEA 代表は次の点を考慮する。自身は (i) 最近、CHEA の認証を申請するア krediteーション団体との間に金銭的な関係を持っていたか、もしくは当該団体においてガバナンスの役割を持っていたか、またはこれからそれらを持つと期待されるか、(ii) CHEA 認証申請者によるア krediteーション・レビューに参加しているか、(iii) CHEA 認証申請者の直接的な競争者であるア krediteーション団体との間に金銭的な関係を持っているか、またはそのような団体においてガバナンスの役割を持っているか、(iv) CHEA 認証申請者に関し、認証プロセスの客観性を損なうような何らかの性質を持っているか、またはそうした性質を表明したことがあるか、(v) CHEA 認証申請者に関して上記に当てはまる関係、役割または性質を持つ近親者がいるか、(vi) 該当すると思われるその他の検討事項。
- D. CHEA 代表に実際の利益相反がある、または利益相反があると思われるが、その CHEA 代表が自発的にア krediteーション団体の検討から外れない場合、理事会は、適切だと考える措置を取ることができる。

47. **個人的利益** CHEA 代表は、CHEA の業務を行うにあたり、高い水準の個人的誠実性を順守する。たとえば、CHEA 代表は、自分自身のためであるか他者のためであるかを問わず、CHEA 認証申請者の関係者、申請者によってア krediteーションを受ける高等教育機関、申請者の直接的な競争者、その他認証審査において申請者に関してコメントするつもりであることを CHEA 代表が知っている第三者から、贈答品、謝礼、接待、融資、その他の見返りを求めたり受け取ったりしない。ただし、この段落は、個人的誠実性に反しない範囲で、CHEA 代表としての通常の業務の中で少額の物品を受け取ることを禁止するものではない。

48. **情報伝達と秘密保護** CHEA 代表は、認証プロセスに関

連する情報の秘密性を保護する。認証プロセスの間、CHEAの代表は、認証審査における CHEA 代表の責任を果たすために必要である場合を除き、CHEA 認証申請者の秘密事項に関して申請者、申請者によってアクレディテーションを受ける高等教育機関、申請者の直接的な競争者、申請者に関してコメントするつもりであるその他の第三者と討議しない。CHEA 代表は、認証プロセスに関する問い合わせを CHEA スタッフに委ねる。CHEA は、第 41 段落および第 43 段落に規定されたとおり、認証審査の結果を申請者および市民に公表する。

45. 改訂 CHEA は、適正で信頼できるアクレディテーション、アクレディテーション団体の認証、または CHEA の管理運営のために適切であると判断するならば、適宜、本『認証の方針と手続き』を改訂する権利を保有する。

## 添付資料 A

### アクレディテーションの定義

---

高等教育におけるアクレディテーションとは、公的なアカウントビリティと教育研究の質の向上のために自己評価とピア評価に基づいて行われる合議プロセスであると定義される。高等教育機関または教育プログラムの質が同業者（ピア）によって評価され、教職員による改善の努力が支援される。一般に、教育プログラムまたは高等教育機関全体のアクレディテーションには次の 3 つの主な活動がかかわっている。

- 質に関して期待されるものとしてアクレディテーション団体が定めた事項（基準、規範）を手引きにしながら、高等教育機関または教育プログラムの教員、管理者、職員が自己調査を行う。
- アクレディテーション団体によって選ばれたピアのチームが、証拠を検討し、キャンパスを訪れて教職員との面談を行い、アクレディテーション団体の委員会（ピア教職員、専門家、一般市民メンバーのグループ）への提言を含めた評価報告書を作成する。
- 質と誠実性に関する期待事項を手引きとして、委員会が証拠と提言の検討を行い、判断を下し、その決定を高等教育機関、および必要に応じてその他の関係者に連絡する。

アクレディテーションはわが国の高等教育システムにとって不可欠の部分である。わが国の高等教育システムは、全国的な研究大学や地域の総合大学から、教養大学、ごく小規模な宗教教育の大学、コミュニティカレッジ、職業訓練機関まで、多様なミッションを持つ公立と私立の高等教育機関で構成されている。このシステムの特徴は、他の諸国と異なり、国で義務づけられた大学カリキュラムがないということである。わが国には、教育の基準を規制する全国的な教育担当省庁も存在しない。学生は自身の能力、金銭的資源、教育の目標に従って、自身が受ける教育のタイプを選ぶことができる。わが国のアクレディテーションは、このような多様な高等教育機関の中から発展したため、柔軟で適応力のあるプロセスである。アクレディテーションを求める高等教育機関は、多様なアクレディテーション団体——特定のタイプの高等教育機関を対象とする全国的な組織、多様なタイプの高等教育機関を包含する地域の組織、単一の学問領域や職業に焦点をおく専門的組織など——からアクレディテーションを得ることができる。



機関の認証申請資格と認証の方針<sup>1</sup>

高等教育ア Krediyteshon Kogyehwa, Kogyehwa Krediyteshon Kogyehwa no Kosei na Akrediyteshon ni Shite Kyoyu Kenkyu no Haku o Jushin suru koto ni yori, Gakusei to sono Kazoku, Kareshji・Daigaku, Kofu Kenki, Seifu, Ryouyosha ni Koushiji, Akrediyteshon ni Shite Jisshu Kisei ni Omoseru tame ni Teisei to Katsudo ni Okuru.

Kogyehwa Krediyteshon Kogyehwa (CHEA) wa, CHEA Akrediyteshon Kogyehwa no Akrediyteshon ni Ouketa Gakusei Kyuu to Kogyehwa Kogan no Kanpa ni Joryoku suru.

CHEA no Akrediyteshon no Mokuhyo wa, Gakusei to sono Kazoku, Kareshji・Daigaku, Kofu Kenki, Seifu, Ryouyosha ni Koushiji suru tame ni, Akrediyteshon ni Shite Haku no Hoshoo ni Maevase seru koto de aru. Akrediyteshon ni Shite Haku no Hoshoo ni Maevase seru koto de aru. Akrediyteshon ni Shite Haku no Hoshoo ni Maevase seru koto de aru. Akrediyteshon ni Shite Haku no Hoshoo ni Maevase seru koto de aru.

Akrediyteshon wa, Koyuu na Kyuu, Kyoyu Kenkyu no Haku no Jushin to Jishu, Oyoobi Kogyehwa Kogan no Jishu no Sonson ni Oukeru Kisei no Kisei to Yoru Akrediyteshon ni Shite Haku no Hoshoo ni Maevase seru koto de aru.

Kogyehwa Kogan no Akrediyteshon ni Okuru Kogyehwa wa, Jiraga Akrediyteshon ni Ouketa Kogan no Oubun ga Gakusei ni Kyuu suru Kogan de aru naraba, CHEA no Akrediyteshon ni Shite Haku no Hoshoo ni Maevase seru koto de aru. Kyoyu Kogyehwa no Akrediyteshon ni Okuru Kogyehwa wa, Jiraga Akrediyteshon ni Ouketa Kyoyu Kogyehwa no Oubun ga Gakusei ni Kyuu suru koto de aru naraba, CHEA no Akrediyteshon ni Shite Haku no Hoshoo ni Maevase seru koto de aru.

<sup>1</sup> CHEA wa, Kogyehwa ni Oshinase seru to iu Mijishon no Oshinase ni Oite, sono Chishiki to Kenken ni Shiroshite, Moushi no Uchiyaku ni Shusei shi, Oyoobi/mata wa CHEA ga Akrediyteshon ni Kosei na Hoshoo ni Maevase seru koto de aru to Soudan suru Akrediyteshon Kogyehwa ni Akrediyteshon ni Oshinase seru koto de aru to Kenken ni Oukeru koto de aru.

\* Kono Hoshoo ni Maevase seru koto de aru ni 1997 nengo 5 gatsu 12 nichi ni CHEA Ri Shikai ni yotte Kanryaku sareta.

## 認証審査のステップ

Akrediyteshon Kenkyu no Uchiyaku wa Tsuujou Ichi no to Oori de aru.

- Akrediyteshon Kogyehwa ga CHEA Akrediyteshon no Shusei Kyuu ni Ouketa Akrediyteshon ni Shite Haku no Hoshoo ni Maevase seru koto de aru.
- CHEA ga Akrediyteshon Kogyehwa ni Akrediyteshon Kenkyu no Uchiyaku ni Ouketa Akrediyteshon ni Shite Haku no Hoshoo ni Maevase seru koto de aru.
- Akrediyteshon Kogyehwa ga Shusei Kyuu no Akrediyteshon ni Shite Haku no Hoshoo ni Maevase seru koto de aru.
- Akrediyteshon Kenkyu ni Oite Ri Shikai ni Koushiji, Akrediyteshon Kogyehwa ni Ouketa Akrediyteshon ni Shite Haku no Hoshoo ni Maevase seru koto de aru.
- Ri Shikai ga Akrediyteshon ni Shite Haku no Hoshoo ni Maevase seru koto de aru.
- Akrediyteshon Kenkyu ni Okuru Akrediyteshon Kenkyu ni Oite Ri Shikai ni Ouketa Akrediyteshon ni Shite Haku no Hoshoo ni Maevase seru koto de aru.
- Akrediyteshon Kenkyu ni Okuru Akrediyteshon Kenkyu ni Oite Ri Shikai ni Ouketa Akrediyteshon ni Shite Haku no Hoshoo ni Maevase seru koto de aru.
- Akrediyteshon Kenkyu ni Okuru Akrediyteshon Kenkyu ni Oite Ri Shikai ni Ouketa Akrediyteshon ni Shite Haku no Hoshoo ni Maevase seru koto de aru.
- Akrediyteshon Kenkyu ni Okuru Akrediyteshon Kenkyu ni Oite Ri Shikai ni Ouketa Akrediyteshon ni Shite Haku no Hoshoo ni Maevase seru koto de aru.
- Akrediyteshon Kenkyu ni Okuru Akrediyteshon Kenkyu ni Oite Ri Shikai ni Ouketa Akrediyteshon ni Shite Haku no Hoshoo ni Maevase seru koto de aru.
- Akrediyteshon Kenkyu ni Okuru Akrediyteshon Kenkyu ni Oite Ri Shikai ni Ouketa Akrediyteshon ni Shite Haku no Hoshoo ni Maevase seru koto de aru.
- Akrediyteshon Kenkyu ni Okuru Akrediyteshon Kenkyu ni Oite Ri Shikai ni Ouketa Akrediyteshon ni Shite Haku no Hoshoo ni Maevase seru koto de aru.
- Akrediyteshon Kenkyu ni Okuru Akrediyteshon Kenkyu ni Oite Ri Shikai ni Ouketa Akrediyteshon ni Shite Haku no Hoshoo ni Maevase seru koto de aru.
- Akrediyteshon Kenkyu ni Okuru Akrediyteshon Kenkyu ni Oite Ri Shikai ni Ouketa Akrediyteshon ni Shite Haku no Hoshoo ni Maevase seru koto de aru.
- Akrediyteshon Kenkyu ni Okuru Akrediyteshon Kenkyu ni Oite Ri Shikai ni Ouketa Akrediyteshon ni Shite Haku no Hoshoo ni Maevase seru koto de aru.
- Akrediyteshon Kenkyu ni Okuru Akrediyteshon Kenkyu ni Oite Ri Shikai ni Ouketa Akrediyteshon ni Shite Haku no Hoshoo ni Maevase seru koto de aru.
- Akrediyteshon Kenkyu ni Okuru Akrediyteshon Kenkyu ni Oite Ri Shikai ni Ouketa Akrediyteshon ni Shite Haku no Hoshoo ni Maevase seru koto de aru.
- Akrediyteshon Kenkyu ni Okuru Akrediyteshon Kenkyu ni Oite Ri Shikai ni Ouketa Akrediyteshon ni Shite Haku no Hoshoo ni Maevase seru koto de aru.
- Akrediyteshon Kenkyu ni Okuru Akrediyteshon Kenkyu ni Oite Ri Shikai ni Ouketa Akrediyteshon ni Shite Haku no Hoshoo ni Maevase seru koto de aru.

CHEA no Stafu wa, Sakejyuru ni Oite atari, Akrediyteshon ni Shite Haku no Hoshoo ni Maevase seru koto de aru.

## 『CHEA 認証の方針と手続き』の用語説明

この用語説明は『CHEA 認証の方針と手続き』の主な用語を定義する。この定義は、『認証の方針と手続き』のみに適用され、他の記述や方針に使用することは意図されていない。

**教育研究の質 (Academic Quality)** : 高等教育機関またはプログラムのミッションに関連して、教育、学習、研究、サービスに伴う結果

**アカウンタビリティ (Accountability)** : 教育研究の質と学生の学習到達度に関して高等教育機関・プログラムが市民に情報を提供する基準、方針または手続きをア krediteーション団体が持ち、ア krediteーションのプロセスと結果についてア krediteーション団体が情報を提供する責任

**ア krediteーション (Accreditation)** : 高等教育における質の保証、アカウンタビリティおよび教育研究の質の向上のために、自己評価とピア評価に基づいて行われる合議プロセス

**ア krediteーション・ステータス (Accreditation Status)** : 高等教育機関・プログラムの審査の結果としてア krediteーション団体が決定する、高等教育機関・プログラムのア krediteーションのレベル。たとえば、ア krediteーション候補、ア krediteーション取得、却下、仮取得、終了、取消、一時停止など

**ア krediteーション団体 (Accrediting Organization)** : 高等教育機関・プログラムを評価するために組織され、高等教育機関・プログラムのア krediteーション・ステータスを決定する民間の非政府組織

**認証ア krediteーション範囲の変更 (Change of Recognized Scope of Accreditation)** : CHEA 認証ア krediteーション団体が CHEA の範囲変更プロセスを完了した場合、その団体によるア krediteーション活動の範囲、たとえばプログラムや高等教育機関のタイプ、地理的領域、学位のレベルなどの変更

**認証委員会の審査措置 (Committee Action)** : 認証申請資格、認証または認証ア krediteーション範囲の変更に関して、CHEA 認証委員会が CHEA 理事会に対して行う勧告

**利益相反の方針 (Conflict of Interest Policy)** : CHEA 代表がア krediteーション団体の認証申請資格と認証を検討するにあたり、公平かつ客観的であるようにするための CHEA の手続き

**延期 (Deferral)** : 追加情報が得られるまで、認証申請資格、認証または範囲変更の申請に関する審査措置を延期するという決定

**認証申請資格の基準 (Eligibility Standard)** : ア krediteーション団体が認証の検討を受けるために満たさなければならない基準として CHEA が設定した要件

**承認措置 (Favorable Action)** : CHEA 理事会によって決定されたとおり、ア krediteーション団体の CHEA 認証申請資格、認証または認証ア krediteーション範囲の変更を承認すること

**申請意向書 (Letter of Intent)** : ア krediteーション団体の CEO によって CHEA に提出され、認証申請資格、認証または認証ア krediteーション範囲の変更を求めることを示す正式な文書

**大きな変化 (Major Changes)** : たとえば国際部門の開設、上位組織や資金提供組織での所属の変更、法的地位の変更、現地視察からオンライン調査への変更などのレビュープロセスの変更

**大きな問題 (Major Difficulty)** : たとえば高等教育機関やプログラムへの公的な制裁措置、重要な法的、財政的、倫理的調査、公の意見の分かれた論争。「大きな問題」はア krediteーションの決定に関することを意味しない。

**非政府 (Non-governmental)** : 民間で法人化された組織というア krediteーション団体の地位

**現地視察 (Observation Visit)** : 認証審査の間に CHEA の代表がア krediteーション団体の意思決定組織の会議を視察すること

**認証 (Recognition)** : ア krediteーション団体が CHEA 認証審査を通過した後に CHEA 理事会によって与えられる地位

**認証基準 (Recognition Standards)** : CHEA が認証の申請を検討し、その決定を下す基礎

**再考 (Reconsideration)** : 認証申請資格または認証を却下または取り消すという決定を CHEA 理事会が見直すこと

**自己評価 (Self-Evaluation)** : 認証審査の間に、ア krediteーション団体が CHEA の認証申請資格と認証基準に関連してア krediteーション活動のレビューを行うこと

**学生の学習到達度 (Student Achievement)** : 高等教育機関・プログラムのミッションに沿った形で、高等教育機関・プログラムによって決定される学生の成績

**第三者コメント (Third-Party Comment)** : CHEA の認証基準を満たすためのア krediteーション団体の努力について第三者 (CHEA と申請者以外の者) が口頭または書面で行う陳述

---

<訳注>

本資料は、Council for Higher Education Accreditation (2010), *Recognition of Accrediting Organizations: Policy and Procedures*.を CHEA の許諾を得て全訳したものである。原版（英語版）は以下から入手可能である。

[http://www.chea.org/pdf/Recognition\\_Policy-June\\_28\\_2010-FINAL.pdf](http://www.chea.org/pdf/Recognition_Policy-June_28_2010-FINAL.pdf)

(c) 2010. Council for Higher Education Accreditation.

本資料の英語版は [www.chea.org](http://www.chea.org) に掲載されている。本資料は CHEA の許諾のもと、大学評価・学位授与機構にて翻訳を行ったものである。英語版と日本語版で食い違いや不整合があった場合には、英語版が正確で管理されている版であるものとする。

This document, which appears in the English language on [www.chea.org](http://www.chea.org), was translated by NIAD-UE with the permission of the Council for Higher Education Accreditation. In the event of any discrepancy or inconsistency between the English-language version and the Japanese-language version, the English-language version shall be the accurate and controlling version.



## 翻訳資料2 『機関別監査の結果』第1シリーズ：総括

### 英国 高等教育質保証機構(QAA)

#### 要約

2002-03年、高等教育質保証機構(QAA)は、イングランドと北アイルランドの高等教育機関の外部精査プロセスの1つとして機関別監査を導入した。本文書は、2002-03年と2003-04年に行われた70の機関別監査報告書を情報源とするQAAの『機関別監査の結果』第1シリーズを総括するものである。

70の機関別監査から引き出された最も重要な結果は、それぞれの高等教育機関が自分たちの教育プログラムの質と学位の学術水準に関する現在及び将来の管理の健全性について、自信を持つに値するという点である。70の監査報告書のうち、何らかの形でそれに制限が付けられたのは4件にすぎなかった。高等教育機関自身にとっても、各機関の学生やその他の外部関係者にとっても、この監査結果は、高等教育機関がそれぞれの責任を確実に果たしている明確な証拠を示しているということができる。

本文書では、第1部に『機関別監査の結果』シリーズ文書の作成の基礎について説明し、機関別監査及び機関別監査報告書の特徴について述べた後、第2部に、『機関別監査の結果』第1シリーズから導かれた主要な分析結果について詳しく説明する。まず最初に、この分析結果(より正確には1つの主要分析結果)を提示する。それは、2002-03年及び2003-04年に機関別監査を受けた70の高等教育機関は、学習の機会と学術水準に関する責任を適切に果たしていたということである。

続いて、2001-02年にイングランドに導入された新しい質保証の仕組み、アカデミック・インフラストラクチャーの完成、カリキュラム実施の新たな方法、政府の政策とイニシアチブから生じる新しい刺激や継続的な刺激に対して、これらの70機関がどのように対応したかについて概説する。『機関別監査の結果』シリーズは、これらのいずれに関しても(そしてほぼすべての機関に関して)、変化する外部質保証の仕組み、及び高等教育への参加拡大や学生の雇用適性の向上といった政府の優先事項に各機関が迅速に対応したことを示している。監査報告書全体を概括すると、各機関が自分たちのカリキュラムと内部管理体制にいかにか大きく広範な変更を加えたかがわかる。また、本文書は、高等教育機関と監査チームが完成したアカデミック・インフラストラクチャーを利用できるようになったことが、QAA監査チームによる監査結果の明確化に目覚ましい貢献をしたことを示している。

『機関別監査の結果』から導かれたその他の主要な分析結果は、高等教育機関における権限委任/権限委譲の仕組みの性質とその運営について慎重に考察することが重要だと

いう点である。特に、こうした仕組みが学生の勉強上のサポートと評価における公平性と一貫性に影響を及ぼす場合に重要性が高い。しかし、本文書は、いくつかの『機関別監査の結果』文書において、権限委任/権限委譲が確実に管理されているならば高等教育機関の活動に肯定的な貢献をしようと指摘されていることに注目する。また、機関の仕組みの一貫性の問題は、官僚主義的な利便性という観点からではなく、学生と教職員にとっての公平性、及び学術水準の確保という観点から考えるべきだと強調する。

読者の便宜を図るため、公表されたそれぞれの『機関別監査の結果』の要約部分をまとめた1文書が作成されている[[www.qaa.ac.uk/reviews/institutionalAudit/outcomes/summaryseries1.asp](http://www.qaa.ac.uk/reviews/institutionalAudit/outcomes/summaryseries1.asp)]。また、まもなく『機関別監査の結果』第2シリーズの発表が開始される予定である。

#### 第1部

#### 機関別監査の結果

1. 本文書は、2002-03年と2003-04年に行われた70の機関別監査の結果を主題別に分析したQAAの『機関別監査の結果』第1シリーズの総括である。これは第1シリーズの全文書の分析結果を要約することを目的としていない。本文書の焦点は、2002年から(この第1シリーズに関しては)2004年の間に、高等教育機関を取り巻くさまざまな環境の変化に高等教育機関がどのように対応したかということである。第1シリーズとほぼ同じタイトルで発表される予定の『機関別監査の結果』第2シリーズは、2004-05年と2005-06年に実施された機関別監査の報告書について分析する。今後、共同教育プログラムに関して2004-05年、2005-06年、2006-07年に行われるQAAの監査の結果については、別のシリーズである『共同教育プログラム監査の結果』で分析が行われる予定である。QAAは『機関別監査の結果』の内容に関して著作権を有しているが、自由にQAAのウェブサイトからダウンロードし、出典を明記した上で引用していただくことができる。本文書の文中には、『機関別監査の結果』シリーズの各文書の省略名、及び関連するパラグラフ番号が提示されている。第1シリーズの文書の正式名と本文書で使われた省略名は付属書2に列記されている<訳注：翻訳では省略する>。

2. 『機関別監査の結果』第1シリーズ各文書の要約部分が『シリーズ1の要約』としてまとめられている。これを利用したい方は、[www.qaa.ac.uk/reviews/institutionalAudit/outcomes/summaryseries1.asp](http://www.qaa.ac.uk/reviews/institutionalAudit/outcomes/summaryseries1.asp) にアクセスしていただきたい。

3. 2005年4月に『機関別監査の結果』の発行が始まったとき、イングランドと北アイルランドの最初の70機関の監査報告書に基づき、10点前後の主題別分析書を発行する予定であった。また、報告書に取り上げられた優良実践例が時代遅れにならないようにするため、できるだけ迅速に分析書を発表することが計画されていた。しかし、皮肉なことに、『機関別監査の結果』第1シリーズの総括の発行にこぎつけた今、このシリーズの情報源である監査報告書の最後のものが発表されてから3年近く、2006年に終了した機関別監査サイクル全体の最後の報告書が出されてから1年が経過している。

4. この第1シリーズの完了が遅れたのは、主題別分析書の数が増え、この総括を含めて合計26点が発行されたからである。そのおかげで、スケジュール上の遅れが生じたのは残念であるものの、QAAは、アカデミックな質と水準、政府の優先事項（雇用適性や雇用者との協力など）、高等教育の国際的な環境の変化、及び教育実施と学習者サポートのモードの変化に関連した重要な問題への高等教育機関の取組みについて、高等教育セクターと各種の利害関係者に対して情報を提供することが可能になった。

5. 提案または要請されたいくつかの『機関別監査の結果』シリーズ文書の作成については、QAAのフルタイムのスタッフにとって実行可能な仕事量を超えていたため、経験を積んだ機関別監査者に支援が求められた。『機関別監査の結果』の執筆者に対してQAAが行った簡単な指示は、それぞれの学術的な専門知識と監査者としての経験を基礎として監査報告書を読み、豊富な情報を取捨選択し、それぞれの主題に関する『機関別監査の結果』を作成するというものであった。QAAは執筆者らの支援に謝意を表す。彼らの支援がなければ、このようにシリーズを拡張することは不可能であり、また、続いて第2シリーズを発行しようと計画することも現実的ではなかったであろう。第1シリーズの作成に貢献した執筆者の氏名は、本文書の付属書3にリストされている（訳注：翻訳では省略する）。また、『機関別監査の結果』を掲載したQAAのウェブサイト [www.qaa.ac.uk/reviews/institutionalAudit/outcomes/criteria.asp] に、最新の執筆者リストが記されている。

#### 機関別監査報告書の優良実践特性と勧告を基礎に構築された『機関別監査の結果』

6. 2002年にイングランドと北アイルランドで、継続監査（機関レベル）と分野別レビュー（専門分野または科目のレベル）を引き継いだ機関別監査の目的は、「他のメカニズムとともに、教育の質の促進と向上に貢献すること」であった [『機関別監査ハンドブック：イングランド(2002年)』第10パラグラフ]。これを実現するためにQAAが取った方法の1つは、報告書の中から優良実践特性と改善勧告を洗い出すことであった。

7. 2002-03年、QAAは優良実践特性の作業定義を次のように定めた。すなわち、優良実践特性とは、それぞれの高等教育機関の背景の中で、質/学術水準の管理及び教育

のあり方を改善する、またはそれらの改善を導く、プロセス、実践方法、問題の対処方法である。2004-05年に『機関別監査の結果』シリーズの作成を開始したとき、QAAは、特定の主題に関する優良実践特性が機関別監査報告書のどこに記されているのか、また特定の状況において質の管理または学術水準確保の仕組みのどの面について監査チームから改善の勧告がなされたのかを読者に示す必要があると考えた。

8. 当初から、『機関別監査の結果』シリーズを作成する主な目的は、学生に提供する学習機会を改善し、適正な学位を授与する上で、高等教育機関を支援することである。また、副次的な目的として、経済や社会の変化、人口構成の変化、政府やその他の方針から生じる変化にイングランドと北アイルランドの高等教育機関がどのように対応しているのかについて明確に理解したいと考えている人々に対し、情報を提供することも意図されている。

9. 『機関別監査の結果』シリーズの他の文書を読んでいただけでは、それぞれの監査報告書に見出される主題ごとの優良実践特性が拾い出され、監査報告書のどこにそれが書かれているかが示されていることに気づくはずである。これは、優良実践特性についてより詳しい情報を知りたいと考える読者が、十分な情報に基づく対応が得られる可能性の最も高い場所、すなわちその優良実践特性を持つ高等教育機関に情報を求めることができるようにするためである。

10. また、『機関別監査の結果』シリーズの読者は、これらの文書が簡潔なものであり、特定の主題に関連して監査報告書にリストされたすべての優良実践特性が論じられているわけではないことにも気づくであろう。それは、1つには、監査報告書に記述された優良実践特性が独自の一連の要因から生じたものであり（特定の個人の貢献に起因することもある）、幅広い関連性を持つ、あるいは他の背景に移し変えることができるとは思われない場合があるためである。また、複数の報告書に見られる優良実践特性の場合には、最も明確で最も参考になる事例に焦点が絞られている。

11. 『機関別監査の結果』シリーズのいくつかの文書には、機関別監査報告書に見られる優良実践特性のみをその分野に強みを持つ機関の指標と考えると誤解が生じる恐れがあると述べられている。そのため、シリーズの各文書には、ある機関の活動の特定の側面が優良実践特性として認定されていなくても、「効果的に運営されている」という全般的な評価が含まれている場合もある [たとえば、『妥当性確認とレビュー』第10及び第34パラグラフ；『留学生』第10パラグラフなどを参照]。

12. 一方、監査報告書の勧告に関する情報源は、優良実践特性のように強調されていない。『機関別監査の結果』の執筆者は、2、3の例に見られる勧告について特筆することはほとんどなく、特定の主題の中で勧告が多数見られる分野に重点を絞っている。これは、もう少し注意を払えば仕組みを改善したり問題を未然に防いだりすることができる方法や手順について、読者、特に高等教育機関の関係者のた

めに情報を伝え、議論をすることが目的だからである。

13. 標準的な『機関別監査の結果』シリーズ文書の序論には、各機関の優良実践特性は適切な背景の中で考えられるべきであると強調されている。この忠告は、取り上げられた勧告についても同様にあてはまる。英国では、一般に、高等教育機関は自分たちが授与する学位について、または学位授与の権限を持たない機関の場合には責任を有する他の機関の学位について、学術水準を維持する責任を負っている。また、学生に提供する学習機会の質を管理し、提供するカリキュラムを学生と雇用者のニーズに関するそれぞれの機関の理解——政府や補助金配分団体によって発表される政策がこの理解に寄与することもある——に一致させることにも責任を負っている。しかし、高等教育機関はそれぞれ独自性を持っている。また、それぞれの機関が学問の自治を使って学生のニーズを見出し、そのニーズに適しているために学生を引き付けることができるとされるタイプの高等教育と学位を発展させ、それを提供している。これは特に専門教育機関（規模も小さいことが多い）に顕著である。『機関別監査の結果』シリーズの1文書である『専門教育機関』には、確固とした勉学上のサポートと個人的サポートが学生に提供されていると多くの監査報告書に論評されていると述べられている（『専門教育機関』第39-46パラグラフ）。

14. つまり、この第1シリーズの機関別監査報告書に取り上げられた70の高等教育機関はそれぞれ独自の特色を持った存在である。各機関が類似した責務を持っているように思われる場合や、類似した背景の中で教育を行っている場合でも、それらに対応するために各機関が選択する方法は各機関の歴史と精神に影響を受ける。したがって、なぜある機関で用いられているプロセス、手順または活動方法が監査報告書で「優良実践例」と見なされているのか、及び他の機関にもそれを適用することができるのかどうかを判断するためには、背景が非常に重要である。2002-03年及び2003-04年に機関別監査を受けた70の高等教育機関は付属書1にリストされている（訳注：翻訳では省略する）。

#### 2002-04年の機関別監査報告書の情報源

15. 『機関別監査の結果』第1シリーズが基礎としている70の監査報告書に含まれる情報が全体として包括的かつ詳細であるのには、いくつかの要因がある。それは、機関別監査の方法自体が意欲的であること、各機関の自己評価書が包括的であること、学生意見書（students' written submissions）が情報源に加えられていることである。

16. まず、機関別監査の方法自体が、機関レベルでの質と学術水準の管理に関する調査と、分野別監査証跡（discipline audit trails）において専門分野や科目のレベルで行われた調査を総合するものであるという特色がある。機関のレベルで、監査チームは、調査項目の提案と監査報告書の見出しを示した詳細な報告の枠組みに対応して情報を集めることが期待された。ほとんどすべての監査報告書は、監査者がこの助言に従い、各機関の自己評価書、公有

情報（Ofsted やその他の公表された報告書）、及び個々の監査を支援するためにほとんどの学生代表団体が提出した学生意見書に基づいて、それぞれの機関の体制に関して得られた多くの情報の詳しい報告を行ったことを示している。また、これらの情報源は、各機関の他の文書や、概要説明のための訪問とその後の監査訪問において教職員、学生、提携先などからの聞き取りによって集めた見識で補足されている。

17. 専門分野のレベル、または機関の規模に比例して科目のレベルで調査を行うという要件は、機関別監査の新しい特徴の1つであった。これが目的とするのは、『機関別監査ハンドブック：イングランド（2002年）』に示されているように、「[機関の] 内部プロセスで集められる情報の有効性と信頼性を立証する」情報（『機関別監査ハンドブック：イングランド（2002年）』第11パラグラフ）、及び「学生が実際に何を達成したか、及び学生の学習を支援するために提供された支援の有効性について監査チームが検討するための窓」となる情報（『機関別監査ハンドブック：イングランド（2002年）』第39パラグラフ）を分野別監査証跡によって収集することであった。

18. 2002-06年の機関別監査における分野別監査証跡の報告書は、関連する分野の専門知識を持つ監査者が、QAAによって与えられた一連の表題に従って作成した。それは監査報告書の1セクションに含まれ、機関の戦略、方針、意図が教職員、学科、学部、ファカルティによって、また（場合によっては）提携機関との連携の中で、どのように実行されているかについて、重要な証拠を提供するものとなった。後に、高等教育機関と監査チームが分野別監査証跡の実行と報告に費やした作業量に関する独立した分析が行われた結果、（高等教育機関とQAAの両方にとっての）分野別監査証跡のコストの高さから、将来にもこれを実行することを正当と判断することはできないという結論が得られた（『高等教育の質保証の外部レビューの費用と便益』JMコンサルティング社がHEFCE、英国大学協会、SCOP、DfES、質保証枠組みレビュー・グループに対して提出した報告書。2005年7月。第142パラグラフ）。しかし、2002-06年に関しては、監査報告書の分野別監査証跡に関するセクションにより、『機関別監査の結果』に利用できる情報が大幅に拡充されている。

19. 監査チームは、機関レベルと専門分野レベルの多様な情報源を合わせた豊富な情報を使って、判断を行い、報告書を作成することができた。そして、『機関別監査の結果』の執筆者たちは、この豊富な情報の組み合わせにより、優良実践特性と勧告の形で監査チームの所見を利用できるのに加え、質の管理と学術水準の確保のためにそれぞれの機関とその教職員がどのような活動を行っているのかを理解するのに役立つ背景上の詳細も知ることができた。

20. 監査報告書から得られる情報の幅広さに寄与している第2の主な要因は、各機関の自己評価書の包括性である。QAAは、自己評価書に含まれるべき内容について高等教育機関に示した2002年の助言において、「[機関の] 規模、スタイル、責務、共同教育プログラムの性質と範囲などを

概説することによって監査の背景を」監査チームに提供する必要があると強調した『機関別監査ハンドブック：イングランド（2002年）』付属書B第8パラグラフ。これによって、各機関は、質と学術水準の確保の仕組みに関する記述と評価をそれぞれの機関の責務、及びそれを遂行する方法と結びつけることが奨励された。監査チームは自己評価書を監査の主たる準拠点とするよう指示されたため、高等教育機関が学生に学習機会を提供するさまざまな方法を監査報告書に記録し、分析することができた。

21. 監査プロセスにおける自己評価書の位置づけ、及び監査チームが監査報告書の中で自己評価書に言及する頻度の高さから、監査プロセスへの自己評価書の貢献に関する分析が導かれた。『機関別監査の結果』第1シリーズの最後の文書である『自己評価書』には、各機関が自分たちの教育の質と学術水準の確保の仕組みに関する包括的で正確かつ率直な評価を提供することによって機関別監査を支援できるときには、必ず、これらの仕組みに対する明確な信頼が表明されるということが述べられている（『自己評価書』第18-19パラグラフ）。また、この文書には、逆も真であると思われる事例、すなわち不正確で適切な評価がなされていない文書は、その機関の問題点の初期の兆候だと考えられる事例も取り上げられている（『自己評価文書』第22パラグラフ）。

22. 『自己評価書』は、各機関の自己評価によって提起された主題を分析した結果、高等教育機関が注意を払うべき分野としてしばしば言及されているのは、学生とのコミュニケーション、及び新しい教育提供の承認であるとの結論を得た。また、年次モニタリングと定期レビュープロセスの改善が必要だと述べられていることは少なく、優先的に取り組むべき分野として学生の評価の問題を取り上げた自己評価書はごくわずかであることも明らかになった（『自己評価文書』第43パラグラフ）。

23. 監査報告書の情報の豊かさに寄与している第3の要因は、学生意見書を通して機関別監査に学生が貢献したということである。学生意見書は機関別監査の新しい特徴の1つである。また、学生は、監査チームと学生団体の会議という以前から確立されている方法を通して貢献している。2002-03年と2003-04年に実行された70の機関別監査のうち、機関の仕組みを学習者の視点から見るために学生意見書の内容を利用することができなかったものはほとんどなかった。機関別監査に対する学生の貢献については、本文書の第42-46パラグラフに詳しく論じる。

24. このように豊富な情報に加え、監査報告書の作成にあたっては、教育の質に関する情報（Teaching Quality Information: TQI）のために必要とされるデータや情報を提供する上での高等教育機関の進級状況の調査を通して監査チームが収集する情報も利用された（『高等教育の質と水準に関する情報：作業部会最終報告書』イングランド高等教育財政カウンシル（HEFCE）02/15及び『高等教育の質と水準に関する情報：最終ガイダンス』HEFCE2003/51を参照）。これらの調査は、高等教育機関がアカデミックなプロセスを支えるために内部管理情報システムをどの

ように用いているかを考察するものであり、高等教育機関が自分たちの教育に関して公表する情報（学校案内や大学便覧など）及び一般的情報が信頼できるものであることをどのように確認しているのかに関する検査が含まれていた（『機関別監査ハンドブック：イングランド（2002年）』第11パラグラフ参照）。

#### QAA 機関別監査チームの作業

25. 監査報告書が包括的であり、『機関別監査の結果』で取り上げることができた主題が広範にわたっている理由の1つは、監査チームに利用できる情報が多岐にわたるものだったということである。しかし、秘密扱いである自己評価書、学生意見書、および各機関独自の一次資料が監査報告書に引用され、記述され、要約され、分析され、考察されなかったならば、それらに含まれる情報が日の目を見ることはなかったであろう。その作業を行うのがQAA 学術監査者の仕事の大きな部分であった。

26. QAA、及び2002年以前にはその前身である高等教育質管理機構（HEQC）によって実行される機関別監査では、監査チームは、報告書案を作成する3名（例外的に4名）の監査者と、行われた会合の記録と検討された文書を保管し、訪問調査の際にチームと高等教育機関の連絡係を務める監査書記で構成された。機関別監査に分野別監査証跡が導入されたことから、最大7名の監査者で構成される大きな監査チームの任命、研修、動員を行う必要が生じた。監査チームのうちの1名が「主任」監査者に指名された。「主任」は、監査チームによって収集されたすべての情報を適切に整理した上で判断と分析結果のまとめを行うこと、及び専門分野レベルでの調査が「ミニ科目レビュー」にならず、機関の各レベルの活動とそれらの協働についてチームの理解を深めるものになるよう配慮することに責任を負った。分野別監査証跡を率いる監査者は主にその分野の専門知識に基づいて選ばれたが、各人は機関全体でのレベルの仕組みに関する監査報告書の一部の執筆にも貢献することが期待された。

27. 当然のことながら、これまでよりも多くの監査者が監査報告書案の作成に貢献し、報告の枠組みが包括的で詳細であり、分野別監査証跡に関する最大6つの短い個別の報告書を含むセクションが報告書に取り入れられ、関連する情報が豊富であったことから、2002-03年と2003-04年に作成された機関別監査報告書は、豊かな内容を持つ長く複雑な文書になっている。この長さや複雑さ、そして関連する情報が文書のあちこちに分散しているということが、比較的短期間のイングランドと北アイルランドの高等教育機関の現状を示すスナップショットを集めたものとしても、特定の問題に対する高等教育機関のアプローチを知るための情報源としても、その内容へのアクセスを望むほとんどの読者にとってこの文書を利用する上での障害となっている。そこで、『機関別監査の結果』シリーズが作成されることになった。機関別監査報告書を、高等教育機関、その教職員と学生、その他この期間のイングランドと北アイルランドの高等教育について知りたいと望む人々にとって利用しやすい有益な文書にすることがこのシリーズの意義なの



である。

## 第2部

### 『機関別監査の結果』第1シリーズの分析結果：2002年から2004年におけるイングランドの高等教育機関について明らかになったこと

#### 主な分析結果

28. 2005年4月に発表されたシリーズ文書『概観』が強調しているように、「公表された70の監査報告書の大多数は、それぞれの高等教育機関の教育プログラムの質と学位の学術水準に関する現在及び将来の管理の健全性について、全般的な信頼を表明している」[『初期概観』要約セクション]。この期間、70の報告書のうち、表明された信頼が限定的なものであったのは4機関(6%以下)にすぎなかった。2002年から2004年の監査報告書の中で、教育プログラムの質と学位の学術水準の現在及び将来の管理の健全性が「まったく信頼できない」と表明された報告書は1件もなかった。

#### その他の分析結果：変化の速度と範囲に対する高等教育機関の反応

29. 『機関別監査の結果』第1シリーズを読むと、この期間に監査を受けた高等教育機関は、2001-02年にイングランドに導入された新しい質管理の仕組みがもたらす課題と機会、アカデミック・インフラストラクチャーの完成、カリキュラム実施の新しい方法、政府の政策やイニシアチブから生じる新規及び継続的な刺激など多くの分野で、絶え間ない変化の要求に対応するよう積極的に取り組んできたことがわかる。

#### 変化の速度と範囲に対する高等教育機関の反応：2001年に導入された質保証の枠組み以後

30. 『機関別監査の結果』第1シリーズから、2002-03年と2003-04年に機関別監査を受けたほとんどすべての高等教育機関が、新しい教育提供案を強固で適切なものにし、定期的に教育提供の見直しを行い、毎年、その実行状況をモニタリングするために体系的な仕組みを実行していた、または導入しようとしていたことが明らかになった。また、成功の程度にはばらつきがあるものの、代表組織がTQIイニシアチブの一環として提供を約束した公開情報を収集及び公表するための仕組みに向けて、各種の手段を講じていることもわかった。

31. これらの仕組みに関する記述に共通しているのは、「教育プログラムの・・・質及び学位の・・・水準に関する」正確で完全かつ信頼できる情報を提供する必要性である[『機関別監査ハンドブック：イングランド(2002年)』第11パラグラフ]。そのような情報を提供する方法の1つとして高等教育・研究機会(HERO)のウェブサイトを通し

たTQIイニシアチブが用いられている。また、もう1つの方法として、教育プログラムの承認と定期レビューなど、それぞれの高等教育機関独自の質保証の仕組みに独立した外部のピアを参加させるという手段も用いられている。

#### 教育課程の承認、監督、見直しに関する高等教育機関の仕組み

32. 2001-02年の高等教育機関改革の議論から(2002-06年の機関別監査を含む)新しい質保証の枠組みが導かれたが、その一環として、イングランドと北アイルランドの高等教育機関はそれぞれ独自の手順によって自分たちの教育の質と水準を承認、モニタリング、レビューし、QAAの機関別監査によってこれらの内部手順の健全性が検証されることになった。

33. 『機関別監査の結果』第1シリーズの『教育プログラムのモニタリング』と『妥当性確認とレビュー』には、いくつかが共通する分析結果が見られる。どちらも(程度には差があるが)各機関のモニタリングと定期レビューの仕組みは全体として満足のいく形で実行されていたと書かれている。『教育プログラムのモニタリング』は、「多くの高等教育機関で・・・モニタリングの制度が導入または改正されたのはごく最近のことであり、その有効性を判断することはできない」と述べられている。一部の機関では、これは「各機関によってそれまで非公式に実施されていた手順が[新たに]体系化された」ためであった[『教育プログラムのモニタリング』第17パラグラフ]。また、高等教育機関は、ほぼ例外なく、QAAの『高等教育の学術的な質と水準の保証に関する実施規範』(以下『実施規範』)セクション7「教育課程の承認、監督、見直し」(2002)の助言を参照してモニタリングの仕組みの見直しを行っていた、または行おうとしていたことが明らかになった[『教育プログラムのモニタリング』第7パラグラフ]。

34. 一方、『妥当性確認とレビュー』には、ほとんどすべての高等教育機関が、新しい教育提供案の妥当性をチェックし、高等教育の資格認定を導く正式な機関承認を与える手順を実行していたと書かれている。また、ほとんどすべての機関が、定期的に教育プログラムまたは同系列の分野のレビューを行う仕組みを実行していたが、それらの仕組みの有効性にはばらつきがあるということも明らかになった。『妥当性確認とレビュー』は、各機関による「実施規範」セクション7の助言の利用方法について論評し、一般に各機関はこれに細かく注意を払っていたのに加えて[『妥当性確認とレビュー』第58パラグラフ]、より広いアカデミック・インフラストラクチャーなどの外部準拠点、及び専門団体、法定団体、規制団体の助言や要件にも従っていたという監査報告書の監査結果に言及している[『妥当性確認とレビュー』第16パラグラフ]。

35. しかし、『妥当性確認とレビュー』は、高等教育機関が外部の助言を参照する方法について監査報告書にしばしば懸念が示されていることも指摘している。この懸念は提案された新しい教育提供の設計と開発の初期段階に限定されていることもあるが、そのような教育提供の妥当性確認

のプロセスにおける外部ピアの参加について懸念が示されていることもある。後者の場合、その機関で用いられている仕組みが「実施規範」セクション 7、特にその指針 3 に一致していないと指摘されている[『妥当性確認とレビュー』第 25 パラグラフ]。多くの高等教育機関は、教育プログラムの設計の承認を含む各種の問題に関する外部の助言として同系列の教育プログラムに関連した外部調査者に依存していたと報告されている。しかし、機関によっては外部調査者は新しい提案の開発段階では助言をすることが認められているものの、提案された教育プログラムの妥当性確認には参加しないと述べられている[『妥当性確認とレビュー』第 28 パラグラフ]。また、いくつかの監査報告書に、同一機関内の他の部署の教職員を妥当性確認チームまたは委員会の「外部」メンバーとして利用するのは「実施規範」セクション 7 の精神に従っているといえるのかという疑問が提起されていることにも言及している[『妥当性確認とレビュー』第 33 パラグラフ]。

36. 教育提供の定期レビューに関する各機関の仕組みについて、『妥当性確認とレビュー』の冒頭には 2 つの所見が示されている。その 1 つは、多くの監査報告書に、「高等教育機関に最近導入された定期レビュー制度についての論評」が見られるということである[『妥当性確認とレビュー』第 57 パラグラフ]。これと関連して指摘しておくべきであるのは、いくつかの報告書で定期レビューがその機関の正式な仕組みの一部として確認されたと記されているが、定期レビューがどの程度規則的に行われているかは確認するのが困難だったと注記されている点であろう[『妥当性確認とレビュー』第 46 パラグラフ]。

37. 『妥当性確認とレビュー』の冒頭に記されたもう 1 つの所見は、この文書に含まれているこの分野での優良実践特性のリストは、「優良実践特性を明確に認定してはいないが定期レビューが効果的に実行されていたと述べた多数の[機関別監査]報告書の幅広い文脈の中で考察される」必要があるということである[『妥当性確認とレビュー』第 34 パラグラフ]。また、この文書には、教育プログラムの承認の場合と同じく、多くの機関が定期レビューの手順に外部メンバーを含む申し分のない仕組みを持っていたが、「委員会の構成に関連して多くの勧告と文章での論評がなされている。客観性、バランス、一貫性が主要な問題として浮上した。いくつかの報告書は、各機関が外部メンバーの決定基準を持たないこと、及び任命のプロセスが十分に正式化されていないことこの問題を結び付けている」と述べられている[『妥当性確認とレビュー』第 51 パラグラフ]。

38. 上述したように、『教育プログラムのモニタリング』は、教育提供のあり方をモニタリングする学科、学部及びファカルティの仕組みを機関全体として監督する手続きをもっと強化できたと思われる例を特定している。同様に、『妥当性確認とレビュー』にも、新しい教育提供に関しては「承認の手続きが全般に健全であり、多くの場合に厳格に実行されている」と監査報告書に確認されているが、「機関全体としての監督の有効性については報告書に懸念が示された」例もあると述べられている[『妥当性確認とレビュー』第 18 パラグラフ]。さらに、この文書は、教育プログラム承認の条件が満たされていることを確認する機関の仕組みの問題点がいくつかの監査報告書に論評されていることに言及している[『妥当性確認とレビュー』第 22 パラグラフ]。

39. また、『教育プログラムのモニタリング』は、この第 1 シリーズで検討された 70 の監査報告書のうち、年次モニタリングに関連した勧告が見られたのが 40 であるのに対し、この分野で優良実践特性が認められたのは 13 であることを指摘している。この文書は、いくつかの監査報告書において、「質の保証と向上のプロセスを機関全体で効果的に監督」できるようにするには機関の最高レベルで「十分に包括的な情報」が必要であり、学科や学部が自分たちのモニタリングの結果をどのように報告すべきかを決定する裁量権を持っている場合には、「学部間の報告アプローチの不整合だけではなく、報告が学部[または学科]の活動を総合的に映し出すものではなく主観的なフィルターになってしまう」恐れがあると論評されていることに言及している[『教育プログラムのモニタリング』第 37 パラグラフ]。また、この文書は、「学科や学部から機関中央の委員会に対する年次報告書の提出の遅れや不規則性、及び全体的なモニタリングのスケジュールや事後対策に対するその影響」という問題が監査報告書にしばしば見られると述べている[『教育プログラムのモニタリング』第 33 パラグラフ]。

## TQI の導入

40. イングランドと北アイルランドでは、2001 年以降、高等教育の質保証の枠組みの重要な要素の 1 つとして TQI（「教育の質に関する情報」）が導入された。HEFCE の回報 02/15 には、TQI イニシアチブは「教育の質と水準に関連した情報の[各高等教育機関内での]利用可能性を検証する」ことが期待されていると書かれており[HEFCE02/15、第 7 パラグラフ]、総合的な質保証の枠組みの一部として最初に機関別監査チームが TQI の提供に向けた各機関の進捗状況を調べるのが合意された[『機関別監査ハンドブック：イングランド（2002）』第 4、11、12 パラグラフ]。この調査により、シリーズ文書『進級と修了に関する統計』の基礎となった情報が得られ、各機関の管理情報の整備の諸側面に関する論評がなされた。

41. 全般的にいうと、『進級と修了に関する統計』には、「2001-02 年に導入された外部質保証への変更後、データの収集、分析、提示に関して各機関に求められている手段がまだ十分には実行されていない事例が若干あったものの」、ほとんどの機関は「学術面の管理、及び戦略的プランニングと方針策定のプロセスのために、タイムリーで信頼できる進級・修了データ、及び管理情報一般にアクセスできる必要があることを認識していた」と書かれている[『進級と修了に関する統計』第 31 パラグラフ]。そして、高等教育機関の質と水準に関するこの面での変化の速度について論じられ、「最初に監査が行われた 70 機関のうち、それぞれの機関の向上戦略の中に管理情報システムの改善を含めていたのは 3 機関にすぎないが、この分野での機関の仕組みが『発展中である』、またはシステムの『導入中である』」

と書かれていた機関の数の鑑み、多くの作業が進行中であると考えられる」と述べられている『『進級と修了に関する統計』第 29 及び 31 パラグラフ】。

#### 2001 年以降の質保証の枠組みにおける学生の顕著な役割

42. 『機関別監査ハンドブック：イングランド (2002)』の最初の数パラグラフには、「[監査] プロセスの中心に位置づけられるのが学生の重視である——教育プログラムに関して学生が受け取る情報の質、学生の学習が促進・支援される方法、学生にとって達成が期待されている学術水準、及び学生が実際に達成する学術水準が重視される」と記されている『『機関別監査ハンドブック：イングランド (2002)』第 3 パラグラフ】。それを実現する方法として、学生意見書を通して監査プロセスに学生が参加するという新しいチャンスが設けられ (同上、第 23 パラグラフ)、また代表参加とフィードバックの仕組みを通して学習機会の質の管理に学生が貢献する機会が強調されるようになっている。

43. 学生意見書に記された意見は、しばしばさまざまな貴重な視点をもたらし、高等教育機関の仕組みに関する監査チームの理解を広げるが、ほとんど例外なく、その機関の自己評価書の一般的な傾向と大まかに一致している『『学生意見書』第 51–52 パラグラフ】。また、『『学生意見書』』には、「多くの場合に、高等教育機関は、質の管理と学術水準確保の仕組みを強化する活動の中で、学生意見書を重要な情報源として積極的に受け入れていた」と結論されている『『学生意見書』第 58 パラグラフ】。

44. 『『学生意見書』』は監査報告書における学生意見書への言及のみを分析した結果をまとめたものである。この文書には、監査プロセスにおいて学生が意見書を提出する機会が設けられたことにより、学生と高等教育機関のコミュニケーション、フィードバック、代表参加という既存の方法に加え、重要な経路が付加されることになったと述べられている。また、(『『学生の代表参加とフィードバック』』と同様に)機関の最高レベルの委員会や作業部会(大学評議会、学術委員会、理事会、それらの委員会など)への学生の代表と参加は、一般に、両者にとって建設的なものであると注目されている。しかし、学科や学部のレベルでは、学生意見書に関する意見は必ずしも肯定的なものばかりではなく、こうした仕組みの変わりやすさに批判的な意見が述べられることも少なくない『『学生の代表参加とフィードバック』第 34–35 パラグラフ】。

45. 『『学生の代表参加とフィードバック』』には、「ほとんどの高等教育機関は堅実で効果的な学生の代表参加の実現に伴う課題を認識しており、その仕組みを強化・改善 [したいと考えていた]」と述べられている。一部の機関では、十分な数の学生の代表者を募集・養成する難しさが認識されており、各機関は、研修と背景説明の仕組みを通して代表者の支援をすることによりこの問題に対応していた『『学生の代表参加とフィードバック』第 21–22 パラグラフ】。この文書には、そのような研修と背景説明の仕組みは機関と学生の代表組織が共同で行ったほうが成功しやすいと指摘

され、いくつかの創造的な解決策が取り上げられている『『学生の代表参加とフィードバック』第 26 パラグラフ】。また、代表参加に関して学生と機関の間に協力意識が存在すると記された監査報告書が多いことにも言及されている『『学生の代表参加とフィードバック』第 23–24 パラグラフ】。

46. 学生から高等教育機関に対するフィードバックに関しては、全国学生調査 (National Student Survey) の導入前の監査報告書に基づいて分析が行われた。この文書には、「情報を最大限に生かして学生の経験を強化するためには、フィードバックの収集と分析の体系的なアプローチと機関中央でのその監督が必要である」と述べられている。しかし、「アンケート『疲れ』や『過剰な負担』が生じる」恐れがあり、「定時制の学生、遠隔教育コースの学生、職業訓練生、大学院生」などからのフィードバック収集に伴う課題があると指摘されている『『学生の代表参加とフィードバック』第 31 パラグラフ】。また、2002–03 年及び 2003–04 年のセッションで監査を受けた機関の中には、卒業生や雇用者からのフィードバックの収集とそれへの対応の仕組みが不十分なところもあったが、一般に、専門教育機関や職業訓練プログラムを持つ機関は雇用者との間によりよい連携を築いていたと述べられている『『学生の代表参加とフィードバック』第 36–38 パラグラフ】。

#### 変化の速度と範囲に対する高等教育機関の反応：アカデミック・インフラストラクチャーと学習成果の導入

47. 『『機関別監査の結果』第 1 シリーズの重要な分析結果の 1 つは、この期間に監査を受けたほとんどすべての高等教育機関が、質と学術水準に関する取組みをアカデミック・インフラストラクチャーに設定された指針に一致させようとしていたということであった。この指針は以下に示されている。

- 『『実施規範』』(第 10 節)
- 『『高等教育資格水準の枠組み (FHEQ)』』
- 専門分野別資格水準
- 教育プログラム要綱

プログレス・ファイルは上述した要素と若干位置づけが異なるが、これも機関別監査の中で検討された。『『機関別監査ハンドブック：イングランド (2002)』』は、監査チームに対して、各機関が教育提供の質と学位の学術水準をどのように管理しているかを検討する際にこれらの準拠点を使用するよう推奨している。

48. 『『機関別監査の結果』第 1 シリーズの中で、高等教育機関が全般的にどのように実施規範に対応しているかについて論じたのは『『質と水準の枠組み』』だけであるが、公表された 25 のシリーズ文書の 15 が『『実施規範』』の関連セッションに言及している。また、一部のシリーズ文書の焦点は、以下の表に示すとおり、『『実施規範』』の各セッションに直接対応している。

『機関別監査の結果』シリーズ文書の簡略タイトル	参照された『実施規範』のセクション
学外審査者	セクション 4：学外審査（2002 及び 2004）
教育プログラム要綱	全般的な参照（総説）
教職員のサポート	セクション 1：大学院研究課程（1999） セクション 2：共同教育プログラム（1999） セクション 2：共同教育プログラムと柔軟な分散型学習（E ラーニングを含む）（2002）
教育プログラムのモニタリング	セクション 7：教育課程の承認、監督、見直し（2000）
評価	セクション 6：学生の成績評価（2000）
学習サポート資源とバーチャル学習環境（VLE）	セクション 7：教育課程の承認、監督、見直し（2000）
妥当性確認とレビュー	セクション 7：教育課程の承認、監督、見直し（2000）
学外研修と雇用適性	セクション 9：学外研修（2001）
進級と修了に関する統計	セクション 7：教育課程の承認、監督、見直し（2000）
アカデミック・ガイダンスと個人ガイダンス	セクション 8：キャリア教育・情報・ガイダンス（2001）
共同教育プログラム	セクション 2：共同教育プログラム（1999） セクション 2：共同教育プログラムと柔軟な分散型学習（E ラーニングを含む）（2002）
専門教育機関	総説 セクション 4：学外審査（2000）
高等教育資格水準の枠組み（FHEQ）	総説 総合セクション 4：学外審査（2000）
E ラーニング	セクション 2：共同教育プログラムと柔軟な分散型学習（E ラーニングを含む）（2002） 遠隔教育の質保証に関するガイドライン（1999）
高等教育資格水準の枠組	総説
学生意見書	総説
学習成果	セクション 6：学生の評価（2000）

49. 他の報告書において『実施規範』全般への機関の取り組みが不完全である、または遅れている事例が指摘されているものの、第 1 シリーズの『質と水準の枠組み』には、各機関が内部の質保証と学術水準に関する仕組みを『実施規範』の助言に一致させているいくつかの事例が取り上げられている。高等教育機関がその仕組みを『実施規範』に一致させた場合に得られる利益の 1 つは、「評価の問題に対する協調的なアプローチ」であると述べられている [『質と水準の枠組み』第 54 パラグラフ]。

50. シリーズ文書の『高等教育資格水準の枠組み（FHEQ）』には、ほとんどの高等教育機関が FHEQ に前向きに取り組んでいたように思われ、多くの場合、その導入によって「学内の学位構造に関する機関全体としての幅広い考察」が促進されたと記されている [『FHEQ』要約セクション]。しかし、いくつかの監査報告書には、FHEQ が機関の質保証の手順に十分に組み込まれていなかったと指摘されている。また、教職員が FHEQ の規定について認識しておらず、評価やその他の教育提供と FHEQ の調整を実行および維持するプロセスの機関全体での監督が不十分であったと指摘した報告書もある。しかし、FHEQ が機関によって適切に実行されている場合には、「採点と成績決定の一貫した明確な基準を発展させるのに FHEQ が役立っている」ように思われ、「評価を学習成果、及び最終的には資格認定と一致させることに注意が払われるようになっている」と

監査報告書に記されている [『FHEQ』第 14 パラグラフ]。

51. これに関連して、シリーズ文書の『専門分野別資格水準』には、監査報告書の中でこの水準が「FHEQ と明確に関連づけられていることはめったにないが、教育プログラム要綱とは関連づけられていることが多い」と述べられている [『専門分野別資格水準』第 25 パラグラフ]。『専門分野別資格水準』の執筆者たちは、それが監査チームの報告方法のせいであるのか、それとも機関が新しい教育プログラムの設計や既存の教育プログラムの修正の際に FHEQ と専門分野別資格水準を並行して使用する仕組みを持たないせいであるのか、利用できる情報に基づいて判断することができなかった。

52. シリーズ文書の『教育プログラム要綱』と『学習成果』はそれぞれ独立して、多くの機関が自分たちの教育提供に関して教育プログラム仕様書を作成することにより、学生の到達事項を特定するときに学習成果のアプローチを取り入れていたと指摘している。学習成果に基づいて高等教育の学習プログラムの設計を行うというアプローチは、教育プログラム要綱の発展以前から行われている。しかし、『学習成果』が指摘しているように、教育プログラム要綱の導入は、「英国の高等教育プログラムに学習成果の利用を組み込むのに役立った」 [『学習成果』序論及び第 2 パラグラフ]。これによって、高等教育機関は、多くの教育提供を修正し、

場合によってはそれらの再設計と妥当性の再確認を行い、教育、学習、評価のアプローチを改めて検討することが必要になった。また、両文書とも、これを可能にするためには教職員側の姿勢の変化（及びそのような変化を支えるための教職員の支援と能力開発）が求められ、こうした変化によって機関のすべてのレベルで膨大な作業が必要であったことを明らかにした。学生により多くの情報を提供し、学術水準を確保することを目的として、学習成果と教育プログラム仕様書を導入するために各機関が行った作業の範囲と量は、まだ関係者に十分認識されていない可能性がある。

#### 変化の速度と範囲に対する高等教育機関の反応：教育実施と学習サポートの新しいモード

53. 第1シリーズの2つの文書『Eラーニング』と『学習サポート資源とVLE』が示しているように、2002-03年と2003-04年に監査を受けた高等教育機関の多くは、今世紀に入り、教育実施と学習サポートの新しいモードを導入している。サポートというのは両文書の全体を通して使用されている語であり、テクニカルなサポート（バーチャル学習環境（VLE）の導入と組込みを含む）[『Eラーニング』第12パラグラフ]、ならびにEラーニングで教育を行うために必要なスキルを教職員が習得及び使用する上でのサポート[『Eラーニング』第15-16パラグラフ]を指す。しかし、『Eラーニング』には、Eラーニングや混合学習で学んでいる学生を各機関がどのようにサポートしているのかについて監査報告書に含まれる情報は少なく、アンケートやその他のフィードバック手段によって学生たちは自分の学習経験に満足していると報告されているが、この面についてはさらに調査が必要であろうと指摘されている[『Eラーニング』第26パラグラフ]。

#### 変化の速度と範囲に対する高等教育機関の反応：政府の政策

54. 機関別監査の報告の枠組みは、監査チームと高等教育機関に対し、政府やHEFCEの方針や期待に関して報告するように指示していないが、たいいてい高等教育機関はそのような問題に細かい注意を払っているため、高等教育への参加とアクセスの拡大、雇用者やそのニーズへの対応、留学生の募集といった分野に各機関がどのように対応しているかという問題は、ほとんどの機関の自己評価書に含まれ、監査報告書でも監査チームが取り上げていることが多い。これらの情報により、シリーズ文書『参加拡大』及び『職場実習と雇用適性』を作成することが可能になった。

55. 『参加拡大』は、歴代政府が優先事項としてきた高等教育機関の活動分野に対応している。これには、「参加拡大策を実施し、そうした対策を機関の他の方針と統合し、また多くの場合に学生の在籍維持（student retention）に関する方針にも参加拡大策を広げる上で、多くの高等教育機関が大きく前進していた」と書かれている。また、いくつかの監査報告書が「入学・進級修了に関する詳細なデータの収集と分析により、アクセスの拡大と学生の維持及び学力における進展状況をモニタリングする重要性に注目」し

たと記されている[『参加拡大』第29パラグラフ]。さらに、参加拡大の活動を支えるために必要であると各機関が認識している付随的な取組み、すなわち柔軟な時間割や学生への細やかな配慮などを通して勉学上のサポートを強化し、カリキュラム自体をアクセスしやすいものにする動きが進んでいたことにも言及されている[『参加拡大』第24パラグラフ]。

56. シリーズ文書『参加拡大』と『共同教育プログラム』はどちらも、高等教育機関が高等教育へのアクセスを広げるために提携先と協力している程度について論じている。『提携型教育プログラム』は、提携型教育プログラムに関する戦略を見直している高等教育機関の数について論評し、次のように記している。「アクセスと参加の拡大における高等教育機関の役割を全般的に強化する分野やタイプの活動に狙いが定められている。英国では、これは、基礎学位（Foundation Degree）や単位認定制度などを通して成人教育から高等教育への移行を促進する地方や地域での連携、ネットワーク、学校協同の拡大を意味している」[『提携型教育プログラム』第7パラグラフ；『参加拡大』第8-10パラグラフも参照]。

57. 政府とHEFCEのもう1つの重要な政策分野は、高等教育機関がどのようにして仕事に役立つ力を学生に身につけさせるかということである。『職場実習と雇用適性』には、70の監査報告書の90%以上が何らかの形で実際の職場での学習に言及しており、その多くは職場実習を用いている（報告書の3分の2）と記されている。この文書は、ほとんどの高等教育機関がこの分野での質保証の仕組みを発展させるためにQAAの『実施規範』のセクション9「職場実習」（2001）を利用していた（ただし、今後この取組みが必要とされる機関もあった）と結論した。しかし、職場実習の設定と運営によって雇用者と連携し、得られた展望をそのような教育の発展のために利用する機会を十分には生かしていない機関もあった[『職場実習と雇用適性』第59パラグラフ]。

58. 学生（特に第1学位の学生）の雇用適性に関して、『職場実習と雇用適性』は、雇用適性の向上が国の政策の1つとされたのは「機関別監査の第1年目と時を同じくして」と述べ、雇用適性の重点化に対する高等教育機関の2つの特徴的な対応を示した。その1つは、多くの機関にとって、就職率の高さは「既存の戦略、方針、実践が」学生に「雇用適性を身につけさせることに成功している証拠」とみなされていたということである。もう1つは、学生の雇用適性を高める中で、多くの機関が「付加的なキャリアサービスの支援に重点を置いており、雇用適性、キャリア開発及び[自己開発プランニング]を結び付けている報告書もあった」ということである。『職場実習と雇用適性』は、雇用適性というテーマが2002-03年の監査報告書よりも2003-04年の監査報告書に明確に取り上げられていることにも言及し、高等教育機関と監査チームがこの問題を重視しはじめていたためではないかと示唆している[『職場実習と雇用適性』第60-61パラグラフ]。

59. 1999年から、「首相主導事業（Prime Minister's

Initiative)は、「Education UK」構想を積極的に推進し、高等教育機関及び生涯教育機関を「高等教育レベルでの留学生にとって質の面での第1選択肢とし、2005年までにEU以外の学生を5万人増加させる」という目標を掲げた。2004年、当時の教育技能大臣は生涯教育機関と高等教育機関における留学生の数の「さらなる拡大」を推進する重要性を前面に押し出した

[www.globalgateway.org.uk/PDF/International-Strategy.pdf、第53-58パラグラフ]。しかし、英国の高等教育に対する留学生の貢献を政策決定者が認識するようになったのは最近のことではない。1992年以来、HEQCとQAAの機関別監査はどのサイクルでも、代表組織（現英国大学協会とGuildHE）と政府により、留学生への支援について報告するよう求められてきた。2002年から2006年には、QAAが作成した機関別監査報告書の書式により、監査チームは、留学生を含め特別な支援ニーズを持つ各種の学生集団に対してどのような勉学上のガイダンスと支援が行われているかについて機関に質問するよう促されており、その支援が実際にどの程度有効かを監査報告書に記すよう求められた。

60. 第1シリーズ文書『留学生』によると、2002-03年と2003-04年の監査報告書の80%近くにこの問題に関する情報が記述されていた。『留学生』は、これらの報告書のほとんどすべてに留学生の支援に関する肯定的な論評が含まれていること、及び高等教育機関はこの問題について戦略的なアプローチを採用し、「母国語が英語ではない多数の学生を募集することに伴う問題点を認識して」いることを確認できた〔『留学生』要約セクション及び第6パラグラフ]。そして、「ほとんど例外なく、監査チームの聞き取り調査を受けた留学生は、渡英前及び渡英後に得られた情報に満足しており、勉学面のサポートと個人的サポートの質を高く評価していた」と結論した〔『留学生』第36パラグラフ]。

## その他の分析結果：権限委任、権限委譲、及び評価の一貫性を含む一貫性

### 権限委任と権限委譲

61. 『機関別監査の結果』第1シリーズの6つの文書において、高等教育機関の質と学術水準に関する権限委任（delegation）／権限委譲（devolvement）の仕組み（監査報告書では両者が同義語として使われる傾向がある）の運営について論じられている〔『教職員のサポート』、『妥当性確認とレビュー』、『職場実習と雇用適性』、『提携型教育プログラム』、『混合優等学位』、『質と水準の枠組み』]。これらに共通しているのは、特定の活動または質保証の手順の権限を下位組織に委任または委譲している機関は、機関の名で何がなされているかを知ることができなければならないということである。『教職員のサポート』は、査定の仕組みに関する議論に関連して、「これがどのようになされているのか、及びそれがどの程度有効なのかを監視する」よういくつかの監査報告書において勧告されていることを指摘した〔『教職員のサポート』要約セクション及び第26-

28パラグラフ]。

62. 同様の文脈で、『複合優等学位』は、教育プログラムの管理運営責任が学科または学部委任されている場合、学科間で実際の運営がばらつくことにより「共同学位または複合学位の学生の学習経験に悪影響が及ばないよう」注意深い連携とプランニングが必要であると指摘した〔『複合優等学位』第16パラグラフ]。シリーズ文書『評価』でも、学生の公平性を保つために仕組みの一貫性の重要性を論じる中で、同様の点が指摘されている〔『評価』第14パラグラフ]。

63. しかし、質と学術水準に関する権限委任や権限委譲の仕組みは、自動的に問題の発生源とみなされるべきではない。シリーズ文書『質と水準の枠組み』は、いくつかの報告書に、「質保証と質向上の責任を教育現場に近づけ、教職員がそれを自分たちのものととらえることができるようにするために」権限を委任／委譲し、中央でも各下位組織のレベルでも密接に情報を交換しながら質と学術水準の確保に関する責任遂行の維持に成功している機関を認定している〔『質と水準の枠組み』第14-15パラグラフ]。

64. 権限委任／委譲の仕組みを採用している機関においてそうした仕組みが質と学術水準の確保に及ぼす影響に関して、『機関別監査の結果』第1シリーズから導かれた重要な分析結果は、この問題は単純ではないということである。第1シリーズの文書は全体として、高等教育機関のこの問題についてはさらに研究が必要であると指摘している。また、高等教育機関において権限委任／委譲をうまく機能させ、学生の利益と学位の質を保護するためには、創意に富んだ仕組みの設計と、慎重で押し付けがましくない機関レベルでのモニタリングが必要であると論じている。

### 評価の一貫性を含む一貫性

65. 公表された25の『機関別監査の結果』シリーズ文書のうち22において、高等教育機関の内部の仕組みにより方針や手順の設計・適用がそれぞれの下位組織（たとえば学部）ごとに異なる状況が作り出されるときの影響について論じられている。機関別監査の方法は、各機関が学生と教職員を扱う方法の公平さを確保するために、一貫性がなければならないと主張している。それは、その機関の一員となったすべての新しい教職員がそれぞれの役割と責任について適切なオリエンテーションを受けること〔『教職員のサポート』第16及び22-23パラグラフ]にも、また学生が同程度の助言、ガイダンス、サポート〔『アカデミック・ガイダンスと個人ガイダンス』第12パラグラフ]、及び同程度の信頼性を持つ評価を受けるようにすることにも当てはまる。

66. 各機関の教育の質と学術水準の仕組みに関する一貫性とばらつきについて最も明確に論じているのは、『機関別監査の結果』シリーズの2つの文書、『質と水準の枠組み』と『評価』である。後者は、QAAの『実施規範』セクション6「学生の評価」に記されたガイダンスを踏まえて仕組みの改正を行うことを通して多くの高等教育機関が「評価の

仕組みの信頼性を高め、一貫性を向上させた」が、その仕組みに「認められる、または許容されるばらつきのレベルと正当性についていくつかの監査報告書に憂慮が示されている」と論じている〔『評価』要約セクション〕。これに関連して、シリーズ文書『外部調査者』には、(学術水準に関する情報を含めて) 外部調査者にブリーフィングを行う責任が機関から学科やその他の下位組織に委任されている場合、機関はそのようなブリーフィングが適切であることを確認できなければならないと述べられている〔『外部調査者』第 23 パラグラフ〕。

67. シリーズ文書『評価』は、高等教育機関の評価とクラス分けの仕組みには大きな改善の余地があると多くの機関別監査報告書に書かれていることを指摘している。また、複合、共同で行われる、ダブルメジャーおよびダブルディグリープログラムの学生、または提携先との連携で提供される教育プログラムで学ぶ学生は、その学習に貢献する提携先の機関同士や学科・分野・学部間の不一致の影響を特に受けやすいと述べている〔『評価』第 14 パラグラフ〕。しかし、一貫した公平な評価の仕組みを実現するための取組みが監査報告書において称賛されている機関も多数あったと確認している〔『評価』第 10 パラグラフ〕。

68. 評価とクラス分けの仕組みに関する議論において、『評価』には、各機関の評価の規則を解釈するある程度の裁量権がそれぞれの専門分野、学科、理事会(または提携先)に与えられている場合には、学生の扱いが不公平にならないように何らかの手段を講じる必要があると述べられている。不公平が顕在化する可能性のある分野としては、採点と調整の方法の可変性、または適切なガイダンスがないまま作業を行う個別の評価委員会による裁量権の適用がある。『外部調査者』も、評価委員会の裁量権の行使が不公平を生じさせる可能性について指摘している〔『外部調査者』第 23 パラグラフ〕。

69. 全体として、『評価』は、「各機関は評価の仕組みを定めるにあたって非常に慎重な検討を行っており」、多くの機関において、「評価の一貫性、評価結果の確実性、資格の記述、一般的及び分野別の評価の基準、及び学生へのタイムリーかつ効果的なフィードバックに関して、持続的な、ときとして長期にわたる話し合いが持たれた」と述べている。そして、多くの報告書において「評価の仕組みを発展させるためにさらに努力が必要である」と勧告されている〔『評価』第 47-48 パラグラフ〕ものの、監査に先立ち、多くの機関が評価の仕組みを改善する必要性を明確に認識し、この問題に十分な思慮と資源を注ぎ込んでいたと論じている。

## 結び

70. 『機関別監査の結果』第 1 シリーズの 25 の文書は、教育プログラムの質と学位の学術水準に関する高等教育機関の現在及び将来の管理の健全性は全般的に信頼できるといふ機関別監査報告書の判断を支持している。

71. 2002 年からイングランドと北アイルランドの高等教育機関に関して QAA が採用した機関別監査の方法は、完成された形でのアカデミック・インフラストラクチャーを合意された外部準拠点として利用することができた初めての機関レベルの監査とレビューであった。『機関別監査の結果』シリーズは、これらの外部準拠点を利用できるようになったことにより、ほとんどの機関が自分たちの質と学術水準に関する仕組みのレビューを実行できたことを証明している。

72. 『機関別監査の結果』第 1 シリーズは、2 学年度(2002-03 年及び 2003-04 年)に行われた 70 の機関別監査に関して、(ごくわずかな例外を除いて) 高等教育の称賛すべき点として述べられた全般的な信頼性に疑問を呈することなく、それぞれの高等教育機関はアカデミック・インフラストラクチャー——高等教育機関の助力を得て QAA が維持している——の助言に自分たちの質と学術水準の仕組みをよりよく一致させるべく、活発な取組みを行っていることを示している。また、機関別監査チームは、アカデミック・インフラストラクチャーに含まれる助言を用いることが可能になったことにより、これまでよりも確実に、高等教育機関の各種の仕組みが学生やその他の利害関係者のニーズを満たしている(または満たしていない)点を指摘し、それに従って称賛と勧告を提示することができたということも、このシリーズから明らかである。

73. 第 1 シリーズは、2001 年に合意された新しい質保証の枠組み(機関別監査はその 1 要素にすぎない)、及び政府の政策とイニシアチブに対応するために、この期間(2002-04 年)に高等教育機関が行った継続的な作業の範囲と量を明らかにしている。『機関別監査の結果』第 1 シリーズの付随的な利益は、高等教育に直接かかわる人々以外に対して、高等教育機関がどのような取組みをどれほど多く行っているのかをはっきりと示したことであろう。

74. 2004-05 年と 2005-06 年の 2 学年度の機関別監査についてまとめる『機関別監査の結果』第 2 シリーズは、この期間に監査を受ける 59 機関にもこのような急速な発展が見られるかどうかを示すことになるだろう。少なくとも 1 つの分野——学生に関連した管理情報を提供および利用する高等教育機関の仕組み——に関しては、変化が継続しており、この仕組みがいつそう強固で洗練されたものになりつつあるという明確な兆しが見られる。近々第 2 シリーズの文書が発表される予定である。

<訳注：添付の付属書は訳出から省略する>

(c) The Quality Assurance Agency for Higher Education 2008  
ISBN 978 1 84482 792 3  
All QAA's publications are available on our website  
[www.qaa.ac.uk](http://www.qaa.ac.uk)  
Printed copies of current publications are available from:

Linney Direct  
Adamsway  
Mansfield  
NG18 4FN  
Tel 01623 450788  
Fax 01623 450481

Email [qaa@linneydirect.com](mailto:qaa@linneydirect.com)  
Registered charity numbers 1062746 and SC037786

---

< 訳注 >

本資料は、QAA(2008), *Outcomes from institutional audit: Series 1 summaries* の翻訳（添付資料は除く）である。原版（英語版）は以下より入手可能である。

<http://www.qaa.ac.uk/Publications/InformationAndGuidance/Documents/closingoverview08.pdf>



## 翻訳資料 3 優良実践ガイドライン 2007

### 高等教育質保証機関国際ネットワーク(INQAAHE)

#### INQAAHE 2007 優良実践ガイドライン

INQAAHE 事務局 26-27 Denzille Lane, Dublin 2  
電話番号 +353-1-6314550 ファックス +353-1-6314551  
E メール inqaahe@hetac.ie  
©INQAAHE 改訂版、2007 年

#### 序文

この優良実践ガイドラインは、世界中の高等教育機関で学ぶ学生が、質の高い教育を受けることを保証することを目指している 65 を超える国の質保証機関の取り組みの指針となるものである。こうしたガイドラインの実践は、全世界において、世代を問わず人々の生活を改善する可能性を秘めている。

このガイドラインは、全ての質保証機関が、その発展状況を問わず、現状に即して使用できるように作られている。

優良実践ガイドラインの初版は、2003 年に発表され、2006 年に改訂された。この優良実践ガイドラインの改訂は、2003 年度版を使用した教育機関、プログラム、ならびにレビューアーの経験を反映したものであり、INQAAHE による質保証のプロセスを継続的に改善していくことを目的としている。また、ガイドラインに関する意見等は、いつでも INQAAHE 事務局に提出することが可能である。

変化の速度を予測して計画を立てるのは危険であるが、現在のところ、INQAAHE 理事会は、約 5 年に一度、ガイドラインを見直し、抜本的な改訂をすることとしている。この周期の間であっても、必要に応じて 2 年ごとに細かな変更を加えることがある。これによって、このガイドラインは質保証機関が長期にわたって使用できる一貫性のあるツールとなる。

INQAAHE 理事会は、今回の改訂に参加した全関係者に謝意を表明したい。特に作業部会メンバーである Dorte Kristoffersen 氏、Marie Jose LeMaitre 氏、Richard Lewis 氏、そしてこの改訂の議長を務めた Jean Avnet Morse 氏にここで謝意を申し上げる。

David Woodhouse  
INQAAHE 会長  
2007 年 8 月

#### 目次

はじめに  
基本理念  
ガイドラインの使用  
ガイドラインに照らしたレビュー

#### 第 1 部 外部質保証機関：説明責任、透明性、資源

1. 外部質保証機関のガバナンス
2. 資源
3. 外部質保証機関の質保証
4. 社会への情報公開

#### 第 2 部 高等教育機関と外部質保証機関：関係、標準、内部レビュー

5. 外部質保証機関と高等教育機関の関係
6. 外部質保証機関が教育機関・プログラムの実績に求めるべき要件
7. 外部質保証機関が教育機関の自己評価や報告に求めるべき要件

#### 第 3 部 外部質保証機関による高等教育機関のレビュー：評価、決定、異議申し立て

8. 教育機関及び／またはプログラムに対する外部質保証機関評価
9. 決定
10. 異議申し立て

#### 第 4 部 外部活動：他の質保証機関との協力及び国家／国境を越える教育

11. 協力
12. 国家／国境を越える教育

## 優良実践ガイドライン

### はじめに

この優良実践ガイドラインは、高等教育の質保証に携わる関係者全てにとって関心あるものと考えられるが、特に外部質保証機関（EQAA）を対象としている。このガイドラインは、全ての外部質保証機関がその発達状況を問わず使用できるよう作成されている。

### 基本理念

ガイドラインの目的は、内部、および／あるいは、外部質保証における優良実践を促進することである。具体的な目標は、

- ・新たな外部質保証機関設立の指針となる枠組みを制定すること
- ・外部質保証機関の自己評価・外部評価のために使用される基準を提供すること
- ・外部質保証機関及びその職員の専門性の発展を促進すること
- ・外部質保証機関による社会への説明を促進することが含まれる。

質保証機関の中で、自らが用いているプロセスとこのガイドラインとが、いかに関連しているかを明らかにする機関の数が増せば、外部質保証機関の間で各々の活動に対する相互理解は円滑になるであろう。そして、連携の可能性が高まり、最終的には質保証機関が下した決定の相互承認の促進につながる。

### ガイドラインの使用

このガイドラインを読み、用いる際には、以下の点を考慮すること。

- ・本ガイドラインは、優良実践を促進すること、そして外部質保証機関が過去の経験を土台として自らの質を改善するのを支援することを目標としている。
- ・各外部質保証機関は、様々な背景のもとで発達してきており、文化的及び歴史的要因の影響を受ける。
- ・外部質評価への多様なアプローチが存在し、その目的も様々である（適格認定（アクレディテーション）、点検（アセスメント）、監査（オーディット）などがあるが、これらに限定されない）。また、評価の対象も多様である（例えば、機関、プログラム）。しかし、こうしたアプローチは、幾つかの共通原則に基づいている（例えば、「評価（エヴァリュエーション）」及び「レビュー」という語は、あらゆる種類の外部からの質のレビューを含む総称として用いられる）。
- ・ガイドラインは、一つの特定の見方あるいはアプローチを優勢にしようとするものではない。しかし、優良実践を促進し、誤った実践を根絶することに役立つものでなければならない。

### ガイドラインに照らしたレビュー

INQAAHE は、1991年の設立以来、新たに設立される質保証機関が優良実践を開発し、既に設立されている質保証機関がその活動を改善し、そして、全ての機関がその能力を高

めることを支援することに努めてきた。本ガイドラインは、こうした目標全てに寄与するものである。外部質保証機関は、本ガイドラインに沿って自らレビューしたり、外部レビューを受ける。これによって、本ガイドラインを、高い目標や、発展のための手段、達成のための手段として用いることができる。レビューに取り組むときやレビューを受けるときに、発展途上の段階にある質保証機関は、改善のための提案を得ることに重点を置くかもしれない。別の質保証機関は、ガイドラインを遵守(adherence)しているか否かの判断を下すようなレビューを受けることを希望するかもしれない。

「発展のためのレビュー」の場合には（最近設立された質保証機関に最適であると思われるが）、レビューアーは、恐らく質保証機関が取り組んでいる発展の方向性に特別の注意を払うべきであろう。提言を行う際には、質保証機関の発展の流れに制限を加える可能性があることを考慮すべきである。質保証機関の指針やプロセスが最終決定される前に必要な経験の量について助言を与えてもよい。

あるいは、様々な理由から「遵守状況のレビュー」に取り組む、あるいは受けることを望む質保証機関もあるかもしれない（例えば、設立支援者や他の機関にメッセージを発するため）。この場合、審査者は外部質保証機関が個々のガイドラインを完全に、または大部分、もしくは部分的に満たしている、あるいは満たしていない、のいずれかを記載するものとする。報告書は、問題点が見られた領域を指摘し、こうした問題点に対処するために必要とされる措置に関する提案を含めるべきである。

INQAAHE メンバー機関へのサービスとして、INQAAHE はガイドラインを完全に遵守していると認められた加盟質保証機関を、要請に応じてウェブサイトに掲載する。本ガイドラインを総合的に遵守していると認定するためには、本ガイドラインに定められた項目の大半を実質的に(substantial)満たしていることが求められる。その中には、項目 2（資源）、3（外部質保証機関の質保証）、4（情報公開）、5（外部質保証機関と高等教育機関の関係）、6（高等教育機関またはプログラムの実績）、9（外部質保証機関による決定）が含まれていなければならない。

## 第1部 外部質保証機関：説明責任、透明性、資源

### 1. 外部質保証機関のガバナンス

外部質保証機関は、その文化的及び歴史的背景を考慮に入れた、明文化されたミッション・ステートメントまたは一連の目標を有していること。文書には、外部質保証が機関の主要な活動であり、機関の使命や目標の達成のため、体系的なアプローチを重視することを、明確に規定していること。記述された目標は、機関の資源と結びついた実際の運営計画に即して実施されているという証拠があること。設置形態及びガバナンス構造は、機関の目標に照らして適切なものであること。

#### 証拠資料の例

- ・設置形態及びガバナンス構造
- ・ミッション・ステートメント及び一連の目標
- ・外部質保証機関の指針／戦略
- ・運営計画または長期戦略計画
- ・ビジョン・ステートメント
- ・根拠法令

### 2. 資源

外部質保証機関は、ミッション・ステートメント及び方法的アプローチに基づいて、外部評価を効果的、効率的に実施するのに十分に使用可能な人材及び財源を有すること。また外部質保証機関の資源は、当該機関の適切な発展に十分なものであること。

#### 証拠資料の例

- ・予算
- ・財務諸表
- ・活動、タスク、作業量
- ・料金体系
- ・外部レビューアーに係る費用
- ・外部レビューに要する平均的な費用
- ・人的資源についての説明（たとえば、意思決定機関、外部レビューアー及び職員の数と資格）

### 3. 外部質保証機関の質保証

外部質保証機関は、常に変化する高等教育の特性に対応する柔軟性、当該機関の活動の有効性、目標の達成に対する努力に重点を置いた、自らの活動の継続的な質保証システムを有していること。

外部質保証機関は、活動の有効性や価値の検討を含む、内部自己レビューを実行すること。レビューには、データ及びその分析が含まれる。

外部質保証機関は、定期的に外部レビューを受けること。要求された措置が施行され、公開されるという証拠が存在すること。

#### 証拠資料の例

- ・質保証方針／システム／活動／計画
- ・内部フィードバック（たとえば、監督的立場にある者や意思決定機関による）
- ・自己レビュー

- ・継続的な質保証のために進行中の内部プロセスの例
- ・高等教育機関または他の利害関係者等外部からのフィードバック
- ・外部レビューの報告書
- ・レビューのフィードバックが、改善のために使用されていること

### 4. 社会への情報公開

外部質保証機関は、適用される法令及び外部質保証機関の文化的背景に基づいて、情報を一般公開し、対応すること。これには、方針、手順及び基準などの関連文書の完全で、明確な開示が含まれる。

また外部質保証機関は、高等教育機関及びプログラムに関する評価結果の決定を公表することによって、社会に対する説明責任を果たすこと。公表の内容と程度は、文化的背景、適用される法令の要件及び他の要件により異なる。

外部評価が、高等教育機関またはプログラムについて評価結果の決定を下す際、適用される手順及び決定基準は公開されること。さらに審査基準は透明性があり、公開され、平等な取扱いを保証するものであること。

外部質保証機関は、自らの実績についての外部レビューの結果も一般公開すること。

#### 証拠資料の例

- ・外部質保証機関ウェブサイトの URL 及びそこで提供される情報の種類についての要約
- ・出版物一覧
- ・プレスリリース
- ・Eメールまたはニュースレターなど、その他の一般公開のための手段とその方法
- ・外部質保証機関の実績の外部評価結果を一般公開した資料

## 第2部 高等教育機関と外部質保証機関：関係、標準、内部レビュー

### 5. 外部質保証機関と高等教育機関の関係

外部質保証機関は、

- ・高等教育機関及びそのプログラムの質と質保証が、主として高等教育機関自身の責任であることを認識していること。
- ・学問の自治、教育機関またはプログラムの独自性及び高潔さを尊重すること。
- ・ステークホルダーとの十分な協議に基づき、標準または基準を適用すること。
- ・教育機関の質の改善及び説明責任の遂行の両方に貢献することを目指すこと。

#### 証拠資料の例

- ・方針／マニュアル
- ・教育機関及び他の関係者からのフィードバック
- ・外部質保証機関の外部レビューの報告書
- ・外部質保証機関内部レビュー

### 6. 外部質保証機関が教育機関／プログラムの実績

## に求めるべき要件

外部質保証機関は、自らが教育機関に何を期待しているかを明確に示す文書を備えていること。その期待（例えば、基準(standards)、要素または原則と呼ばれることがある）は、高等教育機関またはプログラムの中心的な活動に対する判定を行う材料として適切なものであること。基準は、外部質保証機関がその関心の範囲とする高等教育機関の活動の全領域、すなわち教育、学習、研究、地域サービスや、必要な財源、教職員、学習資源などの諸領域について明確に述べているものとする。基準は、対象領域、達成レベル、相対的ベンチマーク及び指標の種類に言及し、一般的ガイドラインを提供するものである。また、特定の学習目標を含めることもある。

### 証拠資料の例

- ・外部質保証機関が用いる基準または判断要素
- ・学習、公共サービス、研究などを含む、教育機関及びプログラムの目標の種類及びレベル
- ・指標の例
- ・プログラムまたは教育機関のレビュー結果
- ・教育機関及びプログラムに求められる資源の種類
- ・教育機関の戦略計画

## 7. 外部質保証機関が教育機関の自己評価報告書に求めるべき要件

自己評価に関する文書では、高等教育機関に対し、自己評価の目的、手順、プロセス及び期待する事項を説明していること。この文書はまた、使用される基準(standards)、決定基準(criteria)、報告様式及び高等教育機関が必要とする他の情報も含む。

通常、外部質保証機関によるレビュープロセスには、教育機関またはプログラムが行う自己点検を通じた自己評価、外部ピア・レビュー、事後のフォローアップが含まれる。

必要に応じて適切なやり方により、外部質保証機関は質保証プロセスの手順の適用といった点で、教育機関またはプログラムを指導すること。その内容は、自己評価、外部レビュー、一般の人々や学生及び他のメンバーからの点検／フィードバックの要請などである。

### 証拠資料の例

- ・手順を決め、対象事項を特定し、証拠を集め、実績を分析し、結果をまとめるプロセス及びスケジュールを説明するハンドブック及び他の出版物。
- ・教育機関への研修用資料一覧
- ・教育機関またはプログラムの過去の報告書または自己点検
- ・教育機関またはプログラムのレビュー結果
- ・教育機関の内部及び外部レビュープロセスの種類及び結果
- ・教育機関及びプログラムのための外部質保証機関による研修資料または助言資料

## 第3部 外部質保証機関による教育機関のレビュー 一：評価、決定、異議申し立て

## 8. 教育機関及び／またはプログラムに対する外部質保証機関評価

外部質保証機関は、使用される基準、点検方法及びプロセス、決定基準、その他外部レビューに必要な情報を記載した、外部評価に関する明快な文書を有していること。また外部質保証機関は、レビューアーの属性、選定及び研修に関する条件を備えていること。外部質保証機関のシステムは、各教育機関またはプログラムが、外部パネル、チーム、あるいは委員会（総称して「外部パネル」と呼ぶ）が異なっていたとしても、平等な方法で評価が下されることを保証しなければならない。

システムは以下のことを保証していなければならない。

- ・外部レビューアーが、外部質保証機関が定める条件を満たすこと、そして外部レビューアーがタスクの達成に適した人物であること
  - ・外部レビューアーに、利益相反がないこと
  - ・外部レビューアーが、必要な研修を受けること
  - ・外部レビューアーの報告書が、証拠に基づくものであり、明快で、結論が厳密に記載されていること
- 可能であれば、外部質保証機関は、少なくとも一名の、他国または地域からの外部レビューアーを外部パネルに加えるものとする。

### 証拠資料の例

- ・評価／点検の枠組み及び基準
- ・国際的に受け入れられているガイドライン及び協定を遵守していることの証明
- ・法的枠組み、手順、形式または文書（利益相反を避けるために使用される倫理規定など）
- ・専門家の選定、任命、研修基準
- ・専門家の指名及び任命プロセス
- ・専門家及び／または教育機関への指示を含むマニュアルまたはガイドライン
- ・プロトコル
- ・外部質保証機関職員と外部パネルの間の責任分担の説明

## 9. 決定

外部質保証機関の行う評価は、高等教育機関独自の自己点検・評価及び、専門知識を有する有識者（ピア）または関連法による判断などの外部参照基準の両方に焦点を当てていること。外部質保証機関は、独立していなければならない、つまり運営に自律的責任を負っており、その判断に当たっては第三者から影響を受けることがあってはならない。外部質保証機関の決定は、異なるパネルが判断を下したとしても、公平で、厳格で、綿密で、公正で、一貫性のあるものでなくてはならない。意思決定における一貫性には、今後の活動に関する提言を行うためのプロセスや措置における一貫性と透明性が含まれる。外部質保証機関の報告決定は、明快で、正確なものであること。

外部質保証機関が政府または他の公共団体に助言を行う場合には、各外部質保証機関の下す決定は、可能な限り独立して下されるものとする。

### 証拠資料の例

- ・同種の高等教育機関に対する決定の代表的サンプル
- ・外部質保証機関の内部及び外部レビューの関連部分
- ・異議申し立ての件数及び種類に関する説明
- ・報告書が議論された協議会／理事会／委員会の議事録

## 10. 異議申し立て

外部質保証機関は、異議申し立ての適切な方法及び指針を有していること。異議申し立てに対する取扱いは、最初の評価結果の決定に責任を負っていなかった、利益相反のないレビューアーが実行するものとする。しかし、必ずしも外部質保証機関外で実行される必要はない。

### 証拠資料の例

- ・異議申し立てに対する指針及び手順
- ・利益相反に関する指針
- ・複数年にわたる統計（異議申し立て件数、認可及び却下件数など）

## 第4部 外部活動：他の機関との協力及び国家／国境を越える教育

### 11. 協力

外部質保証機関は、可能であれば、優良実践に関する情報の交換、能力強化、決定に関するレビュー、国境を越える教育、共同事業及び職員交流などの分野で、他の外部質保証機関と協力すること。

### 証拠資料の例

- ・他の外部質保証機関との会合や訪問に関する説明
- ・上記いずれかの形態での接触回数及び頻度の統計

- ・地域ネットワークへの参加記録
- ・職員交流
- ・特定の課題の解決に関する機関の間での協定書
- ・プロジェクト、会議及び研修会への参加
- ・ネットワーク／組織への加入

### 12. 国家／国境を越える高等教育

外部質保証機関は、高等教育分野の輸出・入両方に関係する指針を有していること。こうした指針は、国内での高等教育の提供者や提供内容を対象としたものと同じということもあり得る。指針及び実践を策定するに際し、外部質保証機関は国際機関及び他の団体が発行する、関連ガイドラインを考慮に入れるものとする。全ての外部質保証機関は、輸出国または輸入国の適切な現地機関と相談するものとする。もっとも、遠隔教育により提供されている、または利用している者が少ないといったように、上記の方法が不可能であったり、あるいは不適切である場合もある。

### 証拠資料の例

- ・指針及び手順報告書
- ・輸出及び輸入される教育の質保証レビューに関する文書
- ・会合及び他の機関へ／からの訪問に関する説明
- ・関係する国際的ガイドラインの検討を反映して議論を行っていることがわかる、方針決定機関の会合の議事録

### < 訳注 >

本資料は INQAAHE(2007), *Guidelines of Good Practice 2007* を INQAAHE の許諾を得て全訳したものである。原版（英語版）は以下から入手可能である。

[http://www.inqahe.org/admin/files/assets/subsites/1/documenten/1231430767\\_inqahe--guidelines-of-good-practice\[1\].pdf](http://www.inqahe.org/admin/files/assets/subsites/1/documenten/1231430767_inqahe--guidelines-of-good-practice[1].pdf)



## 翻訳資料 4 欧州高等教育圏における質保証の基準とガイドライン

欧州高等教育質保証協会(ENQA)

杉本和弘(東北大学) 監訳

### 欧州高等教育圏における質保証の基準とガイドライン 欧州高等教育質保証協会

教育文化総局

このプロジェクトは、欧州委員会の支援を得て、ソクラテスプログラムの枠組みの中で資金提供されている。この出版物は筆者の見解のみを反映しており、欧州委員会はここに含まれる情報の使用に対して一切責任を負わない。

ISBN 952-5539-04-0 ISBN (紙)

ISBN 952-5539-05-9 ISSN (pdf)

ISBN 1458-1051

欧州高等教育エリアにおける質保証の基準とガイドラインに関する ENQA 報告書

この出版物は ENQA のウェブサイトからダウンロードすることが可能である <http://www.enqa.net/bologna.lasso>

©欧州高等教育質保証協会, 2009 年, ヘルシンキ  
第三版

引用するには出典を示すことが必要である。  
実務的理由により、第一版の段落番号を復活させている。

表紙デザイン: Eija Vierimaa  
フィンランド, ヘルシンキ, 2009 年

### 目次

序言

要旨

1. 背景・目的・原則

2. 欧州基準とガイドライン

基準とガイドラインの背景

第1部への序論

第1部: 高等教育機関の内部質保証に関する欧州基準とガイドライン

1.1 質保証の方針と手続

1.2 教育プログラムと学位の認証・監視・定期的レビュー

1.3 学生の成績評価

1.4 教員の質保証

1.5 学習資源と学生支援

1.6 情報システム

1.7 公開情報

第2部: 高等教育の外部質保証に関する欧州基準とガイドライン

2.1 内部質保証手続の利用

2.2 外部の質保証プロセスの開発

2.3 意思決定の規準

2.4 目的適合的なプロセス

2.5 報告

2.6 フォローアップの手続

2.7 定期的レビュー

2.8 システムレベルの分析

第3部への序論

第3部: 外部質保証機関に関する欧州基準とガイドライン

3.1 高等教育の外部質保証手続の利用

3.2 公的地位

3.3 活動

3.4 資源

3.5 ミッション・ステートメント(使命声明書)

3.6 独立性

3.7 質保証機関の用いる外部質保証の規準とプロセス

3.8 アカウンタビリティの手続

3. 質保証機関のピアレビュー・システム

国際的背景

質保証機関の周期的レビュー

欧州で活動する外部質保証機関の登録

欧州高等教育質保証協議フォーラム

4. 将来の展望と課題

補遺: 質保証機関の周期的レビュー(理論モデル)

## 序言

2003年9月19日のベルリン・コミュニケにおいて、ボローニャ・プロセス署名国の閣僚会議は、欧州高等教育質保証協会（ENQA）に対し、「EUA, EURASHE, ESIBとの協力の下、加盟団体を通して」「質保証に関して合意された基準・手続・ガイドライン」を開発するとともに、「質保証および（または）アクレディテーションの機関・団体に対する適切なピアレビュー・システムを整備する方法を探った上で、2005年にボローニャ・フォローアップ・グループを通して署名国の閣僚会議に報告を行う」ことを要請した。さらに、署名国の閣僚会議は、ENQAに「他の質保証団体や質保証ネットワークの専門知識」を十分に考慮することも求めた。

本報告書は、この指令に対する回答であり、コミュニケの当該セクションに記載されたあらゆる組織の承認を得て刊行されるものである。こうして共通理解に達し得たことは、すべての関係者の間でなされた議論が協力と相互尊重の精神に特徴づけられていたことを示している。このプロセスに建設的で極めて貴重なインプットをしてくださったEUA, EURASHE, ESIB, ならびに ENQA の加盟団体に感謝申し上げる。

本報告書は欧州教育閣僚会議に向けて作成されたものである。しかし、ENQAはこの報告書が高等教育の質保証に関心を持つ人々に広く読まれることを期待している。そうした読者にこの報告書が有益で示唆に富むものと思っただけならば幸いである。

質とその保証に関して幅広く共有される一連の基礎的な価値観・期待・優良実践例が、欧州高等教育圏（EHEA）の高等教育機関や質保証機関によって確立されるまでには、長く、そしておそらくは困難な道のりがあるだろう。本報告書は、そのための第一歩にすぎないことを強調しておかなければならない。EHEAに対する質保証が欧州の次元で十全に機能するためには、ベルリン・コミュニケを契機に始められたことが今後いっそう発展していく必要がある。それが達成できたならば、ボローニャ・プロセスの壮志の多くも達成されるはずである。これまでの作業に参加してきた人々はすべて、その成功に貢献することを待望している。

Christian Thune  
ENQA 会長  
2005年2月

## 要旨

本報告書は、欧州高等教育質保証協会（ENQA）<sup>1</sup>により、その加盟団体を通して、EUA, ESIB, EURASHEとの協議と協力、ならびに関連する多様なネットワークとの話し合いに基づいて作成されたものである。これは、2003年9月のベルリン・コミュニケにおいて ENQAに与えられた2つの委託事項、すなわち「質保証に関して合意された基準・手続・ガイドライン」を開発すること、ならびに「質保証および（または）アクレディテーションの組織・団体に対する適切なピアレビュー・システムを確保する方法を探る」ことへの対応をなしている。

本報告書は4つの章から構成されている。第1章で背景・目的・原則について述べた後、その後の章では、質保証<sup>2</sup>の基準とガイドライン、質保証機関に対するピアレビュー・システム、将来の展望と課題について述べている。

本報告書の主な結論と勧告は以下のとおりである。

- ・ 内部および外部の質保証、ならびに外部質保証機関に対する欧州の基準を設定すること
- ・ 欧州の質保証機関は、5年以内に周期的レビューを受けることが期待されること
- ・ 補完性原則（できる限り加盟国に権限を委ね、加盟国では十分にできないと認められたことのみをEUが行うという原則）を重視し、レビューは可能な限り各国で行うこと
- ・ 欧州レベルでの質保証機関の登録制度を設けること
- ・ 団体の登録決定については、欧州登録委員会（European Register Committee）の所掌とすること
- ・ 欧州高等教育質保証協議フォーラム（European Consultative Forum for Quality Assurance in Higher Education）を設立すること

以上の勧告が実行に移されれば

- ・ 合意された基準とガイドラインの利用によって、欧州高等教育圏（EHEA）全体での質保証の一貫性が強化される。
- ・ EHEAの高等教育機関と質保証機関が、質保証に関する共通の準拠点を用いることができるようになる。
- ・ 登録制度によって、専門的で信頼し得る質保証機関の見分けが容易になる。
- ・ 資格認定の手続が強化される。
- ・ 質保証機関が実施する業務の信頼性が高まる。
- ・ 欧州高等教育質保証協議会の活動を通して、質保証機関や他の主要なステークホルダー（高等教育機関、学生、労働市場の代表を含む）の見解や経験を交換する機会が促進される。
- ・ 高等教育機関と質保証機関の相互信頼が強化される。

<sup>1</sup> ENQA総会は、2004年11月4日、欧州高等教育質保証ネットワークを欧州高等教育質保証協会に変更することを承認した。

<sup>2</sup> 本報告書における「質保証」という語は、評価、アクレディテーション、オーディットなどのプロセスを含むものである。



- ・ 相互認知の動きが支援される。

## 質保証に関する欧州基準一覧

参照を容易にするため、本報告書第2章に基づき、ここに高等教育の質保証に関する欧州基準の一覧を記す。各基準に付随するガイドラインは省かれている。基準は、高等教育機関内部の質保証、高等教育の外部質保証、および外部質保証機関の質保証の三部から構成されている。

### 第1部：高等教育機関内部の質保証に関する欧州基準

- 1.1 質保証の方針と手続：  
高等教育機関は、教育プログラムと学位の質と水準を保証するための方針及びそれに伴う手続を有するべきである。高等教育機関はまた、自らの活動において質と質保証の重要性を認識する文化を発展させる取組みを明示的に実施すべきである。これを達成するために、高等教育機関は、質の継続的向上のための戦略を策定・実施すべきである。戦略・方針・手続には正式な位置づけが与えられ、公表されなければならない。また、それらには学生及び他のステークホルダーの役割が含まれるべきである。
- 1.2 教育プログラムと学位の認証・監視・定期的レビュー：  
高等教育機関は、自らの教育プログラムと学位に対する認証・定期的レビュー・監視の正式なメカニズムを有するべきである。
- 1.3 学生の成績評価：  
学生に対する成績評価においては、規準・規則・手続が公表され、それらが一貫して適用されるべきである。
- 1.4 教員の質保証：  
高等教育機関は、学生の教育を行うスタッフが適切な資格と能力を持つことを確認する方法を有するべきである。それらの方法は、外部評価を行う人々が入手できるようにすべきであるとともに、報告書においても解説がなされるべきである。
- 1.5 学習資源と学生支援：  
高等教育機関は、提供する各教育プログラムにおいて、学生の学習支援に利用できる資源が十分で適したものとなるようにすべきである。
- 1.6 情報システム：  
高等教育機関は、学習やその他の活動のプログラムを効果的に管理するため、関連情報を収集・分析・利用すべきである。
- 1.7 公開情報：  
高等教育機関は、自らが提供する教育プログラムと学位に関し、最新で偏りがなく客観的な定量的・定性的情報を定期的に公開すべきである。

### 第2部：高等教育の外部質保証に関する欧州基準

- 2.1 内部質保証手続の利用：  
外部質保証の手続は、「欧州基準とガイドライン」の第1部に記された内部における質保証プロセスの有効性を考慮に入れるべきである。
- 2.2 外部の質保証プロセスの開発：  
質保証プロセスの目的と目標は、その開発の前にすべ

ての責任者（高等教育機関を含む）によって決定されるべきであり、さらに使用する手続の記述と併せて公表されるべきである。

- 2.3 意思決定の規準：  
外部の質保証活動の結果としてなされるいかなる正式な意思決定も、明確な形で公表された規準に基づき、その規準が一貫して適用されるべきである。
- 2.4 目的適合的なプロセス：  
すべての外部質保証プロセスは、設定された目的と目標の達成に適したものとなるよう明確に設計されるべきである。
- 2.5 報告：  
報告書は公表されるべきであり、想定される読者が容易にアクセスできる形式で明確に書かれるべきである。報告書に盛り込まれる決定・称賛・勧告は、読者に容易にわかるように記載されるべきである。
- 2.6 フォローアップの手続：  
質保証プロセスが行動を勧告したりその後の行動計画を要求したりする場合は、フォローアップの手続が事前に決定され一貫して実施されるべきである。
- 2.7 定期的レビュー：  
高等教育機関及び（または）教育プログラムに対する外部質保証は、定期的実施されるべきである。1サイクルの長さとしてここで使用されるレビューの手続は、事前に明確に規定され公表されるべきである。
- 2.8 システムレベルの分析：  
質保証機関は、レビュー・評価・アセスメント等によって一般的に明らかとなった事項を記述・分析した要旨報告書を適宜刊行すべきである。

### 第3部：外部質保証機関に関する欧州基準

- 3.1 高等教育の外部質保証手続の利用：  
質保証機関による外部質保証では、「欧州基準とガイドライン」の第2部に記された外部質保証プロセスの存在と有効性が考慮されるべきである。
- 3.2 公的地位：  
質保証機関は、外部質保証に責任を有する組織としてEHEA内の監督官庁から正式に認証され、確立された法的根拠を持つべきである。質保証機関は、活動を行う法域の定めるいかなる要件も遵守すべきである。
- 3.3 活動：  
質保証機関は、定期的に（機関レベルもしくはプログラム・レベルで）外部質保証活動を行うべきである。
- 3.4 資源：  
質保証機関は、プロセスと手続の開発を適切に規定し、効果的かつ効率的に外部質保証プロセスを運営・実施できるよう、十分で適切な人的・財政的資源を有するべきである。
- 3.5 ミッション・ステートメント（使命声明書）：  
質保証機関は、声明書に自らの業務についての明瞭かつ明示的な目的と目標を記載して公開すべきである。
- 3.6 独立性：  
質保証機関は、自らの運営に対して自治的責任を有し、その報告書の結論及び勧告が高等教育機関・政府省庁・その他のステークホルダーといった第三者の影響を受けないという点において独立しているべきである。

る。

### 3.7 質保証機関の用いる外部質保証の規準とプロセス：

質保証機関によって用いられるプロセス・規準・手続は、事前に規定され公表されるべきである。そこには通例、以下の点が含まれることが期待される。

- ・ 質保証プロセスの対象者による自己評価もしくはそれに相当する手続
- ・ 質保証機関が決定した、専門家グループによる外部アセスメント（必要に応じて、学生委員及び訪問調査を含む）
- ・ 決定・勧告・他の正式結果を含む報告書の刊行
- ・ 質保証プロセスの対象者が、報告書に記載された勧告に従って実施した活動についてレビューするためのフォローアップ手続

### 3.8 アカウンタビリティの手続：

質保証機関は自らのアカウンタビリティを果たすための手続を定めるべきである。

## 1. 背景・目的・原則

2003年9月19日のベルリン・コミュニケにおいて、ボローニャ・プロセス署名国の閣僚会議は、欧州高等教育質保証協会（ENQA）に対し、「EUA, EURASHE, ESIBとの協力の下、加盟団体を通して」「質保証に関して合意された基準・手続・ガイドライン」を開発するとともに、「質保証および（または）アクレディテーションの組織・団体に対する適切なピアレビュー・システムを確保する方法を探った上で、2005年にボローニャ・フォローアップ・グループを通して署名国の閣僚会議に報告を行う」ことを要請した。さらに、署名国の閣僚会議は、ENQAに「他の質保証機関や質保証ネットワークの専門知識」を十分に考慮することも求めた。

ENQAは、質保証における欧州の次元の発展に大きく寄与し、ひいてはボローニャ・プロセスの目標を推進し得るこの機会を歓迎した。

この作業には多くの組織や利益団体が関わっている。第一に、ENQAの加盟団体が広くこのプロセスに関与している。加盟団体は作業グループに参加しているのに加え、ここからの報告書案は2004年6月及び11月に開催されたENQA総会の議題における重要な要素になった。第二に、欧州大学協会（EUA）、欧州高等教育機関協会（EURASHE）、欧州全国学生連盟（ESIB）、欧州委員会が「E4グループ」の定例会議を通して参加している。第三に、欧州アクレディテーション連盟（ECA）や中欧・東欧質保証機関ネットワーク（CEEネットワーク）といった他のネットワークとの連絡や、それらの組織による貢献が、報告書作成のプロセスにおいて特に有益な役割を果たしている。最後に、ENQAとそのパートナー組織がそれぞれの国際的な関係や経験を利用することから、関連する国際的視点がプロセスに取り入れられている。

高等教育の質保証は欧州だけの関心事ではない。高等教育が急速に拡大し、公的・私的財源に対する高等教育費用が拡大するなか、世界中で質と基準への関心が高まっている。それゆえ、欧州が世界で最もダイナミックな知識基盤経済になるという願望（リスボン戦略）を達成しようとするなら、欧州の高等教育が教育プログラムと学位の質の問題を真剣に考え、その質を保証し明示する手段を積極的に取り入れようとしていることを明確に示す必要がある。高等教育が国際化するなか欧州内外で生じているさまざまな活動や要求に対応が求められている。こうした提案の作成に関わる人々の取組みは、質保証において真に欧州の次元が実現され、それによって欧州高等教育圏（EHEA）における高等教育の魅力が強化されることを予期させるものである。

本報告書に含まれる提案は多くの原則に基づいており、それは、ベルリン指令の2つの部分に対応する2つの章において詳細に説明されている。しかし、全体を貫く基本原則がある。

- ・ 質の高い高等教育は、学生、雇用主、社会全般にとって利益である。
- ・ 機関自治が中心的な重要性を持つ。ただし、これには重い責任が伴うことが認識されなければならない。

- ・ 外部による質保証は、目的適合的であり、その諸目標を達成するために適切に必要な負担のみを高等教育機関に課すものであることが必要である。

40ヶ国からなるEHEAは、政治システム、高等教育システム、社会文化や教育の伝統、言語、アスピレーション、期待といった点で多様性を特徴としている。それゆえ、高等教育の質、基準、質保証に対して単一で画一的なアプローチを取ることはふさわしくない。本報告書は、欧州の誇りの一つとして一般に認識されているこうした多様性に鑑み、基準に対する規範的で高度に形式化された狭量なアプローチに強く反対する。本報告書は、基準においてもガイドラインにおいても、明細な要件ではなく一般的な原則を採用している。それは、第一にこのアプローチのほうが広く受け入れられると考えられるからであり、また、EHEA全体の多様な高等教育コミュニティを団結させる強固な基礎になるからである。一般的基準は、ほとんどの署名国レベルで<sup>3</sup>全般的な理解を得ることができるであろう。しかし、一般的原則を採用することの結果の一つは、基準やガイドラインについて、どのように達成されるべきかではなく、何が達成されるべきかに焦点が置かれることになるという点である。したがって、本報告書には手続の問題も含まれるものの、特に第2章では、基準とガイドラインが優先されている。

最後に、本報告書について合意に達したからといって、EHEAの質保証に関するボローニャ目標が達成されるわけではないということが強調されなければならない。前途には、本報告書の勧告を実行し、高等教育機関と外部質保証機関の双方において質を重視する文化を作り上げるための数々の作業が待ち受けているのである。

## 2. 欧州基準とガイドライン

「質保証に関して合意された一連の基準、手続、ガイドライン」を開発するという閣僚会議の委託によって多くの重要な問題が提起された。「質保証 (quality assurance)」というのは、高等教育における一般的用語であり、それ自体多くの解釈が可能である。あらゆる状況を網羅するために一つの定義を用いることは不可能である。同様に、「基準 (standards)」という用語は、欧州においては、狭義の規制要件を記述することから優良実践例を一般的に記述することまで、さまざまな形式で用いられている。こうした語の意味は、各国の高等教育システムのローカルな状況によっても大きく異なっている。

また、草案作成プロセスを通して、高等教育機関と外部評価者の間で確立されるべき適切な関係について、質保証コミュニティにはいくつかの根本的な考え方の違いがあることが明らかになっている。教育プログラムや高等教育機関の認証を行う機関をはじめ、一部の組織は、外部質保証は基本的に「消費者保護」の問題であり、質保証機関と評価対象の高等教育機関の間には明確な距離が必要だと考えている。その一方、外部質保証の主な目的は、教育プログラムや関連する資格の水準と質の向上を目的に助言や指針を与えることだと考える組織もある。後者の場合、評価者と被評価者の間には密接な関係が必要となる。さらに、両者の中間の立場を取り、アカウントビリティと質の向上のバランスを図ろうとする組織もある。

こうした問題について見解の相違があるのは質保証機関だけではない。高等教育機関と学生代表団体の利害も必ずしも一致しない。前者は（機関レベルでの）外部からの規制や評価を最小限に抑えつつ高度の自治を享受することを望み、後者はプログラムや資格のレベルでの頻繁な検査を通して高等教育機関に公的なアカウントビリティを果たしてほしいと考えている。

最後に、この基準とガイドラインは、ボローニャ宣言に記された高等教育の3つのサイクルのみに関わるものであり、研究や一般的な機関運営の領域に対応するものではない。

### 基準とガイドラインの背景

この節では、EHEAにおける質保証に関して提案されている基準とガイドラインについて記述する。この基準とガイドラインは、構造、機能・規模、所在国の制度にかかわらず、欧州のすべての高等教育機関と質保証機関に適用できるように計画されている。前述したように、本章の提言に詳細な「手続」を盛り込むことは適切ではないと考えられている。というのも、高等教育機関と質保証機関が行う諸手続はそれらの自治権の重要な一部をなすからである。各高等教育機関と質保証機関が、それぞれの状況に応じた協力をしながら、本報告書に記載された基準の採用を手続の上でどのように具体化するかを決定することになる。

この基準とガイドラインは、出発点として、欧州大学協会 (EUA) の「2003年7月グラーツ宣言」の精神を支持している。この宣言には、「欧州レベルでの質保証の目的は、各国の背景と学問領域の多様性を尊重しながら、相互の信頼を促進し、透明性を高めることである」と記されて

<sup>3</sup> 本報告書において、「国 (national)」という用語には、質保証機関、各国のコンテクスト、所轄当局などに関連する地域のコンテクストも含まれている。

いる。本報告書に含まれる基準とガイドラインは、グラーツ宣言に則り、各国の国内高等教育システムが何より重視されるべきであること、そうした国のシステム下にある高等教育機関と質保証機関の自治が重要であること、それぞれの学問分野に固有の要件があることを認識している。加えて、この基準とガイドラインは、ENQAが調整役となつて行われた試験的プロジェクト「欧州評価プロジェクト」(TEEP)——国境を越えた欧州の質評価プロセスの運用上の影響について3つの学問領域で行われた調査——の経験から多くを取り入れている。

この基準とガイドラインは、2005年3月にENQAによって発表された質の収斂(convergence)に関する調査も考慮に入れている。これは、外部の質保証に対する各国のアプローチが異なる理由、およびその収斂を阻む制約要因を詳しく検討するものであった。さらに、「高等教育機関の自治の原則に従い、高等教育の質保証の主責任はそれぞれの高等教育機関にあり、これが各国の質の枠組みにおいて学術制度の真のアカウンタビリティの基礎となる」というベルリン・コミュニケにおける閣僚会議の声明を反映している。したがって、この基準とガイドラインでは、高等教育機関の内部における質の高さを重視する文化の創出・発展と、外部質保証の手法が果たす役割との間の適切なバランスが模索されている。

さらに、この基準とガイドラインは、欧州アクレディテーション連盟(ECA)によって2004年12月に発表された「優良実践例の規範(Code of Good Practice)」を取り入れているほか、ESIBの「欧州レベルで合意された基準、手法、ガイドラインに関する声明」(2004年4月)と「質保証・アクレディテーション機関のピアレビューに関する声明」(2004年4月)、EUAの「ベルリン・コミュニケに関連したQA方針に関する立場」(2004年4月)、EURASHEの「ボローニャ・プロセスに関する方針の声明」(2004年6月)に含まれるその他の見解も参考にしている。最後に、外部質保証の基準を、国際的ネットワークであるINQAAHEによって実行に移されつつある「優良実践例ガイドライン」と比較することによって、国際的な視点も含まれている。

## 第1部「高等教育の内部質保証に関する欧州基準とガイドライン」、ならびに第2部「高等教育の外部質保証に関する欧州基準とガイドライン」への序論

以下に示す内部および外部質保証の基準とガイドラインは、EHEA内で活動する高等教育機関と質保証機関が使用することを目的として作成されており、質と基準に関連する主要な領域を網羅している。

この基準とガイドラインの目的は、高等教育機関がそれぞれの質保証システムを発展させる上での支援と手引きになるとともに、外部質保証を行う機関に対する支援と手引きとなること、および高等教育機関にも質保証機関にも等しく用いられる共通の準拠枠の確立に貢献することである。これらは、実施方法を押し付けることを意図したものでもないし、規範や不変なものとして見なされるべきでもない。

EHEA諸国の中には、教育所管省庁またはそれに相当する組織が、この基準とガイドラインに含まれる領域の一部に責任を有している国もある。そのような場合、その省庁

や組織に適切な質保証の仕組みが組み込まれていること、およびそうした省庁や組織が独立したレビューの対象となることが必要である。

## 基本原則

この基準とガイドラインは、EHEA内の高等教育の内部および外部質保証に関するいくつかの基本原則を基礎にしている。これには以下の点が含まれる。

- 提供される高等教育の質とその保証に関しては、提供者が主たる責任を負う。
- 高等教育の質と基準に対する社会の利益が守られる必要がある。
- EHEA全体の学生およびその他の高等教育の受益者のために、教育プログラムの質の向上と改善が必要である。
- それら教育プログラムが提供・支援される効率的かつ効果的な組織構造が必要である。
- 質保証プロセスにおける透明性と外部の専門家の利用が重要である。
- 高等教育機関においては質を尊重する文化が育成されるべきである。
- 公的および私的な資金の投資に対するアカウンタビリティを含め、高等教育機関がアカウンタビリティを明示できるプロセスが確立されるべきである。
- アカウンタビリティを目的とする質保証と質の向上を目的とする質保証とは、十分に両立可能である。
- 高等教育機関は、国内的にも国際的にもその質を明示できなければならない。
- 使用されるプロセスは多様性と革新を抑制するものであってはならない。

## 基準とガイドラインの目的

基準とガイドラインの目的は以下のとおりである。

- EHEA内の高等教育機関の学生が利用できる教育を向上させること
- 高等教育機関がそれぞれの質の管理と強化を行うのを支援し、それによって高等教育機関の自治の正当性を証明するのを手助けすること
- 質保証機関が活動する上でのバックグラウンドを形成すること
- 関連するすべての人が理解できるように、外部による質保証をより透明で簡素なものにすること

## 基準とガイドラインの目標

基準とガイドラインの目標は以下のとおりである。

- 活力に満ちた知的で教育的な成果を促す高等教育機関の取組みを奨励すること
- 高等教育機関とその他の関連する機関が自らの質保証文化を発展させる上での支援と手引きを提供すること
- 高等教育機関、学生、雇用主、その他のステークホルダーの、高等教育のプロセスと成果に対する期待を高め、活性化すること
- EHEA内の高等教育の提供と質保証に関する共通

の準拠に貢献すること

## 外部質保証

本報告書に提案される基準とガイドラインでは、外部質保証が重要な役割を果たすことが認識されている。その形はシステムによって異なり、科目や教育プログラムの評価、科目レベル、教育プログラム・レベル、機関レベルでのア krediteーション、これらの組み合わせなど、さまざまなタイプの機関評価が含まれ得る。そのような外部評価が十分に効果を持つかどうかは、主に、具体的な目標を伴った明確な内部の質保証戦略があるか否か、および高等教育機関内でこうした目標の達成を目指した仕組みや方法が利用されるか否かによって決まる。

質保証は、以下を含む多くの目的で外部組織によって実施されることになる。

- 高等教育に関する国レベルの学術的基準の保護
- 教育プログラム及び（または）高等教育機関のア krediteーション
- 利用者保護
- 教育プログラムまたは高等教育機関に関する独立検証された情報（量的および質的）の公的な提供
- 質の向上と強化

欧州の質保証機関の活動は、それぞれの管轄区域や環境の法的・社会的・文化的要件を反映したものとなる。質保証機関自体の質保証に関する欧州基準は、本章の第3部に記されている。質保証機関が実施するプロセスは、達成しようとする目的と成果によって異なる。質をいっそう高めることに重点をおく質保証機関は、強力な「消費者保護」を第一の機能とする機関とは異なる手法を採用するかもしれない。本章で示す基準は、外部質保証に関する欧州の基本的な優良実践例を反映したものであるが、何が検査されるべきか、質保証の活動がいかん実施すべきかについての詳細な手引きを提供するものではない。各国の質保証機関や関係当局の間の情報交換によって、すでに共通的な要素が生じつつあるとはいえ、それは各国の自治に委ねられる問題である。

しかし、外部質保証プロセスの優良実践例にはすでにいくつかの原則が見られる。

- 高等教育機関の自治が尊重されるべきである。
- 学生、および労働市場の代表といったその他のステークホルダーの利益が、外部による質保証プロセスの最前線に位置づけられるべきである。
- 可能な限り、高等教育機関自身の内部質保証活動の結果が利用されるべきである。

「ガイドライン」は、優良実践例に関する付加的な情報を提供し、場合によっては基準の意味と重要性を詳しく説明するものである。このガイドラインは基準の一部ではないが、基準はガイドラインと併せて考慮する必要がある。

## 第1部：高等教育機関の内部質保証に関する欧州基準とガイドライン

### 1.1 質保証の方針と手続

#### 基準：

高等教育機関は、教育プログラムと学位の質と水準を保証する方針、およびそれに伴う手続を有するべきである。また、高等教育機関は、その活動において質と質保証の重要性を認識する文化を発展させることに明確に取り組むべきである。これを達成するために、高等教育機関は、質の継続的な強化の戦略を策定・実行すべきである。

戦略、方針、手続に正規の位置づけが与えられ、公表されるべきである。また、それらには学生やその他のステークホルダーの役割が含まれているべきである。

#### ガイドライン：

正規の方針と手続は、高等教育機関が質保証システムを進展させ、その有効性を監視するための枠組みになる。また、それらは、高等教育機関の自治に対する公的な信頼を提供するのに役立つ。方針には、意思の表明とそれを達成するための主たる手段が含まれる。手続に関するガイダンスは、その方針が実行される方法について詳しい情報を提供するものであり、その手続を実行する上での実際的な諸側面について知る必要がある人々にとって有益な基準点となる。

手続の記述には以下の点が含まれていることが期待される。

- 当該機関における教育と研究の関係
- 質と水準に関する当該機関の戦略
- 質保証システムの機構
- 質保証に対する学科、学部、その他の組織および個人の責任
- 質保証への学生の関与
- 方針の実施・監視・修正方法

EHEA を実現する上で重要なのは、高等教育機関があらゆるレベルで取り組むことによって、教育プログラムが意図された明確な成果を上げ、学生がその成果を達成すべくスタッフが教育と支援を行う体制を整えたとともに、実際に進んで実践し、卓越性・専門知識・熱意を発揮するスタッフによる貢献が十分かつタイムリーに実体ある形で認識されることが非常に重要である。すべての高等教育機関は、自らが学生に提供する教育を改善・強化することを目指さなければならない。

### 1.2 教育プログラムと学位の承認、監視、定期的レビュー

#### 基準：

高等教育機関は、自らの教育プログラムと学位について、承認、定期的レビュー、監視に必要な公式なメカニズムを有するべきである。

#### ガイドライン：

教育プログラムが十全に設計され、常に監視され、定期的にレビューされる効果的な質保証活動があり、それによって教育プログラムの継続的な適合性と現在性が確保され

れば、高等教育に対する学生やその他のステークホルダーの信頼が確立・維持されやすい。

教育プログラムと学位の質保証には以下が含まれていることが期待される。

- ・ 明確に目的が示された学習成果の策定と公表
- ・ カリキュラムと教育プログラムの設計と内容に対する十分な注意
- ・ それぞれの教育提供モード（フルタイム、パートタイム、遠隔地学習、eラーニングなど）と高等教育のタイプ（アカデミック、職業訓練、専門職養成など）に特有のニーズ
- ・ 適切な学習資源の利用可能性
- ・ 教育に関与していない組織が行う、教育プログラムの公式承認手続
- ・ 学生の進捗と到達度の監視
- ・ 教育プログラムの定期的レビュー（外部の評価委員会メンバーを含む）
- ・ 雇用主、労働市場の代表、その他の関連組織からの定期的フィードバック
- ・ 質保証活動への学生の参加

### 1.3 学生の成績評価

#### 基準：

学生は、一貫して適用される公表された基準・規則・手続に従って成績評価を受けるべきである。

#### ガイドライン：

学生の成績評価は高等教育の最も重要な要素の1つである。成績評価の結果は学生の将来のキャリアに非常に大きな影響を持つ。したがって、成績評価が常に専門的に実施され、試験・考査プロセスに関して存在する幅広い知見が考慮に入れられることが重要である。また、成績評価は、教育と学生支援の有効性に関して高等教育機関に貴重な情報を提供する。

学生の成績評価の手続は以下のとおりであることが期待される。

- ・ 意図された学習成果およびその他の教育プログラムの目標の達成度を測定するように設計されていること
- ・ 診断的評価、形成的評価、総括的評価のいずれであっても、その目的に適したものであること
- ・ 公表された明確な採点基準があること
- ・ 目標とする資格に関係する知識・技能の達成に向けた学生の発達に対して成績評価が果たす役割について理解している者が実施すること
- ・ できる限り、一人の試験者の判断に依存しないこと
- ・ 試験規則から起こりうるすべての結果が考慮されること
- ・ 学生の欠席、病気、その他の酌量事由に関する明確な基準があること
- ・ 成績評価が、当該機関の明示した手続に則って確実に行われること
- ・ 手続に正確を期すため、事務部門による確認作業が行われること

さらに、学生は、教育プログラムに用いられる成績評価

の方針、受けるべき試験やその他の評価方法、期待される事項、成績評価に用いられる基準についてははっきりと情報提供されるべきである。

### 1.4 教育スタッフの質の保証

#### 基準：

高等教育機関は、学生の教育を行うスタッフが適切な資格と能力を有していることを確認する方法を持つべきである。それらの方法は外部レビューを行う人々が利用できるようにし、報告書において解説すべきである。

#### ガイドライン：

教員は、ほとんどの学生にとって何より重要な学習資源である。重要なことは、教育に携わる人物が、担当科目について十分な知識を持って理解するとともに、広範な教育状況の中でその知識と理解を効果的に学生に伝えるのに必要なスキルと経験を有し、自らの成果に対してフィードバックを得ることである。高等教育機関は、スタッフの採用・任命の手続に、すべての新しいスタッフが少なくとも必要最低限の能力を有することを確認する方法が含まれるようにすべきである。教員は、自らの教育能力を開発し伸張させる機会が与えられるべきであり、自らの技能を重視するように奨励されるべきである。高等教育機関は、能力不足の教員に対して、容認できるレベルまでスキルを高める機会を与えるべきであり、明らかな能力不足が継続する場合には教育任務から外す手段を備えているべきである。

### 1.5 学習資源と学生の支援

#### 基準：

高等教育機関は、学生の学習支援に利用可能な資源が十分であり、提供する各教育プログラムに適したものとなるようにすべきである。

#### ガイドライン：

学生は、教員に加え、学習を支援する各種の資源に依存する。それは、図書館やコンピュータ施設といった物理的資源から、チューター、カウンセラー、その他のアドバイザーといった人的支援まで幅広い。学習資源とその他の支援の仕組みは、学生が容易に利用でき、学生のニーズに合わせて計画され、サービス利用者からのフィードバックに感応的でなければならない。高等教育機関は、学生向けの支援サービスの定期的な監視と見直しを行い、その有効性を向上させるべきである。

### 1.6 情報システム

#### 基準：

高等教育機関は、学習やその他の活動のプログラムを効果的に管理するため、関連情報を収集、分析、利用すべきである。

#### ガイドライン：

効果的な質保証の出発点は、高等教育機関が自らを知ることである。高等教育機関が自らの活動に関して情報を収集・分析する手段を持っていることが重要である。これがなければ、高等教育機関は、何がうまくいっており、何が改善を要するか、あるいは革新的な実行方法がどのような結果をもたらしているかについて知ることができない。

質に関してそれぞれの高等教育機関が必要とする情報

のシステムは、ある程度ローカルな状況によって異なるが、少なくとも以下を含むことが期待される。

- 学生の進学率及び卒業率
- 卒業生の雇用可能性
- 教育プログラムに対する学生の満足度
- 教員の有効性
- 学生集団の特性
- 利用可能な学習資源とそのコスト
- 高等教育機関独自の主要な業績指標

高等教育機関が EHEA 内外の同類の組織と自らを比較することにも意義がある。これによって高等教育機関は自らに関する知識を広げ、業績を改善し得る方法にアクセスすることが可能になる。

### 1.7 公開情報

#### 基準：

高等教育機関は、自らが提供する教育プログラムと学位に関し、最新で偏りのない客観的な量的および質的情報を定期的に公開すべきである。

#### ガイドライン：

高等教育機関は、その公的な役割を果たす上で、提供する教育プログラム、そこから意図される学習成果、授与資格、用いられる教育・学習・成績評価の手段、学生が利用できる学習機会といった事項に関する情報を提供する責任を有している。公表される情報には、過去の学生の意見や就職先、および現在の学生集団の特性が含まれることもある。この情報は、正確で、偏りがなく、客観的で、容易にアクセスできるべきであり、単にマーケティングのチャンスとして利用されるべきではない。高等教育機関は、それらの情報が不偏性と客観性の点で、自ら期待する水準を満たしていることを立証すべきである。

## 第 2 部：高等教育の外部質保証に関する欧州基準とガイドライン

### 2.1 内部質保証手続の利用

#### 基準：

外部質保証の手続は、欧州基準とガイドラインの第 1 部に記された内部質保証プロセスの有効性を考慮に入れるべきである。

#### ガイドライン：

第 1 部における内部質保証の基準は、外部質評価プロセスの有益な基礎となる。各高等教育機関の内部における方針と手続が、外部における手続のなかで慎重に評価され、どの程度基準が満たされているかが判断されることが重要である。

高等教育機関が自らの内部質保証プロセスの有効性を示すことができ、そのプロセスが質と基準を適切に保証しているならば、外部プロセスは、そうでない場合ほど徹底して行われなくてもよい。

### 2.2 外部質保証プロセスの策定

#### 基準：

質保証プロセスが定められる前に、すべての責任者（高等教育機関を含む）によってそのプロセスの目的と目標が決定されるべきであり、用いられる手続の記述とともに公表されるべきである。

#### ガイドライン：

手続の目的の明確性と透明性を確保するため、外部質保証の方法は、高等教育機関を含む主要ステークホルダーを取り込んだプロセスを通して設計・策定されるべきである。最終的に合意された手続は公表されるべきであり、使用される手続の説明に加え、プロセスの目的と目標に関する明確な記述が含まれるべきである。

外部質保証が、関係する高等教育機関に対して要請を行う際には、採用される手続が適切なものであり、高等教育機関の通常の業務を必要以上に妨げないことを確認するため、予備的な影響評価が行われるべきである。

### 2.3 意思決定の規準

#### 基準：

外部による質保証活動の結果としてなされるすべての正式な意思決定は、明確な形で公表された基準に基づくべきであり、それは一貫して適用されるべきである。

#### ガイドライン：

質保証機関によってなされる正式な意思決定は、その対象となる高等教育機関と教育プログラムに重大な影響を及ぼす。公平性と信頼性を確保するため、決定は公表された基準に基づき、一貫した形で解釈されるべきである。結論は、記録された証拠に基づいているべきであり、質保証機関には、必要に応じて結論を控えめにする方法が備わっているべきである。

### 2.4 目的に合ったプロセス

#### 基準：

あらゆる外部質保証プロセスは、設定された目的と目標の達成に適したものとなるよう明確に設計されるべきであ

る。

#### ガイドライン：

EHEA内の各質保証機関は、異なる目的と異なる方法に基づいてそれぞれの外部プロセスを実施している。質保証機関が自ら定義し公表した目的にふさわしい手続を実施することが何より重要である。しかしこれまでの経験からは、外部レビューのプロセスにおいて、有効性・信頼性・有益性を確保し、さらに質保証に欧州の次元にとっての基礎を提供するのに役立ついくつかの要素が広く利用されていることがわかっている。

特に注目に値するのは以下の要素である。

- 外部による質保証活動を行う専門家が適切なスキルとその任務を遂行する能力を確実に有していること
- 専門家の選定を慎重に行うこと
- 専門家に対して適切な状況説明または研修を行うこと
- 国際的な専門家を利用すること
- 学生を参加させること
- 用いられるレビュー手続が、知見と結論を支持するのに足る証拠を提供する上で十分なものであること
- 自己評価／訪問調査／報告書案／報告書刊行／フォローアップから成るレビュー・モデルを用いること
- 質保証における基本要素として高等教育機関による向上・強化策が重要であることを認識すること

## 2.5 報告

### 基準：

報告書は、公表されるべきであり、それは明確に、かつ想定される読者が容易にアクセスできる形式で書かれるべきである。報告書に記載されるあらゆる決定、推賞、勧告の事項は、読者にわかり易く記されるべきである。

### ガイドライン：

外部による質保証プロセスの利益を最大にするため、報告書は、想定される読者のニーズを満たすことが重要である。報告書は複数の読者集団向けに書かれることもあるが、その場合、構成、内容、スタイル、語調に注意を払うことが必要である。

一般に、報告書は、説明、分析（関連する証拠を含む）、推賞、意見、勧告を網羅するように構造化されるべきである。一般の読者がレビューの目的、その形式、決定に用いられた基準を理解できるように、十分な予備的説明が含まれるべきである。また、主要な知見、結論、勧告は、読者が容易に探し出せるように書かれているべきである。

報告書は、容易にアクセスできる形で公表されるべきであり、報告書の読者や利用者（関連する高等教育機関の内外の者）がその有用性に関して意見を述べる機会が設けられるべきである。

## 2.6 フォローアップの手続

### 基準：

行動の勧告を含む質保証プロセス、またはその後の行動計画を要求する質保証プロセスは、事前に定められ一貫して実行されるフォローアップの手続を有するべきである。

### ガイドライン：

質保証とは、基本的に個々に外部検査を行うことではなく、継続的に良き仕事をしようとする努力でなければならない。外部による質保証は、報告書の刊行をもって終了するものではなく、勧告が適切に対処され、必要な行動計画が作成・実行されるようにするための構造化されたフォローアップの手続を含んでいるべきである。高等教育機関や教育プログラムの代表者とさらなる話し合いが持たれることもある。その目的は、改善の必要性が指摘された分野への対応が迅速に行われ、さらなる質向上活動が奨励されるようにすることにある。

## 2.7 定期的なレビュー

### 基準：

高等教育機関及び（または）教育プログラムについての外部による質保証は、周期的に行われるべきである。1サイクルの長さとして用いられるレビューの手続は、事前に明確に規定され、公表されるべきである。

### ガイドライン：

質保証とは、静的なプロセスではなく動的なプロセスである。それは、継続的である必要があり、「一生涯に一度」のものであってはならない。最初のレビューや正式なフォローアップの手続の完了をもって終わるものではなく、定期的に更新されなければならない。次回の外部レビューの際には、前回のレビュー後の進展が考慮に入れられるべきである。あらゆる外部レビューに用いられるプロセスは、外部の質保証機関によって明確に定義されるべきであり、高等教育機関に対する要求は、その目標の達成にとって必要以上に大きなものであってはならない。

## 2.8 システム全体の分析

### 基準：

質保証機関は、適宜、レビュー、評価、アセスメント等による一般的な知見を記述し分析した要約報告書を刊行すべきである。

### ガイドライン：

すべての外部質保証機関が、教育プログラム及び（または）高等教育機関に関して豊富な情報を収集することで、それは高等教育システム全体に関する構造的分析にとっての資料となる。そうした分析は、発展状況、傾向、新たな優良実践例、根強く残る問題点や弱点に関して極めて有益な情報を提供することができ、政策展開と質強化にとって有用なツールとなり得る。質保証機関は、その業務から最大限の利益を得るために、自らの活動の中に研究開発の機能を含むことを検討すべきである。



### 第3部「外部質保証機関に関する欧州基準とガイドライン」への序論

1990年代初め以来、欧州の外部質保証機関は著しい成長をみせている。同時に、機関間の協力や最良実践例の共有が、この発展にとって不可欠の要素になっている。すでに1994/95年度に欧州委員会が着手したいわゆる「欧州パイロットプロジェクト」により、質保証の基本的な方法、質保証機関の独立性、自己評価、外部による訪問調査、公開される報告書について質保証機関が相互に認識し、それらは高等教育の質保証に関する1998年「EU理事会勧告」に明記されている。2000年におけるENQAの創設は、こうした協力の進展が自然に制度化されたものであり、ENQAは1990年代に到達した最新のコンセンサスを基礎にすることができたのである。

以下に記す外部質保証機関に関する欧州基準は、欧州の外部質保証の短い歴史における上記の発展を前提として作成されたものである。また、基準をあまりに詳細で規範的なものにしすぎないことが意識的に目指されている。基準によって、各国・各地域の経験と期待を自らの組織やプロセスに反映させる質保証機関の自由が制限されてはならないのである。しかし基準によって、質保証機関の専門性、信頼性、統合性が、ステークホルダーにとって可視的で透明性のあるものにならなければならない。また、質保証機関の間で同等性が見られるとともに、必要な欧州の次元が生み出されるようにならなければならない。

このように、基準は、質保証機関の相互認識に向けた活動と質評価組織の評価やアクレディテーションの結果に自然に貢献するものであるということをつけ加えておくべきであろう。こうした作業は、北欧高等教育質保証ネットワーク（NOQA）において探求されており、欧州アクレディテーション連盟（ECA）による「優良実践規範」の一部になっている。

優良実践例に関する付加的な情報を提供し、場合に応じて基準の意味と重要性を詳細に説明するために、さまざまな「ガイドライン」が付されている。このガイドラインは基準そのものの一部をなすものではないが、基準はガイドラインと併せて考慮する必要がある。

### 第3部：外部質保証機関に関する欧州基準とガイドライン

#### 3.1 高等教育の外部質保証手続の利用

##### 基準：

質保証機関の外部質保証は、欧州基準とガイドラインの第2部に記された外部質保証プロセスの存在と有効性を考慮に入れるべきである。

##### ガイドライン：

第2部に記載された外部質保証に関する基準は、外部による質査定プロセスにとって有益な基礎を提供している。これらの基準には、1990年代初め以来の欧州における外部質保証の発展を通して得られた優良実践例及び経験が反映されている。したがって、こうした基準が、高等教育機関に対して外部質保証機関が適用するプロセスに組み込まれることは重要である。

外部質保証に関する基準は、外部質保証機関に関する基準とともに、高等教育機関の専門的で信頼に足る外部質保証の基礎を成すものである。

#### 3.2 公的地位

##### 基準：

質保証機関は、外部質保証に責任を有する組織としてEHEA内の所管の監督官庁から公式に認定されるべきであり、確たる法的基盤を持つべきである。質保証機関は、活動管轄内におけるいかなる要件も満たすべきである。

#### 3.3 活動

##### 基準：

質保証機関は、定期的に（機関レベルもしくはプログラム・レベルで）外部質保証活動を行うべきである。

##### ガイドライン：

これには、評価、レビュー、オーディット、アセスメント、アクレディテーション、それ以外の同様の活動も含まれ、それは質保証機関の中心的機能の一部であるべきである。

#### 3.4 資源

##### 基準：

質保証機関は、プロセスと手続の開発に関する適切な規程を備え、効果的・効率的な形で外部による質保証プロセスを組織・運営できるように、十分かつ適切な人的および財政的資源を有するべきである。

#### 3.5 ミッション・ステートメント（使命声明書）

##### 基準：

質保証機関は、広く入手可能な声明書に、自らの任務に関する明確な目標と目的を記載すべきである。

##### ガイドライン：

こうした声明書では、質保証機関による質保証プロセスの目標と目的、高等教育の関連ステークホルダー、特に高等教育機関との作業分担、活動の文化的・歴史的背景が記載されるべきである。声明書では、外部質保証プロセスが当該機関の主要な活動であること、その目標と目的を達成する体系的アプローチが存在することが明確にされるべき

である。また、声明書に記載された事項を明確な方針と運営計画に具現化する方法を示した文書も必要である。

### 3.6 独立性

#### 基準：

質保証機関は、それぞれの活動に対する自立的責任を有しており、その報告書の結論及び勧告が高等教育機関、政府省庁、その他のステークホルダーなどの第三者の影響を受けてはならないという点において独立しているべきである。

#### ガイドライン：

質保証機関は、以下のような方法を通して独立性を示す必要がある。

- その運営が高等教育機関や政府から独立していることが公的な文書（ガバナンス手法や法律など）において保証されること
- その手続と方法の定義と運用，外部専門家の推薦と任命，質保証プロセス結果の判定が，政府，高等教育機関，政治的影響力を有する機関から独立して自立的に行われること
- 質保証プロセスの中で，高等教育の関連ステークホルダー，特に学生（学習者）の意見が求められるが，質保証プロセスの最終的な結果については質保証機関が責任を負うこと

### 3.7 質保証機関が用いる外部質保証の基準とプロセス

#### 基準：

質保証機関によって用いられるプロセス，基準，手続は事前に規定され，公表されるべきである。これらのプロセスは，一般に以下を含んでいることが期待される。

- 質保証プロセスの受審機関による自己評価またはそれと同等の手続
- 質保証機関が決定した専門家グループによる外部評価。適宜，学生（集団）や訪問調査が含まれる。
- 決定，勧告，その他の正式な結果を記載した報告書の刊行
- 報告書に記載された勧告に照らして，質保証プロセスの受審機関が実施した措置についてレビューを行うフォローアップ手続

#### ガイドライン：

質保証機関は，特定の目的のために他のプロセスや手続を利用することができる。質保証機関は，自らが明言している原則に常に関心を払うとともに，自らの諸要件とプロセスが専門的に管理され，決定がたとえ異なる集団によってなされるとしても，結論や決定が一貫した形で達成されるようにすべきである。質保証について公式決定を行ったり，公式の結果を伴う結論を出したりする質保証機関は，不服申し立ての手続を定めるべきである。不服申し立て手続の性質と形式は，各質保証機関の規約を踏まえて決定されるべきである。

### 3.8 アカウンタビリティの手続

#### 基準：

質保証機関は，自らのアカウンタビリティのための手続

を備えているべきである。

#### ガイドライン：

こうした手続には，以下が含まれていることが期待される。

1. ウェブサイトにおいて閲覧可能な，質保証機関自らの質の保証に関して公表された方針
2. 以下の事項について明示した文書
  - 当該機関のプロセスと結果が，質保証の責務と目標を反映したものであること
  - 当該機関が，外部専門家の業務に関して利害衝突を回避する仕組みを定めて実行していること
  - 当該機関が，質保証手続の要素の一部または全部が他の当事者に外注している場合，請負組織の活動と請負機関によって作成される資料の質を保証する信頼し得る仕組みを有していること
  - 当該機関が，自らの発展と改善に関して情報を提供し実証するために，内部フィードバックの仕組み（自らのスタッフ及び委員会（理事会）からのフィードバックを収集する手段），内部対応の仕組み（内部及び外部の改善勧告に対応する手段），外部フィードバックの仕組み（専門家及びレビューを受けた高等教育機関から，将来の発展のためのフィードバックを収集する手段）を有していること
3. 質保証機関の活動について，少なくとも5年に1回の実施が義務づけられた周期的な外部レビュー

### 3. 質保証機関のピアレビュー・システム

欧州の閣僚会議は、ベルリンにおいて、「ENQA に対して、その加盟団体を通じて、EUA, EURASHE, ESIB との協力によって [中略] 質保証及び (または) アクレディテーションの機関や団体に対する適切なピアレビュー・システムを整備する方法を探る」ことを求めた。

ENQA とそのパートナー組織は、この要請に応えるにあたって、質保証機関に対するピアレビュー・システムがピアレビューのプロセスそのものだけではなく、レビューが拠って立つ質の基準の慎重な考察も含むべきであるとベルリン指令を解釈して事に当たってきた。また、その過程においては、質保証機関のピアレビューが基本的に、質保証機関の質の透明性、可視性、比較可能性という目標を達成する手段として解釈されるべきだという合意も得られている。

したがって、本報告書は、欧州の高等教育界で活動する外部質保証機関の認定登録制度の創設を主な提案事項としている。この提案は、基本的に、認定やアクレディテーションのラベルの価値を利用して利益を上げようと望む質保証機関がまもなく増加するという予測に対応したものである。他地域における経験はそうした企業活動を統制するのが困難であることを示しているが、欧州は、既存の質保証機関を保護するためではなく、いかがわしい機関の活動によって質保証の利益が損なわれないようにするため、この新しい市場の実際の管理を実践するユニークな機会に恵まれている。

こうした提案に関する活動は、原則として、欧州の背景と要請を考慮に入れている。それと同時に、同様の経験とプロセスが国際的に展開しつつあることが認識されている。それゆえ、本章は、本報告書のこの部分の草案に関連する国際的な経験と取組みについての簡単な分析から始める。続いて、補完性原則に基づくピアレビュー・システムの提案と外部質保証機関に関する欧州基準の概要を示し、欧州で活動する外部質保証機関に関して推奨されている登録制度について説明する。この登録制度では、ピアレビュー及び欧州基準の遵守が決定的な役割を果たす。最後に、欧州高等教育質保証協議フォーラムの設置を提案する。

#### 国際的背景

現在、高等教育の質保証分野でダイナミックな展開が見られるのは欧州だけではない。この節では、国際高等教育質保証ネットワーク (INQAAHE)、国際大学学長協会 (IAUP)、米国高等教育アクレディテーション協議会 (CHEA)、OECD、UNESCO といった組織の経験と活動について説明する。本報告書の作成にあたっては、こうした質保証に関する組織の活動が役に立った。こうした国際的な経験が具体的な勧告に直接に含まれているわけではないものの、以下では、いくつかの主要な国際的要素が本章の勧告に関連する形で提示されている。

外部質保証機関の高い質と優れた実践方法の証明は、ここ数年、国際的な検討課題にもなってきた。INQAAHE は 1999 年から、外部質保証機関の質のラベルをめぐる協議を行った。これは、外部質保証の役割を果たす能力のある質保証機関を知りたいという高等教育機関のニーズを満たす

ために、もともと IAUP が発案した考え方であった。しかし、質のラベルは広範にわたる反対に遭い、INQAAHE はその後、質保証団体の優良実践例の基準作成に重点をおいている。その結果、目的および歴史・文化的な背景に関する国際的多様性を認識しつつ、優良実践例の共通項を示す一連の原則が生み出されている。

質保証機関のピアレビューに関する勧告としては、CHEA によって行われた作業も関連性がある。CHEA は、米国における地域別、専門別、全国レベル、専門職別のアクレディテーション組織の連合団体として機能している非政府組織である。CHEA による認証を求めるアクレディテーション組織は、CHEA の認証基準を満たしていることを証明しなければならない。アクレディテーション組織は、アカデミックな質を高め、アカウントビリティを明示し、改善を推進し、適切な手続を採用し、アクレディテーションの実施状況を継続的に再評価し、十分な資源を有していることが期待される。また、CHEA は、6 年ごとにいわゆる認証レビューを受けることを加盟団体に求める。CHEA のアプローチと本報告書の提案には、たとえば周期的なレビューなど、基本的な類似点と適合性がある。しかし、本報告書は、質保証機関の質保証を明確な焦点とすることを優先している。

ENQA とは別に、OECD と UNESCO の共同作業として、国境を越えた高等教育の質のガイドラインを精密化する活動が行われている。OECD-UNESCO のガイドラインは 2005 年中に完成する予定であるが、草案作成のプロセスにおいて明らかとなったのは、高等教育の国際化を統制する必要があるにもかかわらず、既存の国レベルの質保証は国内高等教育機関による国内での教育提供のみに限定されるくらいがあるということであった。したがって、現在の質保証制度の課題として、高等教育の国際化の利益を最大にし、起こりうる問題を抑制するために、国内の教育機関と教育プログラムに加え、外国の教育機関と教育プログラムにも対応する適切な方法と仕組みを開発することが提起された。

提案される OECD-UNESCO のガイドラインは、外部質保証機関に対し、外国や営利目的の高等教育機関／教育提供者、および遠隔地教育やその他の新しい教育提供モードも質保証の仕組みに含むことを勧告している。しかし同時に、ガイドラインの草案作成プロセスで認識されたのは、国の質保証機関の責任に外国の教育提供者を含むためには、ほとんどの場合、国の法制と行政手続の変更が必要になるということであった。

本報告書においても、高等教育機関の質保証の国際化が有する重要性和意味を認識されている。外部質保証に関して提案される欧州基準に、この点に関する言及を含むのは時期尚早であると考えられているが、欧州登録制度の提案には、専ら欧州で活動している欧州外の機関や国境を越えて活動している欧州の機関が含まれている。

また、継続中の欧州プロセスは、質保証機関が地域的及び国際的な既存のネットワークを維持・強化すべきであるという OECD-UNESCO の勧告を十分満たしていることも認識されるべきである。

#### 質保証機関の周期的レビュー

欧州における高等教育の外部質保証というのは、比較的

新しい分野である。しかし近年、質保証機関自身の内部および外部の質保証に焦点をおくことによって業務の信頼性を高めようという動きが見られることは、質保証機関の成熟を示す要素の一つと考えてよいだろう。スペインのシッチェスで 2003 年 2 月に開かれた ENQA のワークショップでは、質保証機関自身の質保証がテーマに含まれていた。参加者たちは、質保証機関の外部評価に関するこれまでの経験について話し合い、ワークショップの結論の一つとして、ENQA は加盟機関の周期的な外部レビューを行う方向に進むべきであるという提言をまとめた。つまり、ENQA がベルリン指令を受けたとき、質保証機関の外部レビューの議論がすでに ENQA 内で始まっており、E4 会議の要素としてこの問題が取り上げられていたのである。

本報告書は、欧州のすべての質保証機関は 5 年以内の間隔でプロセスと活動に関する周期的な外部レビューを実施する、または受けるべきであることを勧告する。その結果は、その組織が外部質保証機関の欧州基準（第 2 章第 3 部参照）を満たしている程度を明記する報告書にまとめられるべきである。

EHEA では、高等教育における外部質保証の提供者や実施者の地図は、今後まちがいがなく複雑さを増していくであろう。したがって、質保証機関の質保証の検討には ENQA の加盟団体以外の機関を含むことが重要である。また、欧州外の機関も、望むならば、勧告された欧州基準に照らして自らを測定する機会が与えられることがさらに重要である。それゆえ本報告書が、勧告の焦点を、国内で認定された欧州の質保証機関に限定することによって、暗黙のうちに既存または将来の ENQA 加盟団体にだけ影響を及ぼすものになることは望ましくない。欧州で活動している欧州外の機関や国内で認定されていない欧州の機関も、欧州基準の遵守を査定するレビューを選択することが可能となるべきである。

周期的レビューの一般原則は、以下のとおり提案されている。

- ボローニャ署名国によって国の質保証機関として公式に認定されている既存の外部質保証機関は、通常、国の基準に従ってレビューを受けるべきである。これによって、それらの機関が国境を越えた活動を行っている場合でも、補完性原則が尊重されることになる。しかし、こうした欧州の国内組織は、国内を基礎とした内部レビューではなく ENQA によって組織されるレビューを選ぶこともできる。質保証機関のレビューは、同機関が外部質保証機関の欧州基準を満たしているかどうかの査定を含むべきである。
- 新規の質保証機関やボローニャ署名国において公式に認定されていない質保証機関は、自発的に外部質保証機関の欧州基準に照らしたレビューを受けることを選択できる。
- レビューは、自己評価、独立の専門家パネル、報告書の刊行といった事項で構成されるプロセスに従うべきである。

外部レビューは、典型的には、国または質保証機関のレベルで実行される。したがって、質保証機関のレビューは通常、国の規則またはその機関が採用している内部質保証

プロセスに従うことになる。本報告書は、補完性原則を尊重することの重要性を強く主張する。ゆえに、ENQA はその加盟団体に関し、5 年が経過しても国または組織自身によって自発的なレビューが行われなかった場合に限り当該機関にレビューを働きかけることが提案されている。質保証機関が ENQA の加盟団体ではなく、5 年が経過しても国または組織自身によって自発的なレビューが行われなかった場合には、欧州登録委員会がレビューの着手に責任を負うことになる。

国の当局がレビューに着手する場合、明らかにその目的は非常に多様なものとなり得る。たとえば、質保証機関が国の義務的要件を満たしているかどうかの審査が含まれる可能性がある。しかし、国、組織自身、ENQA のどのレベルで行われるのであれ、レビューは常に、その質保証機関がどれほど外部質保証機関の欧州基準に従っているかを明確に検討するものでなければならないというのがこの提案の核心である。ENQA 総会は、2004 年 11 月の会議において、ENQA の加盟基準は提案されている外部質保証機関の欧州基準に一致すべきであるとの決議がなされた。したがって、質保証機関のレビューは、欧州基準の遵守レベルを明らかにするだけでなく、それと同時に ENQA の加盟基準の遵守レベルも示すことになる。

最後に、本報告書は、このレビュー・プロセスにとって、適切な専門知識と経験を有する国際的な専門家の関与が大いに有益であるということ強調したい。

周期的なレビューのフォローアップは、何よりもまず国の当局または質保証機関の所有者の責任であり、言うまでもなく質保証機関自身の責任である。ENQA がフォローアップに関して役割を持つのは、レビューに従って加盟団体が外部質保証機関の欧州基準を満たしている程度を証明しなければならない場合に限られる。それ以外の場合については、ENQA の諸規則によって結果が規定されることになる。

質保証機関の模範的な外部レビュー・プロセスの概要は、本報告書の補遺に示されている。

## 欧州で活動する外部質保証機関の登録

ENQA は 2003 年のベルリン閣僚会議以前に、関係するステークホルダーとの協力を得て、欧州で活動するかその計画中である質保証機関——公的、私的、テーマ別の組織を含む——の欧州登録制度を設けるという方針を打ち出していた。

この登録制度は、欧州で活動している専門的で信頼し得る質保証機関を識別するという高等教育機関と政府の利益に適うものである。この利益は、第一に、非国家学位の認証という複雑な領域に基づくものである。認定機関によって教育機関自身がどの程度質保証されているかが透明になっていけば、学位の認証手続は強化されることになる。第二に、高等教育機関が、国外の機関から質保証を求めることが可能になってきている。当然ながら、このプロセスにおいて、信頼できる登録制度によって専門機関を識別できれば高等教育機関にとって有益である。

このように、登録制度の最も大きな利点は、高等教育機関やその他のステークホルダーに情報を提供するという点であり、登録制度自体が、高等教育機関の外部質保証の透明性と比較可能性を達成する非常に有益な手段になり得

る。

この登録制度は、登録される機関が、外部質保証機関の欧州基準をどれほど満たしているかを明確にするものでなければならない。しかし、本報告書は、ランク付けの手段として登録制度を提案しているわけではないことを強調しておくことは重要である。

登録制度は、欧州以外の国で活動している機関や、国境を越えて国際的に活動している機関を含め、欧州でサービスを提供しているすべての機関からの申請に開かれているべきである。質保証機関は、ピアレビューされているか否か、外部質保証機関の欧州基準を満たしているか否か、活動が国内に限定されているか国際的であるかによって、異なる登録区分に分けられることになる。

したがって、登録制度の構造は以下のようになることが想定される。

区分 1. ピアレビューを受けている機関。以下のカテゴリに分けられる。

- ・ レビューを受けており、外部質保証機関の欧州基準をすべて満たしている欧州の国内機関
- ・ レビューを受けてはいるが、外部質保証機関の欧州基準をすべては満たしていない欧州の国内機関
- ・ 欧州で活動している国外および欧州外の機関で、レビューを受けており、外部質保証機関の欧州基準をすべて満たしている機関
- ・ 欧州で活動している国外および欧州外の機関で、レビューを受けてはいるが、外部質保証機関の欧州基準をすべては満たしていない機関

区分 2. レビューを受けていない機関

- ・ レビューを受けておらず、したがって登録申請書から得られた情報に従って記載される、欧州の国内機関、国外機関、欧州外機関

表にすると、登録制度の構造は以下のとおりとなる。

登録制度の構造案		レビューを受けた組織		レビューを受けていない組織
		欧州基準を遵守	欧州基準を非遵守	
欧州の国内組織	国内で活動			
	国境を越えた活動			
欧州の国外組織				
欧州で活動している欧州外の組織				

欧州登録制度への登録を認めるかどうかは欧州登録委員会が決定する。同委員会は、登録を認める基準の一つとして、周期的レビューにおいて外部質保証機関の欧州基準を満たしていると認定されたかどうかを用いる。その他の基準は、高等教育システムの多様性を考慮に入れながら決定されることになる。

同委員会は、非官僚的で軽い組織とし、EURASHE, ESIB, EUA, ENQA, および欧州の雇用主を代表する組織、労働組合、専門団体、政府の代表によって推薦される9名のメンバーで構成される。これらのメンバーは、推薦

母体に委任された代表としてではなく、個人としての能力で行動する。同委員会は少なくとも半年に1度会合を開き、ENQAが事務局としての役割を果たすことになる。

欧州登録委員会は、最初の仕事の一つとして、登録の所有権を正式なものにする作業を行う。

欧州登録委員会が直ちに実行するもう一つの仕事は、登録申請が却下された機関、または登録区分に納得できない機関の権利を確保するために、独立した信頼できる不服申し立て制度を確立することによってなければならない。この不服申し立ての制度は、同委員会が活動開始後すぐに作成する協定書の一要素をなすべきである。

## 欧州高等教育質保証協議フォーラム

ENQA, EUA, ESIB, EURASHE の E4 グループは、2001年のプラハ会議以来、ボローニャ・プロセスと欧州高等教育の質に関してそれぞれの見解について話し合うため、定期的に会合を開いている。2003年のベルリン会議以降は、高等教育の質保証に関する閣僚会議指令の実施が E4 会議の重点となっている。

欧州レベルでのこうした協力は建設的であることが証明されている。それゆえ、この4組織は、E4グループで構成される欧州高等教育質保証協議フォーラムを今後も存続させることで合意を得ている。こうしたフォーラムの設置は、実質的に、ENQA, EUA, EURASHE, ESIBの現在の協力関係をより永続的な形で確立することになる。同フォーラムは主に、欧州の主要なステークホルダーのための協議と助言のフォーラムとして機能することになるであろう。その仕組みは、新たな運営組織を作らず、4組織それぞれが自らに生じる費用を負担するという現行の方法と似たものになると思われる。長期的に見れば、このフォーラムは労働市場からの代表者も含むべきである。

#### 4. 将来の展望と課題

本報告書には、高等教育の質保証の世界における欧州の主要なプレーヤーによって作成・承認された提案と勧告が含まれている。本報告書の存在自体が、多様な利害が作用し、相互理解が本質的に難しいと考えられていた分野において共通理解が達成されたことを示す証左である。本報告書の提案は、学生や社会一般のために、高等教育の透明性、安定性、情報を増大させようとするものである。それはまた、高等教育機関に認証と信頼性を与えるのに加え、競争的で懐疑的な状況が強まる環境下において質の高さに取り組んでいることを示す機会を与えることになる。質保証機関に関しては、この提案によって、各機関自身の質と信頼性が高まり、より広範な欧州の専門的同業組織と生産的に連携できるようになる。

しかしこうした提案は、効果的な実施戦略を伴わないならば、あくまで提案にすぎなくなってしまう。ベルゲンでの閣僚会議によって承認されれば、直ちに、本報告書の主たる要素を導入するための手段が開始されることになる。質保証機関の登録制度は2005年後半に開始し、2006年にはオンライン化の準備ができると考えられる。ENQAの事務局は、このために必要になる追加資金を準備している。閣僚会議後、ENQAは欧州登録委員会の設立に向けて必要な具体的活動を開始する予定である。同委員会はまず登録の所有権を正式決定する作業と、2005年春にENQAによって行われた予備的作業に基づく協定書の作成を行う。最初の周期的レビューは2005年中に行われるものと期待されている。

欧州高等教育質保証協議フォーラムも早期に実施に移される予定である。したがって、2005年6月のENQAとE4パートナーの次回会議では、ベルゲン閣僚会議の結果と、このフォーラムの設立が主要なテーマになるはずである。また、労働市場の代表者等の他の主要なステークホルダーとの今後の協力についても協議されることになる。さらに、ENQAは、2005年9月の次回ENQA総会以前に欧州の他の質保証ネットワークと話し合いを行う手配を進めている。

しかし、本報告書の一部の提案が迅速に実施されると見込まれることは、残りの提案を取り入れる作業が容易であることを意味するわけではない。内部および外部の質保証の基準が高等教育機関と質保証機関によって広く採用されるようになるには長い時間がかかるであろう。歴史の長い堅固な高等教育システムを有する署名各国が変化と発展に前向きにならない限り、そうした基準は受け入れられないと思われる。内部質保証の基準に提案されている事項は、一部の高等教育機関にとってはかなり実施困難なはずである。特に、質保証の新しい伝統が進展している場合や、学生のニーズや雇用市場への参入の準備という観点から高等教育機関の文化の中に組み込まれていない場合には困難がある。同様に、外部質保証の基準と質保証機関自体の基準は、すべての参加者、特に質保証機関に対し、自らをきわめて注意深く見つめ、欧州の期待に照らして自分たちの活動を測定することを要求する。新しい周期的なレビューの手続きは、そのために時宜にかなった焦点を提供することになる。これらの基準が広く受け入れられるには、まず、そ

れを採用する利点が理解されなければならない。

EHEAは、高等教育に対する責任は各国に存するという基礎に立って運用される。これは外部質保証の問題において自治が発揮されることを意味する。それゆえ、本報告書は統制的なものではないし、そうなりえないのである。本報告書は、専門職業者、学生を含む高等教育機関の専門家、関係省庁、質保証機関の間の相互尊重の精神に立って勧告と提案を行っている。署名国のなかには、基準とレビュー・プロセスをそれぞれの法制や行政の枠組みに正式に取り入れることを望む国もあれば、現状と変化の利点を比較考量し、正式に取り入れることの適切性を長期的に考えることを望む国もあろう。提案されている欧州高等教育質保証協議フォーラムは、新しい考え方、他のシステムにおける経験、各国の経験の類似点と相違点について話し合い、討議し、学び合うための有益な場であることが明らかになるはずである。

これらを総合すると、今後、ENQA、E4パートナー、その他の主要ステークホルダーが真剣に向き合わなければならない多くの挑戦的な作業があるといえる。明らかに、本報告書が完成したからといって、EHEAの質保証に関するボローニャ目標を達成したといえるわけではない。本報告書の勧告を実行に移し、高等教育機関と外部質保証機関の中に質を重視する文化を確立するには依然として多くのことが成し遂げられなければならない。EHEAのために十分に機能する欧州レベルでの質保証を実現しようとするならば、ベルリン指令によって開始された事項がこれからも継続的に維持・誘導される必要がある。

現在、自治的に運営される強固で効果的な高等教育機関、質と基準の大切さに対する感受性、優れたピアレビュー、信頼できる質保証機関、効果的な登録制度、雇用主をはじめとする他のステークホルダーとの一層の協力を備えた欧州高等教育圏を生み出すのは可能である。本報告書に盛り込まれた提案は、そのビジョンを実現する上で大いに役に立つはずである。

## 補遺：質保証機関の周期的レビュー<sup>4</sup>（理論モデル）

以下に提示するモデルは、外部質保証機関の外部レビューのプロセスについて提案されている指標的概要である。これは、外部質保証機関の欧州基準の遵守状況を明らかにするのに適した信頼できるプロセスの例として提示されている。しかし、ここでは実例を示して説明するのが目的であることに注意していただきたい。そのため、かなり仔細な記述がなされている。おそらく質保証機関の個々のピアレビューに必要だと考えられる以上に詳細であろう。したがって、ここに提示されるプロセスが基準と考えられてはならない。さらに、提示された例の中で「評価(evaluation)」という語は目標とプロセスを含むために用いられていることにも注意が必要である。「アクレディテーション」または「オーディット」という語が使われることもある。

このプロセスは、以下の要素を含んでいる。

- ・ レビューの業務内容と手続の策定
- ・ 専門家委員会の推薦と任命
- ・ 質保証機関による自己評価
- ・ 訪問調査
- ・ 報告

### 1. 業務内容（Terms of Reference）

業務内容は、関係当局、ステークホルダー、質保証機関自身の視点と利益という点について、レビューの目標を明らかにするものでなければならない。これには、質保証機関の主要な業務と活動がすべて含まれ、隠れた意図がないことが明白な形で定められなければならない。

### 2. 自己評価

#### 2.1 レビューの基礎として質保証機関に求められる背景情報

質保証機関が活動している状況を理解するためには、関連する背景情報が必要である。この節は以下の諸点を含むことが期待される。

##### 2.1.1 国の高等教育システムの概要

- ・ 学位の構造
- ・ 高等教育機関の構造
- ・ ・新しい科目、教育プログラム、高等教育機関の設置の手続とその関係者
- ・ その他の質保証の手続
- ・ 政府との関係における高等教育機関の地位

##### 2.1.2 当該質保証機関の沿革と高等教育の評価全般に関する簡単な説明

- ・ 使命声明書
- ・ 当該機関の設置（政府、高等教育機関、その他）
- ・ 当該機関に関する法的枠組みとその他の正規規則の説明（議会法、省庁の命令や通達など）
- ・ 当該機関の資金供給

- ・ 評価実施権限の位置づけ
- ・ 当該機関の内部構造。理事会（評議会）の任命手続と構成を含む。
- ・ 高等教育の評価以外の当該機関の責任
- ・ 当該機関の国際的活動。公式協定、会議・ワーキンググループ・スタッフ交流への参画などのその他の活動を含む。
- ・ 評価のフォローアップにおける当該機関の役割：結果と制裁措置

### 2.2 当該質保証機関が実施する外部質保証

当該機関が高等教育機関または教育プログラムの外部質保証を定期的に行っていることを示す証拠が提示されるべきである。この質保証には、評価、アクレディテーション、レビュー、オーディット、アセスメントのいずれかを伴うべきであり、それは当該機関の主要業務の一部である。

ここで言う「定期的」とは、体系的手続に基づいて評価が計画され、過去 2 年間に複数の質評価が実施されていることを示している。

これら証拠には、以下が含まれるべきである。

- ・ 当該機関が用いる方法論の説明
- ・ 質評価の実施数及び評価を受けたユニット数

### 2.3 当該質保証機関が用いる評価方法

#### 2.3.1 背景情報

当該機関が透明性の高い方法論に基づく手続に従って業務を行っているかどうかを判断するために、評価の総合的な計画やその他の基本的問題の説明が必要である。この説明には、以下が含まれるべきである。

- ・ 評価対象の高等教育機関への状況説明及び情報伝達の手続
- ・ 学生参加に対する機関戦略
- ・ 各評価の業務内容及びプロジェクト計画の策定に関連する手続
- ・ 評価の参考資料（事前設定の基準、法的文書、科目のベンチマーク、専門職基準、評価対象機関の目標）
- ・ 方法論的要素が特定のレビューに合わせて修正される程度

#### 2.3.2 方法論的要素

当該質保証機関が活動の基礎としている方法論が事前に規定され、公開されていること、およびレビュー結果が公開されることを証明する説明。方法論には、以下が含まれる。

- ・ 所定の評価目標に関する自己評価またはそれに相当する手続
- ・ 専門家グループによる外部評価、及び当該機関によって決定される訪問調査
- ・ 公的結果を記載した報告書の刊行

質保証機関は、特定の目的に適したその他の方法論を考案・適用することもできる。

質保証機関の決定と報告は、異なる集団が判定を行うとしても、原則や要件の点で一貫していなければならない。

質保証機関が評価の決定を行う場合、不服申し立てのシステムが必要である。この方法論は、質保証機関のニーズ

<sup>4</sup> この補遺の構造は、最近、北欧諸国の質保証機関の相互認証に関するプロジェクトのマニュアルに記されたものとほぼ同じである。

に合わせて用いられる。

質保証機関が勧告及び(または)条件付き決定を行う際、その結果を確認するフォローアップの手続が必要である。

### 2.3.3 外部専門家グループの役割に関する説明

外部の専門家グループの役割に関する説明には、以下が含まれるべきである。

- ・ 専門家の推薦と任命の手続。国際的専門家、雇用主や学生等のステークホルダーの代表を利用する基準を含む。
- ・ 専門家に対する状況説明及び研修の方法
- ・ 専門家による会合。評価プロセス全体に関する回数、範囲、時間的スケジュール。
- ・ 質保証機関と専門家の作業分担
- ・ 評価における質保証機関スタッフの役割
- ・ 評価を所掌する質保証機関スタッフの特定と任命

### 2.3.4 文書化

質保証機関の自己評価と訪問調査に関連する手続について判断するため、当該機関の文書収集の手続に関して以下の諸点について説明が必要である。

#### 2.3.4.1 自己評価に関する手続の説明

この説明には以下が含まれるべきである。

- ・ 当該機関が提示するガイドラインの内容の明確化
- ・ 当該機関が提示する手続上の助言
- ・ 学生の役割を含む自己評価チームの構成に関する要件
- ・ 自己評価チームの研修/情報
- ・ 自己評価を実施するために利用可能な時間

#### 2.3.4.2 訪問調査に関する手続の説明

この説明には以下が含まれるべきである。

- ・ 質問表/面接の手続
- ・ 参加者/情報提供者の選定の原則(カテゴリと具体的な参加者)
- ・ 訪問調査の期間に関する原則
- ・ 会合の回数とその平均的な長さ
- ・ 会合の文書記録(内部/外部、議事録、書き起こし原稿など)
- ・ 外部専門家グループの作業方法

#### 2.3.4.3 報告

文書には報告書に関する以下の情報が含まれるべきである。

- ・ 報告書の目的
- ・ 報告書の草案作成(質保証機関スタッフまたは専門家)
- ・ 報告書の書式(デザインと長さ)
- ・ 報告書の内容(文書記録もしくは分析/勧告のみ)
- ・ 報告書案に対する評価対象者からのフィードバックの原則
- ・ 公表の手続と方針(マスメディアへの対応など)
- ・ 実施直後のフォローアップ(セミナーや会議など)
- ・ 長期的なフォローアップ活動(フォローアップ評価や訪問調査など)

### 2.3.5 不服申し立てシステム

質保証機関は、決定事項に対する不服申し立ての方法、この方法がいかにして質保証機関のニーズに合わせて用いられるかについて文書化を行う。同文書から、不服申し立てのシステムが意見聴取プロセス、すなわち質保証機関が、評価対象者に対して、評価結果についての意見や疑問を表明する手段を与えるプロセスにどの程度基づいているのかが明らかにされなければならない。

基本的に、質保証機関は、不服申し立てシステムによって評価対象者が評価結果に関して意見を表明する機会が設けられている証拠を提供しなければならない。

### 2.4 付加的文書

この文書によって、他の部分で言及されていない調査、統計資料、その他の文書の利用について説明がなされるべきである。これらの資料は公表されるべきである。

### 2.5 質保証機関に対する質保証システムに関する手続

質保証機関は、外部質保証機関の欧州基準に規定された仕組みに一致する内部質保証メカニズムを有していることを証明しなければならない。

### 2.6 最終的な考察

質保証機関が、新しい要求や傾向に適応する能力、さらには堅固で信頼できる方法論的枠組みとガバナンスモデルを維持しながら常に行動を改善する能力について説明するため、当該機関の強み、弱み、機会、脅威についての分析が必要である。

## 3. 外部レビュー委員会に関するガイドライン

このガイドラインは、外部レビュー委員会に期待される事項について説明する。これは、以下に関する指針によって構成される。

- ・ 任命及び一般的組織
- ・ 訪問調査
- ・ 報告書の草案作成

上述したように、レビュー対象の質保証機関は、規定されたガイドラインに従って自己評価報告書を提出すべきである。自己点検は訪問調査の1ヶ月以上前に外部レビュー委員会に送付されるべきである。

### 3.1 外部レビュー委員会の任命

この節では、レビューを行う専門家の任命に関する説明を行う。

外部専門家グループは、以下の専門家で構成されるべきである。

- ・ 1名または2名の質保証の専門家(国際的)
- ・ 高等教育機関の代表(国内)
- ・ 学生メンバー(国内)
- ・ ステークホルダーのメンバー(例えば雇用主、国内)

これらの専門家の1名が外部レビュー委員会の議長に選ばれるべきである。

また、質保証機関から独立した権限を持ち、事務局の役



割を果たす者 1 名を委員会に加えることが推奨される。

専門家は、質保証機関、ステークホルダー、地元当局から推薦されるが、このレビューの信頼性を確保するため、専門家の任命は当該質保証機関外の第三者に委ねられることが重要である。この第三者は、例えば ENQA あるいはレビュー・プロセスに関与していない他の質保証機関でもよい。専門家の認定は、各位が独立していることの表明を基礎として行われるべきである。しかし、レビュー対象の質保証機関は、委員会の最終的な構成に意見を述べる機会を有するべきである。

### 3.2 訪問調査

以下の方針で訪問調査の手続が定められなければならない。

訪問調査の期間は、レビュー対象の質保証機関とその背景に関する外部レビュー委員会の事前の知識に従い、準備とフォローアップを含めて 2-3 日間とすることが推奨される。訪問調査の前日、委員会は会合を開き、その訪問調査に関連性のあるテーマについて意見を統一する。訪問調

査の目的は、自己点検について検証することである。このことを念頭において面接の指針が作成されるべきである。

訪問調査には、質保証機関の理事会、経営陣、スタッフ、専門家、所有者／主要なステークホルダー、評価対象の高等教育機関の経営レベルの代表、内部自己評価委員会のメンバーとの個別の会合が含まれることになる。

### 3.3 報告書の準備

報告書は、一般的な業務内容を満たすことに加え、自己点検の手続に規定されているとおり、厳密に、外部質保証機関に対する欧州基準の遵守状況、ならびに将来の改善可能性と改善勧告に焦点を置いたものでなければならない。

訪問調査後、外部レビュー委員会は、事務局の支援を得て報告書の草案を作成する。最終版はレビュー対象の質保証機関に送付され、事実誤認がないか意見が求められるべきである。

© European Association for Quality Assurance in Higher Education, 2009, Helsinki, 3rd edition

---

< 訳注 >

本資料は ENQA(2009), *Standards and Guidelines for Quality Assurance in the European Higher Education Area* を ENQA の許諾を得て全訳したものである。原版（英語版）は以下から入手可能である。

[http://www.enqa.eu/files/ESG\\_3edition%20\(2\).pdf](http://www.enqa.eu/files/ESG_3edition%20(2).pdf)

本翻訳について ENQA はその内容の確認を行っておらず、翻訳内容に誤りがある場合は翻訳者である大学評価・学位授与機構が責任を負う。

ENQA does not verify the translation and that the translator bears the responsibility of inaccuracies.



# 翻訳資料 5 欧州高等教育圏における質保証機関の外部レビュー のためのガイドライン

欧州高等教育質保証協会(ENQA)

## 欧州高等教育圏における質保証機関の 外部レビューのためのガイドライン

### 目次

1. 序文
  - 1.1 レビューの目的と組織
  - 1.2 原則
2. レビューの付託
3. レビューの主な特徴
  - 3.1 ENQA 理事会への通知
  - 3.2 レビューの付託条項と手続規定の策定
  - 3.3 パネルレビューアの指名と任命
  - 3.4 レビュー対象機関による自己評価報告書の作成
  - 3.5 パネルレビューアによる訪問調査
  - 3.6 最終報告書の作成と公表
    - 3.6.1 概要報告書の構造
    - 3.6.2 所見の作成
    - 3.6.3 起案プロセス
    - 3.6.4 報告書の形式
  - 3.7 ENQA 理事会への報告書提出と意思決定プロセス
4. 役割と職務
  - 4.1 レビュー委員長
  - 4.2 レビュー秘書官
  - 4.3 パネルメンバー
  - 4.4 管理主体
5. 予定表
6. 財務事項
7. ENQA メンバーシップ基準/欧州基準とガイドライン (ESG) の解釈
8. 不服申し立て手続

### 付属書

- 付属書 I—序文セクションと最終レビュー報告書の構造
- 付属書 II—ENQA 管理レビューの 財務ガイドライン
- 付属書 III—ENQA 規則
- 付属書 IV—メンバーシップ条項
- 付属書 V—欧州高等教育圏における質保証の基準とガイドライン
- 付属書 VI—正式メンバーシップの再確認 または申請に対する精査フォーム
- 付属書 VII—パネルメンバー用グリッド表

## 1. 序文<sup>1</sup>

### 1.1 レビューの目的と組織

ENQAメンバーシップ条項<sup>2</sup>に規定されたENQAメンバーシップ基準に従い、加盟機関は少なくとも5年に一度、メンバーシップ基準に照らした外部レビューを受ける必要がある。このレビューは、2005年、ベルゲンで欧州の高等教育担当閣僚により採択された「欧州高等教育圏における質保証の基準とガイドライン」(ESG)に照らしてのレビューともなる。

本ガイドラインはこの定期レビューに加えて、初めてENQAに正式加盟を申請する際、及び欧州高等教育質保証機関登録制度(EQAR)<sup>3</sup>に登録を申請する際に実施されるレビューについても定めている。ENQA規則に従い、質保証機関がメンバーシップ基準を満たしているかについての独立外部レビューが付されている場合のみ、当該機関は正式加盟検討の対象となる。

ENQAメンバーシップ基準にはESG第3部、及び付加的要件とガイドラインが含まれる。

メンバーシップ基準に照らしてのレビューでは、質保証機関の業務または組織の他の側面も対象とされる場合がある(セクション2を参照)。いずれの場合も、本ガイドラインで定める原則とプロセスが適用される可能性が高い。

### 国レベルで管理されるレビュー

ESGの基調である権限移譲の原則に基づき、一般的にENQA加盟機関の外部レビューは、国レベルで各国当局が通常の質保証業務の一環として着手、管理する。

### 国際レベルで管理されるレビュー

レビューを国レベルで統括することが不適切もしくは不可能な場合(例として、レビューの管理に適した国家機構が存在しない場合や、国家機構が管理に積極的でない場合)、または質保証機関が希望した場合、ENQAまたは国際的質保証組織がレビューを組織する。

<sup>1</sup> 新版ガイドライン(本書)には、旧版の(i) ENQA加盟機関の国家レビューのためのガイドライン、(ii) ENQA管理レビューのパネルメンバー向け説明書、(iii) ENQA管理レビュー原則が含まれる。

<sup>2</sup> ENQA規則付属書1

<sup>3</sup> EQARには、ENQAメンバーシップと同等の基準である「欧州高等教育圏における質保証の基準とガイドライン」(ESG)に照らしてのレビューで信用性、信頼性が証明された質保証機関が登録される。

- ENQA による場合

ENQA 自身がレビュー管理のために保有するリソースは限られているため、ENQA にレビューの実施を求める質保証機関は、国が実施する通常のレビューが不適切または不可能な理由を正当化できなければならない。ENQA は、質保証機関の 5 年ごとの外部レビューの管理を拒絶する権利を有する。

- 国際的質保証機関／組織による場合

前項と同じ理由により、質保証機関は他の信頼できる独立の質保証機関／組織にレビューの管理を委託することができる。

国レベル、国際レベルで実施される外部レビューの目的は、いずれも、質保証機関が ENQA メンバーシップ基準／ESG を満たしているかを検証することである。注意が必要なのは、レビューの管理とレビュー自体には明確な相違があるという点である。管理主体の主な役割は実行可能性の手配であり（4.4 を参照）、これには、管理主体から独立したレビューパネルのメンバー選任も含まれる。レビューパネルは質保証機関の評価を担当し、レビューの実施とその結果について責任を負う。

本ガイドラインには、レビューを受ける質保証機関、管理を行う組織、及びレビューパネルのメンバーを支援するための情報と指針が記されている。この情報と指針は、ENQA メンバーシップと EQAR 登録の要件を満たすために必要な情報がレビューにより生み出されることを可能とするためのものでもある。ガイドラインは、レビューを ENQA、他の団体のいずれが管理するかにかかわらず適用される。

## 1.2 原則

レビューは以下の原則を基礎とする。

- レビューは、独立専門家が証拠に基づいて実施するプロセスである。
- 質保証機関の提出する情報は、不正確であることを示す他の証拠がない限り、事実上正確なものと推定される。
- レビューとは、自己評価報告書やその他の文書で提出される情報を検証するとともに、これらの文書で省略されているあらゆる事実を探求するプロセスである。
- 期待される ENQA メンバーシップ基準（すなわち ESG）への適合水準は「実質的な遵守(substantial compliance)」であって、厳格な遵守(adherence)までは要求されない（セクション 7 を参照）。

## 2. レビューの付託

外部レビューは以下の 2 種類に分けることができよう。

- タイプ A: ENQA メンバーシップ／EQAR 登録のための要求事項である定期的外部レビュー実施を満たすことを唯一の目的とするレビュー
- タイプ B: 多数の目的を有し、その目的のひとつが ENQA メンバーシップ／EQAR 登録のための要求事項である定期的外部レビュー実施を満たすことであるレビュー

ENQA による外部レビューは、主として ENQA メンバーシップ基準／ESG への遵守の検証を目的に設計されている（タイプ A）。

質保証機関が、その業務や組織の他の側面（例えば、国の法令による要求事項）を含めたレビューを求める場合、追加的に発生するレビュー作業についても、当該機関とレビューの管理主体の間で締結する同じ付託条項と契約に含めることができる。タイプ B のレビューではリソースが追加的に必要となる場合もある。

### 3. レビューの主な特徴

レビューによって当該質保証機関が正式加盟基準/ESG を満たしていることが示されていると、ENQA 理事会が受け入れるためには、レビューには一定の要素が必要である。すなわち：

- レビュープロセスの運営が当該機関から完全に独立していなければならない。
- レビューの運営及びプロセスは、あらゆる部分が透明でなければならない。それゆえ、ENQA 理事会による審査のために容易に開かれたものでなければならない。
- 作成される報告書は、ENQA 理事会がレビューの堅固さについて十分な保証を得ることができるほど十分に詳細でなければならない。
- 報告書では、ENQA メンバーシップ基準/ESG を満たしていることを明確に示す実証された情報が、十分に提供されなければならない。

レビュー対象機関が移行プロセスにある場合、以上の原則を遵守することは困難であろう。理事会は機関の現在の状況をレビューし、今後の発展（例えば、機関の法律上の地位とその事業に大幅な影響を与える発展）は考慮しないことが期待される。

レビューは通常、7段階のフェーズで構成される。各フェーズの主な特徴について、上記の要件を満たすために役立つ解説を付して以下で説明する。

#### 3.1 ENQA 理事会への通知

加盟機関はレビューを受ける予定を認知し次第、ENQA 事務局を通じて ENQA 理事会に通知する。

ENQA がレビューを実施しない場合、質保証機関はレビューを管理する者の名称と連絡先を ENQA 事務局に提出し、レビューの管理主体には ENQA 事務局の名称と連絡先を提出する。管理主体は ENQA 理事会の承認を得なければならない。さらに、管理主体（ENQA がレビューを管理する場合、レビュー秘書官）はレビューの間、一貫して進捗状況（付託条項、レビューパネルの構成、レビューのタイムスケジュール）を ENQA に通知することが推奨される（タイプ A、B のいずれであっても）。これは、理事会が作業の計画を立てることを可能にすること、及びレビューの結果がメンバーシップ基準の遵守状況の評価における ENQA 理事会の要求事項を満たすための助力となるようにすることを目的としている。

#### 3.2 レビューの付託条項と手続規定の策定

レビュー管理主体と質保証機関は、レビューの付託条項、手続規定及び暫定タイムスケジュールを起案し、これについて合意する。

レビューの付託条項はプロセス開始前に時間的余裕をもって起案し、質保証機関のウェブサイトに掲載する必要がある。付託条項では：

- レビューがタイプ A、B のいずれであるかを明確に示す必要がある。

- レビューがどのように実施されるかの概要を明確に説明する必要がある。レビューアーの人数、運営上の手配、おおまかな時間的調整、言語の問題、必要な場合の翻訳の手配など。

レビューの付託条項、手続規定及びタイムスケジュールは、レビュープロセスの基本的概要を形成するものである。これらはレビュー管理主体とレビューを受ける質保証機関の契約の付属書に記載する。契約では料金とその支払い手続を定めるとともに、不服を申し立てる場合の手続に関する情報を記載する。

レビュー管理主体（ENQA でない場合）は、レビューの付託条項、手続規定及び暫定タイムスケジュールを ENQA 理事会に提出し、検討を受ける。

レビューパネルの任命前に、管理主体は ENQA 理事会の助言を受けて、レビューの付託条項、手続規定及びタイムスケジュールについてレビュー対象機関と合意を交わす。レビューパネル任命後は、管理主体がこれらの文書をレビュー委員長とレビュー秘書官に提出し、パネルメンバーへ配布してもらう。

#### 3.3 パネルレビューアーの指名と任命

専門家は幅広いソースから指名することができる。各種機関、ステークホルダー、現地当局などを含むが、選出プロセスは（レビューを受ける機関ではなく）管理主体が担当することで、利益相反を避け、プロセスの正当性を確保しなければならない。

管理主体（ENQA でない場合）は、レビューパネルの構成を ENQA 理事会に伝達し、検討を受ける。

#### 非利益相反の合意

専門家は、レビューに関連する利益相反、または潜在的利益相反につながりうる利害関係があれば、書面で管理主体に通知することを求められる。また専門家は、開示した利害関係に、レビュープロセス中に変更や追加が発生した場合には、可能な限り速やかに管理主体に通知することを求められる。開示すべきか否か不明の利害関係がある場合は、管理主体と討議するべきである。

#### パネル構成

レビューパネルの構成に唯一の理想的モデルは存在しない。但し、メンバーがレビュー対象機関から完全に独立していること、及び高水準のレビューを実施するのに十分な水準の知識、経験、専門性を備えていることが主な要件としてあげられる。

レビューパネルは、高等教育と質保証に関する幅広い専門的経験を備えたメンバーで構成されるときに、その独立機能を最良の形で果たすことができる。この条件を満たすのは通常、以下のメンバーである：

- レビューを受ける国の国外から選ばれた 1 名または 2 名の質保証の専門家。パネルに国際的メンバーが入ることで非常に貴重な見識が提供され、レビューの信頼性を確立することができる。それゆえ、メンバーの少なくとも 1 人は、レビュー対象機関所在国の国外から選ばれた質保証専門家とすることが推奨される。

- 高等教育機関の代表
- 学生メンバー
- ステークホルダーのメンバー（例えば雇用主）

上記の点に鑑み、レビューパネルは通常 5 名または 6 名、すなわち 4 名または 5 名の外部レビュアーと 1 名のレビュー秘書官で構成される。4 名または 5 名の外部レビュアーのうち 1 名は委員長を務める。委員長と秘書官は同一の国の者であってもよいが、異なる機関／組織から選任することが推奨される。レビュー対象機関に所属中の者、または最近まで所属していた者は、レビューパネルへの参画も、委員長／秘書官への就任もさせるべきではない。

秘書官はパネルの正式メンバーであり、他のメンバーと同等の地位を与えられるが、異なる独自の職務を担当する。秘書官の職務には、経験豊かで（高等教育の国際的質保証と ESG に関する十分な知識を有し、優れたコミュニケーションスキルと英文ライティングスキルを備えていること）、職務の遂行に十分な時間のある人物が求められる。秘書官にはこの資格にふさわしい報酬が与えられる。

ENQA の管理するレビューにおける専門家パネルの構成は、優れた実例として参照することができよう。各国家機関からの ENQA への提案に基づいて、ENQA 理事会がレビュー 2 名を指名する。通常は、ENQA 理事会／評議会の上級メンバーまたは ENQA 加盟機関のスタッフから選出される。レビュー秘書官は ENQA が指名する。4 人目または 5 人目の外部レビュアーは、欧州大学協会（EUA）及び（または）欧州高等教育機関協会（EURASHE）の指名に基づいて選出される。学生メンバーは欧州学生連合（ESU）へ指名を依頼する。現在 ENQA 理事会のメンバーを務めている者は、ENQA の管理するレビューでレビュアーを務める資格を有しない。

### 専門家の研修

レビューを実施する際の厳格さ、公正さ、透明性、一貫性を高めるため、各機関のレビュアーは ENQA の主催する研修会に参加することが推奨される。これまでのレビューから得られた教訓、フィードバック、資料に基づき、研修会では特に、専門家にメンバーシップ基準／ESG の解釈に関する必要な知識と指針を提供することを目的としている。実際、メンバーシップ基準／ESG をいかに解釈するかにつき、レビューパネルが概要説明を受けることは重要である。この研修会に参加したレビュアーは、ENQA の研修済レビューアープールに登録される。

研修会は毎回 30 名から 50 名を参加させて行われ、参加者には ENQA 事務局が理事会と協議して作成した研修課程が教授される。場合により、レビューパネルとの電話報告を手配して、レビュー全体のプロセスについて討議する。

## 3.4 レビュー対象機関による自己評価報告書の作成

質保証機関のレビュープロセスの不可欠の一部として、自己評価文書の作成がある。これは機関にとって、自らが ENQA メンバーシップ基準／ESG にどの程度達しているかを検討する機会であり、基準を遵守しているとの主張を裏付ける主要文書を集める機会でもある。

自己評価報告書の詳細な形式や内容は、レビュー対象機関が自ら慎重に検討すべき事項である。但し、パネルによる評価の対象となる質保証活動が全て、自己評価報告書と付属文書に適切に記載されていなければならない。また、パネルが結論を下すために利用する証拠の大部分は通常、自己評価報告書で提供される。それゆえ、明確な情報を報告書で提供すること、完全かつ率直で分析的な報告書とすること、ならびに当該機関が ENQA メンバーシップ基準／ESG をどのように満たしているかを示す文書及び（または）口頭による証拠に裏打ちされた内容とすることも重要である。質保証機関は、最も重要度が高く、分析の助けとなると考える文書を付属書として添付することができる（但し合理的範囲内とする。付属書の数は 15 から 20 を超えないことが望ましい）。また、これ以外の文書を訪問調査に備えて質保証機関が作成する場合もあろう。自己評価報告書、付属書、訪問調査のための付加的文書は英語で作成し、パネルが容易に利用できる状態にする必要がある。

ESG の付属書では、外部レビューを受ける機関の自己評価報告書に記載できる事項について、詳細な説明が提供されている。その中では、自己評価報告書に以下の事項を含めることが有用である可能性が高いとされている：

- 国の高等教育システム、当該機関の沿革、及び一般的な高等教育評価の概要
- 当該機関の実施した外部質保証の証拠
- 当該機関の採用した評価方法の詳細。これには方法論の各要素や、外部専門家グループの役割の説明、当該機関のプロセス及び手続に関する文書が含まれる
- 不服申し立てシステムの詳細
- 当該機関内部の質保証手続の詳細
- 当該機関に関するステークホルダーからの情報や意見

質保証機関は完成した自己評価報告書をウェブサイト公開し、レビュー秘書官に提出する。

## 3.5 パネルレビュアーによる訪問調査

訪問調査の期間やスケジュールはレビューに応じて異なる。レビューがタイプ A、B のいずれかによっても異なる可能性がある。

訪問調査の長さは、レビュープロセス開始時に、条件を決める際に決定する。レビューパネルが十分な検討を加え、自己評価の正確性を確認し、さらに問題点を明らかにするためには、少なくとも 2 日間の訪問期間が必要となる可能性が高い。但し、これは対象の国と質保証機関によって異なる。

訪問調査には、以下のように多数の主要機能がある：

- 訪問前の情報から得た考えを、チームが対面して共有する
- レビュー対象機関のキーパーソンとの会談や聞き取り調査を通じて、質保証機関の ENQA メンバーシップ基準／ESG の遵守状況について探究する
- 付加的文書を通じて、質保証機関の ENQA メンバー

シップ基準／ESGの遵守状況に関する新しい情報を獲得する

- ENQA メンバーシップ基準／ESG の遵守状況に関するパネルの予備的所見を作成し、質保証機関に伝達する
- 訪問調査後に進める作業の基礎として、報告書案のための資料を作成する

訪問調査が上記の主要機能を備えたものとするためには、プロセス管理及びパネルの時間管理を効果的かつ効率的に行わなければならない。

## 訪問調査前

### 利用できる情報

質保証機関はレビュー秘書官に様々なソースの情報を提出し、パネルへ配布してもらう。この情報は英語で作成し、容易に利用可能な状態にする必要がある。パネルは訪問調査前に、この情報を慎重に検討する。

- 質保証機関の自己評価文書  
セクション 3-4 を参照。
- 以前のレビューまたは報告書  
質保証機関またはその一部が以前に国レベルで、または欧州レベルで受けたレビューがあれば、あるいは調査や研究の対象となったことがあれば、これらをレビューに先立って提出する。
- ENQA 理事会の書簡  
申請に対して ENQA 理事会が準メンバー資格を機関に提案する場合は、その通知書には、当該機関が ENQA メンバーシップ基準／ESG の遵守状況を実証できていないと考えられた部分の詳細が記載されている。レビュー対象機関が現在は準メンバーであり、正式メンバーになることを求めている場合、レビューパネルが特別な注意を払うべき部分がこの情報から明らかになる。
- 公表情報  
レビューパネルのメンバーは質保証機関に関する公表情報、特にそのウェブサイトや出版物についても把握する必要がある。
- 国の法制度に関する情報  
質保証機関が基盤を置く国の高等教育システムに関する法制度の説明があれば、当該機関と国家的環境や当該機関の事業の関係について、レビューパネルが理解を深めるために有用であろう。この種の情報は、質保証機関のウェブサイトに掲載するか、またはレビューパネルの要請に応じて質保証機関が提供する。

### パネルの事前打ち合わせ

訪問調査の前日にパネルで会合を催し、委員長とパネルメンバーが訪問スケジュール（パネルの会合、会談／聞き取り調査、文書精査の時間を含む）や、事前情報からメンバーが得た考え、及びパネルが焦点を当てたいと考える重点的質問事項－すなわち、訪問調査で特に焦点を当てる必要

のある ENQA メンバーシップ基準／ESG の部分－について意見を交わす。レビューでは ENQA メンバーシップ基準／ESG の全てに焦点を当てる必要があるが、パネルが「質問事項」を用意しておくことで、基準への遵守水準が最も懸念される箇所に集中することができる。パネルはこの時点で、訪問調査中に参照したいと考える付加的文書がどのような文書であるかを明らかにできよう。一方、質保証機関が明確に満たしている ENQA メンバーシップ基準／ESG の部分は、訪問調査前の情報から明らかになる。こういった部分については、訪問調査中は比較的短時間の調査のみが要求されよう。

パネルは事前打ち合わせの間に、またはその翌朝に、初回の会談または聞き取り調査の議題を決定し、その後の会談のおおまかな議題案を作成する。会談の基本的な枠組み、すなわち質問者や質問順序などは事前に決めておくことが望ましい。

十分に構成された質問事項と訪問調査スケジュールを用意するためには、パネルメンバーが ENQA メンバーシップ条項／ESG（付属書 VI）に基づいてグリッド表を作成しておくことが有用であろう。

## 訪問調査中

### 質保証機関のキーパーソンやステークホルダーとの会談または聞き取り調査

訪問調査中に利用できる情報には主として 2 種類のソースがある。ひとつはスタッフやステークホルダーとの会談または聞き取り調査、もうひとつはパネルが要求した、または質保証機関が訪問調査で開示することを望んだ文書による情報である。いずれのソースも、訪問調査前に提出された情報の正確性の確認に利用されるべきであり、当該機関が ENQA メンバーシップ基準／ESG を遵守しているかを判定するための補足的な証拠が提供される情報とするべきである。

訪問調査は通常、英語で実施する。質保証機関が聞き取り調査で通訳の利用を望む場合は、少なくとも訪問の 1 カ月前にパネルに通知する必要がある（セクション 3.2 を参照）。通訳は当該機関の事業と無関係の者でなければならず、パネルが承認を与える。通訳の費用は機関が負担する。なお、通訳の利用により聞き取り調査の時間が長くなる可能性があること、及び細かな理解の相違が発生しうること、訪問調査計画段階から注意を払うべきである。

パネルは訪問期間中に、質保証機関の自己評価報告書の作成に関与したスタッフ全員と会談を持つことが特に強く推奨される。

会談では毎回、開始時に委員長が以下を行うべきである：

- パネルメンバーを紹介し、出席者の紹介を求める
- 対象分野と扱う順序を説明する
- 会談の終了時刻について合意を交わす

会談または聞き取り調査の終了後、パネルはレビューの進捗状況－これまで明らかにした事項、及び依然調査が必要な事項について、簡潔に話し合う。これを通じて、後日参照用に主な結果についてレビュー秘書官が箇条書きリ

ストを作成、またはグリッド表に記入する。必要があれば、次回以降の会談のためにテーマ／質問事項のリストをパネルが洗練させる。

### パネルの最終会合

パネルは訪問調査終了直後に会合を催し、提供された情報に基づいて結論について意見をまとめる。この時点で時間をかけて、ENQAメンバーシップ基準／ESGの各側面を精査し、パネルの主な所見や懸念分野について確認することが有用である。

### 質保証機関の事後報告会

訪問調査終了時に最終事後報告会をオプションで設けることができる。この報告会にはパネルの判断に基づき、パネルメンバーと、質保証機関のスタッフや評議会／理事会のメンバーが出席する。ここでは委員長が、パネルの主な所見の概要を説明し、レビュープロセスの次の段階について説明することができる。

### 訪問調査後

一般的なルールとして注意を要するのは、質保証機関は訪問調査終了後、新たな情報をパネルに提出してはならないという点である。全ての関連情報は訪問調査前、または訪問調査中にレビューパネルに提出する必要がある。訪問調査終了後は、レビュー報告書について事実に関するコメントを提出できるのみである。

## 3.6 最終報告書の作成と公表

レビュープロセスの主な成果は報告書である。レビュー報告書は自己評価報告書、訪問調査、レビューパネルの所見に基づいて、レビュー秘書官が委員長及び他のパネルメンバーと協力して起草する。

報告書の発表前に、レビュー秘書官がレビュー対象機関に報告書案の写しを送付して、その内容や誤った事実の有無につき、十分な時間を取って確認を受けることが必要である。ここでは、質保証機関は報告書案に事実の誤りまたは重大な誤解がある場合のみ、訂正を求めることができる。レビュープロセスがこの段階に入ってから、質保証機関は新たに資料や文書を提出してはならない。この手続を終えた後、最終報告書を作成する。最終報告書は40ページを超えてはならない。

管理主体（ENQAがレビューを管理する場合はレビュー秘書官）が英語のレビュー報告書と付属書をENQA理事会に提出する。ENQA理事会はこれを精査して、メンバーシップの付与または（再）確認を決定する。報告書が英語以外の言語で作成された場合は、レビュー委員長の監修の下で翻訳する必要がある。

レビューパネルの報告書の形式は、実施したレビューの種類に応じて決まる可能性が高い。

### 3.6.1 概要報告書の構造

- 1 エグゼクティブ・サマリー
- 2+ 用語集
- 3 序文（以下の背景情報を記載する）
  - i. レビューを委託する理由

- ii. 当該機関が自国の質保証体系において占めている地位
- iii. 当該機関の主な機能
- iv. 当該機関のENQAメンバーシップ条項／ESGへの関与
- v. レビューの実施過程（例：採用した査定方法、レビューパネル内で合意が形成された過程など）
- vi. レビューの国内（及び国際的）背景。例：国内の高等教育システム／法制度

- 4 所見（各メンバーシップ基準につき個別に説明する）
  - 4.1 a) ENQA基準1／ESG第2部：外部質保証プロセス
  - b) ENQA基準1／ESG 3.1、3.3：活動
  - 4.2 ENQA基準2／ESG 3.2：公的地位
  - 4.3 ENQA基準3／ESG 3.4：資源
  - 4.4 ENQA基準4／ESG 3.5：ミッション・ステートメント（使命声明書）
  - 4.5 ENQA基準5／ESG 3.6：独立性
  - 4.6 ENQA基準6／ESG 3.7：質保証機関が用いる外部質保証の基準とプロセス
  - 4.7 ENQA基準7／ESG 3.8：アカウントビリティの手続
  - 4.8 ENQA基準8：雑則
- 5+ レビューの付加的付託条項に関連するセクション、またはENQAメンバーシップ基準／ESGでカバーされない付加的関連情報。
- 6 結論と今後の展開。レビューパネルが望む場合、このセクションには、レビューの実施過程や今後の見通しに関するレビューパネルと質保証機関の分析を記載することもできる。
- 7 付属書（主要証拠—すなわち、法律、方針、手続の抜粋など—を付属書の形式で報告書に付してもよい）

報告書に以下の情報を記載することも有用であろう：

- レビューの付託条項
- 時間経過ごとのレビューの実施過程の詳細
- パネルメンバーの紹介、管理支援上の手配
- レビューの各主要段階の説明
- 改善のための勧告

レビューパネルは、オプションのセクション2に主な用語の説明を記載することが推奨される。

タイプAのレビューでは、質保証機関のENQAメンバーシップ基準／ESGの遵守の評価がレビューの唯一の目的であるが、レビューパネルが提供したいと考える追加的検討事項や発展のための勧告を、報告書に記載することが妨げられるわけではない。これらが広範囲にわたる場合は、オプ



ションのセクション 5 に記載するか、比較的短いならば結論の一部として記載してもよい。

注意を要するのは、ENQA 理事会は ENQA メンバーシップ基準/ESG を満たしているかに関してのみレビューパネルに意見を求めており、正式メンバーシップの付与または（再）確認の判断は求めていないという点である。そのため、レビュープロセスが適切に、かつ独立して実施されなかった場合や、報告書に記載の証拠が判断に根拠を与えていない場合は、理事会はパネルの意見から離れた判断をする権利を有する。

レビューが広範な目的を持つ場合（タイプ B）であっても、報告書には ENQA メンバーシップ基準/ESG を具体的に扱う全ての章を、タイプ A のレビューと同様の上記の形式で記載することが推奨される。

これにより、ENQA 理事会が結論を出す際の主たる情報源を提供することができる。但し、完全な報告書も提出して検討を受ける必要がある。

序文セクションと最終レビュー報告書のテンプレートが、付属書 I として用意されている—これは、各セクションに記載すべき事項についてのより詳細な指針となる。

### 3.6.2 所見の作成

ENQA 理事会がレビュー対象機関の ENQA メンバーシップ基準/ESG の遵守状況を評価すること、及び信頼できる結論を下すことを可能とするため、所見セクションではパネルの結論の証拠と理由を明らかにしなければならない。

#### 構造

理想的な所見の提示方法は以下の通り。

- ENQA メンバーシップ基準 1 から 8 (ESG 第 2 部及び第 3 部) を全て対象とする。
- 各メンバーシップ基準/ESG 基準につき個別に説明する。
- ENQA メンバーシップ基準/ESG 基準の各項目につき、報告書に以下を記載する。
  - i. 証拠：収集された証拠の簡潔な説明—会談内容または発見された文書に言及する
  - ii. 分析：利用可能な証拠から判断して、質保証機関がメンバーシップ基準/ESG 基準をどこまで満たしている（または満たしていない）かの検討
  - iii. 結論（遵守の判断）：パネルの意見として、質保証機関がどの程度メンバーシップ基準/ESG 基準を遵守しているか
    - 完全に遵守：当該メンバーシップ基準/ESG 基準に完全に準拠しており、当該基準は効果的な形で実施されている。
    - 実質的に遵守：かなりの程度、当該メンバーシップ基準/ESG 基準に準拠しており、その原則/精神が実施に移されている。
    - 一部遵守：当該メンバーシップ基準/ESG 基準の一部の側面ないし部分は満たされているが、他の部分は満たされていない。当

該基準の解釈は正しいが、十分に効果的な形で実施されているとはいえない。

- 不遵守：当該メンバーシップ基準/ESG 基準に従っていない

パネルは総合的な遵守状況についての意見を求められてはいるが、希望する場合は意見を述べることができる。

#### iv. 勧告（あれば）

- ENQA の付加的メンバーシップ基準も対象とする必要がある。

### 期待される判断

上記の通り、各メンバーシップ基準/ESG 基準につき、完全に遵守、実質的に遵守、一部遵守、不遵守のいずれであるかを判断する。

なお、「完全な遵守は達成されていない」、「いまだ完全な遵守ではない」などの表現は認められない点に注意されたい。

ある基準について一部遵守または不遵守とされる場合は、理由を説明する必要がある。一定の機関は、その業務の性質及び（または）事業を営む国の法律に基づく制限ゆえに、完全な遵守や実質的な遵守が不可能な場合がある。このようなケースだと考えられる場合、ENQA 理事会は上記のような酌量事由を考慮に入れる。

この「証拠—分析—結論—勧告」構造により、ENQA 理事会は、レビューパネルが利用可能な証拠に基づき結論に達した過程と理由を把握することが可能となる。

### 3.6.3 起案プロセス

効率性と正確性を期するため、報告書は訪問調査終了時にまとめて作成するのではなく、レビュープロセスの間を通じて起案することが重要である。セクション 1 の一部、セクション 2 の大部分、及びセクション 3 の一部は、訪問調査実施前に草案段階まで完成させることができる。また、訪問調査期間中に、レビュー秘書官が聞き取り調査の結果と文書証拠の精査に基づいて、報告書に注記を付すことが推奨される。

レビュー秘書官の初期草案は、委員長とパネルメンバーに回覧する前に、可能な限り完成させるべきである。パネルメンバーは報告書を慎重に校閲し、期限日までに意見や修正があればそれを付して、レビュー秘書官に返却する。

報告書に変更を施した後、レビュー秘書官は改定草案を作成する。これはレビュー委員長の同意を得てから質保証機関に送付され、事実に関して不正確な点がないか意見を求める。質保証機関の意見に基づいてさらに報告書を改定する場合は、レビュー委員長とレビュー秘書官がパネルと協議の上、合意することが必要である。

最終文書は管理主体（ENQA がレビューを管理する場合はレビュー秘書官）が理事会を通じて ENQA 事務局に提出し、質保証機関に送付する。

### 3.6.4 報告書の形式

ENQA が厳格なルールを定めているわけではないが、以下

の原則に従うべきである。

- ー フォント：本文は Verdana、11 ポイント
- ー 見出しは 3 段階に分かれる。
  - 1 主見出し（ボールド 12 ポイント）
  - 1.1 副見出しレベル 1（ボールド 11 ポイント）
  - 1.1.1 副見出しレベル 2（斜体 11 ポイント）
- ー 箇条書きは本項のようにダッシュ（－）を用いる。

ENQA 事務局は起案プロセス終了までの間に、書式についてこれ以外にも助言することができる。

### 3.7 ENQA 理事会への報告書提出と意思決定プロセス

ENQA 総会は理事会に対し、レビュー報告書の検討と、それに続いてメンバーシップに関する決定を行う権限を委譲している。理事会は準メンバーシップの申請書の他に、外部レビュー報告書を利用し、機関がメンバーシップ基準／ESG を満たしているか否かの結論を出す。メンバーシップレビューの精査プロセスは、正式メンバーシップの再確認または申請のための精査枠組み（内部文書、付属書 VI）に詳細が記されている。ここではプロセスの概要のみを示す。

- 報告書を ENQA 事務局が ENQA 理事会のレビュー委員会に配布
- レビュー委員会のメンバーが精査枠組みの書式で、報告書の分析と理事会への勧告を作成
- 理事会が精査枠組みの規定の通り決定を下す。決定は申請書、レビュー報告書、及びレビュー委員会の精査に基づいて行う。但し、レビューパネルまたはレビュー委員会の勧告に従う義務は理事会にない。理事会は収集した証拠に照らして自ら決定を下す。

理事会は、報告書の内容、またはレビューの実施過程から結論を出すことができないと考える場合、いかなる追加情報が必要か判断する。必要となる情報としては、新たな文書証拠や、レビューパネル、管理主体、質保証機関からの追加情報、またはレビュー管理主体、レビューパネル、質保証機関への短時間の訪問より得られた情報などが考えられる。メンバーシップ問題に関する理事会の権限と、理事会の決定に対する不服申し立てのルールは、メンバーシップ条項（規則付属書 I）及び協会規則第 7 条に定めがある。

レビュープロセスが問題なく完了してから、最終報告書を ENQA とレビュー対象機関のウェブサイトに公表する。

## 4. 役割と職務

### 4.1 レビュー委員長

レビューパネル委員長は以下の職務を担当する。

#### 訪問調査前

- レビューを機能させ、質保証機関を ENQA メンバーシップ基準／ESG に基づいて評価し、報告書を作成する総合的職務を担当する。
- レビュー秘書官及び質保証機関と連絡を取り、訪問調査活動の暫定タイムスケジュールを策定する。
- 質保証機関の提出した自己評価文書や、訪問調査前に利用可能なその他の情報などの文書のレビューを行い、文書がパネルの必要性に照らして完全かつ十分であることを確認する。
- 訪問調査中に実施する質問事項について合意する－他のパネルメンバーの協力のもとに行う。
- レビュー秘書官と協力して概要報告書を作成する。

#### 訪問調査中

- 全ての会合や討議を主催する。
- 用意された質問事項が全て回答されることを確保する。

#### 訪問調査後

- レビュー秘書官の作成した報告書の初期草案について意見する。
- 報告書案について質保証機関から意見を受けた後、当該機関の提案する変更があれば、その是非を検討する。
- 最終報告書に承認を与える。
- 場合により、レビュー秘書官と協力して、レビュープロセスに関する非公式のフィードバックレターを ENQA 理事会に提出する。その中には、レビューの総合的運営、準備活動の有用性、質保証機関の提出した文書の率直さ及び完全性、訪問調査中に実施された対話の質、報告書起案プロセスに関するフィードバックを記載する。

#### 常時

- レビューパネル内で発生しうる概念の食い違いを明らかにする。

### 4.2 レビュー秘書官

レビューパネル秘書官は以下の職務を担当する。

#### 訪問調査前

- 管理主体、質保証機関、現地技術補佐員（あれば）とのレビュープロセス中の主任連絡役を務め、管理主体が担当しない運営上の職務を実施する（セクション 4.4 を参照）。
- 委員長及び質保証機関と連絡を取り、訪問調査活動

の暫定タイムスケジュールを策定する。

- 質保証機関の提出した自己評価文書を、レビューパネルの他のメンバーに配布する。
- レビュー委員長と協力して概要報告書を作成する。
- レビューの背景及び合意した質問事項を説明するための、パネル向けの簡潔な状況説明書を作成する。

#### 訪問調査中

- 訪問調査期間中、パネルと質保証機関の間の主任連絡役を務める。
- 出席した会合や、パネルの内々の討議会でメモを取る。
- 一層明確にする必要がある事項を記録し、パネルに伝達する。
- 質保証機関の全員が、特に英語能力の低い者が、パネルとの会談を快適に進められるようにする。

#### 訪問調査後

- 提供された文書と訪問調査中のメモに基づいて報告書の初期草案を作成し、他のパネルメンバーに回覧する。
- 提案された変更を施してから報告書案を質保証機関に送付し、事実の正確性に関する確認を受ける。
- 質保証機関による修正を報告書案に反映（修正があり、それがレビューパネルに承認された場合）して最終版の報告書を作成し、レビューパネル、質保証機関及び管理主体に送付する。
- 場合により、レビュー委員長とともに、レビュープロセスに関する ENQA 理事会宛の非公式のフィードバックレターを起草する。

レビュー秘書官は、常に管理主体にレビューの進捗状況を知らせておく。

### 4.3 パネルメンバー

レビューパネルのメンバーは以下の職務を担当する。

#### 訪問調査前

- 質保証機関の提出した自己評価文書や、訪問調査前に利用可能なその他の情報など、文書のレビューを行う。
- 訪問調査中に実施する質問事項の作成に協力する。

#### 訪問調査中

- 全ての会合と討議に参加する。また、合意した質問事項を実施に移すために協力する。

#### 訪問調査後

- レビュー秘書官の作成した報告書の初期草案を慎重に校閲し、意見や修正があれば期限日までにそれを付して、レビュー秘書官に返却する。

- 外部レビューの最終報告書に関してレビュー秘書官をサポート、支援する。

### 4.4 管理主体

管理主体の実施する職務は以下の通り。

- レビュープロセス中、ENQA と連絡を取る（ENQA がレビューを管理しない場合）。
- 質保証機関との付託条項や契約を起草し、合意を交わす。
- 付託条項と契約を ENQA 理事会に提出し、検討を受ける（ENQA がレビューを管理しない場合）。
- レビューパネルの構成について ENQA 理事会の検討、決定を受けてから、パネルメンバーを採用する（契約及び非利益相反協定の精緻化を含む）
- レビューパネルとレビュー対象機関の間の当初の連絡役を務める。
- 最終レビュー報告書を受け取り、記録する。
- 最終レビュー報告書を ENQA 事務局に送付し（ENQA がレビューを管理しない場合）、レビュー理事会のレビュー委員会より精査を受ける。
- レビューアの報酬と、旅費・宿泊費を支払う。

利益相反の可能性を避けるため、管理主体はレビュー対象機関からの独立性を高い水準で、かつ実証可能な形で備える必要がある。2つの機関が互いにレビューを管理する相互レビュープロセスは、外部性と独立性の要件を満たす可能性が低いため、また利益相反発生の可能性があるため、適切とはいえない。

ENQA 事務局がレビューを支援する能力は限られているため、また外部レビュープロセスにより単発的な管理上の需要が発生することを防ぐため、ENQA の管理するレビューにおける ENQA 事務局の役割は上記の管理主体の職務に限るものとする。そのため、管理業務の大半はレビュー秘書官が担当することとなる。

## 5. 予定表

以下の予定表は、レビューで採用されうるスケジュールの目安である。具体的なタイムスケジュールはレビューごとに個別に定める。

### 訪問調査前

行動	時期
質保証機関が ENQA 事務局を通じて、レビューの実施が必要なことを ENQA 理事会に通知する。質保証機関は ENQA 事務局に、レビューを管理する団体 (ENQA でない場合) の名称と連絡先情報を提供し、管理主体には ENQA 事務局の情報を提供する必要がある。	最長で訪問調査の 1 年前
ENQA 理事会が管理主体を承認 (ENQA でない場合)	訪問調査の 9~12 カ月前
管理主体と質保証機関がレビューの付託条項、手続規定及び暫定タイムスケジュールを起案し、これについて合意する。	訪問調査の 5~8 カ月前
管理主体 (ENQA でない場合) がレビューの付託条項、手続規定及び暫定タイムスケジュールを ENQA 理事会に提出し、検討を受ける。	訪問調査の 3~6 カ月前
管理主体 (ENQA でない場合) がレビューパネルを指名し、パネルの構成を ENQA 理事会に提出して検討を受ける。	訪問調査の 3~7 カ月前
管理主体が ENQA の方針に基づいてレビューパネルを任命する。	訪問調査の 2~6 カ月前
レビュー秘書官が、訪問調査スケジュールについてレビュー委員長及び機関と合意を交わす。	訪問調査の 6~10 週間前
質保証機関が自己評価文書を作成し、その他の関連文書とともに管理主体に提出一本ガイドラインとともにレビュー秘書官に送付され、他のパネルメンバーに配布される。	訪問調査の 8~12 週間前
場合により、レビューパネルと管理主体による電話報告会を実施して、レビュー全体のプロセスについて討議する。	訪問調査の 6~8 週間前
レビュー委員長が質保証機関の提出した文書に検討を加え、レビューの付託条項と質保証機関から得た情報を参照しながら質問事項の初期案を作成する。これは、他のレビューパネルメンバーとの協議を通じて洗練させる。	訪問調査の 4~6 週間前
レビュー秘書官が委員長と協力して、概要報告書と状況説明書ーレビューの背景、スケジュール及び質問事項案を説明する文書ーを作成し、レビューパネルに回覧する。	訪問調査の 2~4 週間前

### 訪問調査中

行動	時期
レビューパネルの報告会。パネルメンバーが訪問スケジュールについて協議し、質問事項の質問方法について合意する。	訪問調査前日
訪問調査を実施 (セクション 3.5 を参照)	2~3 日間
パネルが訪問調査に関する最後から 2 回目の会合を開く。ここでは、提出された証拠に検討を加えて暫定的所見を作成し、可能であれば「スケルトン」報告書にまとめる。	訪問調査最終日
パネルは質保証機関の代表者を交えて最後の会談を催すことができる。ここでは、レビューの暫定的所見の内容を伝える。	訪問調査最終日

### 訪問調査後

行動	時期
レビュー秘書官が報告書の初期草案を作成し、委員長とパネルメンバーに回覧する (起案と文書構造の指針はセクション 3.6 を参照)。	訪問調査の 2 週間後

パネルメンバーが草案に検討を加え、意見や修正があればレビュー秘書官に提案する。	訪問調査の 3 週間後
レビュー秘書官が改定草案を作成し、パネルの同意を得てから質保証機関に送付して、事実の正確性に関する意見を求める。	訪問調査の 4～6 週間後
質保証機関が事実の正確性に関する報告書の修正をレビュー秘書官に提出し、検討を求める。	訪問調査の 6～8 週間後
レビュー秘書官が最終レビュー報告書を作成する。	訪問調査の 8～10 週間後
レビュー秘書官が最終レビュー報告書をレビューパネル、質保証機関、管理主体に送付する。	訪問調査の 10～12 週間後
管理主体 (ENQA でない場合) が最終レビュー報告書を ENQA 事務局に提出する。	訪問調査の 10～12 週間後
ENQA 事務局がパネルメンバーと質保証機関に対し、レビュープロセスに関するフィードバックアンケートの記入を求める。	訪問調査の 12～14 週間後

## 6. 財務事項

通常、管理主体がレビュー対象機関に対し、レビューの費用全額に充てるための手数料を請求する。これにはレビューパネルメンバーの報酬、旅費・宿泊費の全額、レビューを手配するための管理費用に該当する各要素が含まれる。

ENQA が管理するレビューの場合、報酬の額は ENQA と各パネルメンバーの契約で定める。レビューパネルメンバーの報酬、及び ENQA の管理間接費に該当する要素は ENQA 理事会が決定し、旅費・宿泊費に該当する要素は実費を請求する。契約への署名をもって、レビュー全体の概算手数料全額が機関から ENQA に支払われるべきものとなり、これが支払われるまで、ENQA はそれ以上レビューの準備を進めない。

現行（2009 年時点）の ENQA 管理レビューの費用は、レビューパネルの専門家が 5 名の場合、以下の通り：

委員長の報酬	5,000 ユーロ
パネルメンバー1名の報酬（3名）	3,000 ユーロ
秘書官の報酬	5,000 ユーロ
管理間接費	5,000 ユーロ
概算旅費交通費（旅費・宿泊費・飲食費がこの概算金額を下回った場合、ENQA は差額をレビュー対象機関に返金する。上回った場合、ENQA はレビュー終了後、機関に差額を請求することができる）	6,000 ユーロ
概算合計金額	30,000 ユーロ

## 7. ENQA メンバーシップ基準／欧州基準とガイドライン（ESG）の解釈

ENQA メンバーシップレビューは厳格、公正、透明に、かつ一貫性を持って実施されることが重要である。それゆえ、メンバーシップ基準／ESG がどのように解釈されるか、レビューパネルが説明を受けることが必要となる。この目的のため、ENQA は機関レビュー専門家向けの研修コースを用意している（セクション 3.3 を参照）。

ENQA 正式加盟の主な基準は、付属書 IV に詳細が列挙されているメンバーシップ基準／ESG を遵守することである。しかし、ESG は様々な目的に利用されるものであり、元来、ENQA などのメンバーシップの遵守を確立するためのチェックリストとしての利用は意図されていない。

その結果、ENQA メンバーシップ基準／ESG を厳密に読めば、ひとつまたは複数の基準を完全ではなく実質的にしか満たしていないことになる場合がある。だが、このことにより遵守の総合的判断が危険にさらされるべきではないとの結論をパネルは下してよい。こういったことが起こりうるのは、国の法律で異なるアプローチが要求されている場合や、目的達成に別の方法を利用している場合、その他の正当な理由がある場合である。

レビューパネルは実質的遵守が達成されているかについて判断を下す際、与えられた全ての証拠と ENQA メンバーシップ基準／ESG の意図に照らし、当該機関が事業を営む際に避けられない状況を考慮に入れて行う必要がある（セクション 3.6.2 を参照）。ESG の遵守に関して「強硬路線」を採用すると、信用、信頼に足る機関が自らの落ち度なしに ENQA の正式メンバーシップを取得できないことになってしまう場合、そのようなことをしてもほとんど意味がない。

ENQA 理事会がレビュー報告書に基づき、現在正式加盟している機関が ENQA メンバーシップ基準／ESG を十分に満たしていないと判断する場合、当該機関には基準を満たすべく変化をもたらすための期間として最長 2 年間で与えられ、その期間中、当該機関は ENQA 準メンバーに指定される。理事会またはその指名したレビューアーによる再度のレビューの後、メンバーシップ基準が依然満たされていない場合、総会の確認を受けた上で、当該機関は ENQA 規則に従い除名される。

ENQA の正式加盟を申請している準メンバーが、基準を十分に満たしていないと ENQA 理事会が判断する場合、準メンバーシップは停止され、申請機関は以後 2 年間、再申請の資格を失う。同時に当該機関はアソシエイトメンバーへの申請を推奨される。

再レビューの付託条項と手数料は管理主体の合意に従う。

### ENQA メンバーシップ基準／欧州基準・ガイドライン（ESG）

ESG は本ガイドラインの付属書 IV に記載されている。ENQA メンバーシップ基準には ESG 第 3 部と、付加的要求事項及びガイドラインが含まれる点に注意されたい。下記の基準には ESG に付加的部分（斜体部分）が存在する。

- ENQA 基準 3/ESG 3.4—資源

質保証機関は、プロセス、手続及び職員の開発に関する適切な規定を備え、効果的・効率的な形で外部による質保証プロセスを組織・運営できるように、十分かつ適切な人的及び財政的資源を有するべきである。

- ENQA 基準 7/ESG 3.8—アカウンタビリティの手続

[...] iii. 質保証機関の活動について、少なくとも 5 年に 1 回の実施が義務付けられた周期的な外部レビュー。これには当該機関の ENQA メンバーシップ基準の遵守に関する報告も含まれる。

- ENQA 基準 8—雑則

- i. 質保証機関は、自らが明言している原則に常に関心を払うとともに、自らの諸要件とプロセスが専門的に管理され、判断がたとえ異なる集団によってなされるとしても、判断や決定が一貫した形で達成されるようにする。
- ii. 質保証機関が質保証について公式決定を行う場合、または公式の結果を伴う結論を出す場合、不服申し立ての手続を定めるべきである。不服申し立て手続の性質と形式は、各質保証機関の規約を踏まえて決定されるべきである。
- iii. 質保証機関は進んで積極的に ENQA の目的に貢献する。

## 8. 不服申し立て手続

質保証機関が、ENQA メンバーシップ基準/ESG を満たしていないとの理事会の決定またはレビューパネルの判断に対し、不服申し立てを望む場合、ENQA 不服・苦情審査委員会が申し立てを聴取する。現職の ENQA 理事会メンバーは不服・苦情審査委員会のメンバーを務めることができないが、通常 1 名は理事会の前メンバーとする。不服申し立て手続は ENQA 規則（メンバーシップ条項第 7 条及び第 II 章）に定められている。

ENQA 理事会は本ガイドラインを自らの裁量で修正する権利を有する。

### ENQA 理事会採択

2009 年 9 月 14 日

## 付属書 I—序文セクションと最終レビュー報告書の構造

### 質保証機関 X の外部レビューパネルの報告書

#### 序文（草案定型文）

本文書は [年・月・訪問調査場所] において、[質保証機関 X] が欧州高等教育質保証協会（ENQA）正式メンバーシップの基準を満たしているか否かを判断することを目的として実施されたレビューの報告書である。メンバーシップ条項は報告書の付属書#に示す。

#### 1 レビュープロセスの背景と概要

ENQA の規則では、全ての正式加盟機関は少なくとも 5 年に一度、メンバーシップ条項を満たしていることを証明するため、周期的外部レビューを受ける必要があるとされている。

2004 年 11 月、ENQA 総会は、*欧州高等教育圏における質保証の基準とガイドライン*（ESG）第 3 部を、ENQA 規則のメンバーシップ条項に組み込むことで合意した。これにより、ESG を実質的に遵守していることが、ENQA 正式メンバーシップの主要基準となった。その後、2005 年にベルゲンで開催されたボローニャ・プロセス閣僚会議において、ESG は採択された。

ESG 第 3 部は質保証の周期的外部レビューとアクレディテーション機関を対象としている。権限移譲の原則に従い、一般的に ENQA メンバーシップ評価目的の周期的外部レビューは、国レベルで欧州高等教育圏各国の当局が着手するが、実際の実施は当局から独立して行われる。但し、外部レビューは国が統轄できない場合、ENQA が管理する場合もある。このようなケースの例としては、レビューの管理に適した、または管理を引き受ける国家機関が見つからない場合がある。その場合、ENQA はレビューの統轄において積極的な役割を担い、管理役として直接関与する。但し国がレビューを担当する場合は、ENQA はプロセス全体を通じて進捗状況の通知を受けるにすぎない。

[質保証機関 X] の外部レビューは、*欧州高等教育圏における質保証機関の外部レビューのためのガイドライン*に記載のプロセスに沿って、付託条項で定められたタイムスケジュールに従って実施された。[質保証機関 X] の外部レビューのレビューパネルは以下のメンバーで構成された。

氏名 担当職務 組織 国籍（委員長）

氏名 担当職務 組織 国籍（秘書官）

氏名 担当職務 組織 国籍

氏名 担当職務 組織 国籍

氏名 担当職務 組織 国籍

[質保証機関 X] のレビューは ENQA の定期外部レビューの要件を満たし、かつ以下の目的を備えていた： [...]

[質保証機関 X] の作成した自己評価報告書により、パネル

が結論を導くために利用した証拠の大部分が提供された。パネルは自己評価の正確性を完全に確認し、問題点を明らかにすることを目的として、訪問調査を実施した。最終的に、パネルは自己評価報告書、訪問調査及び自らの所見に基づいて、本最終報告書を作成した。その際、パネルは [質保証機関 X] に対し、報告書案の事実の正確性に関する意見を述べる機会を与えた。レビューパネルはレビュー実施中、参照したいと望んだ全ての文書が利用可能であったこと、及び質問したいと望んだ全ての人物に面会可能であったことを認める。

## 2 略語集

### 3 序文

以下の背景情報を記載する。

- i. レビューを委託する理由
- ii. 当該機関が自国の質保証体系において占めている地位
- iii. 当該機関の主な機能、現在の任務及び職務の主要分野（利用するレビュー方法を含む）
- iv. 当該機関の ENQA メンバーシップ条項/ESG への関与
- v. レビューの実施過程（例：採用した査定方法、レビューパネル内で合意が形成された過程など）
- vi. レビューの国内（及び国際的）背景

### 4 所見

（各メンバーシップ基準につき個別に説明する）

- 4.1 a) ENQA 基準 1/ESG 第 2 部：外部質保証プロセス
- 4.1 b) ENQA 基準 1/ESG 3.1、3.3：活動
- 4.2 ENQA 基準 2/ESG 3.2：公的地位
- 4.3 ENQA 基準 3/ESG 3.4：資源
- 4.4 ENQA 基準 4/ESG 3.5：ミッション・ステートメント（使命声明書）
- 4.5 ENQA 基準 5/ESG 3.6：独立性
- 4.6 ENQA 基準 6/ESG 3.7：質保証機関が用いる外部質保証の基準とプロセス
- 4.7 ENQA 基準 7/ESG 3.8：アカウントビリティの手続
- 4.8 ENQA 基準 8：雑則

5+ レビューの付加的付託条項に関連するセクション、または ENQA メンバーシップ基準/ESG でカバーされない付加的関連文書。

### 6 結論と今後の展開

レビューパネルは総合的な遵守についての意見を求められてはいないが、希望する場合は意見を述べるができる。また、パネルが望む場合、このセクションには、レビューの実施過程や今後の見通しに関するパネルと質保証機関の分析を記載することもできる。

#### 総合的所見

レビューパネルは検討を加えた文書及び口頭による証拠に



鑑み、[質保証機関 X]がその事業部門の業務遂行において、*ENQA* メンバーシップ条項を遵守していることに満足している。ゆえにパネルは *ENQA* 理事会に対し、[機関名]の *ENQA* 正式メンバーシップを [新たに] 5 年間、承認することを勧告する。

または

レビューパネルは検討を加えた文書及び口頭による証拠に鑑み、[質保証機関 X]はその事業部門の業務遂行において、*ENQA* メンバーシップ条項を遵守していないと考える。理由は以下の通りである。

- XXX
- XXX
- XXX

または

レビューパネルは検討を加えた文書及び口頭による証拠に鑑み、[質保証機関 X]はその事業部門の業務遂行において、*ENQA* メンバーシップ条項を完全には遵守していないとの意見を有している。但し、レビューパネルの意見では、同機関は *ENQA* の正式メンバーシップが正当化されるに十分なほどの遵守をしている。

完全な遵守が達成されなかった基準は以下の通りである。

XXX

さらに、同機関は上記の基準の完全な遵守を可能な限り早い機会に達成するため、権限のある範囲内で適切な行動をとるよう勧告される。

## 6.1 勧告

(パネルが質保証機関の遵守に満足している場合でも作成することができるが、その場合、これらがその勧告と矛盾する点になってはならない)

## 7 付属書

主要証拠—すなわち、法律、方針、手続の抜粋などを付属書の形式で報告書に付してもよい。

## 付属書 II—ENQA 管理レビューの財務ガイドライン

### 財務ガイドライン

#### *ENQA* 管理レビュー

#### 1. 一般情報

*ENQA* 事務局は *ENQA* 管理レビューの財務管理を担当する責任を負う。事務局の連絡先情報は以下の通り。

Emmi Helle, Secretary General

European Association for Quality Assurance in Higher Education (ENQA)

Unioninkatu 22/ Havis Business Center (3rd floor)

FI-00130 Helsinki

電子メール: emmi.helle@enqa.eu

ウェブサイト: www.enqa.eu

固定電話: +358 9 2522 5712

携帯電話: +358 400 896 609

FAX: +358 9 2522 5710

専門家の所属する組織が事前に旅費を支出した場合、旅費の支払い請求、または公式請求書は、プロジェクトに関する領収書と搭乗券の原本を同封の上、以下の宛先に送付のこと。

Administer Oy / ENQA

PL 176

00101 Helsinki

Finland

#### 2. 旅費・宿泊費の償還

レビュー秘書官は、委員長とパネル全員の同意を得て、レビュー対象機関との間で訪問調査実施日につき合意を交わす責任、及び実務上の準備（訪問調査のプログラム、ホテルの予約）を手配する責任を有する。**質保証機関は現地連絡先を通じて、専門家のために訪問調査中の宿泊施設の手配を支援するが、宿泊費、飲食費、交通費は専門家が自ら支出し（レビュー対象機関は支払わない）、訪問調査終了後に ENQA 事務局から請求することが期待される。**この事前支出が不可能な場合（例：学生メンバー）、専門家は *ENQA* 事務局と連絡を取って別の方法を探るべきである。

事務局は関連書類を受け取り次第、直接の交通費、宿泊費、保険料、飲食費のみを専門家に償還する。領収書が残されていない費用は一切償還されない。日当は支給されないため、専門家は忘れずに領収書を保管しておくべきである。プロジェクトの活動に直接関連する交通費、宿泊費、飲食費、保険料のみが償還の対象とみなされる。交通費及び保険料は実際に支出した金額とする。航空機で移動する場合はエコノミークラス運賃を利用しなければならない。ファーストクラスは電車移動、または長距離の航空機移動の場合のみ許容される。飲食費及び宿泊費も合理的範囲内とするべきである。

旅費の請求方法には以下の **2 種類**がある。

- a. **公式請求書**。公式請求書は、専門家の所属する組織

が旅費・宿泊費を支出しており、その費用が専門家ではなく組織に償還される場合に利用しなければならない。組織の提出する公式請求書には費用の明細を記載し、旅券と領収書の写しを付さなければならない（公式請求書の場合、原本は不要）。領収書は電子メール添付または郵送で ENQA 事務局に送付することができる。

- b. **旅費請求フォーム**。専門家が自ら旅費・宿泊費を支出し、自身の口座に償還を受ける場合は、ENQA 事務局の提供する旅費請求フォームを利用すべきである。この場合は領収書と搭乗券の原本を旅費請求フォームに添付することが必要である。フォームは専門家が署名し郵送しなければならない。原本が残っていない場合、ENQA 事務局の会計手続上の理由で償還を受けることができない。ユーロ以外の通貨を利用した場合は、全て専門家がユーロに換算しなければならない。その際、利用した為替レートを旅費請求フォームに明示する必要がある。

旅費請求フォーム、公式請求書のいずれの場合も、以下の銀行情報を記載しなければならない。

- 銀行名
- 銀行所在地
- 口座名義人
- 口座番号
- SWIFT コードと IBAN コード

### 3. 専門家報酬の支払い

報酬はレビューが問題なく完了してから（すなわち、レビューチームが事務局を通じて、ENQA 理事会に最終レビュー報告書とフィードバックレターを提出してから）、ENQA 事務局が支払う。報酬の請求には ENQA 事務局がフォームを提供する。

### 4. 費用請求期限

費用は全て、[日付] までに ENQA 事務局から請求されなければならない。ENQA 事務局は、この日を過ぎて到着した請求については償還できない。

## 付属書 III – ENQA 規則

### 欧州高等教育質保証協会（ENQA）規則 （2008 年 9 月 26 日施行）

#### 第 I 編 協会の名称

##### 第 1 条—名称

当協会は欧州高等教育質保証協会と呼称されるものとする。略称は ENQA とする。ENQA は欧州高等教育質保証ネットワークの法律上の承継者である。

#### 第 II 編 目的と活動

##### 第 2 条—目的

ENQA は、高等教育質保証の分野における欧州の協力を促進することを目的に設立された。ENQA の目的は以下の通りである。

- 高等教育の質保証に関連する情報及び経験、中でも方法論的開発と優良実践例についての情報及び経験の交換を促進、発展させる
- 政策研究所としての機能を担い、質保証の基準、手続及びガイドラインを策定、提案する
- 欧州教育閣僚会議、国・地域の公的機関、及び欧州高等教育圏（EHEA）と関連するその他の団体からの、専門的知識と助言の要請に応える
- 国際的高等教育の分野における質保証活動を円滑にする
- 質保証・アクレディテーション機関の効率的なシステムの開発と実施を促進する
- 質保証・アクレディテーション機関のレビューの管理を手配する
- 他の適切な欧州のステークホルダー組織との協力を維持、発展させる
- EHEA の設立に貢献する
- 他のネットワーク及び地域との対話を実施する

##### 第 3 条—活動

ENQA はその目的を達成するため、高等教育の質評価と質保証の分野における経験、優良実践例及び新情勢に関する情報を、ステークホルダー、すなわち国家機関、高等教育機関、学生及び質保証機関に普及させる。ENQA の活動は会議、ワークショップ、セミナーに加えて、国際的質保証プロジェクト、報告書の公表、ステークホルダーとの協力、ENQA ウェブサイトの開発・維持などに及ぶ。ENQA は、ENQA のメンバーを欧州レベルで代表する会員組織である。

#### 第 III 編 ENQA への関与

ENQA には以下の形式で関与することができる。

- メンバーシップ（正式メンバー及び準メンバー）
- アソシエート・ステータス
- アフィリエート・ステータス

## メンバーシップ

### 第4条—メンバーシップの種類

ENQAには正式メンバーシップと準メンバーシップの2種類のメンバーシップが存在し、ENQA理事会の裁量によって付与される。新たに加盟する機関には、以下の条件に基づいてメンバーシップが認定される。

- i. 正式メンバーシップ  
ENQAの正式メンバーシップは、メンバーシップ条項付属書Iに定める関連基準を満たす質保証機関に開かれている。
- ii. 準メンバーシップ  
準メンバーシップは、メンバーシップ条項付属書Iに定める基準を満たす質保証機関が利用することができる。

### 第5条—メンバーの会費

正式メンバー及び準メンバーは年会費を払う必要がある。その金額は総会が決定し、返金はできないものとする。

### 第6条—加盟申請料

メンバーシップを申請する機関は加盟申請料を払う必要がある。その金額は総会が決定し、返金はできないものとする。

### 第7条—不服・苦情審査委員会

機能：

不服・苦情審査委員会を設置し、メンバーシップ問題に関する決定と手続に対する不服、苦情の聴取を担当させる。不服・苦情審査委員会はENQAの委員会であり、ENQA理事会の副委員会ではない。

メンバーシップの申請が理事会に承認されなかった団体、正式ではなく準メンバーシップを付与された団体、または希望に反して正式メンバーシップから準メンバーシップに指定替えられた団体は、理事会の決定が誤っていると考えられる理由を記載した書面により、理事会に不服を申し立てることができる。理事会は不服・苦情審査委員会に、決定に対する審査を求めるものとし、理事会の決定の際には同委員会の報告書を考慮に入れるものとする。不服申し立てに対しては理事会の決定が最終決定となる。

構成：

不服・苦情審査委員会は正式メンバーの代表者4名で構成され、その1名を補充メンバーに指定する。委員会メンバーの1名について利益相反がある場合、利益相反の影響を受けるメンバーを補充メンバーと交代させる。委員会の決定は単純多数決によるものとする。委員会メンバーはENQA総会が任命し、その任期は3年とする。いかなる者も、6年を超える期間、継続して委員会メンバーを務めることはできない。委員会メンバーは理事会メンバーを兼任してはならないが、通常、1名は理事会メンバーの経験者とする。

### アソシエート及びアフィリエートの団体

#### 第8条

ENQAはメンバーシップの他に、他の団体との正式な関係として、アソシエートとアフィリエートの2種類を有して

いる。アソシエート及びアフィリエートは当協会のメンバーではない。ENQAのメンバーとしての加盟申請を望まない、または何らかの理由で申請することができない団体は、アソシエートまたはアフィリエートのステータスを求めることができる。場合によっては、ある団体がアソシエートまたはアフィリエートとして招かれることがある。

#### 第9条—アソシエート

アソシエートは、高等教育の質保証に実証可能な程度の利害関係を有する、公式の組織または機関とする。

#### 第10条—アフィリエート

アフィリエートは、公式の質保証機関のネットワーク、または高等教育の質保証に関連する公式の統括組織とする。

#### 第11条—申請手続

ENQAとのアソシエートまたはアフィリエートの申請は、ENQA理事会に宛てたレターの形式で行うものとする。このレターには、当該団体の簡潔な紹介、主要連絡先情報、及びアソシエートまたはアフィリエートのステータスを公式に申請する文章を記載する必要がある。その後、ENQAが申請を許可するか否かにつき理事会が決定し、この決定をレターで通知するものとする。理事会は決定の前に追加の情報を求めることができる。理事会の決定は総会に提出され、最終承認を受けるものとする。

#### 第12条—権利

アソシエート及びアフィリエートには、ENQAの出版物を受け取る権利、及びセミナーやワークショップに参加する権利が与えられるとともに、ENQAウェブサイトのパスワード保護部分へのアクセス権が与えられる。但し、自らをENQAの「メンバー」と称することはできない。また、投票権も被投票権も与えられないものとする。

#### 第13条—会費

アソシエート及びアフィリエートは、正式メンバーの半額に相当する会費を支払うものとする。この会費は返金できないものとする。

### メンバー及びアソシエート／アフィリエートに共通の規定

#### 第14条

メンバー、アソシエート及びアフィリエートはENQA規則を遵守することに同意する。

#### 第15条

ENQAのメンバー、アソシエート及びアフィリエートは、ENQAが組織するワークショップ、プロジェクト、及びそれ以外の活動に参加する際、参加料を要求されることがある。

#### 第16条

会費の支払いが遅れたメンバー、アソシエートまたはアフィリエートに対する処置の手続は、理事会が決定するものとする。

#### 第17条—脱退と除名

メンバー、アソシエート及びアフィリエートは、書面による脱退通知をENQA会長に提出することで、いつでも

ENQA メンバーシップ、または ENQA アソシエイト／アフィリエイトのステータスから脱退することができる。脱退の効力は即時に生じる。会長は総会及び理事会に、メンバー、アソシエイトまたはアフィリエイトの脱退を通知するものとする。

メンバー、アソシエイト及びアフィリエイトは、本規則もしくはメンバーシップ条項に対する違反があった場合、または当協会の名声や効率性を損なう原因になると考えられる行動を取った場合、理事会の決定により除名されることがある。

メンバー、アソシエイトまたはアフィリエイトの会費は、脱退または除名の際も当該機関に返還されない。

#### 第 IV 編 組織構成

ENQA の組織は以下の通りとする。

- 総会
- 理事会
- 事務局

#### 総会

##### 第 18 条—機能

総会は ENQA の統治方針・意思決定組織である。

総会の職務は以下の通りである：

- 理事会メンバーを選出、罷免する
- ENQA の会長及び副会長を理事会メンバーの中から選出する
- ENQA 規則を改正する
- ENQA の年間業務計画を承認する
- ENQA の活動に関する会長及び事務局長の年次報告書を受け取り、検討、承認する
- ENQA の年次財務諸表(年次外部監査報告書を含む)を受け取り、検討、承認する
- 年次外部監査報告書の承認後、理事会及びその他の説明責任当事者を、説明責任から解放する
- ENQA の会計の年次外部監査に関与する外部監査人と、公認会計士の人数を確認し、承認を与える
- 年間予算を検討、決定する
- 正式メンバーと準メンバーの支払う年会費の水準を決定する
- アソシエイトとアフィリエイトの支払う年会費の水準を決定する
- 不服・苦情審査委員会のメンバーを任命する
- 理事会の決定に従い、新たなメンバーの承認、または本規則に違反しているメンバーの除名に認可を与える
- 必要があれば、事務局の他国への移転の是非を決定する。他国への移転を実施する場合は、その 1 年前に通知を行う
- ENQA が本規則の枠組み内で十分な機能を果たすために必要な決定、及び理事会への勧告を行う

##### 第 19 条—会議と招集

総会は少なくとも年に 1 度、会議を開くものとする。会議の日時及び場所は理事会が決定し、事務局と ENQA の会長が少なくとも 40 日前の通知をもって会議を招集するものとする。総会会議の議長は ENQA 会長が務めるが、避けることのできない事由により会長が欠席する場合は、理事会の指名を受けて副会長が務める。

##### 第 20 条—構成

総会は ENQA の正式メンバー及び準メンバーの代表者で構成される。

##### 第 21 条—選出手続

正式メンバーは総会で投票、発言する権利、及び理事会選出選挙の候補者を指名する権利を有する。準メンバーは総会の非公開部分以外に出席する権利、及び議長の求めに応じて発言する権利を有するが、投票権は持たない。総会で代表権を有する正式メンバーは、1 機関につき 1 票を投票することができる。総会の決定は単純多数決によるものとする。定足数は、総会に出席したメンバーをもって満たされるものとする（但し、正式メンバーの半数を超える代表者が出席していることを条件とする）。

理事会メンバー、会長及び副会長（第 27 条を参照）の選出以外の投票の場合、投票手続は公開でも非公開（秘密）でもよい。非公開投票は、出席している 1 機関以上の正式メンバーが要請した場合に利用されるものとする。

##### 第 22 条—オブザーバー

主要パートナー組織、すなわち欧州大学協会（EUA）、欧州高等教育機関協会（EURASHE）、欧州学生連合（ESU）、教育インターナショナル（EI）、欧州経営者連盟（ビジネス・ヨーロッパ）及び欧州委員会（EC）を、オブザーバーとして総会に招聘するものとする。これ以外のオブザーバーを理事会が招聘することもできる。オブザーバーは総会の公開討議で、議長の求めに応じて発言することができるが、投票権は持たない。

#### 理事会

##### 第 23 条—機能

理事会の職務は以下の通りである：

- 年間業務計画を作成、監督する。計画は総会で討議を経た上で、承認を受ける
- 業務計画で定めたワークショップやその他の活動の準備をする
- 総会の決定したあらゆる指令が確実に実施されるようにする
- 新たなメンバーの承認、または本規則に違反しているメンバーの除名の是非を判断する
- 本規則の改正について総会に勧告する
- 事務局長を任命する
- ENQA 事務局を管理する事務局長の業務、及び事務局の業務を指示、評価する
- ENQA の財務上の管理を監督し、会計監査を手配する

- ENQA の利益のために必要と思われるその他の措置を講じる

#### 第 24 条—構成

理事会は ENQA 会長、副会長を含む 9 名のメンバーで構成され、最大 2 名の追加メンバーを選出する裁量権を有する。投票で選出される理事会メンバーは、ENQA の正式メンバーシップを持つ団体の代表者で構成される。理事会が追加選出するメンバーは、次回の総会までを任期として任命される。

#### 第 25 条—業務

理事会は少なくとも年に 4 回、会合を開く。会合は事務局が少なくとも 10 日前の通知をもって招集する。定足数は、投票による選出メンバー 5 名とする。

理事会は総会に対して責任を負う。

#### 第 26 条—候補者の指名

ENQA の正式メンバーは、所属する人物の中から理事会選挙候補者を指名する。候補者の指名は、総会開会の 40 日前までに事務局に提出する必要がある。その際、候補者の簡潔な履歴書を併せて提出しなければならない。候補者の情報は、総会前に全てのメンバー機関に回覧されるものとする。

理事会選挙候補者を指名する際には、男女の比率、及び地域的分布のバランスを取るという原則を念頭に置くべきである。EHEA 加盟国の 1 国から選出される理事会メンバーは、最大 2 名までしか許容されない。理事会は、男女の比率、及び地域的分布のバランスを取るという目標や、EHEA 加盟国の 1 国から選出される人数の制限を念頭に置いて、理事会に選出されるべきだと考える候補者が存在する場合、その候補者を明示することができる。

#### 第 27 条—メンバーの選出

理事会メンバーは 3 年の任期で ENQA 総会が選出する。毎年 3 名のメンバーが退任し、年次総会で新たに 3 名を選出する。理事会メンバーは 6 年を超える期間、継続して務めることはできない。

理事会メンバー、会長及び副会長の選出は、ENQA メンバーの秘密投票によるものとする。当選候補者の決定は単純多数決によるものとする。ENQA メンバーは 1 機関ごとに、理事会の空きポスト 1 席につき 1 票、会長の選出に 1 票、及び副会長の選出に 2 票（副会長 1 名につき 1 票）を投じる権利を有する。

理事会の選出は一度に全員分の投票を実施し、結果を総会に発表するものとする。理事会はその後、理事会メンバーの中から会長職の推薦を募り、投票を実施して結果を総会に発表するものとする。理事会はその後、理事会メンバーの中から副会長職の推薦を募り、投票を実施して結果を総会に発表するものとする。

理事会メンバーの選出において、複数の候補者の得票数が同数で、かつ同数の票を獲得した候補者全員を選出するには空きポスト数が不足している場合、その候補者のみを対象に再投票を行う。2 回目の投票で複数の候補者の得票数が同数であった場合、同数の票を獲得した候補者の合意により、いずれの候補者が理事会に参画するか決定することを

求められるものとする。当該候補者らが合意に達しない場合は、その時点における会長が理事会メンバーに指定される候補者を決定するものとする。会長の選出においては、複数の候補者が同数の票を獲得すれば、毎回再投票を行うものとする。同様に、副会長 1 名のポストに対し複数の候補者が同数の票を獲得すれば、毎回再投票を行うものとする。

#### 第 28 条—ENQA の代表

理事会メンバーは以下を通じて ENQA を代表する：

- 他の類似の組織との関係を育む
- ENQA の活動を促進する
- 適切な行事で ENQA を代表する
- 総会、理事会または会長の指令を、本規則の規定の範囲内で実施に移す

#### 第 29 条

理事会メンバーの辞任、退任、罷免または死亡の際は、発生した空きポストの後任を理事会が選出することができる。会長、副会長のポストが空いた場合も、同様の手続が適用される。本条に基づいて任命された者の任期は、次回の総会で選挙が行われるまでとする。

#### 第 30 条—辞任と罷免

理事会メンバーは、総会が出席者の 3 分の 2 の特別多数決をもって決議すれば、理由を示して罷免することができる（但し、半数を超える正式メンバーの出席を条件とする）。

理事会メンバーは書面による辞任通知を ENQA 会長に提出することで、いつでも辞任することができる。辞任の効力は即時に生じる。会長は総会及び理事会に、理事会メンバーの辞任を通知するものとする。

#### 会長と副会長

##### 第 31 条

総会で選出された理事会メンバーのうち 3 名が、ENQA の会長及び副会長を務める。会長及び副会長の任期は 1 年とするが、再任することができる。

##### 第 32 条—会長

ENQA 会長は理事会の議長を兼任する。

会長は理事会の議長として以下を行う：

- 理事会の会合を主催し、理事会で多数決が得られない場合に決定票を投じる
- 副会長及び事務局長と協力して、理事会の議題、議事の順序、及び議論の対象となる文書について計画を立てる
- 理事会の会合、及びその他の行事のための資料について、事務局長に確認する
- 理事会の会合のフォローアップ（決議事項の伝達など）について、事務局とともに責任を負う

当協会の会長としては以下を行う：

- 総会会議を主催する
- 副会長及び事務局長とともに、総会会議の戦略計画

を策定し、そのフォローアップを実施する

- ENQA とその理事会を対外的に代表する
- 事務局長とともに、ボローニャ・プロセスにおいて ENQA を代表する
- 総会または理事会の決議、決定、個別指令を実施に移す
- 事務局とともに日常業務を実施する
- 毎月の会計を追跡することで、当協会の財務状況を監視する
- 事務局長及び財務委員会とともに、年間業務計画と予算が遵守されることを確保する
- 理事会が必要とみなすその他の合理的な職務を担当する
- 年次会長報告書を総会に提出する
- 総会に対して説明責任を負う

### 第 33 条—副会長

副会長は以下を行う：

- 会長の要請に応じて合理的な職務を行う
- 会長の要請に応じて、または会長が不在の際に代理を務める
- 会長及び事務局長とともに、理事会、総会、及びその他の会議や行事の戦略計画を策定する
- 毎月の会計を追跡することで、当協会の財務状況を監視する
- 総会に対して説明責任を負う

## 事務局

### 第 34 条—機能

ENQA には、ENQA を支援するための事務局を置くものとし、事務局は ENQA の要請に応じて、事務上の支援を提供するものとする。事務局が ENQA の管理・事務処理の任務を遂行する際に負担する費用は、メンバー、アソシエート、アフィリエイトの年会費、及び利用可能なその他のソースからの寄付金で賄う。

### 第 35 条—事務局長

事務局の統括者は事務局長とする。ENQA 事務局長の具体的な職務は以下の通りである：

- ENQA の記録（ファイル、議事録、データベース、財務記録など）を保管する
- 年次事務局長報告書、財務報告書、及びその他の関連文書を作成し、総会の承認を受ける
- ENQA の出版物を作成する
- ENQA ウェブサイトの定期的な更新の見直しを立てる
- ENQA の会議を招集、準備、組織し、その記録を取る。この会議には理事会の会合も含まれる

- ENQA の後援を受けてプロジェクトを管理する。これには交付申請や報告も含まれる
- 年間予算と年間業務計画を作成し、会長及び財務委員会とともに、これらが遵守されることを確保する
- 事務局の業務を指示、監督する
- メンバー、アソシエート、アフィリエイトの年会費を徴収する
- ENQA の活動に対するその他の寄付金を集める
- ENQA の会計報告書と財務諸表を保管し、理事会と総会に提出する
- 会計事務所とともに年次会計監査書を作成する
- ENQA の理事会、事務局、メンバー、主要提携パートナーの間の連絡役を務める
- 会長と協議の上、事務局員を任命し、その研修の見直しを立てる
- 理事会メンバーが不在の場合、または求めに応じて、ENQA を対外的に代表する
- 会長とともに、ボローニャ・プロセスにおいて ENQA を代表する
- 会長の要請に応じて、その他の合理的な職務を担当する
- 理事会が必要とみなす、本規則に定めのないその他の責任を負う

## 第 V 編 主要パートナー組織との提携

### 第 36 条

EHEA における質保証の基準、手続、ガイドラインを開発、提案する政策研究所としての機能を担うとともに、他の適切な欧州のステークホルダー組織との提携を維持、発展させるという広範な目標に従って、ENQA は欧州の主要パートナー組織との継続的な提携のために尽力する。パートナー組織には、欧州大学協会（EUA）、欧州高等教育機関協会（EURASHE）、欧州学生連合（ESU）、教育インターナショナル（EI）、欧州経営者連盟（ビジネス・ヨーロッパ）及び欧州委員会（EC）が含まれる。

## 第 VI 編 財務規定

### 第 37 条

当協会の財務年度は、1月1日から12月31日までとする。

### 第 38 条

ENQA の財務は年に1度、外部監査を受けるものとする。会長は毎年、外部監査人の名称を総会に提案し、承認を受けるものとする。

### 第 39 条

予算の提案の際は、現在の財務状況の詳細な報告書を含むあらゆる説明を総会に提出するものとする。また、理事会メンバーで構成される財務委員会が、少なくとも年に1度、ENQA の財務状況を調査し、総会に報告するものとする。

### 第 40 条

個々の活動の資金を調達するため、ENQA は第 II 編（目的と活動）に定める目的のために年会費以外の金銭的支援を

要請することができる。

#### 第 41 条

会長及び事務局長（会長の不在の際は副会長）は、当協会を代表して公式文書に署名する権限を与えられる。

### 第 VII 編 その他

#### 第 42 条—協会の解散

総会は出席正式メンバーの 3 分の 2 の多数決をもって、ENQA 解散の提案を承認することができる。ある国において当協会を解散し、別の国で再設立する場合、ENQA の資産及び負債は新たな協会に移転されるものとする。恒久的な解散の場合、ENQA の資産は、解散時に ENQA の正式メンバーである質保証機関で等分するものとする。同様に ENQA の負債も、解散時に ENQA の正式メンバーである質保証機関で等分するものとする。

#### 第 42 条—争議

本規則の解釈及び（または）適用に関して争いが生じた場合は、総会が理事会の助言を受けて解決するものとする

## 付属書 IV—メンバーシップ条項

### メンバーシップ条項

#### 第 I 章 正式メンバーシップ基準

*解説：理事会は 2008 年 6 月 11 日の会合において、メンバーシップ条項の第 1 章（本章）と ESG の一体性を一層明確にすることを推奨した。これを受けてメンバーシップ基準は ESG の文言と同一となった。太字で強調されている部分は ESG に追加された部分であり、2008 年 3 月 28 日のバージョンですでに言及されている。*

**ENQA 正式メンバーシップは、EHEA 加盟国の高等教育分野において少なくとも 2 年間、実際の評価活動を運営、実施している質保証機関に開かれている。**

申請機関は正式メンバーとして承認を受ける前に、以下に示す 8 項目の基準を満たしていることを理事会に納得させなければならない。これにより申請機関は、2005 年、ベルゲンで欧州各国の高等教育担当閣僚により採択された、欧州高等教育圏における質保証の基準とガイドライン (ESG) を同時に満たすこととなる。理事会は自らの裁量で、手続の詳細を変更することができる。

各基準の後にはガイドラインが（斜体で）付されており、優良実践例に関する付加的情報や、場合によっては基準の意味や重要性のより詳細な説明が記載されている。ガイドラインは基準の一部ではないが、基準と関連して考慮に入れられるべきである。

#### ENQA 基準 1—活動 (ESG 3.1、3.3)

質保証機関は、定期的に（機関レベルもしくはプログラム・レベルで）外部質保証活動を行うべきである。質保証機関の外部質保証は、欧州基準とガイドライン<sup>4</sup>の第 2 部に記された外部質保証プロセスの存在と有効性を考慮に入れるべきである。

*外部質保証活動には評価、レビュー、オーディット、アセスメント、アクレディテーション、それ以外の同様の活動も含まれ、それはメンバーの中心的機能の一部であるべきである。*

#### ENQA 基準 2—公的地位 (ESG 3.2)

質保証機関は、外部質保証に責任を有する組織として EHEA 内の所管の監督官庁から公式に認定されるべきであり、確たる法的基盤を持つべきである。質保証機関は、活動管轄内におけるいかなる要件も満たすべきである。

#### ENQA 基準 3—資源 (ESG 3.4)

質保証機関は、プロセス、手続及び職員の開発に関する適切な規程を備え、効果的・効率的な形で外部による質保証プロセスを組織・運営できるように、十分かつ適切な人的及び財政的資源を有するべきである。

#### ENQA 基準 4—ミッション・ステートメント (使命声明書) (ESG 3.5)

質保証機関は、広く入手可能な声明書に、自らの任務に関

<sup>4</sup> 欧州高等教育圏における質保証の基準とガイドライン、ISBN 952-5539-04-0, Helsinki: ENQA, 2005

する明確な目標と目的を記載すべきである。

この声明書では、メンバーによる質保証プロセスの目標と目的、高等教育の関連ステークホルダー、特に高等教育機関との作業分担、活動の文化的・歴史的背景が記載されるべきである。声明書では、外部質保証プロセスが当該メンバーの主要な活動であること、その目標と目的を達成する体系的アプローチが存在することが明確にされるべきである。また、声明書に記載された事項を明確な方針と運営計画に具現化する方法を示した文書も必要である。

### ENQA 基準 5—独立性 (ESG 3.6)

質保証機関は、それぞれの活動に対する自律的責任を有しており、その報告書の結論及び勧告が高等教育機関、政府省庁、その他のステークホルダーなどの第三者の影響を受けてはならないという点において独立しているべきである。

質保証機関は、以下のような方法を通して独立性を示す必要がある：

- その運営が高等教育機関や政府から独立していることが公的な文書（ガバナンス手法や法律など）において保証されること
- その手続と方法の定義と運用、外部専門家の推薦と任命、質保証プロセス結果の判定が、政府、高等教育機関、政治的影響力を有する機関から独立して自律的に行われること
- 質保証プロセスの中で、高等教育の関連ステークホルダー、特に学生（学習者）の意見が求められるが、質保証プロセスの最終的な結果については質保証機関が責任を負うこと

### ENQA 基準 6—メンバーが用いる外部質保証の基準とプロセス (ESG 3.7)

- i. 質保証機関によって用いられるプロセス、基準、手続は事前に規定され、公表されるべきである。
- ii. これらのプロセスは、一般に以下を含んでいることが期待される：
  - 質保証プロセスの受審機関による自己評価またはそれと同等の手続
  - 質保証機関が決定した専門家グループによる外部アセスメント。適宜、学生（集団）や訪問調査が含まれる。
  - 決定、勧告、その他の正式な結果を記載した報告書の刊行
  - 報告書に記載された勧告に照らして、質保証プロセスの受審機関が実施した措置についてレビューを行うフォローアップ手続

質保証機関は、特定の目的のために他のプロセスや手続を作成・利用することができる。質保証機関は、自らが明言している原則に常に関心を払うとともに、自らの諸要件とプロセスが専門的に管理され、決定がたとえ異なる集団によってなされるとしても、結論や決定が一貫した形で達成されるようにすべきである。質保証について公式決定を行ったり、公式の結果を伴う結論を出したりする質保証機関

は、不服申し立ての手続を定めるべきである。不服申し立て手続の性質と形式は、各質保証機関の規約を踏まえて決定されるべきである。

### ENQA 基準 7—アカウントビリティの手続 (ESG 3.8)

質保証機関は、自らのアカウントビリティのための手続を備えているべきである。

こうした手続には、以下が含まれていることが期待される：

- i. ウェブサイトにおいて閲覧可能な、質保証機関自らの質の保証に関して公表された方針
- ii. 以下の事項について明示した文書：
  - 当該機関のプロセスと結果が、質保証の責務と目標を反映したものであること
  - 当該機関が、外部専門家、委員会／評議会／理事会及びスタッフの業務に関して利害衝突を回避する仕組みを定めて実行していること
  - 当該機関が、質保証手続の要素の一部または全部を他の当事者に外注している場合、請負組織の活動と請負機関によって作成される資料の質を保証する信頼し得る仕組みを有していること
  - 当該機関が、自らの発展と改善に関して情報を提供し実証するために、内部フィードバックの仕組み（自らのスタッフ及び評議会（理事会）からのフィードバックを収集する手段）、内部対応の仕組み（内部及び外部の改善勧告に対応する手段）、外部フィードバックの仕組み（専門家及びレビューを受けた高等教育機関から、将来の発展のためのフィードバックを収集する手段）を有していること
- iii. 質保証機関の活動について、少なくとも5年に1回の実施が義務づけられた周期的な外部レビュー。これには、ENQA メンバーシップ基準の遵守に関する報告書が含まれる。

### ENQA 基準 8—雑則

- i. 質保証機関は、自らが明言している原則に常に関心を払うとともに、自らの諸要件とプロセスが専門的に管理され、判断がたとえ異なる集団によってなされるとしても、判断や決定が一貫した形で達成されるようにする。
- ii. 質保証機関が質保証について公式決定を行う場合、または公式の結果を伴う結論を出す場合、不服申し立ての手続を定めるべきである。不服申し立て手続の性質と形式は、各質保証機関の規約を踏まえて決定されるべきである。
- iii. 質保証機関は進んで積極的に ENQA の目的に貢献する。

## 第II章 メンバーシップの申請

### 申請フォームと書類

ENQA メンバーシップの申請は、理事会の指定したフォームによるものとする（詳細は事務局より入手可能）。申



請に対しては、理事会が提出文書のみに基づいて、または提出文書と申請団体への訪問調査に基づいて検討を加え、結論を下す。正式メンバーシップの申請が検討対象となるのは、当該機関のメンバーシップ基準の遵守に関する独立外部レビューが、理事会の許容する方法及び規格で実施され、その報告書が受領された場合のみである（上記 7iii を参照）。

### 準メンバーシップ手続

理事会が申請内容に照らし、申請機関は上記の正式メンバーシップ基準を満たしていないが、2年以内に準メンバーシップの付与基準を満たすことのできる可能性が高いと判断した場合、理事会は自らの裁量で、最長 2 年間の準メンバーシップを付与することができる。この期間経過後（または準メンバーが要請した場合、それより早い時点で）、申請機関が基準を満たしていることを示す外部レビュー報告書の提出を理事会が求める。この証拠提出後も基準が満たされていないとの意見を理事会が持った場合、申請は失効し、申請機関は理事会の判断により、その後 2 年間が経過するまでメンバーシップを再申請する資格を失う。この期間中も、当該機関は ENQA の郵送先名簿に記載され、ENQA の活動に関する情報の通知を受ける。追加証拠の要請後、理事会が正式メンバーシップを付与する場合は、当該機関は準メンバーシップを受けた日から 5 年以内に外部レビューを受ける必要がある。しかし、申請機関が正式メンバーシップ基準を満たす意図または能力を備えていない場合、アソシエイトまたはアフィリエイトとしての加盟を申請することができる（ENQA 規則第 III 編を参照）。

最初の事例の場合、申請機関は正式メンバーシップではなく準メンバーシップを申請することができる。申請機関がその申請を通じて、基準の大部分を実質的に遵守していることを実証し、かつ申請機関は準メンバーシップ付与から 2 年以内に、承認可能な外部レビューの提出を通じて、正式メンバーシップ基準の完全な遵守を実証することができる。理事会が判断した場合、理事会は準メンバーシップを付与することができる。理事会がレビュー報告書を検討して、当該準メンバーが全ての基準を完全に遵守してはいないとの意見を持った場合、申請は失効し、申請機関は理事会の判断により、その後 2 年間が経過するまでメンバーシップを再申請する資格を失う。この期間中、当該機関は準メンバーではなくなるが、ENQA の郵送先名簿に記載され、ENQA の活動に関する情報の通知を受ける。

### 外部レビュー

上記の基準 7 で定める通り、全ての ENQA 正式メンバーは少なくとも 5 年に 1 度、外部レビューを受けることがメンバーシップの条件である。正式メンバーシップの付与または再確認後、5 年以内に外部レビューを受けない場合、総会の判断により、ENQA メンバー資格は停止される。外部レビューの結果、メンバーシップ基準を満たしていないと理事会に判断されたメンバーには、基準を満たすための期間として 2 年間が与えられ、この期間中、当該機関は ENQA 準メンバーに指定される。2 年経過後（または当該機関が要請した場合、それより早い時点で）、理事会または理事会の指名したレビューアが再度レビューを実施する。再度のレビューの後も依然メンバーシップ基準に違反していると理事会が判断した場合、総会の確認を受けた上で当該機関は除名される。除名された機関は、その後 2 年間が経過すればメンバーシップを再申請することができる。

### 通知と不服申し立て

メンバーシップを承認されない、または準メンバーシップを付与される申請機関に対しては、ENQA 会長より理由を通知するとともに、一層の発展や変化が必要または推奨されると理事会が考える分野を通知するものとする。メンバーシップの申請が理事会に承認されなかった団体、正式ではなく準メンバーシップを付与された団体、または希望に反して正式メンバーシップから準メンバーシップに指定替えされた団体は、理事会の決定が誤っていると考える理由を記載した書面により、理事会に不服を申し立てることができる。不服申し立ては事務局長に送付されなければならない。申し立て期限は、理事会の決定通知日から 2 暦月とする。理事会は不服・苦情審査委員会に、決定に対する審査を求めるものとし（ENQA 規則第 7 条を参照）、理事会の決定の際には同委員会の報告書を考慮に入れるものとする。不服申し立てに対しては理事会の決定が最終決定となる。

### 第 III 章 暫定メンバーシップ協定

規則には、欧州高等教育質保証協会の目的、メンバーシップ、構造及び資金調達に関する協定が記されている。ENQA は 2004 年 11 月 4 日、ドイツ・フランクフルトにおいて、その前身団体である欧州高等教育質保証ネットワークを承継する形で設立された。この前身団体は、高等教育の質保証における欧州の協力に関する EU 理事会勧告 98/561/EC（1998 年 9 月 24 日）に従って設立され、2000 年 3 月 29 日から 2004 年 11 月 4 日まで存続した。

2004 年 11 月 4 日、ドイツ・フランクフルトで開催された欧州高等教育質保証協会の第 1 回総会では、ネットワークの解散時点で正式メンバーであった組織は、本文書の外部レビューに関するセクション（第 II 章）に定める通り、ENQA の最初の 5 年間に（2010 年 9 月 19 日までに）、理事会の納得するレビューを受けることに同意することを条件として、ENQA の正式メンバーに指定されることが合意された。また、ネットワークのアソシエイトメンバーであって ENQA メンバーシップでの継続を希望する組織は、準メンバーシップの申請を推奨されるとともに、ENQA 規則第 III 編第 1 章及び第 3 章、ならびに本文書の規定に従うことでも合意された。現行の準メンバーは引き続き同様の地位を有し、本文書で定める正式メンバーシップ達成のための規定に従うこととなる。

## 付属書 V－欧州高等教育圏における質保証の基準とガイドライン

(翻訳資料 4 と同一のため、略す)

## 付属書 VI－正式メンバーシップの再確認または申請に対する精査フォーム

### 正式メンバーシップの再確認または申請に対する精査フォーム

#### 序文

欧州高等教育質保証協会 (ENQA) のメンバーシップ条項では、全ての正式加盟機関に対し少なくとも 5 年に 1 度、外部レビューを受けることを求めている。準メンバーも 2 年間の期間経過後 (または準メンバーが要請した場合、それより早い時点で) に外部レビューを受ける必要がある。多くの場合、レビューは国家当局が管理すると考えられるが、場合により ENQA がレビューを管理することがある。国の管理するレビュー、及び ENQA の管理するレビューの実施のためのガイドラインは事務局から入手可能である。

新規のメンバーシップ申請も、外部レビュー報告書が併せて提出される場合は、本方針の下で検討を受ける。

本方針、及びその中で説明する手続は、レビューを ENQA が管理するか、それ以外の団体が管理するかにかかわらず適用される。

#### 原則

メンバーレビューの精査では、理事会が以下の 2 点の基本的問題に対する答えを追求する：

- 質保証機関のレビューの最終報告書で提供される情報から、レビューは要求される水準の独立性、完全性、堅固さを備えていると理事会が納得できるか。
- 質保証機関のレビューの最終報告書で、当該機関が ENQA メンバーシップ基準を満たしていること、及びそれゆえ欧州高等教育質保証の基準とガイドライン (ESG) を満たしていることの確証ある証拠が十分に提供されているか。

ENQA メンバーシップ基準 (及び ESG) の遵守は網羅的な証拠による必要はなく、相当の証拠に基づいて判断すればよいとの理解を、理事会はその分析に反映する。

#### レビュー委員会

メンバーレビューの最初の精査は、レビュー委員会 (以下、「委員会」と称する) が理事会の委託を受けて担当する。

委員会の職務は、メンバーレビューの最終報告書に対する最初の精査を実施し、その所見に基づいて理事会に勧告を出すことである。

#### 手続

##### ステージ 1：事務局からの報告書受領

レビューの最終報告書が ENQA 事務局に提出され、事務局がこれを委員会メンバーに配布する。

国の管理するレビューで報告書が作成されている場合、レビューのタイムスケジュール、付託条項、最終報告書の提出日について、事務局に最新の状況を知らせておくべきである。これにより、委員会と理事会の作業を効率的に管理

し、可能な限り早く報告書を検討することが可能となる。詳細は事務局に問い合わせられたい。

## ステージ 2：レビュー委員会による分析

最終報告書を受け取った委員会メンバーはテンプレート B に記入する。このテンプレートは、委員会が体系的かつ一貫した方法で個々のメンバーシップ基準について記述し、レビュープロセスの独立性、完全性、堅固さに関する考えを集約できるように設計されている。

その後、委員会はメンバーの分析を統合して結論を下し、理事会にいかなる勧告を出すか決定する。この結論と勧告はテンプレート A の形式で、以下の 5 種類のタイプのいずれかで提示する。

1. メンバーレビューは要求される水準の独立性、完全性、堅固さをもって実施され、最終報告書は当該機関が ENQA メンバーシップ基準を満たしていること、及びそれゆえ ESG を満たしていることの確証ある十分な証拠を提供していると委員会は考える。

この場合、委員会は理事会に対し、当該機関を ENQA 正式メンバーとして (再) 確認することを勧告すると考えられる。

2. メンバーレビューは要求される水準の独立性、完全性、堅固さをもって実施されたが、最終報告書は当該機関が ENQA メンバーシップ基準を満たしていること、及びそれゆえ ESG を満たしていることを結論付けるための確証ある十分な証拠を、一定の分野では提供していないと委員会は考える。

この場合、委員会は理事会に対し、委員会が提起した特定の分野について述べた追加的な情報及び (または) 文書の提出を、当該機関に要請するよう勧告すると考えられる。

3. レビューが要求される水準の独立性、完全性、堅固さをもって実施されたとの確証ある十分な証拠を最終報告書は提供していないと委員会は考える。それゆえ、当該機関が ENQA メンバーシップ基準を満たしているとの結論を出すことはできないと考える。

レビューが関連ガイドラインに従って実施された場合、委員会がこの結論に達する可能性は非常に低い。しかし、もしこのケースに該当するならば、委員会は理事会に対し、委員会の提起した懸念に対する説明となる追加的な情報及び (または) 文書を要請するよう勧告すると考えられる。

4. 最終報告書は、当該機関が ENQA メンバーシップ基準を十分には遵守していないと結論付けるための十分な証拠を提供していると委員会は考える。

この場合、委員会は理事会に対し、当該機関の正式メンバーシップを再確認せず、基準を満たすための期間として 2 年を与え、その期間中は ENQA 準メンバーに指定するよう勧告すると考えられる。但し、当該機関は 2 年以内に基準を満たすことができないと考える場合、直接アソシエート・ステータスを申請することもできる。

当該レビューが準メンバー (または正式メンバーシップから準メンバーシップに指定替えを受けたメンバー) のレビューの場合、委員会は理事会に対し、当該機関の正式メンバーシップを再確認せず、準メ

ンバーシップを終了させるよう勧告すると考えられる。

当該レビューが申請機関のレビューの場合、委員会は理事会に以下のいずれかを勧告すると考えられる：

- 当該機関にメンバーシップを付与せず、アソシエート・ステータスを申請するよう推奨すること
- 当該機関に準メンバーシップを付与し (準メンバーシップ付与から 2 年以内に基準を満たす可能性が高い場合)、2 年以内に国の管理するレビューを受けよう推奨すること

5. 最終報告書、及び (または) レビュー自体が、当該機関の ENQA メンバーシップ基準の遵守について結論を出すための十分な証拠を提供していないと委員会は考える。

この場合、委員会は理事会に対し、当該機関の正式メンバーシップを (再) 確認せず、レビューの受け付け不能を宣言するよう勧告すると考えられる。

## ステージ 3a：理事会によるレビューと決定

理事会メンバーは以下の文書の写しを受け取る：

- 質保証機関のレビューの最終報告書
- 委員会の所見と勧告
- 委員会のメンバー 3 名の各人による分析

委員会が類型 1 の勧告をし、その所見に理事会が同意する場合、精査手続はステージ 4 に進む。

委員会が類型 2 または 3 の勧告をし、その所見に理事会が同意する場合、精査手続はステージ 3b に進む。

委員会が類型 4 の勧告をし、その所見に理事会が同意する場合、精査手続はそれ以上進まない。当該機関は基準を満たすために 2 年間で与えられ、その期間中は ENQA の準メンバーに指定される。但し、当該機関が 2 年以内に基準を満たすことができると自ら判断することを条件とする。そうでない場合、当該機関は直接アソシエート・ステータスを申請することを推奨される。2 年経過後 (または当該機関が要請した場合、それより早い時点で)、理事会または理事会の指名したレビューアが再度レビューを実施する。

前段落で述べた 2 年経過後の再度のレビューで、委員会が類型 4 の勧告をした場合、総会の確認を受けた上で当該機関は除名される。当該機関は理事会の決定の理由につき書面で通知を受け、会長からの通知を受領後 1 カ月間、事務局を通じて不服・苦情審査委員会に不服申し立てを提出することができる。期限内に不服申し立てが受領されない場合、当該機関のメンバーシップは総会の確認に従って終了する。

委員会が類型 5 の勧告をし、その所見に理事会が同意する場合、精査手続はそれ以上進まない。当該機関は当初の 5 年間の期間内に、2 度目の外部レビューを受け、短所を網羅的に記述した、より詳細なレビュー報告書を、何らの権利も害されることなく理事会に提出する機会を与えられる。

理事会は委員会の勧告に同意しないこともできるため、異

なる種類の結論を出してもよい。但し、結論の種類は上記のいずれかでなければならない。

#### ステージ 3b：理事会による追加情報の要請（必要な場合）

委員会の勧告類型 2 または 3 は、最終報告書で提供された証拠が、完全な結論を出すためには不十分であることを示す。この場合、理事会はレビュー自体、またはレビュー対象機関に関する追加情報（文書または口頭）を求める権利を有する。この情報は様々な形式がありうる。以下は一例であり、これらに限るものではない：

- レビューで参照された現存する文書。例えば自己評価文書、以前のレビュー、当該機関が発表した文書や内部文書など
- 追加情報または明確な説明を求めるためのレビューパネルとの通信

理事会は追加情報を受け取ってから、委員会の提起した懸念事項や問題点が十分に回答されたかについて結論を出す。このケースの場合、精査手続はステージ 4 に進む。

依然十分ではないと理事会が判断した場合、質保証機関に対して以下のいずれかの措置が講じられる。

1. 理事会が、要求される水準の独立性、完全性、堅固さをもってレビューが実施されたことを示す証拠に満足できない場合、当該機関はレビューを精査手続から離脱させる機会を与えられる。その後、当該機関は別のレビューを受ける機会を与えられるが、これは当初の 5 年の期間内に完了しなければならない。当該機関の正式メンバーシップは 2 度目のレビューまで保持される（当初の 5 年の期間内）。
2. レビュー及びその他の情報に基づいて、当該機関は全ての ENQA メンバーシップ基準を満たしてはいないと考えられるとの結論を理事会が下した場合、当該機関は基準を満たすための期間として 2 年間で与えられ、その期間中は ENQA の準メンバーに指定される。2 年経過後（または当該機関が要請した場合、それより早い時点で）、理事会または理事会の指名したレビューアが再度レビューを実施する。

#### ステージ 4：正式メンバーシップの（再）確認

理事会の最終決定後、事務局は質保証機関に対し、ENQA の正式メンバーシップの（再）確認についてレターで公式に通知する。レターには基準の遵守に関する通知を（例：付属書として）同封する。

テンプレート A

質保証機関レビューの最終報告書に関するレビュー委員会から理事会への勧告

質保証機関レビュー最終報告書の概括的分析	
レビュー委員会の所見	
理事会への勧告	
	正式メンバーシップを（再）確認する
	上記の所見に関連する追加情報を求める
	正式メンバーシップは再確認されず、質保証機関にはメンバーシップ基準を満たすための期間として2年間を与える
	準メンバーシップを付与する
	申請を却下し、ENQA のアソシエート・ステータスを申請するよう質保証機関に推奨する
	正式メンバーシップは（再）確認されず、レビューを受け付け不能として却下する
	正式メンバーシップは（メンバーシップ基準を満たすための期間として質保証機関に2年間を与えた後も）再確認されず、終了する。当該機関は総会の確認を受けた上で ENQA から除名される
	正式メンバーシップは付与されず、準メンバーシップも終了する

テンプレート B

質保証機関レビュー最終報告書の分析

記入：委員会メンバー

所見：レビュープロセスの完全性と報告書の質

レビューは外部レビューのガイドラインに従って、または同等の水準の独立性、完全性、率直さをもって実施されたか？ はい いいえ 「いいえ」の場合、どのような短所が確認されたか？

--

最終レビュー報告書は全体として、確証ある明確な情報／証拠を十分に提供しているか？ はい いいえ 「いいえ」の場合、どのような短所が確認されたか？

--

パネルの結論と、報告書で提出された証拠の間に相違点が確認されたか？ はい いいえ 「はい」の場合、どの結論が証拠と一致していないか？

--

所見：メンバーシップ基準

所見は、ENQA メンバーシップ条項（規則付属書 I）の第 I 章に記載されているメンバーシップ基準に従って組み立てるべきである。各基準の後にはガイドラインが（斜体で）付されており、優良実践例に関する付加的情報や、場合によっては基準の意味や重要性のより詳細な説明が記載されている。ガイドラインは基準の一部分ではないが、基準と関連して考慮に入れられるべきである。

ENQA 基準 1—活動（ESG 3.1、3.3）

「質保証機関は、定期的に（機関レベルもしくはプログラム・レベルで）外部質保証活動を行うべきである。質保証機関の外部質保証は、欧州基準とガイドラインの第 2 部に記された外部質保証プロセスの存在と有効性を考慮に入れるべきである。外部質保証活動には評価、レビュー、オーディット、アセスメント、アクレディテーション、それ以外の同様の活動も含まれ、それはメンバーの中心的機能の一部であるべきである」

--

ENQA 基準 2—公的地位（ESG 3.2）

「質保証機関は、外部質保証に責任を有する組織として EHEA 内の所管の監督官庁から公式に認定されるべきであり、確たる法的基盤を持つべきである。質保証機関は、活動管轄内におけるいかなる要件も満たすべきである」

--

#### ENQA 基準 3—資源 (ESG 3.4)

「質保証機関は、プロセス、手続及び職員の開発に関する適切な規程を備え、効果的・効率的な形で外部による質保証プロセスを組織・運営できるように、十分かつ適切な人的及び財政的資源を有するべきである」

#### ENQA 基準 4—ミッション・ステートメント (使命声明書) (ESG 3.5)

「質保証機関は、広く入手可能な声明書に、自らの任務に関する明確な目標と目的を記載すべきである。

この声明書では、メンバーによる質保証プロセスの目標と目的、高等教育の関連ステークホルダー、特に高等教育機関との作業分担、活動の文化的・歴史的背景が記載されるべきである。声明書では、外部質保証プロセスが当該メンバーの主要な活動であること、その目標と目的を達成する体系的アプローチが存在することが明確にされるべきである。また、声明書に記載された事項を明確な方針と運営計画に具現化する方法を示した文書も必要である」

#### ENQA 基準 5—独立性 (ESG 3.6)

「質保証機関は、それぞれの活動に対する自律的責任を有しており、その報告書の結論及び勧告が高等教育機関、政府省庁、その他のステークホルダーなどの第三者の影響を受けてはならないという点において独立しているべきである。

質保証機関は、以下のような方法を通して独立性を示す必要がある。

- その運営が高等教育機関や政府から独立していることが公的な文書（ガバナンス手法や法律など）において保証されること
- その手続と方法の定義と運用、外部専門家の推薦と任命、質保証プロセス結果の判定が、政府、高等教育機関、政治的影響力を有する機関から独立して自律的に行われること
- 質保証プロセスの中で、高等教育の関連ステークホルダー、特に学生（学習者）の意見が求められるが、質保証プロセスの最終的な結果については質保証機関が責任を負うこと」

#### ENQA 基準 6—メンバーが用いる外部質保証の基準とプロセス (ESG 3.7)

i. メンバーによって用いられるプロセス、基準、手続は事前に規定され、公表されるべきである。

ii. これらのプロセスは、一般に以下を含んでいることが期待される。

- 質保証プロセスの受審機関による自己評価またはそれと同等の手続
- 質保証機関が決定した専門家グループによる外部アセスメント。適宜、学生（集団）や訪問調査が含まれる。
- 決定、勧告、その他の正式な結果を記載した報告書の刊行
- 報告書に記載された勧告に照らして、質保証プロセスの受審機関が実施した措置についてレビューを行うフォローアップ手続

質保証機関は、特定の目的のために他のプロセスや手続を利用することができる。質保証機関は、自らが明言している原則に常に関心を払うとともに、自らの諸要件とプロセスが専門的に管理され、決定がたとえ異なる集団によってなされるときも、結論や決定が一貫した形で達成されるようにすべきである。質保証について公式決定を行ったり、公式の結果を伴う結論を出したりする質保証機関は、不服申し立ての手続を定めるべきである。不服申し立て手続の性質と形式は、各質保証機関の規約を踏まえて決定されるべきである。

#### ENQA 基準 7—アカウンタビリティの手続 (ESG 3.8)

「質保証機関は、自らのアカウンタビリティのための手続を備えているべきである。

こうした手続には、以下が含まれていることが期待される：

- i. ウェブサイトにおいて閲覧可能な、質保証機関自らの質の保証に関して公表された方針
- ii. 以下の事項について明示した文書
  - 当該機関のプロセスと結果が、質保証の責務と目標を反映したものであること
  - 当該機関が、外部専門家、委員会／評議会／理事会及びスタッフの業務に関して利害衝突を回避する仕組みを定めて実行していること
  - 当該機関が、質保証手続の要素の一部または全部を他の当事者に外注している場合、請負組織の活動と請負機関によって作成される資料の質を保証する信頼し得る仕組みを有していること
  - 当該機関が、自らの発展と改善に関して情報を提供し実証するために、内部フィードバックの仕組み（自らのスタッフ及び評議会（理事会）からのフィードバックを収集する手段）、内部対応の仕組み（内部及び外部の改善勧告に対応する手段）、外部フィードバックの仕組み（専門家及びレビューを受けた高等教育機関から、将来の発展のためのフィードバックを収集する手段）を有していること
- iii. 質保証機関の活動について、少なくとも5年に1回の実施が義務づけられた周期的な外部レビュー。これには、ENQA メンバーシップ基準の遵守に関する報告書が含まれる」

#### ENQA 基準 8 I—雑則（該当する場合）

「質保証機関は、自らが明言している原則に常に関心を払うとともに、自らの諸要件とプロセスが専門的に管理され、判断がたとえ異なる集団によってなされるときも、判断や決定が一貫した形で達成されるようにする」

#### ENQA 基準 8 II—雑則（該当する場合）

「質保証機関が質保証について公式決定を行う場合、または公式の結果を伴う結論を出さず場合、不服申し立ての手続を定めるべきである。不服申し立て手続の性質と形式は、各質保証機関の規約を踏まえて決定されるべきである」



ENQA 基準 8 III-雑則 (該当する場合)

「質保証機関は進んで積極的に ENQA の目的に貢献する」

## 付属書 VIIーパネルメンバー用グリッド表

パネルによる [質保証機関 X] の調査訪問

[日付]

パネルメンバー用グリッド表

第1部：欧州基準とガイドライン

第2部：検討対象となる [質保証機関 X] の業務のその他の側面

第3部：会合スケジュール計画

第1部：欧州基準とガイドライン

欧州高等教育圏における質保証の基準とガイドライン				協議するべき問題	会合番号
第2部：高等教育の外部質保証に関する欧州基準とガイドライン	2.1 内部質保証手続の利用	基準：	ガイドライン：		
	2.2 外部質保証プロセスの策定	基準：	ガイドライン：		
	2.3 意思決定の規準	基準：	ガイドライン：		
	2.4 目的に合ったプロセス	基準：	ガイドライン：		
	2.5 報告	基準：	ガイドライン：		
	2.6 フォローアップの手続	基準：	ガイドライン：		
	2.7 定期的なレビュー	基準：	ガイドライン：		
	2.8 システム全体の分析	基準：	ガイドライン：		
第3部：外部質保証機関に関する欧州基準とガイドライン	3.1 高等教育の外部質保証手続の利用	基準：	ガイドライン：		
	3.2 公的地位	基準：	ガイドライン：		
	3.3 活動	基準：	ガイドライン：		
	3.4 資源	基準：	ガイドライン：		
	3.5 ミッション・ステートメント (使命声明書)	基準：	ガイドライン：		
	3.6 独立性	基準：	ガイドライン：		
	3.7 質保証機関が用いる外部質保証の基準とプロセス	基準：	ガイドライン：		
	3.8 アカウンタビリティの手続	基準：	ガイドライン：		

第2部：本レビューの一環として検討対象となる [質保証機関 X] の業務の中で、欧州高等教育圏における質保証の基準とガイドラインの範囲を外れる側面

活動	下位活動	協議するべき問題	会合番号

第3部：会合スケジュール計画

第1日 [日付]				
時刻	予定	聞き取り調査対象人物	協議するべき問題	主任パネルメンバー

© European Association for Quality Assurance in Higher Education, 2009, Helsinki, 3rd edition

< 訳注 >

本資料はENQA(2009), *Guidelines for external reviews of quality assurance agencies in the European Higher Education Area* をENQAの許諾を得て全訳したものである。原版（英語版）は以下から入手可能である。

<http://www.enqa.eu/files/Guidelines%20for%20external%20reviews%20of%20quality%20assurance%20agencies%20in%20the%20EHEA.pdf>

本翻訳についてENQAはその内容の確認を行っておらず、翻訳内容に誤りがある場合は翻訳者である大学評価・学位授与機構が責任を負う。

ENQA does not verify the translation and that the translator bears the responsibility of inaccuracies.



## 翻訳資料6 欧州質保証登録簿(EQAR) 申請者ガイド

### 欧州質保証登録簿(EQAR)

#### 申請者用ガイド

##### 序文

1. はじめに
2. 背景
  - 2.1 EQARの発展
  - 2.2 EQARの構成
3. 選定の基準
  - 3.1 2ステップによる手順
  - 3.2 欧州高等教育における質保証の基準とガイドライン (ESG)
  - 3.3 実質的遵守
  - 3.4 ENQA のメンバーシップ
4. 外部レビュー
  - 4.1 委任条項
  - 4.2 目的
  - 4.3 独立性の原則
  - 4.4 レビューコーディネータ
  - 4.5 レビューパネル
  - 4.6 レポート
5. 申請手続き
  - 5.1 申請文書
  - 5.2 附属文書
  - 5.3 使用言語
  - 5.4 申請の形式および提出
  - 5.5 期日
  - 5.6 情報や説明の要請
  - 5.7 回答、申請取り消しの可能性
  - 5.8 却下
  - 5.9 報告義務
  - 5.10 料金
6. 非利益相反の方針
  - 6.1 レビューコーディネータとレビューパネル
  - 6.2 EQARの意志決定機関
  - 6.3 守秘義務
7. 例外的状況
  - 7.1 「通常の手続きを外れる」場合の理由
  - 7.2 予想される結果
8. 申し立て手続き
  - 8.1 申し立ての根拠
  - 8.2 予想される結果
  - 8.3 プロセス

##### 添付書類

- 添付書類I: 申請手続き
- 添付書類II: 申請方法
- 添付書類III: 申請用紙
- 添付書類IV: 掲載見本
- 添付書類V: ミッションステートメント

バージョン 2.1 2010年1月

#### 序文

##### 申請者各位

今から約5年前の2003年9月、欧州各国の高等教育大臣は、ボローニャプロセスの中心に質保証を掲げ、欧州における質保証の協力体制の重要性を強調しました。また、高等教育の質の保証と向上に対して、高等教育機関が中心的責任を有することも明確にしました。

その後、高等教育機関、質保証機関、学生、その他の利害関係者の間で徹底的な議論を行い、共通の、質保証における真に欧州の原則といえるものに合意し、その原則に基づく質保証機関の登録簿を始める道が開けました。

欧州質保証登録簿 (European Quality Assurance Register : EQAR) を設立するにあたり、本申請者用ガイドおよび申請の公式手続きの発行はひとつの節目となりました。EQARはE4グループにより新しく独立した法人として設立され、EQARに新設された委員会では、E4グループの作業を基に、ここ数カ月間集中した議論を行ってきました。その結果、公正で信頼性の高いルールがEQARの機能に確立されたのです。

登録委員会の委員長として、私は欧州内外の質保証機関をEQARへ申請するように招くことができることを嬉しく思っています。これは質保証機関にとって、欧州レベルで、その確実性や信頼性を表現できる最高の機会であります。

EQARの設立は、ヨーロッパの質保証の透明性および説明責任を強化し、高等教育機関、学生、労働市場、そして社会全般に利益をもたらすであろうと私は確信しております。

2008年8月、ダブリン

登録委員会委員長 Bryan McMahon

申請者各位

高等教育に対する欧州質保証登録簿 (European Quality Assurance Register for Higher Education: EQAR) の設立は、透明性や相互信頼に基づく欧州高等教育圏の構築に向けた重要な一歩となります。

E4グループ (ENQA、ESU、EUA、EURASHE) の代表者を集めた執行理事会を代表して、EQAR申請者用ガイドをご紹介できることを嬉しく思います。また外部レビューを受けた欧州内外の質保証機関が本登録簿への申請をご検討頂けるようお願いしております。

ボローニャプロセスの中で2007年5月に欧州教育大臣会合に提出した提案が承認された後、2008年3月4日に、E4グループは欧州高等教育に関与する主要関係者が統括するEQARを設立しました。これはボローニャプロセスにおける、新しくそして重要な進展です。それはEQARがボローニャプロセスで構築された最初の公式体制であるからだけでなく、その実行と管理が高等教育機関、学生、質保証機関の代表機関に委ねられており、政府はEQARの総会のメンバーシップによって一般的な監督機能を果たすという体制の点からも重要な一歩となりました。

登録委員会は、受領した申請に対する決定を行う機関であり、様々な経歴を持つ独立した専門家から構成されています。2008年3月のEQARの設立以来、委員会は申請手続きの構築および初申請の準備に多大な努力を注ぎました。

EQARは、私たちの高等教育制度の質、透明性、認知度を高めるための欧州高等教育圏の確立に向けた大きな一歩です。手続きの準備はすべて整いました。皆様の申請を心よりお待ちしております。

2008年8月、ブリュッセル  
執行理事会代表 Lesley Wilson

## 1. はじめに

EQARの申請に対する処理のルールおよび質保証機関の外部レビューの要件を規定するものとして、登録委員会は2008年の春から夏にかけて、申請手続きを設定しました。この申請手続きは、総会での協議の後に承認されました。また、総会は申し立て手続きも承認しました。

「欧州高等教育圏における質保証の基準とガイドライン」 (European Standards and Guidelines for Quality Assurance: ESG) を実質的に遵守することが、登録簿に入るための主要な基準です。登録委員会は第三者によって構成される外部レビューをもとに決定を行うため、申請手続きでもレビューを重要な要件としています。

適切な基礎に基づいた決定を行うことを確実にするため、登録委員会は2つのステップの手続きをとります。つまり、「申請手続き」に書かれた要件が満たされた時のみ、登録委員会は申請した質保証機関がESGを実質的に遵守しているかという中核的な問いを検査します。

本申請者用ガイドは、EQARの公式文書および手続きを説明することを目的とし、申請者に関連するすべての情報を一つにまとめています。また、本申請者用ガイドは、公式文書ではなく、したがって拘束力はありません。「EQAR規則」、「申請手続き」(添付書類I)、および「申し立て手続き」(EQARのウェブサイトで入手可能)のみが、登録簿への申請の処理および決定について機関を拘束します。

本ガイドは最終版または不変の文書とはみなさないでください。EQARが申請への対応の中で集積した経験や申請者への利用性を考慮して、本ガイドは必要に応じて更新または改訂されます。したがって、本ガイドを利用される方からの、本ガイドの改善に向けたご意見やご提案等は積極的に受け入れております。

加えて、読者はウェブサイトのFAQをご確認ください。FAQは本ガイドよりも頻繁に改訂されます。

<http://www.eqar.eu/application/faq-for-applicants.html>

全公式文書、本ガイド、およびEQARに関する詳細情報はEQARのウェブサイトより入手することができます。す: <http://www.eqar.eu/>

## 2. 背景

EQARは、欧州の高等教育における質保証の透明性を高めることを目的として、E4グループ（欧州高等教育質保証協会（European Association for Quality Assurance in Higher Education: ENQA）、欧州学生連盟（European Students' Union: ESU）、欧州大学協会（European University Association: EUA）、欧州高等教育機関協会（European Association of Institutions in Higher Education: EURASHE））により設立されました。

EQARは、「欧州高等教育における質保証の基準とガイドライン」（ESG）を遵守する質保証機関の登録簿の発行および管理を行い、欧州で活動する質保証機関に関する明確で信頼性のある情報を公表します。登録簿はウェブに掲載され、誰でもアクセスすることができます。

登録簿に期待される機能は次の通りです。

- 高等教育機関の信頼を増す基礎を提供することによる、学生の流動性の促進
- 「アクレディテーション・ミル」の可能性の減少による信頼性の獲得
- 国の規定に適合する場合には、高等教育機関が登録簿から任意の質保証機関を選択することを政府が認めるための、基礎の提供
- 国の規定に適合する場合には、高等教育機関が様々な機関の中から選択するための、手段の提供
- 質保証機関の質の向上および質保証機関間の相互信頼関係の促進のための手段の提供

### 2.1 EQARの設立

質保証機関の欧州登録簿のコンセプトはまず、2005年のベルゲンサミットでボローニャ宣言への署名国の大臣により歓迎されました。最初の提案は、「欧州高等教育圏における質保証の基準とガイドライン」を提案するE4グループのレポートに記載されました。これは、高等教育の内部および外部の質保証に関する欧州で共通した参照点として大臣に採用され、そこには組織の原則や質保証機関の行う業務が含まれています。

同時に、大臣たちは、新たに採択された基準とガイドラインに基づく登録簿の設立の実用性について、E4グループにさらなる調査を行うこと、そして2年後に運用モデルを提示することを求めました。次の2年間、利害関係者による幅広い協議の場が設けられ、質保証機関の欧州登録簿のコンセプトを実現するための最良の方法について話し合われました。2006年、共同提案の中で、欧州議会と欧州連合理事会も、質保証機関の欧州登録簿を設立するというアイディアに支持を表明しました。

2007年春、ロンドンでの閣僚会議において、E4グループは高等教育に関わる主な関係者間の協力に基づくモデルを提示しました。閣僚はこのモデルを支持し、E4グループにその運用モデルを実行するよう要請しました。その結果、2008年3月に、欧州高等教育の主な関係者による共同管理による独立組織として、EQARが公式に設立されたのです。

### 2.2 EQARの構造

EQARは、独立して質保証機関の登録を行うことを目的

として、ベルギー法（ISBL/IVZW）のもと、国際非営利協会としてE4グループにより設立されました。

協会のメンバーは、4つの設立機関（ENQA、ESU、EUA、EURASHE）、ボローニャ・フォローアップグループ（BFUG）、BUSINESSEUROPE、および教育インターナショナル（Educational International）を代表する社会的パートナー組織、およびEQARの活動を支援することを決定しその統治に関与する欧州各国政府から構成されます。EQAR協会のメンバーシップの幅広さは、様々なカテゴリーのメンバーの多様な権利や責任を反映しています。

EQAR協会は、登録簿に質保証機関を掲載するかを決定する機関である登録委員会が独立して活動し、協会の運営に責任を持つ各機関の必要なチェックを行いながら、機関同士のバランスを維持するためにデザインされています。協会は、4機関で構成され、それぞれ固有の責任を持ちます。

総会は協会のすべてのメンバーを招集します。総会は協会の最高機関であり、予算の決定や執行理事会の選出等に対する権限を持っています。

執行理事会は、事務局の支援のもと、EQARの日常業務を担当します。執行理事会はすべての行政事務を受け持ち、EQAR協会を法的に代表します。

登録委員会は、EQARの中心的目標を取り扱うものであり、登録簿への申請の承認決定に責任を持ちます。

申し立て委員会は登録委員会の決定に対する申し立てを検討する機関です。

### 3. 登録の基準

登録簿への登録を希望する質保証機関は、その活動が「欧州高等教育における質保証の基準とガイドライン」(ESG)を実質的に遵守していることを示す必要があります。

#### 3.1 2ステップの手順

申請者は、活動に対する独立した外部レビューにより、実質的に遵守していることを証明することが求められます。レビューは第三者の組織によって行われ、EQARの指導のもとで行われるものではありません。EQARが十分な根拠に基づいた決定を行えるために、「申請者への手順」において外部レビューの最低限の要求事項が定められています。要求事項は第4章で説明します。

#### 3.2 「欧州高等教育における質保証の基準とガイドライン」(ESG)

ESGは、2005年に、ベルゲン（ノルウェー）のボローニャプロセス閣僚サミットで採択されました。ESGには、欧州の高等教育の質保証の共通原則と基準点が含まれます。ESGは3部で構成されており、質保証の異なるレベルを対象とします。

第1部： 高等教育機関内部の質保証

第2部： 高等教育の外部質保証

第3部： 外部質保証機関

自然と、第2部および3部は、質保証機関に直接の関連があり、登録簿への登録基準となります。ただし、基準2.1はESGの第1部を外部質保証の活動において検討することを求めています。

EGSの詳細および全文はEQARのウェブサイトです。入手可能です。<http://www.eqar.eu/application/requirements/esg.html>

#### 3.3 実質的遵守

46に及ぶボローニャ署名国の多様な高等教育制度および伝統に対応するため、ESGは手続きの詳細を規定するよりも原則に焦点を置いています。

「基準とガイドラインは、欧州のすべての高等教育機関と質保証機関が、その構造、機能、規模、拠点を置く国の制度に関わらず、申請対象となるように設定されています。

（中略）高等教育機関および質保証機関が実施する手続きは、それら機関の自律性を支える重要な点であるため、このレポートの本章の提案の中に詳細な「手続き」を記載することは適切でないと考えられます。このレポートの基準を採択した後の手続きの決定は、各機関が自らの設立背景と協調させて行うこととなります」（ESG p.11f.）

ESGは明らかに、チェックリストとして使うことができるものではないことを心に留めておく必要があります。

EQARは、申請者がESGを実質的に遵守していることを求めます。つまり、基準が法律の条文で満たされていなくとも、規定された原則が実際の活動の中で重んじられていれば、申請者は実質的に遵守しているとみなされる場合もあり得るのです。

#### 3.4 ENQAメンバーシップ

ENQAの正式メンバーシップを有していることは、ESGを実質的に遵守していることの十分な証左とみなされます。なぜならば、ENQAの正式メンバーになるためには、ESGを実質的に遵守していることを機関が証明する必要があるからです。

ある機関およびその外部レビュープロセスがENQAの適切な審査を受けたとみなされると、登録委員会はENQAのそれまでの作業をある程度引き継ぐことができます。例えば、もしENQAがすでに特定の疑問を提示していれば、EQARはこれを開始点として利用し、特定の問題をより効率的に解決することができます。



## 4. 外部レビュー

登録委員会は、外部レビューレポートに記載される情報をもとに決定を行います。

ESGの性質から、機関が遵守しているかを文書、申請用紙、やりとりのみで評価することは困難です。活動や特定の実行手順がESGを実質的に遵守していると見なされるかを決定することは、複雑なプロセスであり、外部レビューが判断を下すための重要な要素となります。

したがって、外部レビューが健全で信頼性のあるもので、登録委員会に十分に信頼できる情報を提供するものであることが、最も重要となります。レビューはEQARの管理の外にある第三者により行われるため、「申請手続き」には、外部レビューが登録委員会に承認されるのに必要な要件が規定される必要があります。それらは下記のようにまとめられます。

### 4.1 付託条項

外部レビューの付託条項は、通常、申請者とレビューコーディネータ（下記参照）の間で事前に合意される必要があります。これにより、関与するすべての当事者が自身の役割と責任を明確に理解し、レビュープロセスが適切に定められるようになります。

付託条項では、少なくとも外部レビューの目的、レビューパネルの構成、レビュープロセスの主要ステップの概略を定めることが必要です。

外部レビューを計画する際に生じた、EQARのルールや要求事項についての疑問については、EQAR事務局へ回答を求めることができます。

### 4.2 目的

EQARに登録するために、申請者がESGを遵守しているかが考慮されます。そのため、外部レビューの目的の一つとして、ESGへの遵守の度合いを評価することが明確に定められる必要があります。

しかしながら、レビューには申請者の実績に関する独立した総合評価を行うという別の目的が含まれる場合もあります。そのようなほかの目的をも有するレビューもEQARの申請に使用することができます。

### 4.3 独立性の原則

外部レビューは、客観的で公平に行う必要があります。レビューコーディネータおよびレビューパネルは、申請者から完全に独立していなければなりません。レビューコーディネータとレビューパネルメンバー全員に利益相反がないようにしてください。

EQARは、外部レビューの独立性に高い重要性を置いています。なぜなら、EQARはレビューレポートに記載された結果やレビューパネルが行った判断に依存しなければならぬためです。この理由から、レビューコーディネータは利益相反がないことの宣言に署名することが必要です（下記の「申請文書」参照）。

### 4.4 レビューコーディネータ

レビューコーディネータとは、レビュープロセスの実際

の組織化を行う組織であり、時には「スポンサー」とも呼ばれます。EQAR自体はレビューを行いません。

外部レビューは、国内の当局（高等教育省など）または申請者自身により開始または委託されることとなります。

国内当局の場合には、国内当局自身がレビューコーディネータとなるか（「国家調整レビュー」または「国家レビュー」と呼ばれる）、または第三者にレビューコーディネータを委託することができます。申請者の場合は、申請者自身が適当なレビューコーディネータを指定する必要があります。一般的な例としては質保証機関の要請によりENQAが調整するレビューです。

レビューコーディネータは、付託条項の確立、独立レビューパネルの採用、レビュープロセスの包括的管理責任において重要な役割を果たします。また、コーディネータはプロセス全般にわたってレビューパネルに適切な助言を提供する必要もあります。

したがって、公平で客観的なプロセスを保証するためには、レビューコーディネータが申請者から完全に独立していることが非常に重要です。さらに、コーディネータは外部レビューを組織するために必要な専門的能力を持ち、その責務を十分に果たすことができることが必要です。

### 4.5 レビューパネル

レビューパネルは4名以上で構成します。パネルメンバーは、申請者から完全に独立し、申請者のESGの遵守状況を検討するための十分な知識、専門知識、経験を持っていることが必要です。議長と書記の役割は、レビューパネルメンバーにより行われると通常は考えられます。

レビューパネルは、幅広い専門知識と高等教育における様々な異なる利害関係者の見方を包含するメンバー構成となる必要があります。レビューパネルには、大学教員と高等教育機関の学生がそれぞれ1名以上含まれることが求められます。

国際性を確保するという側面から、申請者の国籍以外のメンバーを1名以上レビューパネルに参加させる必要があります。

レビューの独立性を守るため、レビューパネルのメンバーは自身の役割を実行するにあたり利益相反がないことが求められます。

### 4.6 レポート

外部レビューレポートでは、申請者がESGを実質的に遵守している証拠を十分に提供する必要があります。登録委員会の決定は、主に外部レビューレポートにより行われます。そのため、その質や信頼性が極めて重要となります。

レポートには、各関連基準（ESG基準2.1～2.8および3.1～3.8）に対する記述が明確になされる必要があります。機関がそれら基準を遵守していることが示されなければいけません。

外部レビューの目的によっては（上記参照）、レポートにはさらなる分析や判断も記載することができます。

レビューレポートは、すべてのレビューパネルメンバーの合意のもとに作成される必要がありますが、特定の問題に関しては過半数の判断や意見となる場合もあります。

レビューパネルはレポートの案を申請者に送付し、最終合意に至る前に事実の誤認について意見を求めてください。

最終レポートに対して意見が残っている場合、申請者はその意見を申請時にEQARに提出してください。

レビューレポートはEQARに提出し、添付文書や異議がある場合はそれらもまとめて提出してください。

## 5. 申請手続き

登録委員会は、正式の申請がなされた後に、質保証機関を登録するか判定を行います。「申請手続き」は下記のように申請の手順を定めるものであり、明確、透明、公正となることを目指しています。

### 5.1 申請文書

申請を完了するためには、次の文書を揃える必要があります。

- **申請用紙**

申請用紙をすべて正しく記入していることを確認し、第三者に対して申請者を法的に保証する権限を有する人物の署名がなされていることを確認してください。

- **詳細情報用紙**

詳細情報用紙は、申請が承認された際に発行されるすべての必要な情報をEQARに提供するために記入します。

- **利益相反を有さない宣言**

レビューコーディネータが利益相反を有さない宣言を正しく記入し署名をしてください。

- **外部レビューの付託条項**

- **外部レビューに提出した自己評価レポート**

- **外部レビューレポート**

外部レビューレポートは、申請を行う前に申請者が公開するものとします。

次の文書は必要に応じて申請文書とともに提出してください。

- 外部レビューレポートに対する**申請者の意見**（該当する場合）
- ENQAの正式メンバーの場合：**確認レター（またはENQAメンバーシップを証明する同等のもの）**。申請者とENQA間の事前のやり取りを含む（該当する場合）

EQARは、外部レビューレポートおよび詳細情報用紙以外のすべての文書を機密扱いとし、法で規定される場合を除き第三者へは開示しないものとします。

用紙はすべてEQARのウェブサイトより入手でき、本ガイドの添付文書IIに記載されています。

### 5.2 補足文書

上にあげた文書に加えて、登録簿への登録のために、申請者は補足文書を申請に含めたいと考えることもあるでしょう。これは、特に、申請の基盤となる外部レビューが行われた後に変化があった場合や、提言された改善すべき事項が既に実施された場合には適切であると考えられます。

しかしながら、原則として、外部レビューレポートがEQARの意思決定の主たる基盤であることを申請者は念頭に置く必要があります。そのため、補足文書は必要な範囲のみに限定されるべきであり、可能な限り簡潔であるべきです。補足文書は外部レビューレポートに記された分析に追加をするものであり、置き換わるものであってはなりません。

### 5.3 使用言語

以上の文書はすべて英語でEQARに提出してください。原文書が他言語の場合、申請者の側で翻訳を行ってください。

### 5.4 申請の形式と提出

申請用紙は普通郵便かファックスで送付してください。署名した申請様式の提出により、契約関係が構築されます。その他の申請文書（5.1参照）はすべてEメールで送付してください。すべてのプラットフォームで読むことができ、意図せざる変更が加わることを防ぐため、全ての文書はPDF形式で送付してください。

### 5.5 締め切り

登録委員会は年に2回程度開催されます。各会議の前には、その会議で申請が検討されるためにすべて記入済みの申請書類が事務局に到達すべき締め切り日が設けられます。期日はEQARのウェブサイト上发表されます。

### 5.6 情報や説明の要求

各申請に対して、登録委員会での審議の準備を行うための担当者が指名されます。場合によっては、登録委員会が会議で申請の検討を行う前に、担当者が追加情報や情報の説明を申請者に求めることがあります。

これは、2～3週間で回答できると思われる要求のときです。そのような要求がなされる場合は、通常、申請締め切り日のおよそ3～4週間後に申請者に要求がなされます。

要求がレビューコーディネータやレビューパネルに対してなされる場合には、申請者はその情報のコピーを渡されることになります。

### 5.7 回答、申請取り消しの可能性

登録委員会による申請の検討の後、EQARより申請者に公式の回答が送られます。通常は申請締め切り日のおよそ2ヶ月後になります。

回答は3つの可能性があります。

1. 登録委員会が登録申請を承認した場合は、書面でこれが確認されます。公表の数日前に申請者は登録簿への登録を事前に見ることができます。また、掲載料の請求が行われます。
2. 登録委員会は、申請者、レビューコーディネータ、またはレビューチームに更なる情報または説明を求める場合があります。レビューコーディネータやレビューチームに送られた情報請求については、そのコピーが申請者に送られます。
3. 登録委員会が却下とする場合、申請者には却下された理由が送付されます。申請者には、登録委員会が最終決定を下す前に追加的な説明を行う機会が与えられます。

事例2と3の場合、登録委員会の次の会議が行われるまで、申請は保留状態におかれます。申請者には追加情報の提出や追加説明の実施のために、それぞれ2-3ヶ月の締め切り期間が与えられます。申請者が定められた締め切り期日の前

に申請を取り消すこともあります。期日までにEQARに何らかの通知が届かない場合は、申請を取り消したものとみなされます。登録委員会は取り消された申請についてはいかなる決定も行いません。

### 5.8 却下

申請が却下された場合、申請者には書面で却下の理由が通知されます（申し立ての可能性については8章を参照）。

再申請は、通常3年経過後から認められ、新たな外部レビューに基づいたものでなければなりません。しかし、登録委員会は、事例に応じて、却下された申請者に対して早期再申請および／または新規外部レビューが不要の再申請を認めることがあります。これは却下通知書で指定されません。

### 5.9 報告義務

登録簿に掲載されたすべての機関には、法的地位、規則、プロセス、方法、または業務に関する実質的な面での変更がある場合には、自発的にEQARに報告する義務があります。

### 5.10 料金

申請者には2種類の料金（申請料および年間掲載料）をお支払い頂きます。

申請書の提出ののちに、申請料の請求がなされます。申請料は返金致しかねます。

登録が認められると、年間掲載料を、登録簿への掲載各年にお支払い頂きます。機関は、毎年（初年度は登録の数週間後に、その後は年初に）それぞれの年の掲載料を掲載された月数（全日が含まれる月の数）に応じて請求されます。

たとえば、2010年4月15日から2012年5月31日に登録されていた機関は、次のような請求が行われます（税金を除きます）。

2010年：8ヶ月（5月～12月）	633.33ユーロ
2011年：通年	950.00ユーロ
2012年：5ヶ月（1月～5月）	395.83ユーロ

欧州文化条約に加盟する国に登録事務所がある申請者は、割安な「欧州」料金の対象となります。その他の申請者は「その他」料金が課されます。

料金体系は以下の通りです。

	欧州		その他	
	VATを除く	VATを含む	VATを除く	VATを含む
申請料	950.00ユーロ	1,149.50ユーロ	1,900.00ユーロ	2,299.00ユーロ
掲載料	950.00ユーロ	1,149.50ユーロ	1,900.00ユーロ	2,299.00ユーロ

## 6. 非利益相反の方針

EQARでは、レビューパネルメンバー、レビューコーディネータ、意思決定機関メンバーの間における利益相反の回避を重要視しております。

レビューコーディネータおよびレビューパネルメンバーに関して、EQAR規則は独立であり利益相反がないことを一般条件として定めています。申請の意思決定に関わるEQAR機関のメンバー（登録委員会、申し立ての場合は申し立て委員会）に関しては、規則では利益相反であると考えられる例をいくつか示しています。

- 法定機関のメンバーであるとともに、申請者の従業員またはコンサルタントである者
- 申請者をレビューするレビューパネルのメンバー
- 申請者がレビューしている高等教育機関またはプログラムに籍を置く者

これらは例であり、利益相反を起こす可能性は他にもあります。また、上記の状況に最近まで置かれていた者、または上記の状況にある近親者を持つ者も利益相反の対象となる場合があります。

一般原則として、EQARは関与するすべての当事者（申請者、レビューコーディネータ、レビューパネル、法定機関のメンバー）が（潜在的な）自己の利益相反に対処することを求めています。

### 6.1 レビューコーディネータ、レビューパネル

申請者自身で外部レビューを開始または委託する場合、申請者の責任のもと、独立性を確保し、利益相反のないレビューコーディネータを特定することになります。国家当局自身がレビューを調整またはレビューを調整する組織に委託する場合は、独立性の確保は当局の責任で行います。

申請用紙の中で、申請者はレビューコーディネータが十分に申請者から独立していることを確認する宣言を書面で求められます。

レビューコーディネータは、自己の責任においてレビューパネルメンバー全員の独立性を確保します。コーディネータは、利益相反の可能性のあるレビューパネルメンバーの採用を回避するための適切な処置をとることを求められます。

レビューコーディネータは、「利益相反のないことの宣言」を用いて、レビューパネルの利益相反を回避する適切な処置をとったこと、およびコーディネータ自身に利益相反がないことを宣言することを求められます。

### 6.2 EQARの意思決定機関

EQARの意思決定機関のメンバーで、（潜在的な）利益相反がある者は、意思決定プロセスに加わることを禁止され、これを自身で宣言することが期待されます。

申請者、レビューコーディネータ、またはレビューパネルメンバーが、EQAR機関のメンバーに利益相反があると考えた場合、直接またはEQAR事務局を通じて、EQAR執行理事会の理事長に報告してください。

### 6.3 機密保持

利益相反は自己の責任で対処するという一般原則にも関

わらず、申請者またはレビューに関与する者が、関与する者またはEQARのメンバーに利益相反があると考えられる場合があります。

そのような場合、その者はこれをEQAR事務局またはEQAR執行理事会の理事長に通知することが奨励されます。機密保持は保証され、特に他者の利益相反の可能性を報告した者については、その者の合意なしに開示されることはありません。

## 7. 例外的状況

登録簿への掲載は通常、外部レビューレポートが完成した日から5年間で有効ですが、例外的事例として、早期再検討を行う必要がある場合があります。

### 7.1 「通常の手続きを外れる」場合の理由

機関の登録を5年が経過する前に再検討する理由としては、2つあります。

1. 機関を承認する最初の決定が実質的に不備がある。実質的な手続き上の誤り、または事実誤認や誤った証拠によります。
2. 当該機関の地位や活動の実質的な変更によって、「欧州高等教育における質保証の基準とガイドライン」(ESG)を機関がもはや実質的に遵守しなくなった。

登録委員会が再検討を開始すると、対象機関に対して通知が送られます。

### 7.2 予想される結果

再検討が行われた場合、決定が行われる前に、対象機関には関連事項に対する説明を行うことが求められます。

登録委員会は次の決定のいずれかを行います。

1. 最初の決定(機関の登録)時に登録基準が満たされていなかった場合には、登録は「最初から無効」と宣言されます。つまり、当該機関は直ちに登録簿への記載を外され、正当な形では一度も登録されていないとみなされます。
2. 登録基準がもはや満たされていないことが証明された場合(たとえば、機関の方法が実質的に変化し、ESGの原則に明らかに矛盾するようになった場合)、当該機関は登録簿から記載を外されます。
3. 対象機関のESGの遵守状況に実質的に疑義があるが、基準を満たしているかを明確には判断することができない場合、登録簿への残りの登録期間が削減され、早期外部レビューが必要となる場合もあります。
4. 懸念事項が実質でないことや重大でないことが明らかとなった場合、登録委員会は再検討を終了します。

## 8. 申し立て手続き

申請者は、手続き上の理由または判断の誤りを理由に登録委員会の決定に不服を申し立てることができます。不服申し立て委員会は申し立てを検討する義務を負います。

### 8.1 申し立ての根拠

申し立ての根拠は、手続きおよび判断の誤りに限定されます。登録委員会の判断への単なる不同意は、申し立ての有効な根拠とはなりません。

手続きへの申し立ては、EQAR規則、手続きまたは規制、適用される法律、または一般的に受容されている公正と平等な手続きの原則に反している場合に申し立てることができます。

判断の誤りは、利用できる証拠に鑑み、決定が明らかに不合理または不均衡である場合に主張することができます。たとえば、EQARの扱いにおいて証拠が完全に検討されなかった場合です。

### 8.2 予想される結果

申し立て委員会が申し立てを承認した場合、登録委員会の決定は無効となり、登録委員会に差し戻されます。登録委員会は、新たな決定においては、申し立て事項、および申し立て委員会の論拠に適切な配慮を行うものとします。

申し立ては、立証されない場合、または有効な根拠に基づかない場合は却下されます。

### 8.3 プロセス

申し立ては、申請却下の通知を受けてから90日以内に書面でEQARに提出しなければなりません。申し立てには、申し立ての根拠を明示する必要があります。申し立て委員会は120日以内に申し立てに対する決定を下すものとします。

申し立て委員会は、決定を行う前に、登録委員会、レビューコーディネータ、レビューパネル、または申請者より、申し立ての根拠に関する説明または意見を求める場合があります。

## 添付書類 I. 申請手続き

(2008年8月6日)

語の定義：

「登録簿(Register)」は、これ以下、EQARにより公表される質保証機関の登録簿を指す。

「申請者(Applicant)」は、これ以下、登録簿への登録を求める質保証機関を指す。

「掲載機関(Listed agency)」は、これ以下、登録委員会により登録が認められた質保証機関を指す。

「外部レビュー(External review)」は、これ以下、「レビューコーディネータ」によって調整された「外部レビューパネル」によって行われる、質保証機関のレビューのことを指す。

「外部レビューレポート(External review report)」は、これ以下、外部レビューの実施により作成される、レビューパネルによって合意されたレポートを指す。

「自己評価レポート(Self-evaluation report)」は、これ以下、外部レビューパネルにより考慮されるために、申請者自身が作成したレポートを指す。

登録委員会規則16b条に従い、2008年6月25日の会合での総会の決定に基づいて、以下の「申請手続き」は合意された。

### I. 一般規定

#### 第1条 登録基準

登録簿に登録されるためには、申請者は、欧州の高等教育担当大臣により2005年5月20日にベルゲンで採用された「欧州高等教育圏における質保証の基準とガイドライン」あるいはその継続文書（以下、ESGと記す）を、実質的に遵守する形で活動を行っていることを、本手続きの2部に明記する要求に沿う形で実施される外部レビューを通じて証明することにより、示す必要がある。

#### 第2条 ENQAメンバーシップ

ENQAのフルメンバーシップは、通常、ESGを実質的に遵守している十分な証拠を形成する。

#### 第3条 申請

- (1) 全ての申請は、英語で書かれた以下の文書から構成されなければならない。
  - a. 申請様式
  - b. レビューの委任条項
  - c. 自己評価レポート
  - d. 外部レビューレポート<sup>1</sup>
  - e. 該当する場合には、外部レビューレポートに対する申請者の陳述
- (2) 外部レビューレポートは申請者によって申請前に公開されなければならない。その他の文書はEQARによって機密扱いされ、第三者へ開示されてはならない。

<sup>1</sup> レポートは適度に最新のものが期待される。レビューレポートの日付から5年以内が含むのに妥当である。

- (3) 申請料は会則22(2)条に従う額が請求されなければならない。

#### 第4条 プロセス

- (1) 申請は事務局に書面にて提出されなければならない。
- (2) 申請者は、追加情報(9(2)条参照)の提出や、登録委員会への追加説明(10(2)条参照)の定められた締め切り日の前であれば申請をいつでも取り消すことができる。それ以降は取り消しをできない。

### I. 外部レビュー

#### 第5条 一般規定と調整

- (1) 申請がESGを実質的に遵守しているかは、本手続きの規定に則して、独立した外部パネルによる外部レビューを通じて証明される必要がある。
- (2) EQAR自身はレビューを組織したり調整しない。国内当局や、必要な専門的能力を有する別の組織<sup>2</sup>(たとえばENQA)により調整されるレビューに依存する。レビューは公平で、客観的で、独立な様式で行われるべきである。
- (3) レビューコーディネータは申請者から独立でなければならない。
- (4) コーディネータはその役割の実施のために適切なガイドラインを外部パネルに提供しなければならない。
- (5) レビューコーディネータと申請者は委任条項に合意すべきである。

#### 第6条 レビューパネル

- (1) レビューパネルは少なくとも4人で構成されなければならない。パネルメンバーは申請者の活動を理解し分析し判断できるように、十分な知識、経験、専門技能を有していなければならない。
- (2) レビューパネルメンバーは、多様な専門技能を代表し、主要なステークホルダーの異なる視点を包含し、少なくとも高等教育機関の教員や学生から構成されなければならない。
- (3) レビューパネルメンバーのうち1人は、申請者の国以外の者でなければならない。
- (4) レビューパネルのメンバーは、その役割を客観的であり利益相反がなく活動できるように、申請者からは十分に独立していなければならない。

#### 第7条 自己評価レポート

自己評価書は申請者がESGに実質的に遵守していることを反映しなければならない。自己評価書はその活動、申請者の強みと弱み、高等教育機関の質向上のために提供している付加価値の批判的省察であるべきである。

<sup>2</sup> 登録委員会はレビューコーディネータが必要な専門的能力を有するかはケースバイケースで確認する。申請者のうちで、レビューコーディネータとして考えている者が受容されるかを懸念している者は、事前にEQARに検討するよう連絡するのが望まれる。

## 第8条 外部レビューレポート

- (1) 外部レビューレポートは申請者がESGに実質的に遵守していることの十分な証拠を示さなければならない。
- (2) 外部レビューレポートは、全ての外部レビューパネルメンバーにより合意されなければならない。全ての付属文書やある場合には反対意見も併せて提出されなければならない。

### I. 申請に対する意思決定

## 第9条 意思決定の基礎

- (1) 基準2や第10(2)条への偏見なく、登録委員会はその意思決定を申請者が記入した文書に基づいて行わなければならない。
- (2) 関連する情報が実質的に欠けている場合や明確化の必要がある場合には、EQARはレビューのコーディネータからさらなる情報を要求できる。例外としてはEQARは申請者やレビューパネルからさらなる情報を要求できる。追加的な応答のためには、適切な締め切り日が与えられなければならない。申請者側が定められた締め切り日までに要求された情報を提出しなければ、申請の取り消しと見なされるべきである。

## 第10条 可能な決定

- (1) 登録委員会は登録簿へ申請者を認めるか、申請を却下するかを判断できる。
- (2) 申請の却下の最終判断を行う前に、申請者は却下の可能性の根拠を説明されなければならない。適切な締め切りの間に追加の説明を登録委員会に行う可能性を与えられなければならない。申請者側が定められた締め切り日までに追加説明を行わなければ、申請の取り消しと見なされるべきである。
- (3) 申請者は、登録の認可や却下の理由の説明を含めて、全ての決定を文書で伝えられなければならない。
- (4) 申請が却下された申請者は、登録委員会が早期にあるいは／かつ新たな外部レビューに基づかなくとも適切であるとして再申請を勧めた場合を除き、外部レビューレポートの日付から3年が経過した後に再申請でき、新たな申請は新たな外部レビューに基づかなければならない。

## 第11条 決定の妥当性

- (1) 承認の後に、申請者は外部レビューレポートが完成した日付から5年間に渡って、登録簿に登録されなければならない。
- (2) 年間の掲載料は規則の22(2)条に従って要求されなければならない。
- (3) 更新の申請（外部レビューレポートを含む）が登録の失効の1ヶ月以内になされた場合は、登録委員会が更新申請に対する決定を下すまでは、登録されている機関を登録簿に掲載したままにできる。
- (4) 登録されている機関は、いつでも登録簿から

脱退することができる。

## 第12条 例外的状況

- (1) 登録されている機関は、その法的形態・地位の変化、その規則の変化、そのプロセスや方法の実質的な変化についてEQARに自発的に申し出なければならない。
- (2) 登録委員会は、もし最初の決定に至るまでに手続き上の実質的な不備があり、あるいは、最初の決定が誤った事実や証拠に基づいており、あるいは登録された機関がもはや登録のための基準を満たしていないという重大な懸念があるならば、登録されている機関を承認するかを再度検討しなければならない。
- (3) 再検討がなされるならば、その対象の登録された機関には伝えられなければならない。
- (4) 登録委員会は
  - a. もし決定がなされた際に、登録のための基準が明らかに満たされていないならば、最初から決定が無効であると宣言する。
  - b. たとえば登録された機関が基準を満たしていないデータがあるなど、登録のための基準がもはや明らかに満たされていないならば、登録された機関を除外する。
  - c. もし申請者が基準を満たしていることに重大な懸念があり、登録委員会が新たなレビューを行わなければ判断ができないと考えるならば、適切な場合には、登録されてきた機関の残りの登録期間を削減する。
- (5) 懸念をもたれた登録機関は登録委員会に対して、決定がなされる少なくとも30日前までの適切な期日までに説明を行う権利を与えられなければならない。登録機関は決定とその理由を伝えられなければならない。

## 第13条 公表

- (1) 登録簿に掲載された場合には、以下の情報がEQARのウェブサイト公表されなければならない。
  - a. 機関の名前と連絡先の詳細
  - b. 登録の理由と登録期間を含めて、登録委員会の決定
  - c. 機関が存在している国
  - d. 機関の質保証活動の情報
  - e. 機関が活動している国
  - f. ENQAメンバーシップの状況
  - g. 外部レビューレポートへのウェブリンク
  - h. 機関のレポートと出版物へのウェブリンク
- (2) 登録委員会は、将来の申請者のために、EQARの基準を示す実質的な順守のための指標を導入することができる。
- (3) 将来の申請者に順守や非順守の例を提供するために、登録委員会は決定に関する匿名のまとめをその年次レポートに掲載できる。

### I. 更なる規定

#### 第14条 非利益相反の方針

- (1) 特定の申請に関して利益相反を有する登録委員会のメンバーは、その作業や決定に参加することができない。たとえば以下のような場合には、メンバーは利益相反を有すると考えられる。
  - a. 申請者から、被雇用者、コンサルタント、受託契約者として報償を受けている。
  - b. 給与の有無に関わらず、たとえば委員会やボードのメンバーなど、申請者において何からの地位を有する。
  - c. 申請者の外部レビューに参加している。
  - d. 申請者により現在評価が行われている組織<sup>3</sup>に地位を有する。
  - e. 近親者に上記のことが該当する。
  - f. 最近まで上記のことが該当する。
- (2) メンバーは自ら利益相反を報告することが期待される。
- (3) 申請者は、もし登録委員会のメンバーが申請に関して利益相反を有すると考える場合には、執行理事会の理事長に報告しなければならない。
- (4) 全ての論争は、執行理事会の理事長が、登録委員会の委員長との相談にうえて決定しなければならない。

#### 添付文書 II : 申請用紙

これらの用紙は説明用です。実際の申請には <http://www.eqar.eu/application/forms.html> の用紙を使用してください。

<訳注：画像は略す>

#### 添付文書 III : 掲載見本

<訳注：画像は略す>

これは登録簿へ掲載された場合の見本ページです。情報はすべて架空の設定です。現実に存在する組織に類似性がある場合、それらは完全に偶然であり、意図的ではありません。いかなる機関の将来的選定（非選定）に予断を与えるものでもありません。

---

<sup>3</sup> ここでは、たとえば高等教育機関、ディパートメント、教育プログラムなどの、質のレビューの対象となっている機能的・組織的ユニットを指す。必ずしも法的な存在を意味しないし、特定の学位を授与していることを要求しない。



## 添付文書 IV：ミッションステートメント

EQARの使命は、質保証の透明性を高めることにより欧州高等教育圏をさらに発展させ、欧州の高等教育の信頼性と信用を高めることにあります。

EQARは、欧州における質保証の提供について明確で信頼性のある情報を提供し、機関同士の信頼性を高めることを追求しています。

EQARは、質保証の決定の相互承認を促進し、高等教育機関の間における信頼を高めることを追及することで、流動性や認知を促進することを目標としています。

EQARは、欧州での信頼を獲得するための「アクレディテーション・ミル」の機会の削減を目標とし、ヨーロッパにおける高等教育供給の質に関する学生、機関、労働市場、そしてより一般的には社会からの信用を高めることを追及しています。

EQARは、その使命を遂行するため、欧州高等教育における質保証の基準とガイドライン (ESG) を遵守しながら欧州で活動する質保証機関の登録簿を管理しています。

EQARは、外部質保証のアプローチの多様性を認識しており、それゆえに、プログラムや機関レベル等の活動レベ

ル、また認定 (アクレディテーション)、評価、監査 (オーディット) のどれを行っているかに関わらず、すべての機関を対象としています。

EQARはESGが根拠とする原則を守っています。外部質保証は、質の向上のためには高等教育機関に中心的責任があることを認識すべきであり、透明、客観的、責任を持った方法で、利害関係者を交えながら、独立した質保証機関が行い、明確に定義された手続きや基準に基づき裏付けされた結果をもたらすべきです。

EQARは、他組織から独立して活動し、合理的、一貫、公正、客観的な決定を行います。

EQARは、必要な機密は保護しながら、活動の状況や手続きを透明化します。EQARはその活動を継続的に改善していきます。

(2008年6月25日サラエボで開催されたEQAR総会にて採択)

---

### < 訳注 >

本資料はEQAR(2010), *Guide for Applicants, Version 2.1*を全訳したものである。現在のver2.2の原版 (英語版) は以下から入手可能である。

[http://www.eqar.eu/fileadmin/documents/eqar/information/guide/EQAR\\_GuideForApplicants\\_v2\\_2.pdf](http://www.eqar.eu/fileadmin/documents/eqar/information/guide/EQAR_GuideForApplicants_v2_2.pdf)

なお、EQARの出版物の著作権の取り扱いはCreative Commons Attribution-Share Alike 2.0 licenseに基づく。

<http://www.eqar.eu/about/topnav/legal-notice.html>



## 翻訳資料 7 欧州高等教育アクリティーション協議会(ECA)メンバー のための優良実践規範

### 欧州高等教育アクリティーション協議会(ECA)

#### はじめに

欧州高等教育アクリティーション協議会における協力協定第4条に基づき、およびベルリンで2003年に行なわれた高等教育大臣会議での結論を考慮に入れ、質保証に関して、

- ・ 欧州高等教育アクリティーション協議会（以下「ECA」とする）は、共通の優良実践規範（以下「本規範」とする）に同意する
- ・ ECAのメンバー組織は、本規範の17基準にそれぞれに調印し実施することを約する。17基準は2006年末までに実施されるべきである。
- ・ 新たなメンバー組織は加入に際し本規範に調印し、2006年末までに本規範の全基準を実行する義務を負う
- ・ 2007年に独立諮問機関は、全メンバー組織について外部評価を実施し、本規範の全基準を満たしているかどうか確認する

#### ECA 優良実践規範： 基準

アクリティーション組織は、

1. 明確なミッション・ステートメントを有する
2. 関係公共機関により国家的アクリティーション組織として承認されている
3. 政府および高等教育機関、企業、産業および専門職組織から十分に独立していなければならない
4. 意思決定において正確、公平および一貫していなければならない
5. 十分に信頼しうる人的および金銭的資源を有する
6. 質の向上を重視する内部質保証体制を有する
7. 周期的に外部評価を受けなければならない
8. 公的な説明責任を行なうことができ、方針、手続き、ガイドラインおよび基準が正式に公表されている
9. アクリティーションの決定について適切な方法で一般社会に伝える
10. 本組織の決定について、異議申し立てする方法が提示されている
11. 国内外および／または専門の他のアクリティーション組織と協力する

アクリティーション手続きについて、

12. アクリティーション手続きおよび方法は、アクリティーション組織自身によって定義されなければならない
13. 組織レベルおよび／またはプログラムレベルで、定期的にアクリティーションを実施していなければならない
14. 高等教育機関による自己作成書類または自己評価、および外部調査（通例、現場視察）が含まなければならない
15. 外部パネルやグループの独立性および能力を保証するものでなければならない
16. 質向上に焦点を当てたものでなければならない

アクリティーション基準について、

17. 基準が公開されており、合意を受けた一連の質基準の発展を考慮に入れた欧州基準と矛盾のないものであること

## 署名

以下の ECA メンバー組織は、優良実践規範の 17 基準を 2006 年末までに実施する。

ヘルムート・コンラド (Helmut Konrad)  
Osuterreichischer Akkreditierungsrat (オーストリア)

ハルマン・ジョセフ・ブッチクレマー(Herman –Josef  
Buchkremer)  
Agentur Fur Qualitätssicherung durch Akkreditierung  
von Studiengängen (AQAS) (ドイツ)

クート・ソーム(Kurt Sohm)  
Fachhochschulrat (オーストリア)

カレナ・マグワイア (Karena Maguire)  
the Higher Education and Training Awards Council  
(HETAC) (アイルランド)

ハンス・ウベ・エリクセン (Hans-Uwe Erichsen)  
Akkreditierungsrat (ドイツ)

ローク・ブレドブーグド (Loek Vredevoogd)  
Nederlands-Vlaamse Accreditatie Organisatie (オランダ・  
フランダース)

ライナール・クーンゼル(Rainer Kunzel)  
Zentrale Evaluations- und Akkreditierungsagentur (ZevA)  
ドイツ

オッドバー・ホーグランド (Oddvar Haugland)  
Nasjonalt organ for kvalitet i utdanninge (NOKUT) ノル  
ウェー

デトレブ・クラン (Detlev Kran)  
Foundation for International Business Administration  
Accreditaion (FIBAA) ドイツ

フランシスコ・マルセラン (Francisco Marcellan)  
Agencia Nacional de Evaluacion de la Calidady  
Acreditacion (ANECA) スペイン

トーマス・レイル (Thomas Reil)  
Akkreditie..... (ACQUIN) ドイツ

ロルフ・ハウザー (Rolf Heusser)  
Organ fur Akkreditierung... (OAQ) スイス

2004 年 12 月 3 日 チューリッヒ

## 注釈

本優良実践規範は、欧州全域のアクレディテーション手続きの比較可能性を保証し、アクレディテーション組織の内部質保証手段を定めるものである。本規範は、相互に関連する問いと参考点からなる一連の規範的基準から構成される。参考点によって、様々なアクレディテーション組織が各基準をいかに実現しているかを、具体的な証拠に基づき示すことができる。たとえば基準 1 に述べられているミッションステートメントや戦略計画のような、アクレディテーション組織の文書は、証拠として用いることができる。

17 の基準は ECA メンバーにとって義務であり、全てが守られなくてはならない。参考点は、本規範の実行可能な実例を示すものであり、チェックリストとして使用されてはならない。アクレディテーション組織の外部評価が必要であり、これによって ECA メンバーが本優良実践規範の基準を満たしていることが保証される。

特に、本規範は以下の目的を実行するものとする

- ・ 本規範は、政治家、政府および高等教育の利害関係グループに対して、透明性を保つ
- ・ 本規範は、高等教育機関のアクレディテーション手続きの信頼性を保証する
- ・ 本規範は、アクレディテーション組織のための必要条件を定義する。全ての ECA メンバーはこれらの条件を満たし、定期的に本規範に照らしてアクレディテーション手続きの見直しを行う
- ・ 本規範は、同協議会の全メンバーの外部評価に関する基準尺度ととしての役割を果たす
- ・ 本規範は、アクレディテーション組織の内部質保証政策を支持し、その継続的な質向上に向けて提案を行う
- ・ 本規範は、ただ 1 つの見解が優勢になることを防ぎ、そのうえで優れた実施を奨励し悪質な慣行を阻止する
- ・ 本規範は、優良実践の国際的な最新状況に合致するため、必要などときには改訂されなければならない

アクセディテーション組織：

基準	1. 明確なミッション・ステートメントを有する
問い	組織のミッション・ステートメントとは何か？
参考点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アクレディテーション組織は、明らかなミッション・ステートメントまたは一連の目的を有する</li> <li>・ ミッション・ステートメントは範囲および内容について一貫しており、周期的に改訂される</li> <li>・ ミッション・ステートメントは、公表されている</li> <li>・ ミッション・ステートメントは、アクセディテーション組織の主な活動がアクセディテーションであることを明確にしている</li> <li>・ アクレディテーション組織は、ミッション・ステートメントの実行を可能にするための戦略計画を有する</li> </ul>

基準	2. 関係公共機関より国家的アクセディテーション組織として承認されている
問い	アクセディテーション組織の公式地位および法的根拠は何か？
参考点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アクレディテーション組織は、法律に基づき法人として設立されているか、その設立は国内当局の合意に基づいている</li> <li>・ アクレディテーションは、関連法律または規定により管理されている</li> </ul>

基準	3. 政府および高等教育機関、企業、産業および専門職組織から十分に独立していなければならない
問い	アクセディテーション組織はどのようにして独立性を示すのか？
参考点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アクレディテーション組織は、その運営を独立して行う（アクセディテーション枠組みの設定、アクセディテーション手続きの実施など）</li> <li>・ 意思決定過程の独立性は保証されている。いかなる団体も、決定の結果について不当な影響を及ぼすことはないという証拠がある</li> </ul>

基準	4. 意思決定において正確で公平、一貫していなければならない
問い	アクセディテーション組織内で、どのように決定がなされるのか？ 評価についての決定はどのように行われるのか、またその決定はどのように到達されるのか？
参考点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アクレディテーション決定に至る規則は透明性があり、平等な待遇を保証するものである</li> <li>・ アクレディテーションの決定は、所定の質基準に基づいており、理解しやすいものでなければならない</li> </ul>

基準	5. 十分で信頼しうる人的および金銭的資源を有する
問い	アクセディテーション組織の人的および金銭的資源とは何か：実際の状況および見通しは？
参考点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アクレディテーション組織は、効率良く効果的な方法で、その目的を達成し、その任務を実行するための適切な人的および金銭的資源を有する</li> <li>・ 組織が確実な中期的資金調達を行える、十分な証拠がある</li> <li>・ 組織のスタッフ向けに人材開発プログラムが用意されている</li> </ul>

基準	6. 質の向上を重視する内部質保証体制を有する
問い	どの質保証の仕組みを、アクセディテーション組織は日常的に利用するのか？ 同組織の手続きは、評価を受けているのか（過程および結果について）？
参考点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アクレディテーション組織は、質を保証し向上させるための機能的な制度を有し、それは同組織の全体戦略に組み込まれている</li> <li>・ 質保証は、アクセディテーション組織の全運営にわたって行なわれる</li> <li>・ 質保証の責任は、定義され文書化されている</li> <li>・ アクレディテーション組織の質の方針は、同組織の目標、実行過程および手段を含めて公開される</li> <li>・ アクレディテーション組織は、内部フィードバックを得る仕組みを有し、それには手続きおよび方法についての意見やそれに伴う見直しの手続きも含まれる</li> <li>・ アクレディテーション組織は、専門委員会および外部利害関係者（例：アクセディテーション</li> </ul>

	<p>ンを受けた組織またはプログラム) からフィードバックを得る仕組みを有し、そのフィードバックの結果は組織向上に利用される</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ アク্রেディテーションの過程および効果は体系的に、アク্রেディテーション組織によって見直しされ、その結果は質向上に利用される</li> </ul>
--	---

基準	7. 周期的に外部評価を受けなければならない
問い	アク্রেディテーション組織の外部評価はどのように、そしてどれほどの頻度で行なわれるのか?
参考点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アク্রেディテーション組織の外部評価が実施されなければならない</li> <li>・ これらの外部評価委員会は、アク্রেディテーション組織による実施基準が適正に実行されるよう管理する</li> <li>・ その外部評価の結果は、公開されなければならない</li> </ul>

基準	8. 公的な説明責任を行なうことができ、方針、手続き、ガイドラインおよび基準が正式に公表されている
問い	<p>アク্রেディテーション組織は、その活動に一般社会をどのように関わらせるのか?</p> <p>一般社会はどのようにその情報を知ることができるのか?</p> <p>高等教育機関はどのようにその情報を知ることができるのか?</p>
参考点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アク্রেディテーション組織の方針、手続き、ガイドラインおよび基準に関する情報は、公的に入手できる</li> <li>・ その情報は更新されなくてはならない</li> <li>・ アク্রেディテーション組織の公的な説明責任は、アク্রেディテーション手続きおよび関連する活動についての成果および影響を定期的に報告することによって明示される</li> <li>・ アク্রেディテーション組織は、高等教育機関に対して、アク্রেディテーションの枠組みおよびアク্রেディテーション手続き(自己評価および外部評価のガイドライン)について明確な書類を示す</li> </ul>

基準	9. アク্রেディテーションの決定について適切な方法で一般社会に伝える
問い	<p>一般社会はどのようにそのアク্রেディテーション結果を知らされるのか?</p> <p>法的条件またはその他書類は、報告書の公開を規制するか?</p>
参考点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アク্রেディテーションの結果は、一般社会に公開されなくてはならない</li> <li>・ 公開する際の書式は、標準化された欧州の定型書式を参照すること</li> <li>・ 専門的な報告書およびアク্রেディテーション組織の報告書は、国内規制に従って公開されなくてはならない</li> </ul>

基準	10. 組織の決定について、異議申し立て方法が提示されている
問い	アク্রেディテーション組織に異議申し立てする方法とは?
参考点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アク্রেディテーション結果に対して異議申し立てすることが可能である</li> <li>・ 異議申し立ての手続きについては明記される</li> <li>・ 全ての申請者に対して平等で公平な処遇が約束されている</li> </ul>

基準	11. 国内外および/または専門の他のアク্রেディテーション組織と協力する
問い	アク্রেディテーション組織は、どのような質保証の分野における欧州ネットワークまたは機関と定期的に協力していくのか?
参考点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アク্রেディテーション組織は積極的に、国内または専門の他アク্রেディテーション組織と協力する</li> <li>・ アク্রেディテーション組織は、質保証またはアク্রেディテーション分野における包括的な欧州枠組みに順応して活動する</li> </ul>

アクセディテーション手続き：

基準	12. アクレディテーション手続きの過程および方法は、アクセディテーション組織自身によって定義されなければならない
問い	アクセディテーション組織は、その手続きを定義するにあたり独立性を有しているか？
参考点	・アクセディテーションの過程および方法は、アクセディテーション組織に責任があり、他団体によって定義されるものではない

基準	13. 組織レベルおよび／またはプログラムレベルで、定期的にアクセディテーションを実施していなければならない
問い	アクセディテーション組織は、プログラムまたは組織レベルのアクセディテーションを実施しているか？ 再アクセディテーションのための規制はどのようなものか？
参考点	・ アクレディテーション組織は、組織レベルおよび／またはプログラムレベルで、定期的にアクセディテーション活動を行っている ・ 再アクセディテーションおよびアクセディテーションの有効性についての決定は規制されている

基準	14. 高等教育機関による自己作成書類または自己評価、および外部調査（通例、現場視察）が含まれなければならない
問い	アクセディテーション過程は、どのように構築されるのか？
参考点	・ 自己作成書類、自己評価および外部調査は、アクセディテーション過程の一部である ・ 外部調査には、高等教育機関に対しての現地視察を含む ・ 外部調査チームの職務については、明確に指示されている ・ 事前アクセディテーションを行う場合、アクセディテーション組織は特定の規則を有する

基準	15. 外部パネルやグループの独立性および能力を保証するものでなければならない
問い	外部パネルの独立性はどのように保証されるのか？ 外部パネルの選定基準は決まっているのか？
参考点	・ 外部パネル／専門家委員会の選定基準は設定されており、アクセディテーション組織によって公開されている ・ 選定基準は、外部専門家の権限及び独立性を保証している ・ 専門家の独立性は、書面によって保証されている ・ 専門家チームの構成については、アクセディテーション組織によって透明性の高い方法で決定される

基準	16. 質向上に焦点を当てたものでなければならない
問い	高等教育機関の質向上のために、アクセディテーション過程においてどのような要素および仕組みが使われるのか？
参考点	・ アクレディテーション過程には、高等教育機関の質向上と改善を図る要素が含まれる ・ アクレディテーション過程は、高等教育機関の自治、独自性および高潔さを尊重しなくてはならない

アクレディテーション基準：

基準	17. 基準が公開されており、合意を受けた一連の質基準の発展を考慮にいたした欧州基準と矛盾のないものであること
問い	アクレディテーション手続きには、どのような質の水準及び基準が使用されるのか？ それらは国際水準に合っているのか？
参考点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アクレディテーション手続きに使用される質の水準及び基準は、欧州の優良実践に対応している</li> <li>・ 質の水準及び基準は、一般社会に公開される</li> <li>・ 質の水準及び基準の公式化の過程は、透明性を保ち、重要な利害関係者の全てが関わること</li> </ul>

Sources

- Akkreditierungsrat (2003), "Mindeststandards zur Akkreditierung von Akkreditierungsagenturen", <http://www.akkreditierungsrat.de/>
- CHEA (1998), "Recognition of Accrediting Organizations, Policy and Procedures"
- ENQA (2002), "Provisions concerning the membership of the Network"
- ENQA (2004), "ENQA working group on a peer review system for agencies – work update to the E4 platform"
- EUA (2003), "The role of universities in strengthening quality"
- EUA (2004), "EUA's QA policy position in the context of the Berlin communiqué"
- Board of INQAAHE (2003), "Principles of Good Practice"
- INQAAHE (2004), "Report of the work group on principles of good practice"
- Lindeberg Tobias, Kristoffersen Dorte (eds.) (2002), "A Method for Mutual Recognition", ENQA Occasional Papers 4
- NAO (2003), "Towards European Co-operation in the Field of Accreditation"
- Ullenius Christina (General Rapporteur) (2003), "Trends III, EUA policy statements, Bologna-follow-up seminars, pilot-projects, Graz reader, and reports from the group discussions."
- Woodhouse David (2002), "The Quality of Quality Assurance Agencies", INQAAHE
- Quality Assurance/Accreditation in the Emerging European Higher Education Area: a possible scenario for the future - Guy Haug - European Journal of Education, Vol 38, No 3/2003.

<訳注>

本資料は ECA(2004), *Code of Good Practice for the Members of the European Consortium for Accreditation in Higher Education (ECA)* を ECA の許諾を得て全訳したものである。原版（英語版）は以下から入手可能である。

[http://www.eaconsortium.net/admin/files/assets/subsites/1/documenten/1264159808\\_eca-code-of-good-practice-2004-rev2007.pdf](http://www.eaconsortium.net/admin/files/assets/subsites/1/documenten/1264159808_eca-code-of-good-practice-2004-rev2007.pdf)